

写 令和3年第1回定例会

(3月8日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和3年第1回益城町議会定例会目次

○3月8日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 議案第16号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）	4
日程第4 議案第17号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	4
日程第5 議案第18号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	4
日程第6 議案第19号 令和2年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）	4
日程第7 議案第20号 令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）	4
日程第8 令和3年度施政方針について	4
日程第9 議案第21号 令和3年度益城町一般会計予算	4
日程第10 議案第22号 令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算	4
日程第11 議案第23号 令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算	4
日程第12 議案第24号 令和3年度益城町介護保険特別会計予算	4
日程第13 議案第25号 令和3年度益城町下水道事業会計予算	4
日程第14 議案第26号 令和3年度益城町水道事業会計予算	4
日程第15 議案第27号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4
日程第16 議案第28号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	4
日程第17 議案第29号 益城町防災基本条例の制定について	4
日程第18 議案第30号 益城町税特別措置条例を廃止する条例の制定について	4
日程第19 議案第31号 益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第20 議案第32号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第21 議案第33号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第22 議案第34号 益城町7×2つなぐ基金条例の制定について	4
日程第23 議案第35号 益城町重度心身障害者扶養手当条例を廃止する条例の制定について	4

日程第24	議案第36号	益城町身体障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について	4
日程第25	議案第37号	益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	4
日程第26	議案第38号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	4
日程第27	議案第39号	益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について	4
日程第28	議案第40号	工事請負契約の締結について	4
日程第29	議案第41号	工事請負契約の締結について	4
日程第30	議案第42号	工事請負契約の締結について	4
日程第31	議案第43号	工事請負契約の変更について	4
日程第32	議案第44号	工事請負契約の変更について	4
日程第33	議案第45号	工事請負契約の変更について	4
日程第34	議案第46号	工事請負契約の変更について	5
日程第35	議案第47号	町道の路線廃止について	5
日程第36	議案第48号	町道の路線認定について	5
日程第37	議案第49号	御船町町道の路線認定に伴う承諾について	5
	散会		42

○3月9日（第2日）

出席議員	43
欠席議員	43
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	43
説明のため出席した者の職・氏名	43
開議	44
日程第1 総括質疑	44
散会	84

○3月10日（第3日）

出席議員	86
欠席議員	86
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	86
説明のため出席した者の職・氏名	86
開議	87
日程第1 一般質問	87
5番 富田徳弘議員	87

1	令和3年度予算編成について	
2	企業誘致関連施策について	
3	復興まちづくり支援施設について	
4	農業用ため池の管理保全について	
7番	吉村建文議員	99
1	コロナワクチン接種について	
2	小学校1教室35人体制について	
3	災害時の要支援者個別計画について	
4	町の街路灯、防犯灯のLEDの転換について	
1番	木村正史議員	108
1	新型コロナウイルスワクチン接種について	
2	新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金について	
3	コロナ禍後のにぎわいづくりへの貢献について	
3番	上村幸輝議員	116
1	コロナワクチン接種について	
2	まちづくり協議会から提案のあったハード事業について	
3	福田町民グラウンド北西側の、町による買収済み土地について	
4	地区公民館の上下水道料金について	
2番	西山洋一議員	125
1	街路事業の進捗状況について	
2	防災行政無線の整備について	
3	健康ポイント事業について	
	散会	134

○3月11日（第4日）

	出席議員	135
	欠席議員	135
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	135
	説明のため出席した者の職・氏名	135
	開議	136
	日程第1 一般質問	136
17番	坂田みはる議員	136
1	熊本地震5年を迎えての町の取組みについて	
2	ICTを活用した教育について	

8 番	甲斐康之議員	145
	1 生活保護申請時の「扶養照会」の廃止について	
	2 「特別障害者手当」の周知徹底について	
	3 熊本地震の震災遺構の保存と活用について	
9 番	榮 正敏議員	154
	1 コロナワクチン接種対策について	
	2 地域福祉における支援体制について	
	3 深まる認知症の深層について	
	散会	165

○3月16日（第5日）

	出席議員	166
	欠席議員	167
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	167
	説明のため出席した者の職・氏名	167
	開議	167
日程第1	常任委員長報告	167
日程第2	議案第50号 工事請負契約の締結について	182
日程第3	議案第51号 工事請負契約の締結について	184
日程第4	議案第52号 工事請負契約の変更について	185
日程第5	議案第53号 工事請負契約の変更について	185
日程第6	議案第54号 工事請負契約の変更について	186
日程第7	議案第55号 工事請負契約の変更について	187
日程第8	議案第56号 工事請負契約の変更について	188
日程第9	議案第57号 工事請負契約の変更について	189
日程第10	議案第58号 工事請負契約の変更について	190
日程第11	議案第59号 工事請負契約の変更について	190
日程第12	議案第60号 工事請負契約の変更について	191
日程第13	議案第61号 工事請負契約の変更について	192
日程第14	議案第62号 工事請負契約の変更について	193
日程第15	議案第63号 工事請負契約の変更について	194
日程第16	議案第64号 工事請負契約の変更について	194
日程第17	議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	195
日程第18	議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	196
日程第19	議員派遣の件	197

日程第20 閉会中の継続調査の件	197
閉会	197

3 月 8 日 (月 曜 日)

令和3年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年3月8日午前10時00分招集
2. 令和3年3月8日午前10時00分開会
3. 令和3年3月8日午後2時23分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 議案第16号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）
 - 日程第4 議案第17号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - 日程第5 議案第18号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 - 日程第6 議案第19号 令和2年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第7 議案第20号 令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）
 - 日程第8 令和3年度施政方針について
 - 日程第9 議案第21号 令和3年度益城町一般会計予算
 - 日程第10 議案第22号 令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第11 議案第23号 令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第12 議案第24号 令和3年度益城町介護保険特別会計予算
 - 日程第13 議案第25号 令和3年度益城町下水道事業会計予算
 - 日程第14 議案第26号 令和3年度益城町水道事業会計予算
 - 日程第15 議案第27号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
 - 日程第16 議案第28号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
 - 日程第17 議案第29号 益城町防災基本条例の制定について
 - 日程第18 議案第30号 益城町税特別措置条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第19 議案第31号 益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第32号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第33号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第22 議案第34号 益城町7×2つなぐ基金条例の制定について
 - 日程第23 議案第35号 益城町重度心身障害者扶養手当条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第24 議案第36号 益城町身体障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第25 議案第37号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第26 議案第38号 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を

改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第27 議案第39号 益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について
日程第28 議案第40号 工事請負契約の締結について
日程第29 議案第41号 工事請負契約の締結について
日程第30 議案第42号 工事請負契約の締結について
日程第31 議案第43号 工事請負契約の変更について
日程第32 議案第44号 工事請負契約の変更について
日程第33 議案第45号 工事請負契約の変更について
日程第34 議案第46号 工事請負契約の変更について
日程第35 議案第47号 町道の路線廃止について
日程第36 議案第48号 町道の路線認定について
日程第37 議案第49号 御船町町道の路線認定に伴う承諾について

7. 出席議員（18名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 |
| 16番 荒牧昭博君 | 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
危機管理監	今石佳太君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	木下宗徳君	総務課長	河内正明君
総務課審議員	遠山伸也君	新庁舎等建設推進課長	田上勝志君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
企画財政課審議員	吉川博文君	税務課長	深江健一君

住民保険課長	富 永 清 徳 君	福 祉 課 長	塘 田 仁 君
生活再建支援課長	姫 野 幸 徳 君	こども未来課長	松 本 浩 治 君
健康づくり推進課長	松 永 昇 君	産業振興課長	福 岡 廣 徳 君
都市建設課長	村 上 康 幸 君	復旧事業課長	増 田 充 浩 君
復興整備課長	米 満 博 海 君	公営住宅課長	水 口 清 君
学校教育課長	金 原 雅 紀 君	生涯学習課長	水 上 眞 一 君
下水道課長	荒 木 栄 一 君	水 道 課 長	竹 林 浩 幸 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第1回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから、令和3年第1回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、2番西山洋一議員、10番中川公則議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの9日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明と令和3年度施政方針を行います。

明日9日は総括質疑、10日、11日は一般質問、12日は常任委員会書類審査、13日、14日は休会、15日は常任委員会現地視察、16日は常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということとでまいりたいと思っております。

-
- 日程第3 議案第16号 令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第4 議案第17号 令和2年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第18号 令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第19号 令和2年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第20号 令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第8 令和3年度施政方針について
- 日程第9 議案第21号 令和3年度益城町一般会計予算
- 日程第10 議案第22号 令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第23号 令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第24号 令和3年度益城町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第25号 令和3年度益城町下水道事業会計予算
- 日程第14 議案第26号 令和3年度益城町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第27号 益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第28号 町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第29号 益城町防災基本条例の制定について
- 日程第18 議案第30号 益城町税特別措置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第19 議案第31号 益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第32号 益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第33号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第34号 益城町7×2つなぐ基金条例の制定について
- 日程第23 議案第35号 益城町重度心身障害者扶養手当条例を廃止する条例の制定について
- 日程第24 議案第36号 益城町身体障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
- 日程第25 議案第37号 益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第38号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第39号 益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議案第40号 工事請負契約の締結について
- 日程第29 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第30 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 日程第31 議案第43号 工事請負契約の変更について
- 日程第32 議案第44号 工事請負契約の変更について
- 日程第33 議案第45号 工事請負契約の変更について

日程第34 議案第46号 工事請負契約の変更について

日程第35 議案第47号 町道の路線廃止について

日程第36 議案第48号 町道の路線認定について

日程第37 議案第49号 御船町町道の路線認定に伴う承諾について

○議長（稲田忠則君） 次に日程第3、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第37、議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までを一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第37、議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第3、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第7、議案第20号「令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和3年第1回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

昨日、嘉島町民会館におきまして、第8回くまもと子ども芸術祭2020 in 上益城が開催されました。次世代の担い手となる子供たちが優れた芸術文化に触れ、地域の伝統芸能に親しむ機会を設けることが重要でありますことから、子供たちを主体にした芸術祭を実施し、地域の芸術文化の活力を取り戻し、次世代への継続発展につなげることを目的に開催されています。

今回は、益城中学校吹奏楽部、益城神楽子ども教室、和楽器アンサンブルRinneジュニアをはじめ、郡内から八つの団体が出演をしております。私自身、子供たちから大変大きなパワーと感動をいただきました。コロナで大変な状況ですが、つらく苦しいときこそ、人を感動させるのが芸術であると改めて感じたところです。感染防止を徹底し、開催していただいた実行委員会、県、町の文化協会をはじめ多くの団体の皆様に心から感謝を申し上げます。当日の様子は3月の末からユーチューブで放映をされる予定です。

また、平成28年熊本地震益城町震災記録誌が第42回熊日出版文化賞を受賞しまして、明日3月9日贈呈式が行われます。私自身、熊本地震当初、地震後の対応方法につきまして、持参していただいた多くの震災自治体の記録誌を熟読し、震災後の復旧復興に向け、大変参考にさせていただきました。今回の記録誌の作成に当たりましては、今後大災害が発生したときに少しでも参考になればと、担当職員には起きたこと、悩み、迷い、苦労したこと、工夫したこと、一切脚色をせずにあるのまを書いてほしいと指示をしたところです。

昨年7月の県南豪雨災害時にも、被災自治体に対しまして、検証、報告と併せて持参し、被災自治体の適切な業務に結びついたとの評価もいただいております。作成に当たり御協力をいただ

いた稲田議長、宮崎災害復興特別委員会委員長をはじめ、議員の皆様、そして、担当職員はじめ全職員に対し、感謝申し上げたいと思っております。

それでは、早速御説明を申し上げます。

議案第16号、一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ13億281万3,000円減額しまして、歳入歳出総額251億5,341万円とするものです。

第2表の債務負担行為補正は、3事業を追加しており、文化会館につきましては、災害復旧工事が完了しますので、令和3年度から指定管理を再開するためのものです。

第3表の地方債補正では、三つの事業債の追加、一つの事業債を廃止及び12の事業債を変更しております。

歳入歳出予算補正で主なものとしましては、防災行政無線デジタル化事業で、緊急防災減災事業債の地方財政措置が5年間延長されたため、来年度以降に組み替えるため、工事費などを減額しております。また、普通交付税や繰越金、町税等の一般財源が増加したことに伴い、財政調整などの基金繰入金を減額しますとともに、社会福祉振興基金に5億5,000万円の積立金を計上しております。

さらに、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備を図るための補助金1,180万円、国の補正予算を活用しました県道熊本高森線4車線化事業や木山地区土地区画整理事業の負担金も増額しているところです。そのほか、職員の給料や手当などの人件費及び中長期派遣職員の負担金などの減額が主なものになっております。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第17号、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で937万5,000円の減額補正、議案第18号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で539万8,000円の減額補正、議案第19号、下水道事業会計補正予算（第3号）では、収益的収入及び支出の収入で858万3,000円、支出で470万円それぞれ増額、資本的収入及び支出の収入で3,425万円、支出で4,434万9,000円それぞれ増額補正をしております。

さらには、議案第20号、水道事業会計補正予算（第3号）では、収益的収入及び支出の収入で759万円、支出で1,593万7,000円それぞれ増額、また資本的収入及び支出の収入を3,954万3,000円、支出を3,000万円それぞれ減額補正しております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。議案第16号から20号までの説明をさせていただきます。

まず、議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算書の1ページを開けていただきたいと思えます。

第1条で歳入歳出予算の補正をしております、歳入歳出それぞれ13億281万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ251億5,341万円としております。第2条のほうで債務負担行為の補正、それから第3条で地方債の補正をしております。

5 ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正です。追加で三つの事業について追加をしております。まちづくり活動支援センター業務委託、それから市ノ後団地配水管布設替工事、益城町文化会館指定管理業務についての三つの事業につきまして、期間、限度額についての追加補正をしております。

6 ページをお願いいたします。

第3表で地方債の補正です。追加で三つの事業を追加をしております、一つ目が減資補填債9,790万円、それから、その他二つの事業の追加になっております。減資補填債につきましては、コロナの影響により、消費税とかゴルフ場の利用税、たばこ税等の減収に伴うものの地方債補填債になっておりましたの限度額というところです。

それから二つ目が廃止です。中学校施設整備事業で、益城中学校の備品に充てようとしてました事業債についてで、廃止をしております。

7 ページのほうの変更で、12の事業について変更をしております。一番上の緊急防災減災事業債につきましては、緊急防災対策減災事業債の緊急防災関係の期間の延長に伴いまして、歳入歳出予算については令和3年度以降に計上していくというところで減額をしております。

それから、中ほどのほうで行きます。土地区画整理事業については、国の補正予算の活用につきまして、補正後が1億2,840万円で4,000万程度の増額というところです。

その下の社会体育施設整備事業については、7,720万円の減額をしております、総合体育館の備品に充てようとしておりました起債について減額をしております。

その下の役場庁舎等の災害復旧事業についても1億3,400万円程度の減額をしております、造成工事等の入札残に伴う減額となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

歳入予算になります。

1款町税です。町民税、それから固定資産税等についてそれぞれ増額をしております。町民税関係についても、個人住民税では2億1,000万程度の増額、固定資産においても5,600万程度の増額となっております。

11ページのほうでは、地方交付税で、普通交付税確定に伴います5億4,000万程度の増額で、最終的には31億9,000万程度の交付決定をいただいているところです。

次に国庫支出金のほうです。4目の災害復旧国庫負担金で1,590万程度の増額としておりまして、12ページのほうで農林水産施設災害復旧費の負担金として増額をしております。潮井公園の接続道路関係の負担金としての増額。そして農道潮井公園線ですね、1,600万円に対しての99.4%の負担金をいただくことになっております。

次が国庫の補助金のほうで、総務費の国庫補助金のほうでは3,400万程度の増額で、一つ目の社会保障・税番号制度個人カード関連事務費関係の委任交付金で1,100万程度、それから一番下のほうの再編関連訓練移転等交付金、オスプレイの訓練に伴います交付金のほうを2,100万円いただいております。

それから12ページの一番下のほうでは、衛生費の国庫補助金で1,180万円、新型コロナウイルス

スワクチン接種体制確保事業の補助金です。同額を歳出予算のほうに計上をしております。

13ページのほうで、10目の災害復旧費補助金で減額をしております。減額としましては、公立社会教育施設災害復旧費の補助金について減額をしております、中央公民館分の補助金として計上していたものになります。

その上ではですね、農林水産施設の災害復旧の補助金として112万3,000円、補助率のかさ上げ90%から99%に見たところでの差額分の増額をしているところです。

14ページのほうをお願いいたします。

民生費の負担金で5億4,000万程度の減額ですが、4節の災害救助費の負担金、こちらのほうで減額をしております、仮設用地の農地復旧のほうでの減額になっております。

次に、県の補助金のほうの総務費の県補助金です。2億8,000万程度の減額になっております。熊本地震復興基金の交付金について減額をしております、被災宅地等の事業費についての減額が発生し、交付金のほうの減額をしている状況です。

15ページです。

5目の農林水産業費の県補助金について、2,290万程度増額としております。1節の中の農業費補助金の四つ目、担い手確保・経営強化支援事業補助金について増額としております、2分の1の補助率となっております。歳出予算に増額のほうをですね、計上をしております。

それから、6目の商工費補助金については711万6,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症の対応の総合交付金のほうの県交付金をいただいているところです。2分の1の補助率になっております。

16ページのほうでは、基金繰入金について13億程度の減額補正で、財政調整基金を繰入れを減額をしているところになります。財政調整減債基金、公共下水道建設基金繰入れについては、基金繰入れのほうは令和2年度ではないというふうな状況になっております。

次に、繰越金については8億6,000万程度増額です。雑入のほうで210万程度の増額で、一番下の台風被害復旧支援事業補助金の返還金、国、県、町に対する返還金を増額してます。

次、19ページをお願いいたします。

2款の総務費です。一般管理費で430万程度の増額です。

20ページをお願いいたします。

18節で中長期派遣職員の方の人件費の負担金について増額をしております。企画費のほうでは214万8,000円の増額で、18節でタクシー事業者感染防止対策応援補助金ということで195万円の増額、タクシー事業関係で1台3万円、65台分の計上です。2分の1県補助でいただくことになっております。

6目が防災費です。7億2,000万程度の減額になっておりまして、防災行政無線の予算につきまして、令和3年度以降で歳入歳出予算で対応するというので減額をしております。

それから、7目諸費のほうでは、有線放送、広報掲示板等に153万円の増額補正です。

22ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費のほうでは、個人番号カード交付事務負担金について1,100万程度の増額

で、財源としましては全額国費で賄うことになっております。

24ページをお願いいたします。

3 款の民生費です。社会福祉総務費で、25ページの24節社会福祉振興基金積立金に5,000万円の増額をしております。町税やふるさと納税、繰越金、普通交付税等の増額に伴いまして、振興基金のほうを積立をしております。それから、児童福祉費の児童福祉総務費で1,000万程度の減額になっております。

26ページをお願いいたします。

減額の主なものとしましては、12節の放課後児童健全育成事業の委託料の減額、それから18節のほうでは私立保育所運営費の給付金については2,000万程度増額をしております。

28ページをお願いいたします。

災害復旧費です。5億5,000万程度減額としておりまして、14節の工事費、仮設団地農地復旧工事請負費の5億程度減額をしております。

それから、2目の仮設住宅運営費のほうでも、12節の委託料、みんなの家移設工事設計管理委託料について4,000万円程度の減額です。

30ページのほうをお願いいたします。

4 款衛生費のほうで予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備の補助金について1,180万円の増額をしております。個別接種で協力いただく医療機関に対する補助金になります。

それから、6 款の農林水産業費のほうでは、3 目の農業振興費1,900万程度の増額です。12節二つ目の担い手確保経営強化支援事業補助金として、農業者の方の施設整備、ハウス等の施設設備に対する補助金になっておりまして、事業費の2分の1を補助するようになっております。それから、農地費のほうでは1,100万程度の増額で、県営事業負担金関係を増額してます。

32ページをお願いいたします。

8 款の土木費です。土木総務費のほうは1億7,000万程度の減額で、18節の中長期派遣の方の人員費について減額です。

33ページの都市計画総務費です。こちらのほうでは、18節の各種事業関係の決算見込みに伴う減額に伴い、8,000万程度の減額になっております。

34ページをお願いいたします。

6 目の土地区画整理費です。4,000万程度増額してまして、益城中央土地区画整理事業の負担金です。国の補正予算を活用したものとしての増額分となっております。

次に、9 款の消防費、消防施設費のほうでは、熊本市消防局常備消防事務の委託料について、退職手当分の増額分ということで、1,500万程度の増額、それから、消火栓の維持管理関係ということで、水道事業関係に対する消火栓の工事が増加したことに伴い、300万程度増額をしております。

10 款の教育費の事務局費では、ICTタブレット導入の委託についての減額とか、ICT機器の購入について、入札残に伴い減額をしております。

37ページをお願いいたします。

社会教育総務費です。2,200万程度減額をしております、38ページのほうで18節中長期派遣職員の方の負担金について減額です。

それから、39ページのほうでは、体育施設費のほうで体育施設指定管理委託料について223万5,000円の増額で、コロナの影響により指定管理料について増額をしております。

それから、11款のほうでは農業用施設災害復旧費で、14節の工事請負費のほうで、農道潮井線の増額分として2,000万円増額しております。

40ページのほうでは、道路橋梁の災害復旧費で、被災橋梁災害復旧業務委託料800万円の増額をしております、県への委託事業になっております。

6目から9目までの事業につきましては、いずれも県の復興基金の事業だったり、創意工夫分の復興基金の事業になっておまして、決算見込みによる減額補正となっております。

41ページのその他公共施設、公用施設の災害復旧については、12節のほうで複合施設関係の実施設について9,700万程度の減額、それから工事請負費については、新庁舎建設用地の造成工事について、入札残に伴い7,800万の減額をしています。

12款のほうでは、地方債の元金について1億3,240万円の増額です。

42ページのほうでは、予備費について3,300万程度の増額をしております。

議案第16号につきましては以上です。

次に、議案第17号です。

国民健康保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ937万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ40億7,883万2,000円としております。

6ページをお願いいたします。

一般会計からの繰入金です。保険基盤安定繰入金、それから国保財政安定化支援事業繰入金で、交付決定、それから額の確定に伴い、増額、減額をしているところです。

それから、7ページのほうが歳出になります。

療養費の高額療養費で、一般被保険者の高額療養費については額の実績に伴う決算見込みによりまして4,300万程度の増額。それから、償還金としまして、元年度の国庫負担金関係の清算返還金について112万円の増額をしています。

8ページのほうでは、予備費について5,300万程度の減額です。

議案第17号につきましては以上です。

議案第18号です。後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）になります。

1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ539万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億3,621万2,000円としております。

6ページをお願いいたします。

歳入歳出いずれも保険基盤安定関係の負担金の減額、それから、歳出のほうでは負担金の減額、歳入のほうではその一般会計からの繰入金同額をですね、減額をしているところです。

議案第18号につきましては以上です。

次に、議案第19号、令和2年度下水道事業会計補正予算（第3号）です。

1ページをお願いいたします。

第2条のほうで、業務の予定量の補正ということで、補正予定量としましては4,100万の補正予算というところです。

それから第3条のほうで、収益的収入、支出の補正になっておりまして、収入としましては858万3,000円の増額補正。

それから、2ページをお願いいたします。

支出のほうでは470万円の増額となっております。

資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入が支出に対して不足する額及び当年度分の消費税及び地方消費税の収支の調整額、それから当年度分の損益勘定留保資金についての補填額等についての補正。それから、資本的収入、支出についての補正というふうにしております。収入につきましては、補正の額としまして3,425万円の増額、支出のほうも4,434万9,000円のそれぞれ増額をしています。

第5条では、債務負担行為の補正で、浄化センターストックマネジメント計画更新の工事について、補正後が1億9,300万円で、3,500万円の減額をしています。

それから、6条のほうで、起債の補正です。下水道事業債として補正後が8億1,110万円、1,450万円の増額をしております。

8ページをお願いいたします。

補正予算（第3号）の実施計画明細書になっております。収益的収入及び支出の収入になっておりまして、収入としましては、過年度消費税の還付金858万3,000円の増額補正をしております。

9ページをお願いいたします。

支出になります。処理場分として脱水ケーキの処分、それから汚泥運搬料等の増額に伴いまして470万円の増額です。

10ページからが資本的収入及び支出になっております。資本的収入については、企業債については1,450万円の増額。他会計補助金としまして、繰越金として200万円の増額。国庫補助金のほうは、国の補正予算の活用により、2,475万円の減額になってます。

11ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出になっておりまして、建設改良費、処理場の建設改良関係で、いずれも国の補正予算を活用した処理場の更新業務、それから処理場の耐震化の調査業務についての増額分。企業債の償還としまして、元金の不足分334万9,000円の増額になっています。

議案第19号につきましては以上です。

続きまして、議案第20号です。令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）です。

1ページをお願いいたします。

第2条で収益的収入及び支出の補正としておりまして、収入では759万円、支出のほうでは1,593万7,000円それぞれ増額になってます。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出になっておりまして、こちらのほうも資本的収入が支出額に対して不足する額、それから当過年度損益勘定留保資金についての補正、それから資本的収入、支出についての予定額についての補正となっております。収入につきましては3,954万3,000円の減額、支出につきましても3,000万円の減額となっております。

7ページをお願いいたします。

補正予算の実施計画明細書です。資本的収入及び支出の収入になります。水道事業の企業債について、補正としましては1億670万円の減額となっております。内容につきましては、説明のとおりになっておりまして、都市計画道路等の事業費の減に伴うものということです。

工事の負担金につきましては、空港ターミナルビルの負担金について5,500万円の増額、補助金のほうは、他会計補助金、一般会計からの補助金として315万7,000円の増額。県補助金として、益城中央線の道路整備に伴う負担金として900万円の増額になってます。

8ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出となっております。負担金としまして、西地区の区画整理事業の配水管の整備の負担金として、3,000万円の減額をしているところです。

議案第20号につきましては以上です。

以上で補正予算関係の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第7、議案第20号「令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの説明が終わりました。

続いて、日程第8、「令和3年度施政方針について」。

西村町長。

○町長（西村博則君） 施政方針を申し上げます。

平成28年熊本地震から一つの大きな節目である5年を迎えようとしております。この間、多くの皆様、関係各機関の温かい御支援、御協力によりまして、着実に復旧復興を進めることができっております。改めて感謝を申し上げます。

さて、昨年7月に発生しました県南豪雨は、各地に甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々、そして御遺族の皆様に対しまして、町民を代表して心から哀悼の意を捧げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

また、一昨年から流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に広がり、私たちの生活は一変しました。本町におきましても、困難な状況に陥っている方々への給付事業や町内小中学生のタブレット配付など、町独自の対策をスピード感を持って進めてまいりました。来月以降に始まる予定のワクチン接種につきましても、町医師会と協力体制を築き、万全の体制で全町を挙げて取り組んでまいります。今後も引き続き、町民の皆様の安全、安心を図っていくため、国、県、関係機関などと緊密に連携を取りながら、町民の皆様にも適時情報をお届けしますとともに、的確な感染症対策に取り組んでまいります。

現在、町は震災からの完全復興を目指し、様々な事業に取り組んでおり、惣領のにぎわい拠点整備や復興まちづくり支援施設の建設など、各地域の重要拠点となる施設整備が進み、復興後の町の姿を見据えたにぎわいづくりが目に見える形で動き始めております。今後も引き続き、町民の皆様と共ににぎわいづくりを展開し、真に豊かな町を目指してまいります。

それでは、令和3年第1回益城町議会定例会の開催に当たり、令和3年度の主要施策につきまして、第6次益城町総合計画に掲げております八つの大綱に沿いまして述べさせていただきます。まず一つ目は、「安全で安心して暮らしやすいまちづくり」についてでございます。

被災された方々の生活再建は、本町にとりまして最重要課題であり、生活再建の基盤となります住まいの再建を図っていただくため、宅地の整備を進めております。

災害公営住宅は、令和2年3月末に全団地が完成し、被災された入居予定者の方々は全て入居され、新たな生活を始めておられます。

一方で、いまだ仮設住宅には、2月末現在で建設型で71戸167人、借り上げ型で47戸137人が入居されている状況にあります。応急仮設住宅の皆様が、一日も早い住まい再建を実現されるよう、地域支え合いセンターなどの関係機関と連携しながら、それぞれの世帯に寄り添った適切な支援を引き続き進めてまいります。

消防、防災対策につきましては、町民の皆様へ、災害情報をはじめとする行政情報を適時、適切に発信できるよう、防災行政無線設備のデジタル化整備を行います。

あわせて、熊本地震により被災しました消防団詰所の復旧に加え、積載車や小型動力ポンプを計画的に更新し、消防団活動の充実を図ります。

さらに、今議会に提案しております益城町防災基本条例の制定をはじめ、安全、安心まちづくり宣言やアクションプランなどを策定し、町民の防災意識及び地域防災力の向上を図ってまいります。

安永、福富地区で進めております内水面对策につきましては、ポンプ場の用地買収も終了し、一部工事に着手しております。令和3年度には排水ポンプを設置し、浸水被害を軽減してまいります。

次に、二つ目の「生き生きと健やかに暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、地域福祉につきましては、新たな生活を始められた災害公営住宅では、団地内で生活をする上でのルールづくりや、自治会などの組織づくりなど、住民主体の活動に取り組んでいただいております。引き続き、社会福祉協議会などの関係機関、団体と連携し、適切な支援を行ってまいります。

健康づくりにつきましては、ウォーキングは健康増進やダイエットにつながりますことから、昨年8月に、歩きたくなるまちなかを目指し、ウォーカブル推進都市を宣言したところです。さらに、「ましき健康づくり応援ポイント事業」に加え、若い世代が取り組みやすくなるよう、熊本健康アプリを活用するとともに、住民主体による健康づくり活動を引き続き支援し、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を高めていただけるよう、努めてまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、介護保険制度を持続しながら、地域包括支援センターを中

心に、関係機関などと連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるように、地域全体で支えるための各種取組を推進してまいります。

認知症施策につきましては、認知症地域支援推進員と連携しながら、認知症サポーターの養成や普及啓発活動を継続するとともに、医療、介護の関係者で構成します認知症初期集中支援チームへの積極的支援及び認知症高齢者の見守り体制を充実してまいります。

次に、障がい者福祉の充実につきましては、新たに策定いたしました第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画を踏まえ、適切なサービスの提供に努めてまいります。

子育て支援につきましては、病児・病後児保育事業において、熊本連携中枢都市圏の事業に参加することで、町民の利便性の向上を図ってまいります。なお、町立の保育所、幼稚園につきましては、第4次行政改革大綱に基づき、新たに諮問委員会を設置の上、今後の在り方を検討してまいります。

次に、三つ目の「個性と創造力を育むまちづくり」についてでございます。

学校教育につきましては、新型コロナウイルス感染症による児童生徒や保護者の不安感解消及び学力保障を図るため、令和3年度も本町独自の取組である「いきいき益城っ子育て事業」や「ドリーム益城っ子事業」に加え、スクールサポートスタッフや学習支援員の追加配置を実施いたします。

また、各小中学校に配置しております特別支援教育支援員や医療支援員につきましても、令和3年度も引き続き配置してまいります。

なお、震災やコロナ禍でダメージを受けた子供たちの心のケアにつきましては、教育委員会に設置しております相談電話の活用と共に、不登校傾向の児童生徒に対する適応指導教室を町内に2か所設置します。

教育環境の整備につきましては、地震により被災しました益城中学校の体育館は令和3年1月に完成し、校舎は今月末の完成を目指して取り組んでいるところです。

また、ICT教育の推進を通じて、子供たちがコロナ禍においても学びを継続できるよう、昨年12月末に、全ての職員、児童生徒に対して、3,600台のタブレットの配備をしたところです。今後、1人1台の端末が各家庭でも活用され、個性と創造力を伸ばし、学びの保障につなげることができるよう、現在、各学校の教職員のICT研修を進めているところです。

社会教育施設につきましては、文化会館が今月末に復旧工事完了の予定で、本年7月に供用を開始いたします。

コミュニティ・スクールの推進につきましては、町内の七つの学校の運営協議会を中心として、地域と家庭、学校と子供、行政の5者が連携できるよう、教育委員会でのサポートを行ってまいります。

スポーツの振興につきましては、昨年7月に総合体育館の供用を開始し、本年3月には、スポーツ施設PR動画及びパンフレットを作成します。今後は、町体育協会や県スポーツ協会など、関係団体と協力しながら、イベントや各種大会を積極的に誘致すると共に、町民の皆様の健康づくりに全力で取り組んでまいります。

文化財保護につきましては、国天然記念物布田川断層帯の保存と活用に取り組み、杉堂の潮井自然公園では、整備計画の見直し及びアクセス道路の測量を実施しており、今後は四賢婦人記念館や布田川断層帯が益城を代表する観光拠点、学びの拠点となるよう整備を図ってまいります。

次に、四つ目の「自然と調和した活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

まず、町の土地利用指針となる都市計画マスタープランを具現化するため、立地適正化計画の早期策定を目指し、今後、この計画に基づいた新たなまちづくりに取り組んでまいります。

次に、震災からの復旧事業につきましては、公共土木施設の道路、河川においては約99%の工事契約が完了しております。また、被災しました橋梁20橋のうち15橋につきましては復旧工事が完了し、残る5橋のうち3橋は今年度末に完了予定です。未完了の2橋につきましても拡幅の上架け替えを行い、寺迫第一橋は本年9月末、残る木山橋につきましても令和5年3月末の完成を見込んでおります。

被災宅地の復旧につきましては、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業が令和3年度内で完了の見込みです。基金事業としての宅地地盤改良や私道復旧、共同墓地復旧につきましても助成を継続してまいります。

復興事業につきましては、都市計画道路横町線、益城東西線、南北線、第2南北線の4路線の整備を進めており、現在、横町線、益城東西線の一部及び第2南北線の一部について、用地取得に取り組んでおります。工事につきましても、横町線の木山橋架け替え工事など、一部着手しております。今後も引き続き、用地取得と併せ、着工可能となった区間から随時工事を行ってまいります。

県事業として進められています益城中央市街地復興土地区画整理事業につきましては、これまで宅地面積で約58%の仮換地指定がなされており、仮設住宅などにお住まいの方々の住宅再建も進んでおります。今後も、権利者の皆様が一日も早く住宅やなりわいなどを再建できるよう、県と町が一体となって事業の推進を図ってまいります。

県道熊本高森線の4車線化につきましては、用地買収が8割以上の地権者の方々と契約が済んでおり、これまでに歩道部分の開通が5地区7か所で約705メートルの供用が開始されています。さらに、工事で移転を余儀なくされた事業者の受け皿として、新たな商業拠点づくりの計画など、今後も県と連携し、事業の推進を図ってまいります。

次に、水道事業につきましては、災害に強く安全、安心な水の安定供給に引き続き努めますとともに、老朽化対策として、来年度から資産管理計画を立て、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に水道施設を管理し、事業全体の経営改革と基盤強化に取り組んでまいります。

下水道事業につきましては、昨年の4月から公営企業会計に移行し、堅実な運営に取り組んでおります。管路整備につきましても、未整備の下陳地区を早急に整備し、益城台地土地区画整理事業西地区及び新住宅エリアについても整備を図ってまいります。

公共交通につきましては、本年3月に策定します益城町地域公共交通計画に沿って、復興事業を踏まえたまちづくり、にぎわいづくりのための公共交通の施策、交通空白地域の解消のための施策を進めてまいります。また、令和3年度には、県道熊本高森線沿線の駐輪場整備計画を策定

し、令和4年度以降に施設整備を進めることにより、公共交通のさらなる利便性の向上を図ってまいります。

次に、五つ目の「地域力により創出する活気あるまちづくり」についてでございます。

まず、商工業の活性化につきましては、コロナ禍による事業者への影響を最小限に食い止めながら、熊本地震からの創造的復興に向けた町のにぎわいづくりを実現するため、今年度中の国認定を目指しています中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地におけるまちづくりや経済活力の向上を目的とした取組に着手しております。

具体的には、県道熊本高森線の4車線化事業で移転を余儀なくされる町内事業者の方々の再スタートの場として、地域拠点である惣領交差点周辺の核となる施設、惣領にぎわい拠点の整備に着手します。さらに、木山地区の土地区画整理事業地内に、みんなの家を活用したコワーキングスペースや、シェアオフィスなどを整備します。そこに、新たな技術や時代の変化を先取りしたビジネスを展開する首都圏などの企業を誘致し、町内の若者などとの交流を促すことで、地域課題の解決に寄与する新たな取組を創出してまいります。

企業誘致につきましては、中長期的な企業誘致の環境整備に向け、産業拠点となる適地の調査を実施しています。この調査結果を踏まえ、産業拠点の整備に向けた地権者の意向調査や土地規制との調整、具体的な開発手法の検討などを進めますと共に、私自身のトップセールスによる誘致活動も引き続き展開してまいります。

また、にぎわいづくりに関するイベントや新たな特産品開発などにつきましても、実施に必要な経費の一部を助成するなど、町民による町のにぎわいづくりに向けた取組を支援してまいります。

農業政策につきましては、有機農業やレンゲ栽培などに取り組む農業者団体などに支援を行い、環境保全型農業のより一層の推進を図ります。

農業施設関係につきましては、揚水施設や配水管などの老朽化が進んでいますことから、県営事業や土地改良事業などを活用し、計画的に改修をしてまいります。

次に、六つ目の「誰もが主役になれる個性的なまちづくり」についてでございます。

協働のまちづくりにつきましては、熊本地震の教訓を踏まえ、まちづくり協議会や自主防災組織といった町民主体の組織の設立や活動に対して、継続的に支援を行ってきたところです。看護は、町民主体のまちづくり活動をさらに活発化するため、支援体制の強化や新たな支援策についての検討を行い、協働のまちづくりをより一層推進してまいります。

男女共同参画社会の実現につきましては、男女共同参画社会推進懇話会と協働で講演などの啓発事業を今後も継続し、男女共同参画の意識を高めてまいります。

基本的な人権が尊重されることは、明るく住みよいまちづくりの基盤です。各種関係団体と連携し、部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向け、人権教育や人権啓発の推進に努め、差別のない明るい社会を目指してまいります。

次に、七つ目の「まちの魅力を伝えみんなに選ばれるまちづくり」についてでございます。

まちの魅力や復興状況などを町内外に積極的に発信し、誘客や定住促進など、町のさらなる発

展のためにつなげるため、町のプロモーション及び広報紙のデザインやレイアウトなどを専門家に委託し、分かりやすく、若者から高齢者の方まで興味を持っていただける広報紙づくりに努めますとともに、全国への情報発信も充実してまいります。

また、今後、災害情報や行政の情報だけではなく、まちづくりにおける町民の皆様の主体的な活動につきましても、さらなる情報発信に努めてまいります。

最後に、八つ目の「効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり」についてでございます。

熊本地震からの復旧復興事業の財源として借り入れました町債の残高は年々増加し、400億円を超えている状況です。償還額も、ピーク時には年30億円を超えると見込んでおり、町の財政運営は、今後厳しさを増すことが予想されます。昨年9月に策定しました中期財政見通しにおきましても、令和3年度以降、歳入不足に陥ることが見込まれております。このため、引き続き、各種事業の必要性、緊急性、費用対効果の精査に加え、行政改革による合理化に取り組むなど、歳出の適正化に努めてまいります。

歳入面におきましても、適正課税、未収金対策、町施設の使用料や各種手数料の見直しなどを引き続き行いますと共に、年10億円を超えるふるさと納税の拡大、将来の税源確保につながる企業誘致などによる歳入の確保に幅広く取組み、収支の均衡を図ってまいります。

一方で、将来の町の発展につながり、ひいては町の財政力向上にも大きく貢献するにぎわいづくりなどの施策につきましては、重点的に財源を投入してまいります。

住民サービスの向上につきましては、マイナンバーカードの交付体制の強化を図り、コンビニエンスストアでの各種証明書発行サービスを継続し、利便性のさらなる向上に努めてまいります。

新庁舎の整備につきましては、復興のシンボルとして、災害に強く、町民に永く親しまれる安全・安心の拠点として令和4年度中の完成を目指し、現在、敷地の造成工事に着手しております。

さらに、中央公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の三つの機能を複合した施設につきましては、仮設庁舎敷地を建設候補地とした基本設計が完了し、今後はパブリックコメントなど町民の皆様の意見をいただき、来年度に用地取得、実施設計に取り組んでまいります。

役場の組織体制につきましては、復旧から復興へ大きく転換する時期を迎え、令和3年度におきまして組織の再編を実施します。今後も、復旧復興の進捗状況を踏まえ、さらに新庁舎の建設なども見据えながら、町民の皆様に分かりやすい、機動的な組織体制の在り方について随時検討をしてまいります。

最後になりますが、熊本地震から5年を迎える令和3年度は、復興計画の最盛期の最中にある本町にとって次の実りある発展期につなげるための極めて重要な1年になるものと考えております。まちづくりの主役は町民の皆様です。オール益城の強い決意の下、町民の皆様、そして町議会や関係団体の皆様と一体となって、復興後の町の豊かな姿を見据え、完全復興に向け全力で取り組んでまいりますので、引き続き、温かい御支援と御協力を皆様にお願ひ申し上げ、令和3年度の施政方針といたします。

○議長（稲田忠則君） 「令和3年度施政方針について」が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、日程第9、議案第21号「令和3年度益城町一般会計予算」から日程第14、議案第26号「令和3年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第21号から議案第26号について御説明をいたします。

令和3年度を取組につきましては、ただいま施政方針で述べました各種事業を推進してまいります。令和3年度は、熊本地震から5年の節目の年でもあります。このため、5年の節目を迎えるに当たり、犠牲者の方々を追悼しますと共に、震災の経験と教訓を町内外及び次世代に発信するための創造的復興に向けた関連事業、復旧復興事業や、にぎわいづくり事業、さらには新型コロナウイルス感染症対策への取組について、重点的に予算措置をしているところです。

特に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、できるだけ速やかに接種が完了できるよう、体制を整備しますとともに、町の将来の発展を見据えた施策につきましても、しっかり取り組んでいかなければならないと考えております。

それではまず、議案第21号、益城町一般会計予算の規模は206億4,640万1,000円で、前年度当初予算に比べ15億3,742万1,000円、率にして8.0%の増となっております。

歳入における町税、分担金及び負担金、繰越金などの自主財源は35.5%、地方交付税、国、県支出金、町債などの依存財源は64.5%となっております。

ふるさと納税や基金繰入金の増加に伴い、令和2年度より自主財源比率が大きくなっております。しかし、復旧復興事業の特定財源である国庫支出金や町債、元利償還に対して、財政措置がある地方交付税が大きくなっているため、依存財源の占める割合が依然として大きい状況です。

予算の主なものにつきましては、熊本地震5年関連事業として、追悼式や震災被災自治体トップセミナー、復興マルシェや被災地支援のためのボランティア基金の創設。

新型コロナウイルス感染症への対応として、ワクチン接種におきましては、基本的には個別接種を原則として進めておりますので、ワクチン接種業務委託も予算計上しております。

災害復旧に関する予算として、役場新庁舎建設工事、複合施設の実施設計や用地購入、益城中学校の部室や駐輪場整備など、また魅力あるまちづくりの復興事業として、益城中央線整備事業や、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、横町線などの無電柱化を含めた街路整備事業、さらには避難路・避難地を整備する都市防災総合推進事業や、小規模住宅地区改良事業などを計上。

将来を見据えた、にぎわいを創出する事業として、惣領にぎわい拠点整備やチャレンジショップ用地購入費、企業誘致の推進を図るためのアドバイザー業務委託などを計上しますと共に、地

域活性化企業人制度による企業からの職員派遣により、企業との連携を図り、にぎわいづくりの充実に取り組むこととしております。

また、公債費につきましては、熊本地震関連で借り入れました町債の元金返済が本格化しますことから、令和2年度より約5億円増加しております。この増加に含まれる災害対策債や補助災害復旧事業債には、毎年度の公債費に対して95%交付税措置されることになっております。

次に、特別会計につきましては、議案第22号、国民健康保険特別会計予算は、総額を38億5,936万5,000円。

議案第23号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を4億4,293万8,000円。

議案第24号、介護保険特別会計予算は、総額を31億8,486万円。

議案第25号、下水道事業会計予算は、予算の収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益を14億2,611万8,000円、下水道事業費用を13億68万2,000円、資本的収入及び支出の資本的収入を17億2,783万8,000円、資本的支出を22億557万1,000円とするものです。

さらに、議案第26号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を5億2,136万9,000円、水道事業費用を5億603万2,000円、また資本的収入及び支出の資本的収入を3億90万円、資本的支出を6億6,043万1,000円とするものでございます。

令和3年度の当初予算につきまして、予算書により企画財政課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。議案第21号から26号までの説明をさせていただきます。

令和3年度益城町一般・特別会計予算書の1ページを開けていただきたいと思います。

議案第21号で、令和3年度益城町一般会計予算です。

第1条で、歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ206億4,640万1,000円としております。第2条が債務負担行為。それから第3条が地方債。第4条が一時借入金で、最高額の限度額として30億円としております。それから第5条のほうでは歳出予算の流用について定めております。

次は7ページをお願いいたします。

第2表で債務負担行為です。五つの事業について設定をさせていただいております。

一つ目が防災行政無線のデジタル化です。防災行政無線のデジタル化につきましては、令和2年度予算のほうでも債務負担行為の設定をさせていただいておりましたが、今、入札の準備を進めております。令和2年度中の契約締結ができないというところで、令和3年度予算として、改めて負担計上をさせていただいているところです。期間としましては、令和4年度から5年度まで、限度額として4億2,250万円です。デジタル化の予算につきましては、工事費について、歳入歳出予算のほうでも計上している関係で、令和2年度の債務負担行為の額から、少し少なくなった金額でですね、設定をしているというところになります。

それから、新庁舎のネットワーク構築実施設計業務委託については3,400万円、令和4年度です。令和3年度から事業のほうを予定をしておりまして、情報処理関係のネットワークの整備を

しているところです。

それから、一番最後が益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の先行買収、令和4年度から7年度まで、2億4,000万円としております。にぎわいづくりの用地、それから調整用地等の買収を予定をしているところです。うち、約1万2,000平米の面積だったものをですね、1万8,000、6,000平米増やしたいというところで増額をさせていただいております。

次、8ページです。

第3表で地方債の補正です。31の事業について、限度額を定めております。一番上が臨時財政対策債で4億円、二つ目が新庁舎建設事業については17億7,840万円です。単独の災害復旧事業債が主なものとなっております。それから、複合施設関係についても2億2,800万円、それから緊急防災減災事業債につきましても、防災無線のデジタル化に伴うもので3億630万円の計上をしています。

それから、8ページの中ほどで行きますと、県道整備事業について1億3,400万円で、県道熊本高森線の整備費用に対する財源です。

それから、そのページの下のほうで行きますと、潮井公園の整備事業、土地区画整理事業、都市計画道路の事業等々についての予算として計上。

それから、9ページのほうで行きますと、都市計画道路の無電柱化の推進計画事業、避難路・避難地の都市防災総合推進事業と小規模住宅改良の事業についての起債。小学校の施設整備事業については1億310万円ですが、広安用地の拡張用地が主な充当先となっております。

その二つ下の社会体育施設の整備事業については、総合運動公園の陸上競技場、それからテニスコートについて、照明のほうが耐用年数が来ているというところで、LED化にするものの財源となるものです。

一番下から二つ目、公立学校施設災害復旧事業については3億5,270万円ですが、益城中学校の部室、それから倉庫等についての、と駐輪場ですね、関係の整備費の財源とするものです。

12ページをお願いいたします。

1款の町税です。町税につきましては、町民税については、個人住民税については雑損控除等のおおむね終了に伴いまして7,000万程度の増額となっております。

2項の固定資産税については、コロナの関係の減免を3年度は行うというところで1億3,000万程度の減額になる予定です。

14ページをお願いいたします。

地方譲与税関係です。譲与税、それから交付金関係の計上をしております。令和2年度の大体実績に伴いですね、令和3年度予算として計上をさせていただいております。

16ページをお願いいたします。

地方消費税交付金から交通安全対策交付金です。こちらのほうも、大体実績に伴い、交付金関係の計上。

17ページの地方交付税、13款です。37億5,000万程度の計上をしております。1億7,000万程度の増額となっております。普通交付税のほうが30億円の計上で、令和2年度より3億5,000万

円増やしております。特別交付税につきましては7億5,000万で、1億8,000万程度減額をして計上させていただいているところです。

18ページをお願いいたします。

15款の分担金負担金です。負担金関係では総額で8,800万程度の計上をしております。老人ホーム入所者、扶養義務者の負担金関係、それから保育料等になっております。

19ページの16款の使用料関係では、土木の使用料で住宅使用料、災害公営住宅、それから既存の町営住宅の使用料関係になります。現年過年合わせて2億6,800万程度の減少です。

教育施設、教育使用料につきましては、各種施設の使用料関係の計上です。

20ページをお願いいたします。

手数料関係では、総務手数料、戸籍手数料関係が主なものになっておりまして、手数料関係合わせて1,800万程度の計上です。

17款の国庫支出金です。21ページでは、国庫負担金です。障がい児関係の国庫給付費関係の国庫負担金とか、児童手当関係の国庫負担金合わせて8億8,600万程度の計上になります。

次に、国庫補助金につきましては、22ページからずっと計上しておりまして、3目のほうで、3目の1節の一番下ですね、新型コロナウイルス接種事業補助金ということで、1億6,300万程度の計上をしております。コロナ対策接種関係については、全額国費ということで言われておりますので、全額、同額をですね、歳出予算のほうに計上をしております。

23ページのほうの土木費の国庫補助金です。前年度より2億5,000万程度の減額となっております。こちらのほうは、2節の都市計画補助金の三つ目、都市計画道路整備事業補助金4,500万程度の計上ですが、こちらのほうが3,200万程度減額となっております。都市計画道路関係については、令和2年度で国の補正予算を活用して、2月の臨時議会のほうで前倒しする形で予算計上させていただきましたので、その関係で令和3年度についての予算が少し減額されていくというような状況です。

25ページをお願いいたします。

県支出金で、民生費関係の負担金については、前年度から4億程度の減額となっております。4節の災害復旧費の補助金、災害復旧費負担金について、2億円程度の計上ですが、こちらのほうが3億7,000万程度、令和2年度からすると減少しております。仮設団地の農地復旧関係について、箇所数の減少に伴い減額をしているというところです。

26ページをお願いいたします。

県補助金の総務費の県補助金です。こちらのほうも7億近く減額をしております、1節の総務費補助金の下から二つ目の熊本地震復興基金の交付金です。こちらのほうが減額をしております。みんなの家の移設関係とか、転居費用等の減少に伴いまして減額となっております。

それから民生費の補助金につきましても7,000万程度の減少です。こちらのほうは、下から三つ目の地域支え合いセンターの補助金、こちらのほうが9,000万程度の減額となっております。事業費の減少に伴うものというところです。

新たに、重層的支援体制移行準備事業補助金、それから福祉事務所未設置町村相談事業補助金

が新たに計上をされております。

27ページの、農林水産業費県補助金です。1億円程度の予算計上をしております、28ページのほうでの上から五つ目ですかね、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の分で4,200万程度の計上をしております。10分の10の補助になりますので、同額をですね、歳出予算のほうに計上をしております。

土木費の補助金につきましても、3,700万程度の減少になっております。こちらのほうは、説明として出てきておりませんが、地籍調査の業務について、こちらのほうも令和3年度で予定していたものを、令和2年度の国の補正により前倒しをした関係で、令和3年度については補助金としての見込みはないというところで計上がされておらず、減額になっているというところでは。

次に、29ページの県の委託金で、総務の委託金です。総務委託金のほうでは、4節選挙費委託金について、令和3年度では衆議院議員選挙の執行が見込まれているというところで、1,500万程度の計上がされております。

次に、31ページをお願いいたします。

31ページ、20款の寄附金です。一般寄附金で9億30万円、ふるさと納税に9億円の計上をしております。前年度3億円でしたので、6億円増額をしているというところでは。

21款のほうが基金繰入金で21億5,000万程度で、3億8,000万程度増えております。基金繰入金としましては、財政調整用基金が7億円、減債基金に5億円。

32ページのほうで、公共施設整備基金、それから公共下水道建設基金、それから創意工夫分の熊本地震の基金の繰入金、地域福祉基金の繰入金、それから新たに設置しますボランティア基金の繰入金の計上をしております。

33ページのほうでは、諸支出金で貸付金の元利収入で、災害援護資金の貸付金についての収入、現年度分についての計上です。

それから諸収入の雑入のほうでも、1億300万程度の計上をしております、35ページの雑入の一番最後です。スポーツ振興くじ助成金2,000万円、こちらにつきましては、陸上競技場、テニスコートのほうのLED化に伴いますt o t oの補助金のほうを計上をしております。

38ページをお願いいたします。

歳出になります。

議会費につきましては1億1,500万程度の計上で、大体前年度並みの計上となっております。

40ページです。

2款の総務費、1目の一般管理費です。9億7,700万程度で、8,600万程度の増額になっております。

44ページをお願いいたします。

11節委託料の中で、上から二つ目です。熊本地震益城町追悼式業務の委託料300万円。5年目の節目の追悼行事ということで、300万円の計上です。

それから、下から三つ目の広報紙アドバイザー業務の委託料。広報紙についてのレイアウトだったりその辺のアドバイス等をいただくための、それから特集の記事等の作成をですね、お願い

できればということで、200万の計上をしています。

それからデザイン業務の委託料のほうも新規で計上しておりまして、400万円、町の情報発信の統一を図るためのデザインの業務委託料というところです。

それから、一番最後の熊本地震記憶の継承展示デザイン業務の委託料につきましては、町づくり支援施設に展示スペースを設ける予定にしています。こちらのほうの展示スペースの整備、それから展示物の編集、収集等の業務委託として計上をしているところです。

それから、45ページの17節備品購入、庁用器具費100万円です。寄附金をいただきましたので、まちづくり支援施設のほうに、ピアノの購入をですね、100万円でしたいということで予算計上をしています。

46ページです。

下から三つ目、地域おこし企業人交流プログラム負担金560万円。企業からの職員派遣を受けて、にぎわいづくりに取り組もうというところの分で、負担金として計上をしています。財源、特別交付税で財源措置がされるというところです。

50ページをお願いいたします。

4目の企画費になります。7億2,000万程度で、4億程度増額となっております。企画費につきましては、ふるさと納税のほうを収入のほうで6億円程度増やさせていただいておりますので、その収入の増加に伴いまして、歳出のほうも増加するというところで、増加額のほうが増えております。

それから、53ページです。

20節の貸付金、土地開発公社貸付金として9,000万円の計上をしています。県道熊本高森線沿線の駐輪場整備について、令和2年度予算で9,000万円の債務負担行為の設定をさせていただいたところですが、この財源については、銀行貸付けでなくて、町からの貸付金というところになります。

54ページをお願いいたします。

防災費です。3億2,000万程度で4億程度減額となっております。防災無線のデジタル化で、デジタル化の事業費全額を令和2年度では計上しておりましたので、その分が減額となっております。

防災無線の費用としましては、57ページ、14節工事請負費、防災行政無線デジタル化工事請負費として2億7,580万円の計上をしています。令和3年度中の支払予定額を計上しているというところです。残り不足する分について、債務負担行為で設定をさせていただいているというところになります。

それから、その上の12節、三つ目、防災ハザードマップ改定業務委託料235万円。県の防災ハザードマップについての改定が予定されており、浸水区域の見直しがされるということになりますので、町も合わせて防災ハザードマップの改定業務を行うというところで計上をしています。

その二つ下ですね、不動産鑑定業務委託料50万円、こちらについては、小峯地区の防災広場についての不動産鑑定業務として50万円を計上をしています。

次に、69ページをお願いいたします。

衆議院議員の選挙費です。1,486万8,000円で、衆議院議員選挙に合わせた計上となっております。財源としましては全額国費となっております。

次に、70ページです。

町長選挙費463万4,000円。町長選挙に向けた準備の経費となります。令和4年4月の執行予定になっているところです。

73ページをお願いいたします。

民生費です。社会福祉総務費で2億7,000万程度の減額となっております。

75ページをお願いいたします。

12節委託料の下から三つ目、地域支え合いセンター事業の委託料、こちらのほうが8,000万程度の減額になっております。支え合いセンターについては、令和2年度まで全額国費のほうで見ていただいておりますが、令和3年度以降は4分の3の補助になるということです。

それから、新たな事業として、重層的支援体制整備の移行準備業務委託料について3,100万円の計上をしております。こちらのほうも4分の3の補助をいただくことになっております。

それから、18節のほうです。77ページです。

18節の下から四つですね。被災転居費用の助成とか、公営住宅の入居助成までの四つの事業についての減額が全て合わせますと2億6,000万程度減額になっておりますので、社会福祉関係、社会福祉総務での減額の主なものとしては、こちらの減額が主なものになっております。こちらのほうは復興基金関係の事業というところです。

それから78ページをお願いいたします。

24節積立金です。地震関連5年事業として、災害ボランティア基金の創設を予定をしておりますので、1,000万円の積立金を計上をさせていただいております。

79ページです。

老人福祉費については6億4,000万程度の計上になっております。主なものとしましては、81ページの27節の繰出金に介護保険特別体制への繰出金として4億7,000万程度の計上をしております。

82ページをお願いいたします。

地方改善費です。380万程度増額となっております。83ページの12節、人権教育啓発基本計画改定業務委託料のほうを計上しておりますので、そちらの方が主な増額の要因となっております。

84ページをお願いいたします。

児童福祉総務費です。3,100万程度増額になっております。1節報酬の一番下、公立保育所等在り方検討委員会委員報酬ということで59万6,000円、公立の5園の保育所、それから二つの幼稚園等の在り方の検討を進めるというところです。

それから、87ページの18節、一番上の私立保育園等運営給付費につきましては、10億程度の予算計上となっておりますが、こちらのほうが5,000万程度増額になっております。

92ページをお願いいたします。

災害復旧費です。こちらのほうが3億8,000万程度減額になってます。

94ページをお願いいたします。

14節工事費の中で、仮設団地農地復旧工事請負費のほうが1億7,000万程度計上しておりますが、こちらが令和2年度と比較しますと3億8,000万程度の減額となっております。

また、18節の派遣職員さんの人件費についても700万程度減額になっているところです。

次に、その下の仮設住宅運営費、こちらのほうも4億5,000万程度減額になっておりまして、95ページの12節の一番下、みんなの家の移設設計管理業務委託についても1億1,000万程度の減額です。

それから、96ページの14節の工事費のほうでも、みんなの家の移設工事について2億7,400万の減額になってます。

4款の衛生費の保健衛生総務費です。3,300万程度減額になっております。減額の主なものとしましては、98ページの27節繰出金、国民健康保険特別会計への繰出金のほうが2,900万程度の減額になっているところです。

次に予防費です。3,300万程度増額になっております。

100ページの12節の委託料、子供の4種の混合の定期予防接種、それから高齢者のインフルエンザの定期予防接種等が増額になったものが主なものとなっております。

103ページをお願いいたします。

健康増進事業です。5,400万程度の計上をしております。

104ページのほうの18節健康ポイント事業負担金ということで111万5,000円の計上ですが、健康ポイント事業につきまして、連携中枢都市圏で熊本市が先行して実施されておりましたが、連携中枢都市圏として事業をやるということになりましたので、益城町もそれに参加するというところで負担金の計上をしています。

107ページです。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。1億6,341万9,000円の計上で、全額財源としては国費で賄っております。

12節の委託料のほうに、接種業務の委託料として1億4,891万8,000円の計上をしております。町民全体のほうからですね、16歳以上の全体に対して1回当たり2,070円で、1人2回分、それに消費税を掛けたものの計上というところです。

112ページをお願いいたします。

農業振興費で2,200万程度増額をしております。こちらの主なものは、18節の中の114ページですけど、一番上、強い農業・担い手づくり総合支援交付金として、施設整備関係の費用に対して10分の10補助するものです。農業経営体の方のほうには事業費の2分の1を交付するというふうになっております。町のほうとしては全額国費で賄っておるところです。

次に、農地費です。3,500万程度の減額になっておりまして、農地費では令和2年度ではため池関係のハザードマップの作成を3,500万円の予算で計上しておりましたので、その予算がなく

なったというところですね、減額になっております。

116ページの18節のほうでは、県営事業の負担金関係、それから農地、水関係の計上をですね、しております。

負担金関係では、18節のほうでは、上から四つ目では農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金については、ため池事業の劣化調査の負担金として計上をしております。

119ページです。

林業振興費です。330万程度増額をしております。こちらのほうは120ページの24節森林環境譲与税基金の積立金の増額によるものです。

122ページをお願いいたします。

商工業振興費です。2億円程度の増額となっております。12節の下から二つ目、122ページの下から二つ目ですね。新たな働き方によるにぎわいづくり業務委託料というのを1,600万程度の新規での計上。財源としましては4分の3の補助金をいただくというところですよ。

それから、12節の123ページの一番下ですね。5年目の節目の事業として復興マルシェ運営業務の委託料に500万円。それから16節のほうでは、チャレンジショップ用地購入費として2,855万2,000円で、木山の土地区画整理事業地内の用地購入、土地開発公社からの購入ということになります。

124ページのほうでは、一番上のほうです。惣領にぎわい拠点の造成の補助金、それから拠点整備の補助金として、合わせて1億6,000万程度の計上をしております。

観光費のほうでは2,000万程度の計上で、125ページの一番上、ワンピースイベントの運営業務の委託料に252万円、それから12節の一番下で、魅力再発見ツアー業務の委託料に250万円の計上です。

126ページのほうでは、企業誘致の推進費2,220万円程度の計上で、12節で127ページの一番上、企業誘致アドバイザー業務の委託料として1,450万円の計上にしております。

8款の土木費、土木総務費のほうでは、9,000万程度減額をしております。こちらのほうは129ページ18節、一番最後の中長期派遣職員の方の人件費の負担金について、9,600万程度の減額ということですよ。

それから、地籍調査についても3,000万程度減額になっておりまして、先ほど歳入で言いましたように、国の補正予算の関係で、前倒しした関係で、令和3年度としての事業費が少なくなっているといったところですよ。

131ページの道路の維持費については7,700万程度の計上で、機械借上げ修繕料、路面の補修工事費等の計上をしております。

132ページのほうでは、道路の新設改良費のほうには1億7,000万程度の計上で、主なものとしては、133ページ18節県道整備事業負担金1億4,800万程度の計上で、県道熊本高森線の4車線化への負担金になります。

133ページの社会資本整備総合交付金では6,600万程度の計上になりまして、14節道路改良等工事費6,600万円で、潮井公園線の改良費として計上しております。

135ページです。

都市計画総務費 9億6,800万程度で6,000万程度増えております。

136ページの12節の委託料です。都市計画基礎調査業務の委託料、5年に1回の基礎調査になっておりまして1,100万円、2分の1の県補助があるというところでは。

それから、138ページの27節繰出金、下水道事業会計繰出金 6億5,200万円で、6,800万円増えております。令和2年度の予算としましては、公共下水道分を、こちらのほうの都市計画費で。それから、農業集落排水事業の分については、6款の農業費のほうで計上していた関係の分をこちらのほうにまとめましたので、農業集落排水分が増額になったというところでは。

5目の公園費については5,100万程度の計上になっておりまして、それぞれの都市公園の維持管理、それから139ページの14節のほうでは、潮井公園の整備工事1,000万円を計上をしております。潮井公園の整備につきましても、国の補正予算について予算を取ることができましたので、令和2年度で予算計上をしております。その関係で、令和3年度の予算としては、整備費として1,000万程度の計上になっているというところでは。

140ページのほうが、土地区画整理費です。1億700万の計上です。主なものは、18節の一番下です。益城中央土地区画整理事業負担金 1億360万5,000円で、木山の土地区画整理関係の負担金になります。

8目の街路事業については1億5,500万円、5億2,300万円の減少で、都市計画道路関係、それから無電柱化推進計画事業費の計上になっております。こちらのほうも、国の補正予算の関係で前倒しで大きく減少をしているところでは。

9目の避難路・避難地の都市防災総合推進事業には3億3,200万円。それから、142ページのほうでは、小規模住宅改良事業として3億3,950万円の計上をしています。

143ページの住宅管理費です。1億3,300万円で、300万程度増えてます。

144ページの12の委託料のほうでは、公営住宅の管理業務の委託料、令和2年度で契約をいたしまして、令和3年度から実質スタートというところで、6,860万円の計上。三つ目の町営住宅長寿命化計画策定業務のほうも予定してて、1,000万円の計上をしています。

145ページの一番下です。商工施設費で4億200万程度の計上をしております。1億程度の減額となっておりますが、146ページの14節工事費、こちらのほうには防火水槽の工事費のみですが、令和2年度では消防団詰所建設工事として8,000万程度ありましたので、その分の減額。

それから、17節の備品購入のほうです。こちらのほうでは、益城消防署のポンプ車の購入5,600万程度の計上がありましたので、その分が減額となっております。

148ページです。

10款の教育費の事務局費8,000万程度減っております。

151ページをお願いいたします。

12の委託料です。151ページの上から二つ目、教育ICTタブレット端末運營業務の委託料として6,600万円、ICTのタブレットを整備しましたので、通信料等についてのランニングコストの分として6,600万円の計上をしています。

それから、17節のほうでは、ICT機器の購入費として、教室用のモニターの購入、大分老朽化をしております、買換えを令和2年度から進めております。令和3年度でも20台の購入を予定をして、500万の計上をしているというところになります。

153ページです。

小学校の学校管理費1億5,000万程度増えております。

156ページをお願いいたします。

14節の工事請負費、広安小学校の施設整備費、これは広安小学校、16節のほうに、広安小の用地購入費1億2,600万計上しておりますが、拡張用地の聖地、それからフェンス設置等で1,500万程度の予定。それから、広安西小学校につきましては、防火扉の改修を予定をしております。と、16節のほうで、新たに広安小学校の用地を購入する金額となります。

158ページをお願いいたします。

中学校の学校管理費です。1億300万程度の計上になっておりまして、160ページをお願いいたします。

12節の委託料の一番最後です。中学校施設整備設計・監理業務委託料として1,200万円。この主なものとしましては、木山中学校のエレベーターの改修の設計業務について計上をしております。

14節の工事費のほうでは、木山中学校の施設整備費として550万円、体育館の改修を予定をしているところでは。

161ページ、教育振興費、中学校分です。4,000万程度の計上で、860万程度増えております。

17節の備品購入費、教師用指導用教材等購入費873万2,000円。こちらのほうが、購入が来年度改定が予定されているために購入が必要というところで、新たに計上されているところでは。

それから、18節の一番下では、英語検定チャレンジ補助金のほうを110万円の計上をしております。

次に、165ページです。

社会教育総務費、3,600万程度減額となっております。こちらの主なものとしては、168ページの公民館費の上のほうの分ですね。三つ上ですね。自治公民館災害復旧の補助金についてが1,650万円ぐらい、それから、派遣職員人件費負担金についても1,500万程度の減額になっておりますので、そちらの二つの項目についての減額が主なものになっております。

それから、170ページが、文化会館運営費です。4,100万程度の計上で2,400万減額となっております。令和3年度からの再開に向けて、修繕、備品購入等を計上しておりますので、その分が減額になっております。指定委託を再開するために、12節のほうでは文化会館の指定管理料として3,980万5,000円の計上をしています。

172ページです。

文化財保護対策費1億176万1,000円です。こちらのほうは、主なものとしましては174ページ、18節の一番最後で、指定文化財等災害復旧の補助金について8,900万程度の計上で、3か所分の計上になっております。

交流情報センター運営費につきましては、600万程度の増額になっておりまして、177ページ、12節委託料の一番最後、まちづくり活動支援センター業務の委託料773万1,000円、活動支援センターの充実のための分として300万程度増額をしております。

次に、181ページです。

体育施設費です。2億200万程度で、2,000万程度増えております。一番下の14節のほうでは、総合運動公園調整池新設工事に280万円程度、それからLED化の工事で7,900万円。

182ページのほうでは、福田グラウンドの防球ネット、それから陸上競技場の倉庫工事というところで計上しています。

16節のほうでは、飯野校区グラウンドの用地の購入費として5,500万円の計上です。

185ページです。

災害復旧費の農地施設災害復旧です。4,000万程度減額になっておりまして、令和3年度では2,000万程度の計上になっております。主なものは、10節の需用費、修繕料1,600万円、農業用施設用の排水路等の小災害の修繕代です。

186ページをお願いいたします。

道路橋梁災害復旧につきましても8,000万程度の計上で、同額8,200万程度ですね、減額になっております。主なものとしては、14節の災害復旧の工事で5,500万円、法定外道路等の改良分ということです。

それから、187ページのほうでは宅地災害復旧のほうで3億7,400万の計上になっております。

188ページの12節のほうでは、被災宅地復旧対策支援業務の委託料、それから建築物の調査業務の委託料の計上。

それから、18節のほうで、被災宅地復旧支援事業補助金、復興基金の県ルール分の事業ですが、2億7,600万の計上となっています。

共同墓地からの7目、8目、9目については、共同墓地関係が県のルール分の復興基金の事業と。8目、9目については、町の創意工夫分の復興基金の事業としての計上になります。

189ページの一番最後です。

公立学校施設災害復旧費3億5,300万程度の計上になっておりまして、190ページの14節工事請負の中で、益城中学校災害復旧工事として計上をしております。益城中学校の外構関係、駐輪場、それから部室、倉庫、屋外トイレ等の整備というところになります。

次に、その他公共施設、公用施設災害復旧については、21億8,000万程度の計上になってまして、12節の委託料のほうで、新庁舎建設の管理業務の委託料、複合施設の設計業務の委託料に9,400万円。それから、工事請負費分の中で、新庁舎建設のほうで18億2,600万円と、16節のほうでは複合施設の用地購入に1億8,510万円の計上をしております。

192ページでは、12款公債費で、元金利子合わせまして19億3,100万程度の計上となっております。前年度比較5億円程度の増額となっております。この増額に対しましては、交付税措置がなされるという形になります。

それから、一時借入金の利子として1,353万6,000円の計上をしております。

予備費として5,600万8,000円の計上です。

193ページから、給与明細等の資料等について計上をしております。

議案第21号につきましては、以上になります。

○議長（稲田忠則君） 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を再開します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。午前中に引き続きまして、令和3年度予算について説明をいたします。

議案第22号のほうから行きたいと思います。

令和3年度益城町一般・特別会計予算書の207ページを開けていただきたいと思います。

議案第22号、益城町国民健康保険特別会計予算になります。

第1条のほうで、歳入歳出予算38億5,936万5,000円としております。

第2条は一時借入金で、最高額を3億円と見えています。

213ページをお願いいたします。

歳入になります。

国民健康保険税になります。一般被保険者の国民健康保険税、それから退職被保険者分になっておまして、214ページのほうに、合計で本年度分として7億2,400万程度の予算を計上しておまして、おおむね前年度と同程度の額になっております。

次に、国庫支出金のほうでは、財政調整交付金について1,000万程度の特別調整交付金の計上。

それから県支出金におきましては、普通交付金と特別調整交付金合わせて24億9,500万程度。

それから、一般会計の繰入金として3億1,500万程度の繰入金を計上してあります。

216ページです。

繰越金のほうが3億円、それから諸収入で、雑入と合わせて2,250万円の計上です。

217ページからが歳出予算になります。

1款総務費です。事務費関係の計上になっておまして、一般管理費、それから218ページ、連合会の負担金合わせて4,527万8,000円の計上です。

219ページのほうでは、賦課徴収費、それから運営協議会費等について、前年同額程度を計上してあります。

220ページをお願いいたします。

保険給付費について計上しておまして、実績を基に見積りをしております。療養諸費については、前年度、令和2年度から2億円ぐらいの減額を見込んでいます。

それから、保険給付費では、高額療養費に3億1,000万程度、222ページのほうでは、出産育児

一時金のほうで1,470万円、葬祭費に80万円を計上しています。

次に、国民健康保険事業納付金です。一般被保険者の納付金、それから後期高齢者支援等の納付金分、それから介護納付金等について、大体前年同額等を計上をしているところです。

224ページをお願いいたします。

保健事業費で、保健衛生普及費で1,900万程度の計上で、人間ドックの健診業務等の委託料を計上をしています。それから、特定健診の委託業務事業費については、3,200万程度の計上です。

226ページのほうでは、基金積立金として、国民健康保険の財政調整用基金積立金として1億円の計上。

それから、最終ページのほうには、227ページのほうには、予備費として3億316万7,000円を計上をしています。

議案第22号につきましては以上になります。

続きまして、議案第23号、後期高齢者医療特別会計の予算になります。

第1条で、歳入歳出予算で歳入歳出それぞれ4億4,293万8,000円の計上です。

第2条で、一時借入金、最高額を5,000万円としております。

歳入のほうです。

234ページからになります。

後期高齢者医療の保険料、特別徴収分それから普通徴収分合わせまして3億1,600万程度の計上。

それから、繰入金として、一般会計からの繰入金を1億2,200万円、繰越金が280万円です。

諸収入としては、保険料還付金として511万円の計上をしています。

236ページからは、歳出予算になります。

1款の総務費、こちらのほうも事務費になります。一般管理費、それから徴収費等で、合わせまして400万程度の計上になっております。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては4億3,400万程度の計上。

諸支出金では、保険料還付金で511万円。

予備費のほうで289万3,000円の計上です。

以上が議案第23号になります。

続きまして、議案第24号、介護保険特別会計予算になります。

第1条が歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ31億8,486万円、一時借入金第2条のほうで、最高額を3億円としています。3条のほうでは、第3条で、歳出予算の流用について定めているところです。

245ページをお願いいたします。

介護保険料になります。第1号被保険者の介護保険料については、5,100万程度減額となっております。保険料のほうで6,600円から6,100円に安くなると、減額するというので、介護保険料のほうも減額になっております。

それから、246ページです。

国庫支出金で、介護納付金関係です。5億2,600万程度の計上です。それと、国庫補助金のほうでは、調整交付金、それから地域支援事業交付金等についての計上で、合わせて1億9,800万程度の計上をしています。

支払基金の交付金につきましては、介護納付金、それから地域支援事業関係合わせて8億1,600万円。

県支出金のほうでも、介護納付金関係で4億1,600万。県補助金のほうでは地域支援事業関係で2,760万程度の計上になっています。

248ページです。

繰入金で、一般会計からの繰入金としまして、4億7,000万程度、それから繰越金のほうで5,000万円です。

250ページからが歳出予算になっております。

総務費で、こちらのほうも事務費関係になります。一般管理費、それから、251ページのほうでは、賦課徴収費の計上、それから介護認定審査会議、認定調査費等の計上になります。

253ページに関しては、趣旨普及費の計上です。

254ページからが、保険給付費になっておりまして、こちらの保険給付費につきましても、令和2年度の実績を基に見積りをしておるところです。

介護サービス諸費については1億5,000万ぐらいの減額になっております。

それから、介護予防サービス諸費は1億2,000万円程度の計上。

その他の分としては、審査支払手数料として340万程度の計上です。

介護給付費の、256ページです。介護給付費の高額介護サービス費が6,100万程度、それから高額医療合算介護サービスについてはですね、800万。特定入所者介護サービス等の保険給付費等の計上をしています。

次、5款からが地域支援事業費です。介護予防、生活支援サービス事業費、それから258ページのほうでは、介護予防のケアマネジメント、それから一般介護の予防事業費等の計上をしています。

259ページからが、地域支援事業の包括支援任意事業になります。包括的支援事業について5,500万程度の計上。

260ページのほうでは、任意事業として980万程度の計上をしています。

263ページのほうでは、諸支出金で、第1号被保険者の還付について110万円。

264ページのほうでは、予備費として5,594万9,000円の計上をしています。

議案第24号につきましては以上です。

続きまして、議案第25号、令和3年度益城町下水道事業会計予算になります。

1ページをお願いいたします。

第2条で、業務予定量の定めをしておりまして、排水処理戸数、それから年間総処理水量、1日平均処理水量、主な建設改良事業費を計上をしています。

第3条では、収益的収入及び支出について定めておりまして、収入合計額が14億2,611万8,000

円。それから、2ページのほうで支出です。下水道事業費用として、合計で13億68万2,000円としております。

また、第4条では、資本的収入及び支出を定めておりまして、収入、支出、それから資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億7,773万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額858万3,000円。当年度分損益勘定留保資金4億6,915万円で補填するというふうにしております。収入のほうでは、資本的収入合計で17億2,783万8,000円、支出のほうで、資本的支出合計額で22億557万1,000円としております。

第6条が、3ページのほうに、企業債の限度額として9億6,135万円。

それから、第7条では、一時借入金を10億円と定め、第8条では、支出の予定額の流用について定めております。

4ページのほうで、第9条で議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費4,457万6,000円。

それから、第10条では、一般会計からの補助金として6億5,200万円としております。

歳入歳出の説明につきましては、33ページから始めさせていただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入になっております。

11款の下水道事業収益、合計の予定額として14億2,611万8,000円。内訳としましては、営業収益として4億7,716万8,000円。その内訳として、下水道使用料、それからその他の営業収益というふうになっております。

営業外収益としましては9億4,894万2,000円で、内訳として一般会計からの補助金や国庫補助金等の長期前受金の戻入等になっております。

35ページのほうをお願いいたします。

収益的収入、支出の支出になっております。22款の下水道事業費用、合計で13億68万2,000円の予定額になります。それから、営業費用等の内訳になりましては、環境費のほうでは、修繕料等において4,359万1,000円、それから、処理場費のほうでは、36ページのほうになりますが、光熱水費、それから、18節のほうの一番最後では、合併浄化槽の点検清掃。

19節のほうで汚泥運搬等ですね。

それから21節のほうでは修繕料。合わせて2億1,200万程度の計上となっています。

37ページのほうでは総係費です。1億5,700万程度の計上になっておりまして、職員の給料関係の人件費。

それから38ページのほうでは、18節のほうでは、使用料、徴収事務の委託金。

それから、20節のほうでは、機械借上げ料。

34節の公課費のほうでは、消費税の計上をしております。

39ページでは、減価償却費として7億7,200万程度で、建物、構築物等の減価償却費。

営業外費用としては1億687万6,000円で、企業債の利息、それから予備費等になっております。

40ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入になっております。収入合計の予定額として17億2,783万8,000円。

内訳としては、企業債、それから他会計の補助金として、一般会計の補助金。国庫補助金、受益者負担金になっております。

41ページのほうが支出になっております。資本的支出の合計額として22億5,557万1,000円の予定額です。

建設改良費の管路建築費については1億7,600万円で、18節の委託料、中地区の区画整理関係の測量設計業務、それから新住宅エリアへの測量設計業務関係、それから工事請負のほうでは、広崎第2排水、それから下陳地区の工事のほうを計上をしております。

管路改良費としては3億6,328万円で、18節の委託料のほうでは、都市計画道路とか木山の土地区画整理事業関係の設計業務等の計上。

それから、42ページのほうの27節のほうでは、総合地震対策の工事、それから第2南北線街路事業の水管の築造工事等の計上。

負担金としましては、益城中央線の拡張工事の負担金。それから、木山の土地区画整理事業の負担金の計上になってます。

ポンプ場建設改良費としては7億7,800万程度で、27節工事費では、浸水ポンプ工事費として計上がされておりました、福富・安永地区の管理棟、ポンプの機械の設置工事関係になってます。

43ページのほうでは、処理場の建設改良費で、18節の委託料のほうでは、建築設備改築更新業務の委託と地震対策の処理場の委託、それから工事のほうでは、管理棟のエアコンの改修工事が計上されてます。

企業債の償還として、建設企業債の元金分の償還金5億9,800万の計上です。

議案第25号につきましては以上です。

続きまして、議案第26号、令和3年度益城町水道事業会計予算になります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、業務の予定量として定めてあります給水戸数、それから年間総配水量、1日平均配水量について定めがされています。

2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出です。第3条で収入になっております。収入、営業収益、営業外収益、合計しまして5億2,136万9,000円。支出のほうが、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費、合計の5億603万2,000円の計上です。

3ページのほうが、資本的収入及び支出になっていまして、第4条で、収入、支出の予定額、それから資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,953万1,000円は、当過年度損失勘定留保資金3億5,953万1,000円で補填するというふうになっております。

収入につきましては、企業債、工事負担金、補助金、合わせて3億90万円。支出のほうが、建設改良費、企業債償還金、合計の6億6,043万1,000円となっております。

第5条では、地方債、水道整備事業として、2億5,650万円の限度額、第6条のほうでは、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費7,375万4,000円としております。

24ページをお願いいたします。

収益的収入及び収入ですけど、実施計画明細になっております。

11款の益城町水道事業収益として、合計として5億2,136万9,000円の予定額です。内訳としては、営業収益4億5,520万1,000円で、水道使用料、その他雑収益として消火栓の維持管理、下水道使用料徴収事務委託料等になっております。

営業外費用としましては、6,616万8,000円で、他会計の補助金として、一般会計からの補助金、それから固定資産税の減価償却差額ということで、長期前受金の戻入等になっております。

25ページです。

収益的収入及び支出の支出になります。益城町水道事業費用、合計の5億603万2,000円の予定額です。内訳としましては、営業費用で4億6,153万8,000円。

1目においては、水質検査。それから、19節の修繕料等になってます。

2目のほうでは、3,700万程度の計上で、16節のメーター器の取換え、それから11節のほうの修繕代等です。

4目の総係費については、1億8,300万程度で、職員の人件費、それから26ページのほうの12節の光熱水費、それから16節のほうでは、検針業務の委託料等。

それから、27ページのほうに行きまして、18節のほうでは、電算システムの機器の賃借料、それから、クラウドの利用料等。

32節のほうでは、保険料のほうを計上してます。

5目の減価償却費のほうでは2億2,978万8,000円で、構築物、機械装置等の減価償却関係になってます。

営業外費用としては3,899万4,000円で、企業債の利息と支払い、それから消費税、特別損失としては、過年度損益修正損、それから予備費のほうの計上となっております。

29ページからが、資本的収入及び支出の収入になっております。

31款、水道事業資本的収入、合計として3億90万円の予定額です。企業債のほうで2億5,650万円で、木山地区区画整理事業の配水管の布設替え工事、それから益城中央線の整備に伴う配水管の布設工事。空港ターミナル建設に伴う配水管の布設工事等が主な起債になってます。

工事の負担金としましては、水道加入申込金のほうで1,320万円。

補助金として、一般会計からの補助金の3,120万円の計上です。

30ページのほうからが支出になっております。

41款、益城町水道事業資本的支出です。6億6,043万1,000円の合計の予定額になります。内訳としては建設改良費で、5億1,497万2,000円。拡張工事分として2億3,838万5,000円で、16節のほうでは、中央線道路整備に伴う配水管布設修正設計業務。それから、都市計画道路に伴う配水管の布設の設計業務。

31節負担金のほうでは、西地区の区画整理事業の布設工事に対する負担金に、工事の分と設計に対しての負担金元金。

34節の工事請負のほうでは、益城中央線の道路整備に伴う配水管の布設工事。それから、都市

計画道路に伴う配水管の布設工事等になってます。

3目の改良工事費については2億7,300万程度の増額になってまして、16節の委託料のほうでは、木山地区区画整理事業の配水管の布設工事の修正設計。

34節の工事請負のほうでは、総合団地内の配水管布設工事。それから、木山地区区画整理事業の配水管布設工事。空港ターミナルビル建設に伴う布設工事などになっております。

30ページが一番下では、企業債の償還金元金分として1億4,545万9,000円になります。

議案第26号につきましては以上です。

令和3年度一般の説明につきましては以上です。

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第21号「令和3年度益城町一般会計予算」から日程第14、議案第26号「令和3年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

続いて、日程第15、議案第27号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第37、議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第27号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

令和2年12月町議会定例会におきまして、益城町課設置条例の一部を改正する条例が可決され、令和3年4月1日から、一部の課の名称が変更されます。これに伴い、益城町新型インフルエンザ等対策本部条例の条文中にある「健康づくり推進課」を「健康保険課」へ、益城町都市計画審議会条例と益城町農村地域工業導入実施計画審議会設置条例の条文中にある「都市建設課」を「都市計画課」へと課の名称を改正する必要がありますので、この議案で一括して整理するものです。

議案第28号、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について御説明申し上げます。

町長や職員などは、自治体に損害を生じさせた場合、重大な過失がない場合であっても、個人として負担し得ないような巨額の損害賠償責任を当該自治体に対して負う場合があります。このことが円滑な行政運営に弊害が生じているとの見方があります。

この問題を解決するため、平成29年6月に地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日から施行されております。このことにより、町長や職員等の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めることにより、町長や職員等の自治体に対する損害賠償責任のうち一定額を超える部分を免除することができることとされました。これを受けまして、本町におきましてこの条例を新たに制定するものでございます。

また、地方自治法の規定により、この免責に関する条例の制定につきましては、本議案提出後、監査委員の意見を聞くこととされております。

議案第29号、益城町防災基本条例の制定について御説明申し上げます。

平成28年熊本地震から5年の節目を迎えるに当たり、また、日本各地におきまして、地震によ

る甚大な被害に加え、これまでに経験したことのないような暴風や豪雨による甚大な被害が発生していることを踏まえ、町と町民、事業者の防災における責務及び役割を明確にし、地域防災の充実及び強化を図る必要があります。

このようなことから、今回提案しました条例は、町民などの生命、身体及び財産を災害から守るため、自らの命は自ら守る自助、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う共助、行政が主体となって行う公助を念頭に、災害が発生した際の被害の拡大防止及び被害の軽減並びに復旧及び復興の対策に相互に連携、協力して取り組むため、この条例を制定します。

議案第30号、益城町税特別措置条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

今回廃止します益城町税特別措置条例の趣旨は、本定例会に上程しております議案第39号、益城町工場等設置奨励条例第3条第1項の指定を受けた工場等を有する者に対する町税につきまして、益城町税条例の特例を設けることについて指定されたもので、今回、益城町工場等設置奨励条例を廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

議案第31号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年2月に益城町使用料等審議会により出されました益城町文化会館使用料に関する審議結果答申を受けて、益城町文化会館の使用料を改定しようとするものですが、そのためには条例を改正する必要があります。

益城町文化会館使用料は平成元年6月20日付で条例されて以来、一度も改定がなされておられません。今回の使用料改定では、これまでの消費税率引上げの対応と平成28年熊本地震以降の復旧復興事業に伴う町財政状況などの見通しを鑑みて、今後の益城町の財政再建を図るために改定することとしました。

また、益城町文化会館稼働率や利用者の利便性向上を図るため、午前、午後、夜間の時間帯により設定しておりました使用料以外に、木山地区という立地条件を生かし、ホール、ステージ、機械室を除く各室に1時間単位の使用料を新たに設定し、個人練習や会議、小規模研修などに利用可能となるように改定をしております。

議案第32号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

印鑑の登録及び証明に関する事務の合理化及び制度の改善につきましては、印鑑証明事務合理化研究会の報告に基づき、国が示した印鑑登録事務処理要領に準拠することとされています。今回の改正は、住民の利便性の増進及び事務の合理化のため、印鑑登録事務処理要領に準拠し、印鑑登録原票は磁気ディスクをもって調製する、いわゆる電算鑑とすることができるように条例の一部を改正するものです。

議案第33号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、附則第1条の2から引用した新型コロナウイルス感染症の定義規定が削除されました。このことにより、益城町国民健康保険条例の中で、附則第2条、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手

当金の条文中の附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の文言を変更するため、条例の一部を改正するものです。

議案第34号、益城町7×2つなぐ基金条例の制定につきまして御説明申し上げます。

平成28年熊本地震は本町に甚大な被害をもたらし、多くの町民の方々が被災をされました。そのような中、地震の発災直後より、全国の皆様からボランティアとして御支援をいただき、また、励ましの言葉、お手紙をいただいたことを一町民として、また町長として、これまでも、これからも忘れることがないように深く刻んでおります。

今回、熊本地震発災後、5年がたつことを契機に、町民の被災地支援活動などへの取組を支援し、全国からいただいた御支援を少しでもお返しできるよう、益城町7×2つなぐ基金を設置することとしました。この基金には全国の皆様方からいただきましたふるさと納税の一部を充てることとしております。

熊本地震発災直後からの御支援、さらには5年たった今でも、ふるさと納税など全国の皆様の御支援に対し、これからは私をはじめ、多くの町民の方々と共に、震災の経験を生かし、被災地域の復旧及び復興を支援する活動を通じて恩返しをしていきたいと考え、今回、益城町7×2つなぐ基金条例を制定するものです。

議案第35号、益城町重度心身障害者扶養手当条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

益城町重度心身障害者扶養手当につきましては、障がいのある方の生活の安定の一助と福祉の増進に資すると共に、親亡き後の障がいのある方の将来に対し保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的として、熊本県心身障害者扶養共済制度に加入する方に年額1万円、生活保護世帯及び町民税均等割以下の世帯にあっては熊本県心身障害者扶養共済掛金相当額を支給する事業でございます。

本町の熊本県心身障害者扶養共済制度加入者は令和2年度時点で6名となっており、うち5名につきましては、掛金免除期間に達しているため、扶養手当非該当となっております。現在、平成29年度以降につきましては、関係団体に御了解をいただき、事業を停止しております。

平成18年に、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した障害者自立支援法、また平成25年には、同法に替わり、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者総合支援法が施行され、個人給付から個人の自己選択、自己決定を尊重すると共に、自立を促すサービスへの転換が図られています。

このような国の状況を踏まえ、本町の障がい福祉については、障がいのある人もない人も共に安全、安心な生活ができるよう、地域における支援体制の整備を推進し、障がい者などそれぞれのニーズに沿った適切なサービスの提供に努めております。具体的には、平成28年4月から障がい者タクシー券交付事業を開始し、また、令和2年1月には、災害時に備え、個人が所有するストーマ装具をあらかじめ保管できるストーマ装具保管庫設置事業を開始しました。網膜色素変性症の患者の方が使用される暗所視支援眼鏡の日常生活用具給付等事業への追加も来年度予定して

いるところです。また、高齢者への福祉施策ではありますが、令和2年度から、高齢者補聴器購入助成事業につきましても実施を行っているところです。

なお、本町と同様の扶養手当制度につきましては、近隣自治体におきましても事業を実施していない、または既に制度を廃止している状況となっております。このような障がい福祉施策の状況や他自治体の状況を踏まえ、町単独事業で実施していました益城町重度心身障害者扶養手当条例の廃止を提案するものです。

議案第36号、益城町身体障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

益城町身体障害者福祉年金につきましては、障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的として、申請に基づき、1人当たり年5,000円を支給する事業でございます。現在、平成29年度以降につきましては、さきに御説明しました重度心身障害者扶養手当と同様に、関係団体に御了解をいただき、事業を停止しております。

現在の、国における障がい福祉の動向及び本町の障がい福祉施策につきましては、さきに御説明しました扶養手当条例を廃止する条例のとおりでございますので省略させていただきます。

なお、本町と同様の福祉年金につきましては、近隣自治体においても事業を実施していないか、または既に制度を廃止している状況となっております。このような障がい福祉施策の状況や他自治体の状況を踏まえ、町単独事業で実施していました益城町身体障害者福祉年金条例の廃止を提案するものです。

議案第37号、介護保険料率の変更に伴い、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業運営期間における介護保険料率の改定及び介護保険法施行規則の改正により、条例の一部の改正を行うものです。

改正内容は、3年に一度の介護保険事業計画策定時における介護保険料見直しにより、標準月額を6,600円から6,100円に改正するものです。また、介護保険法施行規則の改正により、第1号被保険者の保険料設定における基準所得金額が変更されたことに合わせて改正するものです。

議案第38号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、3年に一度行われる介護報酬の改定に合わせ、関係省令が改正されたことに伴うものです。

主な改正内容は、まず改め文の第1条は、指定居宅介護支援等の事業における質の高いケアマネジメントの推進等のため、条例の一部を改正するものです。

改め文の第2条は、指定地域密着型サービスの事業における人員配置基準の見直しなどのため、条例の一部を改正するものです。

また、改め文の第1条から第4条の全てに共通するものとして、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や他職種連携におけるICTの活用及び高齢者虐待防止の推進等に係る規定の追加により、条例の一部の改正を行うものです。

議案第39号、益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、企業立地を行う者に対する補助及び税の減免制度全体の見直しに伴い、条例を廃止するものです。本町の企業誘致上の優遇措置は、補助制度と固定資産税の減免制度があり、それぞれに要件や手続が定められていますことから、進出を検討する企業側にとりましてメリットを感じにくく、手続に関する負担も大きいため、減免制度を廃止し、補助制度にまとめるもので、減免分は新たに補助金の交付対象としますので、町の負担は変わらず、進出企業が不利益を被ることもございません。あわせて、トータル補助上限額を現行の約2億円から他市町村並みの4億円に引き上げるなどの見直しを行い、企業誘致につなげたいと思います。

議案第40号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町新庁舎建設工事建築につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災し解体しておりました役場本庁舎を同じ敷地内に復旧新築するものです。工事の主な内容としましては、建築本体工事、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造4階建て。延床面積7,045.18平方メートル、並びに外構土木工事となります。契約金額は30億5,668万円で、契約の相手方は、福岡県福岡市博多区上呉服町10番1号、三井住友建設・岩永組建設工事共同企業体でございます。

議案第41号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町新庁舎建設工事電気設備につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災し解体しておりました役場本庁舎の復旧新築に伴い、電気設備工事を実施するものです。

工事の内容としましては、新庁舎の建築本体工事に併せて実施する電気設備工事一式となります。契約金額は6億1,985万円で、契約の相手方は、熊本県熊本市中央区本荘6丁目17番21号、九電工・熊栄特定建設工事共同企業体でございます。

議案第42号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

益城町新庁舎建設工事機械設備につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災し解体しておりました役場本庁舎の復旧新築に伴い、機械設備工事を実施するものです。

工事の内容としましては、新庁舎の建築本体工事に併せて実施する機械設備工事一式となります。契約金額は4億8,818万円で、契約の相手方は、熊本県熊本市中央区本荘6丁目17番21号、九電工・三和特定建設工事共同企業体でございます。

議案第43号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第3回益城町議会臨時会におきまして議決いただきました議案第43号、益城町文化会館災害復旧工事外構工事の請負契約の変更を行うものでございます。

契約金額8,726万3,000円を9,332万6,230円に変更するもので、606万3,230円の増額となります。

増額の主な理由としまして、第一に、ブロック積擁壁基礎地盤の掘削材料が全て軟弱土のため捨土となり、埋め戻す材料が全て購入土となったことが挙げられます。第二に、擁壁上部の盛土箇所、杭補強コンクリートが張り出したため、施工幅が狭くなり、大型重機の締固めが困難となり、法面強化シートを布設しながらの盛土工事となったことが挙げられます。

その他、想定外の既設建造物の破損等を原因とした附帯工事に伴う費用の増額により、請負金額を増額するものです。

議案第44号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第149号、大規模滑動防止事業（安永1地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額3億5,670万9,653円を3億3,405万3,912円に変更するもので、2,265万5,741円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました安永1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、工事箇所の近傍に残土の受入れ地が見つかったため、残土の運搬距離を短くするものでございます。また、交通誘導員におきまして、1日当たり3名で計上しておりましたが、現地精査の結果、配置計画を見直したため、交通誘導員を減とするものでございます。

議案第45号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第48号、大規模滑動防止事業（田原1地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億5,690万6,426円を2億9,608万7,447円に変更するもので、3,918万1,021円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました田原1地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、当初、家屋が復旧対象の擁壁に近接しており、施工ができなかった箇所におきまして、地権者により家屋の解体が行われたことにより施工可能となったため、コンクリートブロック積みを追加するものでございます。

また、現地精査の結果、現場打ちL型擁壁から重量式擁壁へと変更するものでございます。

さらに、地区内の生活道路を全面通行止めする必要が生じ、迂回路が狭隘な箇所もあることから、安全対策のための交通誘導員を追加配置したことによるものでございます。

議案第46号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第50号、大規模滑動防止事業（平田・福原地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額5億30万5,263円を5億2,933万6,424円に変更するもので、2,903万1,161円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました平田・福原地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛

土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、家屋などが近接しており、施工できなかった箇所におきまして、コンクリートブロック積みから鉄筋挿入工へと工法を変更するものでございます。

また、重力式擁壁で計画していた箇所におきまして、現地精査の結果、新たに被災が確認されたため、施工延長を増とするものでございます。

議案第47号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。

今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号113の駿ヶ原団地線及び路線番号354の惣領馬水1号支線の2路線です。

都市計画道路益城中央線、県道熊本高森線と都市計画道路第2南北線との交差点の改良に伴い、路線番号113の駿ヶ原団地線につきましては起点が、路線番号354の惣領馬水1号支線につきましては終点に変更となるため、路線の廃止を行うものです。

議案第48号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

今回、町道の路線認定をするのは、路線番号113の駿ヶ原団地線及び路線番号354の惣領馬水1号支線の2路線です。

都市計画道路益城中央線、県道熊本高森線と都市計画道路第2南北線との交差点の改良に伴い、路線番号113の駿ヶ原団地線につきましては起点が、路線番号354の惣領馬水1号支線につきましては終点に変更となるため、路線の認定を行うものです。

今後、国庫補助などを受けて、交差点の改良を進めてまいります。そのための条件として、町道認定が必要となるため、路線の決定を行うものです。

議案第49号、御船町町道の路線認定に伴う承諾について御説明申し上げます。

今回、路線認定の承諾を行う路線は、御船町町道路線番号464号、屋敷座女木大橋線です。通称マミコウロードにおける御船町との町境は座女木大橋の中央付近にあります。平成17年に締結しました管理に関する協定書により、熊本高森線から座女木大橋右岸までを益城町が、座女木大橋右岸から甲佐町との町境までを御船町が管理することになっております。

今回、御船町が同町上野から座女木大橋右岸までの路線を町道として認定するに当たり、路線終点付近が益城町区域となりますことから、道路法第8条第3項の規定により、本町の承諾を得る必要があります。また、承諾に当たっては、道路法第8条4項の規定により、議会の議決を経る必要があることから議案の提出を行うものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 日程第15、議案第27号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から日程第37、議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後2時23分

3 月 9 日（火曜日）

令和3年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年3月8日午前10時00分招集
2. 令和3年3月9日午前10時00分開議
3. 令和3年3月9日午後3時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	河野秀明君
危機管理監	今石佳太君	土木審議監	持田浩君
会計管理者	木下宗徳君	総務課長	河内正明君
総務課審議員	遠山伸也君	新庁舎等建設推進課長	田上勝志君
危機管理課長	岩本武継君	企画財政課長	山内裕文君
企画財政課審議員	吉川博文君	税務課長	深江健一君
住民保険課長	富永清徳君	福祉課長	塘田仁君
生活再建支援課長	姫野幸徳君	こども未来課長	松本浩治君
健康づくり推進課長	松永昇君	産業振興課長	福岡廣徳君
都市建設課長	村上康幸君	復旧事業課長	増田充浩君

復興整備課長	米 満 博 海 君	公営住宅課長	水 口 清 君
学校教育課長	金 原 雅 紀 君	生涯学習課長	水 上 眞 一 君
下水道課長	荒 木 栄 一 君	水道課長	竹 林 浩 幸 君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第20号「令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） おはようございます。3番上村です。

議案第16号、益城町一般会計補正予算書中、まず25ページ、3款民生費1項社会福祉費の中の1目社会福祉総務費中、積立金として社会福祉振興基金積立金5億5,000万円、これは、ふるさと納税を活用して積み立てるということで伺ったんですが、この社会福祉振興基金、これには大体、何ですか、今回また上程してある基金のやつで7×2つなぐ基金というのがあるんですが、あぁいったボランティア関係のやつも入っているのかなと、そういうふうに思ってたんですが、この内容をお願いします。

それと、39ページ、10款教育費7項保健体育費の中の2目体育施設費、これの委託料で、体育施設指定管理委託料、これが220数万また上程してあるんですが、これはコロナ対策かなんか、そういうふうに言われたんですけど、実際どうなんですかね、補填するようなたぐいのお金になるのか。それをちょっと、内容をお願いします。

以上この2点をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） おはようございます。福祉課長の塘田でございます。

3番上村議員の御質問、議案第16号、益城町一般会計補正予算書（第11号）から、25ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費24節積立金、社会福祉振興基金積立金5億5,000万、こちらのほうから2点のお尋ねだったかと思えます。

1点目については、新年度予算でも計上しておりますボランティアに係る基金、そちらも含まれているのかということでございますが、ボランティアに関する基金についてはですね、当初予算のほうで計上させていただいておりますので、ボランティアに関わるものではございません。

この社会福祉振興基金の設置目的については、高齢者及び障がい者の在宅福祉の充実、生きがい、健康づくりの増進、並びに快適な生活環境の形成等に要する経費の財源に充てるため基金を設置するということになっております。

昨日ですね、企画財政課長からの説明にもありましたように、将来の社会保障費、こちらのほうですね、支出の増大に備えるために、今回、積み立てるとしておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、あと1点、すいません、もう1点何だったですかね。

○3番（上村幸輝君） いや、これについては、内容の確認だけです。

○福祉課長（塘田 仁君） ああ、だったですかね。すいません、失礼いたしました。以上、御説明をいたします。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） おはようございます。生涯学習課長の水上でございます。3番上村議員の御質問にお答えをいたします。

議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算書（第11号）中、39ページになります。歳出の10款教育費7項保健体育費2目体育施設費12節委託料で、体育施設指定管理業委託料として223万5,000円を補正させていただいております。これは、町の体育施設を管理運営いたします公益財団法人熊本YMC Aに対する委託損失補填分の補正でございます。

当初、年額4,730万円で委託契約を結んでおりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、町の社会体育施設を利用している様々な大会が中止となり、また、一般の施設利用に関しましても時短要請等の影響で使用料が減少したため、その損失分に対する補填でございます。

主な理由としましては使用料の減少、また、空調システムを武道場及びメインアリーナに導入したことによる光熱水費が増加したことにより、当初想定していた予算額より223万5,000円の損失が発生するため、その損失を補填するものでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） まず、1点目の社会福祉振興基金積立金については、内容のほうは分かりました。

あと、体育施設指定管理委託料、これの損失補填分ということで今伺ったんですが、以前もあったんですよね、ヴォルターズの試合がもともとは組まれとったけど、それが外れたためにまた補填をしたと。で、今回のやつも、昨年、緊急事態宣言等、そういったあれもあって公に使用を自粛したといった関係で、損失が発生したのかなと思ってたんですが、というわけじゃなくて、ただあれなんですかね、まあこういう状況ですので売上げが落ちたから、売上げっていうか利用が減ったからっていうとこなんですかね。

それであるならば、何ていうんですか、どの程度の基準があるのか。これ以上下がれば補填します、ここまでだったら補填はしませんが、そういった基準があるのかなのか、あるのであればですね、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。上村議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

損失補填に対する何か基準があるのかどうかということでございますが、毎年、契約時に交わします基本協定書、この9条2項に、乙の責めに帰することのできない事由により急激な経費の増減があったときには、甲乙協議の上、増額または減額するものであるということで明記してございますので、今回の補正分につきましてはYMCAの損失分と町とで協議をいたしまして、決定した金額となります。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 他に質疑はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） おはようございます。8番甲斐でございます。1点だけ、議案16号に対して説明を求めます。

歳入についてですが、ページが10ページ、町税にですね、2目の法人が当初、補正前の予算に対して6,300万ほど減少しているということであります。この減少の要因について教えていただきたい。この1点だけです。

○議長（稲田忠則君） 深江税務課長。

○税務課長（深江健一君） おはようございます。税務課長の深江です。8番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算書（第11号）の10ページ、上段の表の1項町民税2目法人の補正額の算出に当たっての方法につきましては、令和2年12月末時点の収入額に前年度1月以降の収入額の伸び率により、今年度1月以降の見込額を算出した結果、6,314万1,000円の補正減額となったものでございます。

通常、今回、コロナの影響も考えられるんですが、その他ですね、企業の設備投資等も同時に考えられますので、一概にコロナの影響だけではないのかなと見ております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。2点ほどお伺いいたします。

議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）の1ページのですね、減額が13億281万3,000円、この減額の13億と、先月の2月16日の臨時会で14億7,200万、これの追加予算が組んでありまして、僅か間に13億という減額がありますが、この13億の減額に対してどういう項目が減額になったのかを聞きたいと思っております。それが1点目。

2点目はですね、26ページの民生費、児童福祉、12節委託料3,011万8,000円の減額、放課後児童健全育成事業委託料、これはコロナの関係かなとは思いますが、これについての御説明をお願いいたします。

2点だけよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。15番渡辺議員の1回目の御質問にお答えいたします。

ページ1ページ、歳入歳出予算第1条で13億ほど減額をしております。先月の臨時会においては、正確には覚えておりませんが、10何億の追加の補正をしているというところがございますが、臨時会のほうでの追加の分につきましては、主に国の補正予算を活用した補助事業の分、避難路、避難地とか街路事業等について増額をさせていただいたところではあります。

今回の減額につきましては、もう3月議会ですので、決算を見越した部分での減額補正になっているというところではあります。当然2月で増額したものをそのまま同じような金額を、今回、減額をしているというところではございませんので、目的に応じた形ですね、増額、減額をしているというところではあります。

今回の減額の主なものとしては、9ページを見ていただきますと、歳出予算について提示をしております。2款の総務費、7億程度の減額とか、災害復旧のほうでは4億程度の減額等が一番大きな部分になるかと思っております。

総務費関係でいきますと、防災無線のデジタル化の分が一番大きな減額になるかと思っております。

それから、災害復旧関係のほうの関係では、基金事業関係で主に減額をしているというのがですね、一番大きな事業の減額になるかと思っております。宅地復旧の事業の基金関係では1億8,000万程度の減額をしておりますので、その辺の部分ですね、減額の主なものというところになるかと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本こども未来課長。

○こども未来課長（松本浩治君） こども未来課長の松本です。15番渡辺議員の御質問にお答えします。

議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）中、26ページになります。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の12節委託料になりますが、この放課後児童健全育成事業委託料3,011万8,000円の減額、この理由になりますけれども、当初予算のほうで各児童クラブのほうにおいて、障がいを持った子を受け入れた場合には、その分の加算というのがございます。それを想定していたんですけども、今回その対象となる子がいなかったということでの減額。

それともう一つが、中央小の児童クラブのほうで、今回、みんなの家を移設してやっておりますけれども、もう1クラブ設立するかもしれないといったところで予算を計上していたんですけども、今回そこは新たなクラブを新設しないということになりましたので、その分を減額しております。

その二つがこの金額ということになってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） どうも御答弁ありがとうございました。

それでは2回目をさせていただきます。

先ほど財政課長から、総務費7億、これが一番大きいやつと言われましたが、これは当初予算に6億9,000万かあった分ですかね。それと、今回の13億の当初予算であって、13億減額っていうのは、結局、26日に14億の追加予算をされたわけですね。その14億円に対しての13億じゃなくして、年間を通じた減額ということですかね。それをもう1回伺いいたします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 15番渡辺議員の2回目の質問にお答えいたします。

2月の臨時会の増額分については先ほど言いましたように、国の補正予算の関係で、8款関係の土木費関係の増額が主なものだったかと思えます。今回の減額につきましては、2款の中での緊急防災減災事業債が減額となっておりますので、2月に計上したものを減額しているというわけではありませんで、当初予算に計上したものを今回減額をさせていただいたところですよ。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。2点ほど伺いします。

議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算書のページ28ページ、29ページです。

まず、28ページの災害救助費の中の12節と14節ですね、委託料と工事請負費。

ここで、仮設団地の設計管理委託料と、農地復旧のですね、それと、工事費の5億円が減額されておりますが、これは当然まだ解体ができてないところもあるし、まだ木山辺り残っているところもあるし、その辺を全部含めての工事料を組んであったかと思うんですが、それについて、この農地に返す予定面積、それから現在もう工事が終了して残った面積というのはどれくらいなのか。最後には、ちょっと木山辺りはまだ先になるんでしょうけども、その辺もし面積が分かれば教えていただきたいなと思えます。

それから、ページ29ページの業務委託料、みんなの家の移設工事設備管理委託、復旧管理委託料ですね、4,000万の減額ですけども、これは見込みより件数減ということで説明があったんですが、これは工事費のほうはそのままにしてあるのかな、工事費の減額はないみたいだけれども、これどうなっているのか。

その2点について伺いします。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課、姫野です。14番中村議員のですね、御質問にお答えをします。

令和2年度益城町一般会計補正予算第15号中ですね、ページ28ページ、民生費の災害救助費の1目災害救助費ですね、この中の12委託料の仮設団地用地農地復旧工事設計管理等、併せて14節工事請負費、仮設団地農地復旧工事請負費、この減額についてのお尋ねだというふうに思います。

まずですね、工事設計管理委託料につきましては、これは5号の補正予算で予算要求御承認い

ただいたわけですけど、実績としてはですね、測量が11団地、設計が4団地実施しております。2,200万の執行ということになります。その残額をですね、今回、補正で減額させていただいたところですよ。

面積については、すいません、手持ちの資料がございませんので、中村議員、委員会のほうで説明したいというふうに思います。

その関係で仮設団地農地復旧工事請負費についてもですね、これは当初予算で計上しておったんですけど、当初予算の計上時期がですね、これは令和2年度ですから、令和元年の11月に計上というか予算要求するわけで、その時点ではですね、やっぱり不確定な要素がございまして、町としましてはですね、地権者の意向に沿った形で少しでも早くお返ししたいということで、一応全団地ですね、復旧工事も実施する予定でございましたけど、仮設団地の入居者のですね、退去月が遅れたことや、あるいは7月の豪雨災害で仮設団地の解体撤去の工事もかなり遅れて、ずれ込んできたという関係で、やっぱり実際実施できたのがですね、2団地だけになってしまいました。そういう関係で今回5億円の減額補正をさせていただいたということになります。

それと、次の仮設住宅運営費のほうですね、これの12委託料につきましては、一応、予定しました26棟分全て設計のほうは終わっております。説明では箇所数が減ったんじゃないかということでしたけど、全団地、予定の26か所は終わっております。

ただ、当初予算の計上がですね、復興基金の基本事業分で上限額は500万と定めてあるんですね。500万の26棟分ということで計上しておりましたけど、実際のところは500万かかっておりません。その関係で執行額がですね、26棟で7,600万ということで、少し余裕、今後、第3、第4四半期にですね、設計変更等が生じた場合にですね、対応できるように余裕額を残しまして、残りの4,000万円を減額補正という形にしております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） ちょっと私も、うちの委員会のことを気づかなかったもんですから、ちょっとまた、詳しいことは委員会のほうお聞きします。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 他に質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。

私は議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）について、3点ほど御質問をさせていただきます。

まず、1点目は17ページの24款町債について、今回6億6,170万円減額をして、28億3,940万円まで努力をされました。これはすばらしいことだと思います。この額に元年度繰越の地方債、これはこの予算書に載らないんですが、元年度から2年度に繰越及び事故繰越、これは去年こういうやつで議会にですね、皆さん、議会に議決されたやつです。

これを見ますとですね、これを足して今年度の予算の総計となると思うんですが、繰越しの地

方債がこの予算では38億円、及び事故繰越の地方債が27億円、約90億円前後がですね、この繰越及び事故繰越で、町債として2年度のほうに繰り越されるといふか、そういう状況になろうかと思ひます。

それで、町債の残高……、ただ、この繰越もですね、まだ決算が出た後でないとはっきりした数字が分かりません。ですから6月で締めて、9月の決算で改めて分かるという状況ですが、町債の残高は約400億から450億。450億に近い数字になるんじゃないかと心配をしております。これは、昨年9月の中期財政見通しと大きく変化をしているのかどうか、これが質問であります。

1点目。

それから2点目は、12ページの17款国庫支出金2項国庫補助金、総務費の国庫補助金中、再編関連訓練移転等交付金2,100万円について、説明を受けたのでは、オスプレイ等関連ということでございましたが、来年度以降も継続して交付していただけるのかどうかについてお伺いをします。分かる範囲でお答えいただければ、ありがたいと思ひます。

続いて3点目は、40ページの11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費中、6目の宅地災害復旧費の被災地復旧支援事業補助金1億8,000万円が今回返還になっております。

今までも説明を受けてきて、大体、今までやっている工事がですね、途中で変更になったとか、こういう話の中での残った金を返還するという事だろうと思ひますが、これをもう1回、再度ですね、どういう事業でどれだけの金額か、分かる範囲で結構でございますが、返還をせざる得なくなったのか、これを教えていただければと思ひます。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

議案第16号、令和2年度の補正予算書のページが18ページですかね。

町債の残高について、今回の補正で28億まで減らしているということ。それから、明許繰越、事故繰越を合わせた場合にどうなるか。中期財政見通しとの関係はどうかというふうな御質問だったかと思ひます。

町債関係につきましては、令和2年度分につきましては、先ほど宮崎議員言われたとおり、この補正予算のほうで約28億円。それから、事故繰越と明許繰越の分がこれに加わるような形になります。はっきりした数字は持っておりませんが、その辺が加わってくるというところですよ。

その残高の見込みにつきましては、令和3年度の一般会計特別会計の予算書、ページが205ページ、地方債に係る調書というのがあります。そこに、令和2年度、現在高の見込額というところで記載をしております、大体451億ぐらいの見込みになるというところで記載をしているところですよ。この451億につきましては、中期財政見通しの令和2年度の見込みとほとんど同額になるというところになります。

この残高の見込みにつきましては現在、現年度分の予算分、それから、明許繰越分、事故繰越分、全て借入れをしたときの残高の見込みになっておりますので、当然、令和2年度、事業が終

わらない場合に、令和3年度へ明許繰越、事故繰越をする財源がございますので、この451億円よりも最終的な決算では下回ってくるというふうな数字になるかと思えます。

1点目の質問については、以上です。

それから、補正予算の12ページ、国庫支出金の中の総務費の国庫補助金、一番下の再編関連訓練移転等交付金につきまして、来年度以降も交付されるのかというふうな御質問だったかと思えます。

こちらにつきましては、今年度、オスプレイの訓練が高遊原の航空自衛隊のほうで開催されたというところに伴いまして、臨時的に交付をしていただいたものになります。来年度以降も、その訓練が継続されるようであれば再度交付があろうかと思えますし、訓練の状況次第かと思っております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

令和2年度益城町一般会計補正予算書（第11号）中、ページ数が40ページになります。

11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費6目宅地災害復旧費18節負担金補助及び交付金についてのこの減額の件でございますが、こちらの交付金につきましては、個人様の宅地ですね、宅地といえますか建物をジャッキアップとか擁壁を復旧するための、熊本地震でつくられました基金事業でございます。

こちらのほう、補助対象工事が1,000万円ということで、それから50万円を自己負担していただいて、残り最大633万3,000円、3分の2ですけれどもですね、残りの、これを補助するという事業でございます。

こちらにつきまして、当初予算は3億4,500万円、件数にして150件、おおむね1件当たり230万円で計算させていただいて、予算を計上させていただいたところでございますが、1月末現在ですね、こちらの完了請求が63件ございまして、1億2,666万6,000円、こちらのほうを完了してお支払いをしているところでございます。

そのような中、当初予算3億4,500万円の約半分ぐらいを落とすっていうことはですね、約80件、こちらはもう今後上がってこないだろうということで、今回余分といえますか、当初見込みより件数が減ったため落とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。

まず、中期財政見積りと同じ、ほぼ同じだということでございましたので、引き続いてですね、やっぱり非常に財政運営は、町は厳しいと。昨日、町長のほうからも最初に言われましたけども、非常に厳しい状況であると、こういう認識で理解をいたします。

続いて2問目にしましたオスプレイ関係なんですが、来年度どうなるか分からないと、こうい

うことだろうとは思いますが、やはり皆さん御承知だろうとは思いますが、沖縄とか南西諸島で災害とか不測事態が起きたときですね、九州から人員とか装備をですね、迅速に持っていくために早期の改善が図られていると。従来でありますと、ヘリコプターで行くと奄美とか沖縄とか宮古に行くまでには2回は給油しなきゃ行かれなかったんですが、オスプレイが来ますと1回で行くということですね、非常に迅速化が図れると。こういうことで、国として処置をされているんじゃないかと思います。

なお、九州の場合はですね、こういうヘリコプターを整備するところが高遊原しかありませんので、どうしてもですね、こういうオスプレイ等が来たら高遊原に寄ると。ですから、まあここに来るとということにどうしてもなるものですから、これに対して迷惑料をきちっとですね、地元としては払っていただくと、こういうことで進めたらいいんじゃないかと、お願いをしたいと思います。来年度以降どうなるか分かりませんが、もしそういう状況になれば、きちっと要求をされたらいいかなということ、お願いをしたいと思います。

それから3問目についてはですね、今、答弁がありましたように、確かにですね、個人からの申請は少なくなったとは思いますが、ただ本当に、じゃあ災害復旧が全て終わっているのかと、こう言われると、なかなかですね、まだ、大規模滑落もそうですけど、道路もそうです。それから今あった宅地のところもそうなんですが、予算的に裏づけされるやつについては大体工事は終わるんですが、それから漏れてる——もちろん個人の責任だと言われればそれまでなんですけれども、やはり安心安全を確保するためには、町としても行政としても何かをしてやらなきゃいかんところが出てくるんじゃないかと。

ちょっとここは、地震から5年過ぎて6年目を迎えると、そこはやっぱり心配するところなんです。ですから、今後はそういうところにも目を開いて進めていただければとお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村健文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

益城町一般会計補正予算（第11号）中、ページ数は20ページです。

企画費のところ、タクシー事業者感染防止対策等応援補助金で、195万が計上されております。

まず、益城町のタクシー会社は多分2社だと思うんですけども、先日の説明で1台3万円の65台分で、2分の1が県の補助ということと言われたと思うんですけども、1台3万円の根拠はどこにあるんでしょうか。

それから、このタクシー事業者に関しては、熊本市等の要望書とかですね、そういったのを出されて、検討しますという形になっているんですけども、今回のこの応援補助金っていうのは、そういったタクシー会社から要望書とか出されたんでしょうか。

以上2点をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。7番吉村議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

議案第16号のページが20ページ、企画費の中のタクシー事業者感染防止対策と応援補助金195万円についての、1台3万円の根拠はあるのかということ、それからタクシー事業者からの要望はあったのかというふうな御質問だったかと思います。

この応援補助金につきましては、県のほうで事業をされているものです。その事業に対して町のほうでも、県の事業に対して取り組むというところで、県の補助金を2分の1いただく。それから、町の負担分についても、臨時交付金の活用を考えていくというようなことで事業を進めております。

金額の3万円につきましては、県の事業の中で3万円が決まっておりますので、その3万円についてのどういう内容で3万円としているのかというところまではちょっと確認はできておりません。

それから、先ほどタクシー事業者2社というふうなお話がありましたけれども、2社プラスあと個人タクシーさんもおられるというところで、65台分を計上させていただいているところです。

要望があったかというところにつきましても、県の事業として取り組む場合で、近隣市町村のほうもやっておりますので、益城だけ取り組まないというわけにいかない。タクシー事業者としても相当なコロナの影響を受けておられるということでやっておりますので、要望があったかどうかは確認しておりませんが、そういう状況を見て取組を進めているという状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

2回目の質問なんですけども、これは申請主義でやるんでしょうか。個人タクシーもあると思うんで、もしも申請主義であるならば、申請はいつから受け付けて、どういった申請なのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

タクシー関係の応援補助金につきましては、申請主義かということではありますが、一応申請をしていただくことにはなっております。

当然、事業の周知等も必要になりますので、二つの事業所、それから個人タクシーさん、こちらのほうから出向いたりとかですね、お電話をかけたたりしまして、事業の周知をして、併せまして、申請書の作成については、こちらのほうもお手伝いをしているというような状況です。そういう形で進めております。申請のほうはもう既に受付を進めております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、議案第16「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第20号「令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までの質疑を終

わかります。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第21号「令和3年度益城町一般会計予算」から議案第26号「令和3年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

4番下田利久雄議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。1点だけ質問したいと思います。

一般会計予算の84ページですかね、3款民生費2項児童福祉費の報酬のところ、公立保育園あり方検討委員会報酬というのが、59万5,000円ですか、6,000円ですかね、組まれています、このあり方検討委員会というのは、今後、益城町の保育園の在り方を検討するのか、それとも民営化のほうに転換するような検討をするのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 松本こども未来課長。

○こども未来課長（松本浩治君） こども未来課の松本です。4番下田議員の御質問にお答えいたします。

84ページの3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉費総務費の1節報酬の公立保育所等あり方検討委員会委員報酬59万6,000円についてですけれども、その中で、民営等含む、どういう検討をするかといったような趣旨の御質問かと思えます。

実際、公立保育所の在り方に関しましては、第4次の行政改革大綱に基づいて検討するということになっておりまして、検討の内容としましては、今後の国の動向や、あるいは住民のニーズ等々、それと、町の児童福祉の在り方とか、その辺りを考えながらですね、公立保育所、幼稚園の民営化、あるいは統合とか、そういったところも含めたところでの検討をやっていくといったところになるかと思っております。今、詳細につきましては、いろいろ内部のほうで検討しているといったところになっております。そのような形で検討していくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。

益城町としては、公立の保育園のほうが大分多いと思いますので、今後は民営化のほうをぜひ検討していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 8番甲斐です。3年度の一般会計予算中ですね、156ページ、10款教育費2項小学校1目14節と16節一緒にお尋ねしたいと思います。

14節の工事請負費、広安小学校施設整備費1,510万円、広安西小学校施設整備費550万、16節では公有財産購入、広安小学校の用地購入費1億2,630万1,000円と、こういうふうに計上されております。

16節については、9月議会で馬水西原仮設団地跡地について、特別教室棟とかサブグラウンド駐車場などの活用計画をしているということから、当該地の鑑定評価、測量の業務委託料として400万円が計上され、可決をされました。

今回これに対しての用地購入予定ということであると思いますが、当初8,000平米ぐらいというふうに聞いていました。地権者が1人で、鑑定評価、測量の結果について伺います。総面積が幾らぐらいで、鑑定評価総額幾らかと。これは平米当たりの価格が幾らぐらいかということ。現況の地目、これをどう変えていくのかということについて、お伺いしたいと思います。

14節については、広安小学校の施設設備整備はどのようなものをされるのか。広安西小学校の施設整備はどのようなものか。これを伺います。

それから、157ページの下の方ですが、教育振興費の中の19節扶助費2,539万9,000円のうち、2,351万8,000円が準要保護援助費というふうに伺っております。それから、161ページ、最後のほうですね、それから中学校の同じ扶助費なんです、2,502万7,000円あって、準要保護援助費が2,440万円、それぞれ上がって、昨年から見たらちょっと上がっているような、増加しているような感じです。ここで援助を受けておられる児童生徒の人数がどのくらいいらっしゃるのか、教えていただきたいということです。

それから3点目、ページ182、教育費の保健体育費、16節公有財産購入費5,500万。これは12月議会で飯野校区のグラウンドの北側を購入したいということでありまして、その鑑定評価及び業務委託料として上がっております。これは端数が出てませんので、鑑定評価がもう終わっているのか、それから総面積どのぐらいかということ、取得予定時期とか、そういうものが分かれば、いつ頃かというのを教えていただきたいというふうに思います。

以上が1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原です。8番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第21号、令和3年度一般会計予算の中から5点ほど御質問いただいております。

まず、1点目、ページでいいますと156ページ。小学校費の、まず、公有財産の購入費のほうからお答えさせていただきます。

この広安小用地購入につきましては議員御質問のとおり、広安小学校北側の馬水西原仮設団地跡地を広安小学校の拡張用地として、今回購入しようとするものでございます。令和2年の9月の補正予算で、鑑定評価・測量業務の委託料を計上させていただいて、御承認をいただいております。

ます。それに基づきまして今回、鑑定評価、測量を行ったところでございます。

内容につきましては、まず、広さが8,420.02平方メートルでございます。単価が平米当たり1万5,000円ということで、今回、1億2,630万1,000円を計上させていただいたところでございます。

なお、地目につきましては、現在、畑となっておりますけれども、評価に当たりましては、評価地目は宅地見込み地ということで評価を行ったところでございます。

続きまして、工事請負費でございますけれども、まず、広安小学校の施設整備費につきましては、今回購入を予定しております、計上させていただいております、この広安小学校の用地につきまして、整地と、あと周りをフェンスで囲う工事を予定しております。

続きまして、同じく工事請負費の広安西小学校の施設整備費につきましては、防火扉の改修工事を予定しております。

続きまして、157ページと161ページ、共に扶助費の要準要保護援助費についての御質問でございますけれども、まずは、小学校の対象の人数ということで、これが383人でございます。続きまして、中学校の対象の人数が243人となっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。8番甲斐議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算書中、182ページでございます。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費、16節公有財産購入費で、飯野校区グラウンド用地購入費として5,500万円を計上させていただいております。

町では、昨年7月に飯野校区の校区区長会、それからPTA、体育協会、また、地元選出の議員の方々など、各種団体より、現在の飯野小学校の仮運動場を校区のグラウンドとして整備してほしいとの要望を受け、これまで関係各課で協議を重ねてまいりました。

その結果、校区の中心部に位置する飯野小学校仮運動場を校区グラウンドとして整備することにより、利便性の向上による利用促進が期待でき、地域住民の方々のさらなる健康増進が図られる。また、近隣に小学校、保育園があるため、それらの各種行事や地域イベント等でも広く活用できるような、多目的グラウンドとしての整備を目指す。さらには、駐車場も広めに確保し、小学校と保育園とで一体的に利用することで駐車場不足の解消にも期待できる等の要因で、飯野校区グラウンドとして整備するために用地を取得させていただくこととしました。

購入に関しましては仮運動場と隣接する北側の土地、合わせて1万870平方メートルを想定しております。ただ、あくまで、現在正式な不動産鑑定が出ておりませんので、概算で1平方メートル当たり5,000円という価格で予算計上をしております。

それから、取得時期でございますが、新年度となり、地権者の方々の同意が得られればすぐにも取得に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 答弁の内容をちょっと確認したいというふうに思います。

156ページの公有財産、広安小学校の用地購入1億2,630万1,000円、これについて、広さが8,420.02平米、それから鑑定評価が平米当たり1万5,000円ということです。それから、現況、畑だが、宅地見込みということで、評価をしているということです。はい、これについては分かりました。

それから、広安小学校の施設の整備費、整地とフェンスをつくるんだと。当然だというふうに思います。それから、広安西小学校については、防火扉の改修というふうにお聞きしました。

次に、157ページの教育振興費のところの19節扶助費及び161ページの扶助費。小学生で383名、準要保護者がいる、就学援助金をもらっている方がいるということだと思います。それから、中学校には243名ということで、以前に比べたらちょっと増加しているなという感じは受けております。これは国の施策がちょっとということだと思います。

それから、ページ182、公有財産の購入費、飯野校区グラウンド用地として5,500万が計上されております。平米当たり5,000円というところのようであります。1万870平米ということでよろしいでしょうか。これについては、新年度、地権者の同意があればということですので、できるだけ早く進めていただきたいというふうには思います。

以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎金次議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算について、4点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、熊本地震から6年目を迎え、普及・復興のための債務も増大し、非常に厳しい財政状況の中で、今回予算を組み立てられたと思います。

そこでお伺いするんですが、どのように今回の歳入を増加させようと努力をされたのか、それから、歳出の抑制をどのようにして抑えようとされたのか、それから、町債の増加をいかにして少なくしようとされたのか、この3点をまず、教えていただきたい。簡単でも結構でございますので、教えていただきたいと思います。

2点目は、今年度の当初予算を昨年9月の中期財政見通しと比較しますと、総額で約20億円増加しております。それから、町債も臨時財政対策債4億円を差し引いても1億円増加しています。

これからですね、数次の補正予算を組んでいくわけなんですけども、そうすることを考えれば、町債の増大と財政調整基金等の取崩し、このペースが非常に早まるんじゃないかと。ですから、早ければ来年度には基金が底をつく、もしくは悪くても再来年度には基金がなくなってしまう、財政の硬直化を免れなくなるとこういうふうにご心配するんですが、いかがでしょうか。これが質問です。

それから3点目はですね、今まで同僚議員からも質問が出ましたが、156ページの10款教育費2項小学校費、学校管理費中、16節の広安小学校用地購入費のことでございますけれども、これ

は、当委員会のほうで、私のほうの委員会のほうで、細部のことについては質問をさせていただきますが、1点だけ確認をさせていただきます。

広安小学校用地購入は、この広安小学校の教室の不足、駐車場を含めてですね、の解消をするためにということで、これまで説明を受けてまいりましたけれども、学童保育等の教室も当然含まれていると思うんですよ。そうであるならば、保健福祉センターとか益城第2幼稚園とか、今、ちょっと古くなっておりますけども、町営惣領団地、ここら辺りの施設を含めて検討がなされたのか、なされなかったのか、これについて教えてください。

それから、最後なんですけど、これはもう今まで出ました、飯野小学校グラウンドのことなんですけど、182ページ10款教育費7項保健体育2目体育施設費、16節の公有財産購入費のところの飯野校区グラウンド用地の購入の件でございますけれども、これも細部についてはうちの委員会のほうでまた、質問させていただきますが、1点だけ。

今、町営グラウンドは、それぞれが校区ごとに非常にアンバランスであります。例えば、広安小学校の校区につきましても、全く町営グラウンドはありません。野球にちょっと狭いグラウンドとか、それから、グラウンドゴルフだけしかできない町営グラウンドとか、こういうのも一切、広安小学校の校区にはありません。にもかかわらず、今回、やはり、飯野校区のグラウンド用地を購入されることになるわけなんですけど、そのために特に広安校区のグラウンドについては、どういうふうにお考えになれるのかについて、お答えをいただければと思います。

以上4点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の1回目の御質問にお答えいたします。

令和3年度予算編成の中で、いまだに厳しい財政状況にある中、歳入歳出においてどういう工夫をしたのかというような質問、それから、二つ目が、中期財政見通しと比較した場合に、予算や町債の状況が増えている、基金は大丈夫なのかという御質問だったかと思えます。

一つ目の質問につきましては、議員がおっしゃるように中期財政見通しでは歳入不足により、財政調整用基金を活用したとしても、財源不足に陥るような状況になっておりまして、大変厳しい状況であるということは認識をしているところです。

そういう状況の中、令和3年度予算の編成に当たっておりますので、まず、歳出につきましてはそれぞれ予算編成方針におきまして、事業費の見直し、峻別等をやっていただきたいといったところ。それから、物件費関係についても1割カットをお願いするような形で、要望を各課のほうにですね、させていただいたところです。

なかなか歳出予算につきましては、事業費の見直し等におきまして、今、復旧復興事業でやっているものを止めてしまうというわけにはいかないところがありますので、大きな見直しをするということには至っておりませんが、そういう厳しい財政状況にあるということを職員に分かってもらうためにもですね、そういう方針で臨んだということです。

それから歳入につきましては、昨年度、今年度においては、企業誘致におきまして、湖池屋

をはじめ、企業誘致も順調に進んでいるという部分もありますし、特に一番大きいのは、ふるさと納税が大きく増えたというところにあるかと思います。令和元年度では3億5,000万円、その前は1億円弱、7,000万か8,000万程度の収入しかなかったものが、今年度では、14億を超えるような状況になっているという状況にありますので、ふるさと納税の収入はですね、大きく増えているような状況にあります。

そういう状況を継続させるためにも、令和3年度以降もですね、引き続き企業誘致の推進、それからふるさと納税の増大にですね、努めていきたいというようなところで取り組んでおるところです。

町歳につきましても、事業に連動する形で増えてはおりますが、中期財政を作成した昨年6月、7月時点での状況、それから、今年度の予算編成をした時点での状況が、どうしても時間的なずれがあつて変わっていきますので、その辺は増えたり減ったりすることはですね、いたし方がないのかなというふうに考えております。そういう中期財政見通しは毎年度作成をしていきますので、数字としては変わっていく状況にあります。できるだけ正確な数字を出すようにはですね、努めておりますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原です。宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第21号、令和3年度一般会計予算の156ページ。

小学校費の公有財産購入費に関連しまして、広安小学校の学童保育に関する御質問でございますけれども、議員御質問のとおり、現在、広安小学校の学童保育につきましては、広安小学校の用地内に2棟、それと1教室が学童保育に使用されているところでございます。これにつきましては、現在のところそういう形でやっておりますけれども、今後、必要に応じまして、関係部局と御相談しながら検討していくことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、今回、飯野校区のグラウンド用地購入費として5,500万円計上させていただいておりますが、広安校区には特にグラウンドがないという御指摘でしたが、現在、広崎の山本山跡地を広安校区グラウンドとして町では指定しているところでございます。

ただ、議員がおっしゃるように、形状が若干いびつでございますので、本格的なグラウンドとしての利活用がうまくいかないというのは事実でございます。そういうわけで、広安校区に将来的にはですね、避難時にも対応できるような避難施設等も兼ねた多目的グラウンドの整備を今後検討していかなければならないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

今、企画財政課長から答弁していただきましたが、その予算を立てるに当たってですね、いわゆる大変だったろうということについては、よく理解はできます。

ただ、中期財政見積りはですね、これは中期財政見積りを立てるのが目的ではなくて、それに応じてですね、町の財政をどうやって運用していくか、どこがどういうふうに具合が悪いか、どうやって修正していくか、これが大事であると、私はそういうふうに思いますので、ぜひ立てることに集中しないで、これを基準にしてどうやって町の財政をですね、きちっと持っていくかと、これが大事だろうと、こういうふうに思います。

それから、広安小学校の用地についての私の質問に対して、今、課長から答弁がありました。結論的には、今回の用地を購入するまでに保健センターとか第2幼稚園とか、こういうところを含んで検討はしてなかったと、こういうことでよろしいですかね。つまり、極端に言えば、あの学校用地を買うことが先決で、ほかのことはあまり検討されてなかったと、こういうふうな捉え方をしてよろしいんですか。

それから、飯野小学校の飯野校区のグラウンド、これについてもですね、他の校区グラウンドについてとあんまり考慮されていない、こうこれから検討していきますと、こういう話ですか。

それから、山本山跡地のグラウンド、これは確かに旧広安小学校の校区内のグラウンドではございます。今新しい小学校校区は、広安小学校と広安西小学校に分かれておりまして、なかなか行事もですね、その校区単位でやるんですよね。一緒にやる場合もあるんで、もしグラウンドを整備していただくなら、小学校単位のほうが連携がしやすいのかなと。まあ人員も多くなっておりますしですね。

そういう観点から言うと、広安小学校校区には先ほど言いましたように、グラウンドゴルフをやる町営グラウンドも何もありません。狭い野球場もありません。ですからぜひ、ほかの校区に整備をするのであれば、そこらあたりも併せて考えて処理するのがやっぱり町の行政だろうというふうに思います。

飯野のほうにですね、整備されるというのは、非常に素晴らしいことだし、うらましいことだろうと思いますけれども、広安校区の人たちから見ると特に文句が出るんじゃないかなと、こういうふうには思います。ですから、その対策はよろしくお願ひしたいと思います。

そこで話をもう1回もとに戻しますが、この広安小学校のグラウンドの話、学校用地と飯野小学校のグラウンドの話、これは私もですね、金さえあればぜひこれを進めてもらいたいと思います。先ほどから言いますように、町は非常に財政的にはいま厳しい状況になりつつあると。これにもかかわらず、やっぱりこれは町のために必要だと、こういうふうに判断をされたと思うんですよね、町長が。

ですから、最後は町長にですね、どうしてこういうふうに、やっぱり必要だと。町の将来のために、ここは必要だとこういうふうに、昨日も町長おっしゃっておられましたけども、そこら辺

について町長の答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番宮崎議員の2回目の御質問にお答えします。

まずは、広安小学校のグラウンドですね、これが一般質問にも出てくると思うんですが、実は35人学級ということで、教室がかなり増えるということで、今の学校の校舎の中身ではかなり、広安西小より広安小のほうが校舎がかなり不足するというのが、今、データも出ております。

それと、全く保健福祉センターは考えなかったかという、こちらについても、やはり、保健福祉センターでいろいろ健診だったり、いろいろ行事をやるときに駐車場とか足りないということで、こういったところも総合的に含めてちょっと考えているところではあります。

それと、広安の校区のグラウンドですね、こちらについては地元の方たちが非常に困られているということで、PTA、区長さん、そして議員さん、いろんな方々から要望も出たんですが、先ほど出ましたが、そもそもの校区の論に出てくるかなと。校区体協ですね。以前、駅伝大会とかですね、いろいろやったときに、広安校区が圧倒的に強いということで、広安校区と広安西校区に分けてもらえないだろうかという話も出ております。そこあたりもこれから議論していくといいのかなと。ただ、今のところは、広安の校区という形で、体協あたりも一つしかないということで、こういった形になっております。

皆さん方も経験あると思うんですが、これは以前の川口町長のときにグラウンドをとにかく校区につくっていかうということで、今いろいろ差があるんじゃないかと。実際そうでした。飯野のグラウンドとか、今の保健福祉センターにある広安の町民グラウンドとか、こちらも、以前町の早起きソフトボール大会をやったときは、もうどんどん打ち出して車に当たったりとかですね、うちは狭過ぎるとか、そういった話が、福田とか津森辺りはかなり広いということで、もっと広くできないかという話もありまして、広安のほうは少し、山本山跡地ということで広くなったんですが、あとは飯野グラウンドがですね、やっぱりほかのグラウンドに比べて半分しかないということで、そういったことも踏まえて、今回、飯野小の隣接地にということで話が出てきております。あわせて、保育園の行事だったり、学校行事であったりとか、弁当のヒライさんも来ておりますので、駐車場もなくなっていくということで、こういったことになっております。

ただ、宮崎議員のほうからお話がありましたように、広安校区は非常に人も多いということで、グラウンド的には、グラウンドゴルフ、そういったのをやる場所あたりもですね、これからやっぱりぜひ、意見をいただいたので、検討をしていただければということで考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、町長から答弁いただきました。ありがとうございました。

町長が申されましたようにですね、今後いろいろ検討をしていただくと思うんですが、町長の答弁を聞いておまして、やはり町のための必要性、これが町の財政よりも優先をすると、こういうことだろうと思います。今回は。でも、その結果、将来、二、三年後どういう結果になるのか、これは我々が気を引き締めて行かないと多分大きなことになる可能性があるかと。

さっきから何回も言いますが、3年度の当初予算がもう既にですね、中期見積よりも随分と膨らんでいます。これ、やむを得ないと思うんです。中期見通しは、そのときに必要な事業を組立ててますから。それから時代が進むとまた、必要なやつがどんどん出てくるから、それにプラスするのは当然のことなんですが、それがどんどん増えるとそれだけ貯金が食いつぶされる、それから借金が増えると。そしてそれが全部次の子供たちに押しつけられるという話になりますので、どうぞひとつよろしくをお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺誠男議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。3点ほどお伺いいたします。

令和3年度、益城町一般会計の予算書についてお伺いいたします。

53ページ、総務費の総務管理費の中で、土地開発公社貸付金9,000万円。これは町から開発公社に貸して、駐輪場あたりを造るわけですかね、この熊本高森線。この点についてちょっとお伺いいたします。

それから75ページ、民生費社会福祉費12節委託料、重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料、これについてちょっと御説明をお願いいたします。

それから、141ページ、街路事業費16節公有財産購入費、町単独事業用地購入費200万、これは大体どこの土地、それと面積、何に利用するのかをお伺いいたします。

以上3点ほどお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。15番渡辺議員の1回目の御質問にお答えをいたします。

令和3年度益城町一般会計特別予算、議案が第21号になります。ページのほうが53ページです。20節の貸付金で土地開発公社貸付金9,000万についてのお尋ねだったと思います。

内容につきましては議員がおっしゃられたように、熊本高森線駐輪場、それから公園整備等の分についての土地開発公社で購入する分についての貸付金ということになります。この分につきましては、本年度の補正予算において、令和2年度予算において債務負担行為の設定をですね、させていただいております。令和2年度以降、高森線関係の購入予定地については、土地開発公社で先行買収を進めていければというふうに考えておりますので、その財源として一般会計のほうから貸付け分担として計上をしているものです。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） 福祉課長塘田でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

議案第21号、令和3年度益城町一般会計補正予算中、ページ75ページ、3款1項1目社会福祉総務費、12節の委託料の中で、重層的支援体制整備事業移行準備事業業務委託料、こちらについ

てのお尋ねでございます。

重層的支援体制整備事業とは、これまでの子供、障がい者、高齢者などの属性ごとによる事業展開を、属性ごとではなく包括的に事業を行えるような仕組みづくりを行うといった事業でございます。

具体的にはですね、既存の介護、障がい、子供、生活困窮などの相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものでございます。そのための基盤づくりとして、新たにコミュニティーソーシャルワーカー——CSWと、地域サロンコーディネーター——ASCを設置をするものでございます。

CSWにつきましては、要支援者の早期発見や継続的な支援につながる体制の構築を図り、新たな支援、支え合いの仕組みづくりを推進するためのものでございます。ASCにつきましては、町内の小地域を拠点に、年齢や性別、その置かれている生活状況に関わらず、誰もが安心して生活できる住民相互の助け合いや地域での役割、生きがいつくり、仲間づくり等を促進し、地域福祉の向上を推進するものでございます。

当初予算では歳出において、重層的支援体制整備事業移行準備事業として3,100万円を計上しております。CSWを3名、ASCを2名の配置をするという予算となっております。

歳入予算では、重層的支援体制移行準備事業補助金でCSWを2名、ASCを2名、福祉事務所未設置市町村助成事業補助金で、CSWを1名ということで歳入のほうにしても予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第21号、8款4項8目、141ページでございます。16節の公有財産購入費、町単独事業用地購入費の件でございます。

まず、どこかということですが、これは街路事業の益城東西線と県道が交差する部分でございます。これは都市計画の決定は済んでいるんですが、事業認可が済んでいない交差点でございます。地権者が同一のため、補助金として対応ができないので、今回単独の買収ということで計上をさせていただいているところです。

面積等は、すいませんが、ちょっと今、把握はしておりませんので、後で委員会のほうでも報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 御答弁ありがとうございました。2回目の御質問をさせていただきます。

土地開発公社貸付金、これは債務負担行為で上げておったんですかね。それは、一応、土地開発公社が買ったほうが、町が単独で買うよりもいいわけですか。その点。町が単独で買ってもし

いんじゃないかと思っておりましたが、債務負担行為で上げてあげればですね、それはそれでいいと思いますが、駐輪場あたりを何箇所ぐらいこれは買う予定ですか。その点をもう1回お願いしたいと思っております。

それから、75ページ、この重層的支援体制整備事業のほうは、その上の地域支え合いセンター事業委託料が3,000万となっておりますが、それに似たようなもので、ちょっと何ですか、もう少し、なんていいますかその、込み入った構築といえますか、そういうやり方で行くわけですか。これもまだまだ、今からもずっと、両方ともあり得るわけですか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目の街路事業については、これは木山の交差点ではないかと思いますが、平米数はどの位かはまだちょっと分からんって言われましたが、どういう、そのものに利用されるわけですが、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 15番渡辺議員の2回目の質問にお答えいたします。

土地開発公社で、町で購入せず直接買わずに土地開発公社でなぜ購入するのか、それから、駐輪場、これは何か所ぐらいの整備予定かというような御質問だと思います。

土地開発公社で先行買収を進める関係につきましては、この駐輪場、それから公園関係を整備しようと考えておりました、駐輪場整備計画、それから都市再生整備計画を作成して、国庫補助事業としてやろうとしているところです。国補助金を活用してやるというところでございますので、町で直接買う場合には、補助金の予算がついた場合に一般会計に予算計上して買うという形になりますので、その時点で購入が終わってればですね、土地開発公社のほうから一般会計のほうで、一般会計のほうで土地開発公社のほうから購入するという形でいっているところです。国の予算がつく関係でもありますので、先行して土地開発公社で買っておきたいというところで、土地開発公社で購入することにしております。

それから箇所数の関係につきましては、何箇所というのは現在のところまだ確定しているわけではありませんので、今後、4車線の整備の状況に応じて、ある程度箇所数が見えてくるかというふうに思います。

駐輪場につきましては、バス停の近くに駐輪場が整備できればいいなというふうに考えておりますし、その他の部分については、公園等について整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度当初予算書中75ページ、3款1項1目の12節委託料の中で、重層的な支援体制移行準備事業についての御質問でございますが、支え合いセンターについては今後両方ともが継続をしていくのかという御質問でございますけども、地域支え合いセンターにつきましては熊本地震

後、仮設住宅、それからみなし仮設、そういったところに入居される被災者の支援ということで設置をして、これまで活動を行ってまいりました。

今年、2月末現在だったと思いますけども、仮設住宅、みなし仮設、そちらへの世帯数が111世帯となっております。今年度末にはですね、100世帯を切るといった状況となっております、地域支え合いセンターについてはですね、令和3年度も設置をするということになっておりますが、今年度の規模から縮小するといった形でやっております。

そういったことからですね、地域支え合いセンターについては被災者の支援が目的でございますので、将来的にはなくなっていくものとなります。

重層的支援体制整備移行事業の中で実施をします、CSW、ASC。CSWについてはですね、被災者に関わらず全ての住民の皆様方の相談支援、他機関との協働の事業、そういったものを推進してまいります。被災者に関わらず全ての住民に対して、今後は支援等を行っていくための事業ということで、新たに設置するものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 15番渡辺議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

議案第21号、当初予算書中の141ページでございます。16節の町単独事業用地購入費、ここのはどこか、どのように使うのかどのように利用するのかというふうな御質問だったかと思えます。

この道路は都市計画道路益城東西線3工区の交差点部分となります。交差点の隅切り部分が一部、この単独用地に係る計画となっておりますので、こちらを利用させていただくことになっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） どうもありがとうございます。3回目の質問をさせていただきます。

この土地開発公社の貸付けに当たりましては、公園並びに駐輪場等々をつくるということでございますが、なるべくならバス停等のあるところというお答えでございましたが、やっぱりそれぞれ非常に買収に当たっては難しいところがあるんじゃないかと思っております。

やっぱり、今、課長が申されましたように、バス停あたりが一番いいとは思いますが、なかなか思うようにいかないところもあろうかと思いますが、そういうとき、やっぱりどれだけ、ある程度少し離れたところにつくるということもあるかと思いますが、もしくは、そういうところにつくるとき、うちのも買ってこれという人もあるかもしれません。そういう状況の中で、大体、その面積として1か所どのぐらいの面積が必要かということになろうかと思いますが、その辺はどうお考えなのか伺います。

それから、2点目の75ページの、これはもう地域支え合いセンター。これは、将来的にはこの被災地の関係だったからなくなるということでございます。それでこっちの重層的をメインにやっていくというお話でございました。大体、地域支え合いのほうは、結局、今、被災した方々を目的とした支え合いの委託料となっておりますが、この重層的は将来的には今後ずっと続いていくということでございますかね。そういうことであると考えてよろしゅうございますかね。

それでは、その点、分かりました。

3点目の道路の、141ページの件につきましては、道路用地として購入するというございしました。隅切りの部分と聞きました。分かりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 15番渡辺議員の3回目の質問にお答ひいたします。

貸付金で、駐車場の面積としてはどれぐらひを考へているのかということ。それから、用地交渉は難しいと思うけど近隣の方も買ってくれと言われた場合にはどうするののかというような御質問だったかと思ひます。

用地交渉というか、購入を予定しております場所につきましては、熊本県道高森線の4車線化の残地の部分についての購入を予定しているというところになります。残地の部分で、町として活用可能な部分について購入をしていくという形になります。

うちも買っていたきたいというふうな要望があつたとしてもですね、その部分が駐輪場や公園として必要性があるのかどうかの判断によつてですね、言われたのでそのまま購入していくということではなくて、必要性があるかどうかで購入していく形になろうかと思ひます。

それから、面積につきましても、残地の部分としての活用になりますので、どの程度が駐輪場として必要になるのか、ある程度の面積を必要、確保する必要があるかと思ひますが、どうしても残地の活用という形になりますので、面積としてはあまりこうつて決まつた程度ですね、面積を確保できないような状況になるかもしれませんが、残地の分として活用していきたいというところでは。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 午前中はこれで終わります。

午後は、1時30分から会議を再開します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございせんか。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算書から3点ほど質問させていただきます。

まず1点目がですね、125ページ、7款商工費1項商工費3目の観光費の中の12節、これの中ですね、地域おこし協力隊コーディネート業務委託料、これについてなんです、これは地域おこし協力隊の報酬なのか給与なのか、それとも、地域おこし協力隊を見つけるため、どういった仕事をしてもらう、そのを見つけるためにコーディネートをどつかの業者に頼むのか、何なのか、ちよつとその辺を1点お願ひします。

それと2点目がですね、127ページ、これも7款商工費1項商工費の中の4目の企業誘致推進費、これの委託料の中ですね、企業誘致アドバイザー業務委託料、これが1,450万円組まれるんですが、これもですね、ちょっと企業誘致アドバイザー業務委託料、どういった内容なのか、企業誘致、どういう企業がおたくの町には合いますよってということでアドバイスをしてくれるだけなのか、実際そういった企業に対して問いかけを行い、どっかを見つけてくれるのか、どういう内容なのかというのを教えてください。

それと3点目がですね、136ページ、8款土木費4項都市計画費、これの中の12節委託料のまちづくり協議会活動支援業務委託料、これが1,000万円、これは従来どおりのまちづくり協議会活動における支援するコンサルタントの費用なのかなと思うんですが、現在恐らく活動はソフト面に移ってきているとは思いますが、まだ実際にハード面も契約とかそういったものがあるのかどうなのか、この業務委託においてはソフト面の支援も行っていくのかどうなのか、その辺をちょっとお願いします。以上3点お願いします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。3番上村議員の質問に答えさせていただきます。

議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算書中の125ページ、地域おこし協力隊のコーディネーター業務委託料はどういったものかということでございます。地域おこしコーディネーターさんをですね、募集して、依頼した場合に、その地域おこし協力隊の隊員さんがよりよい活動を行うための調整役とかを果たしていただくということで、地域おこしコーディネーターの指導であったりとか、地域との橋渡しとかですね、そういったことをされる委託料になっておりまして、全額特別交付税で賄われるものでございます。

127ページの企業誘致アドバイザー業務委託料でございますが、これはですね、企業誘致の推進に向けて、いろいろと施策を打ってるところでございますが、企業誘致に関するノウハウが圧倒的に不足していることから、専門知識を有する事業者に業務を委託して、円滑な誘致活動を展開するという目的でございまして、委託内容につきましてはですね、進出可能性のある企業の抽出及び誘致活動のサポート、これは可能性のある企業の抽出になります。あと、町職員による企業誘致への技術的助言や企業との取次ぎ、それから、具体的な進出案件に対する各種土地規制等の調整、また、産業地確保の手法の検討といったことを委託する予定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満でございます。3番上村議員の御質問にお答えをいたします。

ページ数が136ページになります。議案21号でございます。8款4項1目12節委託料の件で、まちづくり協議会の活動支援業務委託料というところで、これはどうなのかというところがございます。

これは、これまでも支援してきましたとおり、27団体のまちづくり協議会がございまして、ま

ちづくり協議会のほうの自主運営に対してですね、これを支援していこうというものでございまして、コンサルのほうで指揮や監督、また、年4回スポット的な支援を行って協議会のほうを支えていきたいと、そういうふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

まずですね、地域おこし協力隊コーディネーター業務委託料、これについては、例えば自治体からまず募集サイトに、これは全国なのかはちょっと分かりませんが、地域おこし協力隊の募集サイトがあるんですが、その中でどういうふうな隊員の募集のほうをされているのか、この町においてはですね。中にはですね、こういった業務を行ってください、期待していますとか、事細かに隊員の業務をもう向こうから指定して募集をされているところもあるんですよね。そういったところであれば、募集される隊員さん自体も、こういった仕事をしていくんだということで、もう最初から考えておられると思うんですが、その辺がどうなのか。これについては、もう1回その辺をお願いします。

それと、企業誘致アドバイザー業務委託料、これについては今、ちょっとお話の内容は分かりました。主には、企業の抽出、それと交渉に当たってのサポートとか、そういったところということですね。これもですね、以前、一般質問したときにですね、こういったノウハウ、専門分野でノウハウを持っている人を地域おこし協力隊として雇ってやってみてはどうかということで以前話したんですが、こういう形を取られるということで、これはこれで分かります。

ただ、この二つについてはですね、非常に、何ていうかな、進行が見えないというか、経過が見えないんですよね。この業務を委託することで得られる結果というか、どういう効果を、成果を上げるんだということをしっかり明確に、何ちゅうか、出せるようにですね、取り組んでいただきたいと、そういうふうに思います。

あと、まちづくり協議会の業務支援については、これ、年4回まではできるということですか。まあ分かりました。ハード面のあれだけではなく、ソフト面の活動においても支援するということで、分かりました。これについてはまた引き続きよろしくをお願いします。

ですので、じゃあ、地域おこし協力隊の募集サイト、こういった形で募集をされているのか、これだけ1点をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 上村議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

どういったふうな感じで募集されているのかということだったかと思いますが、もちろん議員さんがおっしゃられたとおりですね、公募ですので、インターネット上で全国に対して募集をかけますし、業務の内容についてもですね、ある程度詳しく書かせていただいているところではあるんですが、それでもちょっと隊員さんと町、雇い側との間に意見の相違であったりとか、意思疎通がうまくいなくて、こんな予定じゃなかったとか、こんなふうだとは思わなかったということが過去に結構あっているものですから、そういう関係で国のほうがですね、100%出して、こういったコーディネーター事業をしているということでございます。よろしくをお願いします。以

上です。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） 一つだけ質問させていただきます。益城町一般会計予算書の中から、21号、123ページですね、7款1項2目18節負担金補助の中の商工会補助金の1,040万についてちょっとお尋ねいたします。

この商工会補助金は毎年1,000万以上という額であります、地震により店舗数が減少した中、また、会員も減少しています。この計上する額というのは毎年一律なのか。また、会員数と補助金の比率などあるのか。そして、どのような事業対象に補助しているのか、使用目的に制約はあるのかですね。そして、他の市町村等の補助金の対象はどうなっているのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 5番富田議員の質問に対してお答えいたします。

議案第21号、益城町一般会計予算書中、123ページですね、7款商工費1款1項商工費2目の商工用振興費の中の18節負担金補助及び交付金の中の商工会の補助金についてのお尋ねであったかと思いますが、まず、商工会の設立意義といえますか、それについてちょっと話します。

まず、この商工会というのはですね、商工会法という法律に基づいて設置されている機関でございまして、法律の目的としましては、主として町村における商工業の総合的な改善発展を図るなどのための組織として商工会を置くと、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするという、これは法律でございまして。

その第3条に目的ということで、商工会は、その地域内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。その6条にですね、商工会は営利を目的としてはならないとあります。また、11条に事業の範囲ということで、3条の目的を達成するためにですね、この事業が記載されております。商工業に関し、相談に応じ、または指導を行うこと。商工業に関し、情報または資料を収集し及び提供すること。商工業に関する調査研究を行うこと。同じく、講演会や講習会を開催すること。また、商工業者の委託を受けて当該商工業者が行うべき事務を処理する、事務代行ですね、こういったことが商工会の行う事業ということで規定がされております。

御質問の点ですけど、一律なのかということでございます。若干、年度において違いはありますが、ほぼ同額な状態になっているのは確かでございます。先ほど言いましたように、公共的な組織であるために、その活動費に占めます県と町の補助金の割合がですね、六十五、六%か70%ぐらいでございます。公共的立場ということで補助金の投入というのはですね、致し方ないのかなと感じているところでございますが、あと、どのような事業を対象にしているのかとか、使用目的に対する制約はあるのかというのは、先ほど言いました事業の内容ということで御理解いただけるかと思っております。

あと、他市町村の補助金の状況でございますが、嘉島町であったり御船町であったりは、そうですね、600万であるとか、四百五、六十万であるか、町よりも確かに少なくなっております。ちなみにですね、補助金を商工会の会員数で割った単価を比較してみますと、一番安いのは御船町で大体1万1,800円ぐらい。多いのが山都町で、これが2万9,000円です。益城町が2万1,500円ぐらいということで、これが高いかどうかというのはなかなか難しいところでございますけども、商工会がですね、商工業界に対して果たす役割をですね、考えますと、まあ妥当ではないかということで御理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番、吉村健文議員。

○7番（吉村健文君） 7番吉村です。私は質問することがいっぱいありますので、委員会以外のところの分を主として質問させていただきます。

令和3年度益城町一般会計予算、ページ数からいきます。まず最初、44ページ、広報紙アドバイザー業務委託料200万円ですけども、この業者はどういった方法で選ぶのか。現在、広報紙、よく頑張ってもらっていると思うんですよ。僕も広報紙はずっと見ていますので。この広報紙に200万もアドバイザーとしてお金を出すっていうのは、それこそ経費の節減からするとですね、職員の方々の努力でもっといいものができるんじゃないかなという気がしていますので、200万といえども、経費節減にはなるんじゃないかと思っておりますが。毎年広報紙に熊本県下の優秀賞とかそういったのがあります。それを狙っているのかどうか、それもお聞きしたいと思います。

それから、45ページの結婚対策協議会補助金ですけども、これも毎年130万円ぐらい補助しているんですけども、具体的に実績とかっていうのはあるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、46ページの地域おこし企業人交流プログラム負担金で560万、これは特別交付金でやるっていうことで、これは1人のみなのか。ANAの人材と聞いた覚えがあるんですけども、この具体的なことを教えてください。

それから47ページ、財産管理費で自動車損害保険料が260万。昨年より300万、昨年より上がっていると思うんですけども、この損害保険料がどうして上がったのか、これは去年、職員の事故が何件かありましたけど、その関係なのかどうかお伺いします。

それから56ページ、防災ハザードマップ改定業務委託料1,235万円、これは県がハザードマップを改定するために、町もそれと同じような形でハザードマップを改訂するっていうことの委託料なのかどうかお知らせください。

それから57ページ、自主防災組織設立補助金が75万円、また、防災士養成事業補助金が23万円、昨年と同じ金額ですけども、自主防災組織の設立補助金、自主防災組織が増えたのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。それから、防災士養成については、去年は20名分を補助していたと記憶しておりますけども、この23万もそういった形の補助なのかどうかお教えてください。

それから113ページ、一番下の担い手づくり支援交付金事業補助金で326万円と、その次のペー

ジの強い農業・担い手づくり総合支援交付金で4,261万8,000円、これは具体的にどういう補助金なのかお教え願いたいと思います。

それから122ページ、12委託料の「新たな働き方」によるにぎわいづくり業務委託料で1,648万8,000円、これは4分の3が補助金と書いてますけども、これはどういうことなのかお教えください。

それから、次の123ページですけども、これも毎年計上してあります夏祭り補助金ですけども、900万、今年は実施するのかどうか、それをお教えください。

それから141ページ、都市防災総合推進事業で避難路等整備費で2億2,140万円、これは場所が決まっているのかどうか、お教えください。それから、その次のページの避難路等用地購入費で5,160万円、これも購入予定地がもう決まっているのかどうか、お教えください。

それから146ページ、委託料で熊本市消防局常備消防事務委託料で3億5,519万4,000円、これは昨年度は1,663万円増加してるんですけども、これはどうして1,663万も増加したんでしょうか。具体的に金額が上がったもの、事務委託ですからこれは分かると思うので教えてください。

それから17節の備品購入費で、小型動力ポンプ購入費で814万、消防団ポンプ積載車購入で1,045万、これは1台なのかどうか、それをお教えください。

それから次、教育費になりますけども、ページ151ページ、委託料で教育ICTタブレット端末運營業務委託料で6,600万円、これが毎年これだけの運營業務委託料になっているのかどうか、それをお聞きます。

その下の小学校ICT支援員配置事業委託で860万9,000円、これは支援員何名分なのかお教えください。

それから155ページ、委託料ですけども、学校送迎用バス運營業務委託料で3,357万6,000円、これは益城中央小学校の送迎バスだと思うんですけども、これはもう今年度限りなのか。寺迫の交差点の工事がまだ終わってないので、その道路状況を見てこの3,357万6,000円を計上されてると思うんですけども、その辺のところもお教えください。

それから161ページ、英検チャレンジ補助金で110万5,000円、これは昨年78万円だったんですけども、今年度は32万5,000円の増加になっております。これも受検者が多くなったから、そういった形で上がっているのかどうか、その辺もお教えください。

それから168ページ、自治公民館災害復旧費等補助金で3,000万計上されてますけども、これは具体的にどこの公民館のことなのかお教えください。

それから、地域コミュニティ施設等再建支援補助金で2,200万、これは昨年度と同額なんですけども、この地域コミュニティ施設というのは一体どういうものなのかお教えください。

それから、174ページの文化財保護費ですけども、一番上の指定文化財等災害復旧事業補助金で8,957万2,000円、これは3か所分というふうに言ってらっしゃいますけども、具体的にどこのことなのかお教えください。

187ページ、道路橋梁災害復旧費の工事請負費で、災害復旧工事請負費が5,500万、その下の私道復旧事業補助金で1,000万、これはどこの場所なのかお教えください。

それから189ページ、被災宅地復旧支援事業補助金2億7,600万、これはどこのことを指し示しているのかお教えてください。

数多くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。7番吉村議員の1回目の質問にお答えいたします。

予算書のページが44ページです。議案第21号の一般会計予算の総務の企画費になっております。12節の委託料で、広報紙アドバイザー業務の委託料につきまして、200万もかけて業者をお願いしなくても職員で十分やっているんじゃないだろうかというふうな御質問とか、あとは、賞を狙ってやっているのかというような御質問だったかと思います。

広報紙の作成につきましては、本町においては、係長と係員の2名でですね、作成をやっておりまして、毎月必ず1日に発行できるようにですね、取り組んでいるところであります。

広報紙の内容としましては、現状としましては、町の情報の連絡とかですね、復興状況の経緯とか、緊急事態の対策などについてを取りまとめて、広報紙として発行しているというような状況です。

担当者のほうも当然今までそういう仕事をしたことがない素人の者がですね、やっておりますので、そういう専門的な方から見ていただくと、どうしてもデザインの部分だったりとか、内容のレイアウト、配置、それから写真の載せ方とかですね、そういう専門的な分野の方から見ていただくと、どうしてもちょっと物足りないというところもあるようでございますので、そういう広報紙のデザイン、それからレイアウト関係のアドバイスとか協議、それから新たな特集関係の記事の作成あたりができればなということで、200万円の計上をさせていただいております。

現状、先ほど言いましたように、町の情報の発信というのに加えて、今後はですね、さらに広報紙の機能の幅を広げて、読者の方々がですね、共感するようなコンテンツを盛り込んで提案していきたいというふうに考えております。毎月広報紙が来るのを楽しみにしていただくような、暮らしの中で役立つような情報を盛り込むとかですね、それとか、広報紙の目玉になるような特集を組むとか、それからあと、表紙の部分だったりとか全体的なデザイン等について専門家さんの御意見を伺いながらですね、進める形で検討しております。

また、契約の相手方につきましてはまだ決まっていない状況でありまして、競争入札にはそぐわないような内容になるかと思っておりますので、こちらについてはプロポーザルか何かでの契約になるかと思っております。

それから、それぞれ賞につきましてはですね、一応毎年、熊日さんか何かの賞の応募がっておりますので、その分には募集をさせていただいております。今年、令和2年度は、たしか佳作か何かをですね、いただいているような状況です。職員2人でですね、一生懸命頑張っておりますけれども、最優秀賞を取るところは人数が5人とかですね、そういうところで進めておりますので、できれば1回ぐらいはですね、賞を取れるように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課長。

○総務課長（河内正明君） 総務課長の河内です。7番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第21号、一般会計予算書中、ページがまず45ページです。結婚対策協議会補助金130万円についてのお尋ねですけども、まず、この補助金につきましてはですね、結婚相談員の事務局として1人雇用しております。それから、結婚相談員さんが14名いらっしゃいますけども、その方々の手当、それから活動費ということでの補助をさせていただいているところです。

成果が上がっているのかというようなお尋ねですけども、ちょっと手元にですね、ちょっと正確な数を持ってませんけども、例年ですね、数組ですね、三、四組程度ということになるかと思っておりますけども、数組のですね、成果は上がっているということでございます。

続きまして、同じくページ46ページです。46ページの地域おこし企業人交流プログラム負担金560万円についてのお尋ねでございますけども、まず、これにつきましてはですね、どういったことかといいますと、地方公共団体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れて、その民間企業における培っていただいた専門知識であるとか業務経験、人脈、ノウハウ、こういったものを生かしてですね、自治体の業務に役立てていただこうというようなことでございます。

また、民間企業の側からしますとですね、メリットとしましては、民間企業の新しい形での社会貢献と、それから多彩な経験を積ませることによっての人材育成、キャリアアップというようなことで、双方にメリットがあるということで、こういったプログラムが組まれておりますけども、具体的にですね、企業については現在協議をしております。今月中にはですね、契約のほうに持っていけるのではないかということで、今準備を進めているというところでございます。

それから、この予算のですね、560万円につきましては、全額ですね、特別交付税で措置をされるということでの予定がされておるところでございます。

それから、3点、質問でですね、ページ47ページ、財産管理費中の役務費、その中の自動車損害保険料260万円のお尋ねで間違いなかったでしょうか。はい。お尋ねの中で、昨年よりも随分上がっているのではないかということの趣旨でのお尋ねだったかと思っておりますけども、令和2年度におきましてもですね、予算計上としては270万円ほどの当初予算を計上させていただいておりますので、予算的にはほとんど変わってないというところでございます。事故があれば上がっていくのかというようなお尋ねがありましたけども、事故の件数によって、その保険料が上がっていくというものでございませぬ。1台当たり幾らという形での計上ということになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本です。よろしく申し上げます。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第21号、益城町一般会計当初予算書の中で56ページの、まず、防災ハザードマップ改定業務委託料235万円についての御質問だったと思っております。こちらにつきましては、令和2年度にお

きまして熊本県が浸水想定エリア等の見直しを行っております。それに伴いまして、最新の浸水深データ等を記載したハザードマップを配布するために、令和3年度当初予算に計上させていただいております。

続きまして、57ページの下から二つ目ですね、18節の負担金補助及び交付金の件ですけども、自主防災組織の今現在の組織数につきましては10組織、世帯カバー率で約50%弱のカバー率となっております。

自主防の設立補助金の内訳75万円につきましては、設立支援金が5万円掛ける10の50万円、活動支援金が2万5,000円掛ける10の25万円、トータルで75万円を計上させていただいております。

防災土育成事業補助金につきましては、令和2年度と同じく、20名で23万円を計上させていただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 産業振興課長の福岡でございます。7番吉村議員の質問に答えさせていただきます。

まず、予算書の113ページ、114ページでございます。名前は違いますけれども、どちらもはつきり言って似たような事業ということになりますが、産地の収益力強化と担い手の経営発展のために、産地担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械であるとか施設の導入を支援するという事業でございまして、どちらも事業費の2分の1を国が補助するという事業でございます。

まず、担い手づくり支援交付金事業のほうは、酪農家さんがサイロ、あと、ニンジン収穫機のほうを予定されております。それから、強い農業・担い手づくり総合支援交付金につきましては、単棟ハウスを予定されております。

次に、122ページの「新たな働き方」によるにぎわいづくり業務委託料1,648万8,000円でございますが、これは4分の3の補助ということで歳入のほうでも上げていますけれども、こちらの補助を得るためにですね、名前がちょっとこういった形になっているんですけども、この一番主なものは、今度木山の区画整理地内に造りますコワーキングスペースとシェアオフィス、こちらのほうの備品関係の購入費、こちらが大体920万ほどを予定しております。そのほかにはですね、そのコワーキングスペースやシェアオフィスなどの管理や運営、チャレンジショップ等の募集とか運営サポート、そちらのほうをですね、委託したいということで考えております。

もう1点、123ページの18節の夏祭りの補助金について、夏祭りは実施するののかという御質問だったかと思っておりますけれども、去年といたしますか今年度はコロナ関係で中止ということになりましたが、来年度、令和3年度はですね、コロナの関係とか場所の問題とかいろいろあるかとは思いますが、町民の皆さんも楽しみにしておられると思っておりますので、できるだけ実行していきたいと考えておりますが、これは夏祭り実行委員会、町長が一応会長になられております。そちらのほうで最終的に決定するということになるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第21号、一般会計予算書中の141ページになります。一番下のほうになります。8款4項9目都市防災総合推進事業の14節でございます。場所が分かればというところでございます。

まず、避難路等の整備費2億2,140万でございます。避難路は、福富、辻団地、宮園を避難路として予定しています。それから、避難地を福富、寺迫、それから防災倉庫を6施設にですね、設置するというところで予算を立てているところです。

それから、次のページです。16節公有財産購入費です。避難路等の用地購入費5,160万でございます。避難路は惣領、辻団地、柳水、避難地として寺迫を予定しているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 危機管理課長の岩本と申します。7番吉村議員の御質問にお答えします。

令和3年度一般会計予算書中146ページの消防費、常備消防費の件ですけれども、その中の12節委託料について御説明申し上げます。

熊本市消防局常備消防事務委託料3億5,519万4,000円の内訳になりますけれども、まず、これにつきましては人件費と物件費というところで構成されております。その人件費につきましては、昨年が3億661万1,000円というところで予算立てしてありました。今年度については、職員さんの人件費が高騰したというところで、3億2,010万3,600円というところで、約1,400万円ほど増額となっております。以上がその増額の理由ということになります。

続きまして、同じく146ページの17節の備品購入費ですけれども、小型動力ポンプの購入費につきましては、消防団の小型動力ポンプ4台の更新を行います。4台分ですね。次の積載車購入費、これも消防団の積載車ですけれども、これも2台を購入予算として計上させていただいております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 金原学校教育課長。

○学校教育課長（金原雅紀君） 学校教育課長の金原です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第21号、令和3年度一般会計当初予算の中の教育費から学校教育関係で4点御質問いただいておりますので、順番にお答えさせていただきます。

まず、151ページ、事務局費の中の委託料、教育ICTタブレット端末運營業務委託料についてでございますけれども、この委託料につきましては、令和2年6月の第6号補正におきまして、令和3年度から令和7年度まで5か年度分の通信費等のランニングコスト3億2,898万1,000円の債務負担行為を御承認いただいたところでございます。今回、計上して6,600万円につきましては、そのうちの令和3年度分、1年度分ということになります。

続きまして、同じページのその下でございます。小中学校ICT支援員配置事業の委託料についてでございますけれども、これが何人かということですが、これは令和2年度まで町内7校の小中学校を1人で見させていただいておりましたけれども、今回タブレット等が入っておりますので2名に増やしておるところでございます。

続きまして、155ページです。小学校費の委託料、学校送迎用バス等運行業務委託料についてのお尋ねですが、これにつきましては、中央小学校の通学路が寺迫の交差点の下を通っておりますけれども、地震で被災しまして通れなくなりましたので、送迎用のスクールバスを出しているところでございます。

なお、現在におきましても寺迫の交差点は拡張の工事を行っておりまして、まだ安全な通学の確保ができないというところで、その工事が完了するまで、大体令和3年度いっぱいまで完了する予定と聞いております、そこまではバスを出したいと考えております。以上です。

続きまして、最後の4点目、161ページ、英語検定チャレンジ補助金について、増額の理由ということだと思いますけれども、これにつきましては令和2年度よりもですね、1、2年生で50人、3年生で100人分増加をしているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上眞一君） 生涯学習課長の水上でございます。7番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算書中168ページになります。10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金でございます、1点目が自治公民館災害復旧費等補助金について、これはどこかという御質問でございますが、こちらにつきましては、平成28年熊本地震で被災しました自治公民館再建に対する補助金でございます、町のほうは4分の3の補助をいたします。来年度の自治公民館の再建予定としましては、宮園公民館、それから、市ノ後公民館の2公民館を想定しているところでございます。

それから、その下でございます。地域コミュニティ施設等再建支援補助金、これはどのようなものかということでございますが、こちらに関しましても、平成28年熊本地震で被災しました町内にあります神社、天満宮、観音堂、地藏堂等のコミュニティ施設に対する2分の1の町の補助になります。

続きまして、174ページです。10款教育費6項社会教育費6目文化財保護対策費18節負担金補助及び交付金の中の指定文化財等災害復旧事業補助金でございます、この指定文化財はどこかという御質問でございましたが、3か所ございます。1か所目が、町指定の木山神宮境内本殿、同じく町指定文化財の皆乗寺本堂、それから布田川断層帯杉堂地区にあります潮井神社の新築に伴う補助でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算書中、ページ数は187ページですね、187ページの11款2項1目14節工事請負費5,500万円についての内訳のお尋ねでございますが、こちらにつきましてはですね、まず5,500万のうち2,500万、こちらにつきましては法定外道路ということで里道、あとから町有道路等ですね、復旧費用を各校区1地区ということで500万見込んで、その5か所で2,500万計上させていただいております。

それから、残る3,000万につきましては、役場西側ですけど、旧庁舎の西側ですね、道安寺線というのがございますが、こちらのほうの復旧工事70メートル、こちらのほうをですね、災害復旧するということでございます。

それから、その下の18節負担金補助及び交付金1,000万円、私道路復旧事業補助金、こちらについてのお尋ねなんですけど、こちらにつきましては私道路ですね、公道、公の道路に接して2戸以上の利用がある道路につきましては、個人さんで復旧していただくものに対する補助金でございます。こちらのほう、50万円を超えるものに対してその2分の1ということで、補助の交付最高額は1,000万円です。今回、補助対象工事費を200万円の2分の1、100万円ということで仮定しまして、その10か所分ということで1,000万円計上させていただいております。

続きまして、189ページ、11款2項6目の、189ページですね、18節負担金補助及び交付金ということでございますが、こちらは午前中、宮崎議員のほうからもお尋ねがございましたが、個人様の宅地、擁壁、あとはジャッキアップ等の補助金でございます。こちらにつきましては、既にエントリーはですね、事前申込みは昨年3月末で終わっております。今年度は最後の整備工事費をお支払するというので、これは現在までの平均値といいますか、それから出したところは230万円でございます。その230万円に120件を掛けたところで2億7,600万円、今回計上させていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。おおよそ大分分かったんですけども、再度、分からない部分もありますのでお聞きいたします。

ページ数で57ページの防災士養成事業補助金で、20名分補助をするということなんですけど、昨年もこれ23万円でしたけど、昨年の実績はどうだったのかお聞きします。

それから、187ページの私道復旧事業補助金で、200万の10か所分というふうに言われましたけども、これは場所はもう決まっているのか、それとも決まってないんだったら決まなくて結構なんですけども、もし場所が決まっているのであればお教えてください。

それからもう1点は、産業振興課、114ページの強い農業・担い手づくり総合支援交付金で2分の1国が補助ってということで、乳牛のサイロを何か補助するような感じで言ってらっしゃったんですけど、そういったところはあるんでしょうか。惣領に1か所ありますけども、サイロってというのはどこなのか、お教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 岩本危機管理課長。

○危機管理課長（岩本武継君） 7番吉村議員の御質問にお答えします。

57ページ、防災士育成事業補助金の実績についてですけども、令和2年度の実績としましては、補助ができていない状況にあります。といいますのが、コロナウイルス感染状況、感染の拡大によりまして、当初予定しておりました熊本県の火の国ぼうさい塾ですけども、日程が延期延期になりまして、最終は今年の2月に1回目をやって、3月までに3回目まで終わろうという計画だったんですけども、それがやっぱり、緊急事態宣言とかがありまして丸々3年度に繰越しになっております。ですから、補助金については残っている、執行ができなかったという状況になって

おります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

187ページの私道路の場所はどこかという御質問だったかと思えますけども、こちらはあくまで町民の方の申請という形になりますので、対象としては町内一円というふうにお考えいただければ幸いです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業復興課長。

○産業復興課長（福岡廣徳君） 産業復興課長の福岡でございます。吉村議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

ページのほうはですね、113ページの担い手づくり支援交付金事業補助金のほうがサイロとエンジン収穫機ということになっておりまして、サイロとは書いておりますが、一応バンガローサイロという名前です。幅が5メートル、長さが20メートル、高さが1.5メートルのちょっと細長い建物になります。場所は、木山の方でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかにまだ質疑ありますか。何名おられますかね。

じゃあ、ここでですね、暫時休憩いたします。2時45分から再開します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番の中村です。これまでにもう同僚議員の方からほとんど質問があつてますけれども。1点だけ、ちょっと確認をさせてください。

令和3年度益城町一般会計予算のページ、53ページです。2款総務費の1項4目企画費の中で、18節の負担金補助及び交付金のところの53ページのほうです。53ページの上から四つ目ですかね。被災民間賃貸住宅復旧事業補助金3,000万とここにありますが、これは何か以前、震災後、被災者の住まい確保のために賃貸住宅の復旧補助あたりがあつたと思うんですが、令和2年度にはこの予算はなかったと思うんですけど。当初予算を見てみたけど、令和2年度の予算はなかったんですが、また復活したというのは、これは何か中身が違うのか。多分これは交付金事業だろうと思うんですが、この3,000万についての補助金の内容についてちょっと教えてください。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。14番中村議員の1回目の御質問にお答えいたします。

令和3年度予算書のページは53ページです。2款1項4目の企画費の中の18節被災民間賃貸住宅復旧事業補助金3,000万円についてですけれども、令和2年度にはなかったけれどもという内

容だったかと思えます。

こちらのほうは民間賃貸住宅、アパート等の再建への補助金の事業でやっておりまして、財源としては、復興基金の創意工夫分を使ってやっております。もう申請の受付等は締切りをしております、議員が御質問にありましたように令和2年度の予算には計上していないというふうな状況です。

こちらのほうは、町の公共工事の区画整理とか宅地復旧関係で、アパートの再建がまだできておられない方がまだ3件ほどありまして、申請のほうはいただいておりますが、まだ3件ほど残っていると。その3件の方が令和3年度では何とか再建ができそうだというところで、令和3年度に予算計上を3件分させていただいたというような状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 内容については理解しました。というのは、これは以前あった、あれですね、アパートが倒壊したとか何とかで、1人当たり平米の8万だったか幾らだったか、最高100万まで1戸につき補助するという、そのあれですかね。はい、分かりました。それは区画整理の中にはまだそういう、その当時、まだ再建できないもんだから、そのまま残っているということで、それに対しての補助だということですね。3件分ということですね。はい、分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番榮議員。

○9番（榮 正敏君） 9番榮です。付箋の数だけ行こうかと思いましたが、1点だけにしとけと言われましたので。

議案第21号、益城町一般会計予算、95ページ、3款民生費3項災害救助費、仮設住宅運営費2目の12節の中で、一番下のみんなの家移設工事設計監理業務委託料2,000万、この設計監理業務委託料とは、まずにどういったもんか。

これは今度、今現在、仮設にあるのを各地域に移設するための工事の設計、建物の設計だと思いますが、この当初設計で、設計というのは出来上がって、そのまま同じ状態で移設するというのを聞いてますけど、この書類及び図面というものは流用というのはいかないのか。

それとまた、移設工事が1棟当たり1,000万程度と聞いておりますけれども、大体これは残り何棟分に相当するのか。それと、この中には当然建築確認申請に必要な地籍図、測量図、それから建築図面、それからいろんな書類等々が含まれておるのか。この金額的にちょっと高くはないかと思えますけど、その点についてお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課の姫野です。9番榮議員の質問にお答えいたします。

一般会計予算のですね、ページ数の95ページ、災害救助費の仮設住宅運営費の中でですね、12節委託料で、みんなの家の移設工事設計監理業務委託、まずはこの必要性があるのかという話ですけど、そのままの状態のですね、全く同じような形で移築すればですね、まあそういうことも

あろうかと思いますが、まず、仮にそうであってもですね、部材あたりが完全に100%再利用できるということはありませんので、その辺の設計は当然必要になってきます。

それに加えてですね、再利用先の意向、要望をですね、しっかりと今聞いている状況です。その中で、やっぱりレイアウト、間取りとかですね、変わるケースがほとんどです。加えてですね、2棟を1棟にするというような箇所もありますので、当然これは設計の費用がですね、必要ということになります。

それと、少し高いんじゃないだろうかというような御質問ですけど、これは2,000万のですね、内訳は4棟分です。単価が1棟当たり500万です。これは積み上げた数字ではございません。県ですね、復興基金事業、これの交付の上限額は、設計監理業務については500万というような定めがありますので、一応その最高額を安全側で計上させていただいているというような状況です。参考までにですね、去年は1棟当たり300万で実績としては上がっておりますので、決して500万使ってしまうというような予算ではございません。

それと、その設計監理業務の中にですね、これに関わる各種手続、これらの費用も入っているかというような御質問もあったと思いますので、この中にはですね、当然確認申請の手続、あるいは都市計画法が関係するところであればですね、都市計画の手続、それから、地盤調査、これも行っておりますので、その辺のもろもろの調査費用もですね、含まれたところで予算計上をさせていただいているというような状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） ありがとうございます。上限が500万ですね、上限が。前年度は300万で収まったケースもあると。その残った200万はちょっとした附帯に使こうもらえるという、そういうことはできるんですかね。でけん、残念なところで。

このみんなの家の再利用は非常にありがたいことと思います。各地域においてこれから訪れる我々老老化社会の憩いの場として利活用されることを望んでおります。また、これにより、私が常日頃言っています認知症とかの患者の皆さんの減少、あるいは改善に、集うことによって、それが改善につながっていきなうと思ひます。しっかりとやっていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、議案第21号「令和3年度益城町一般会計予算」から議案第26号「令和3年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を終わります。

次に、議案第27号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から議案第39号「益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番松本昭一議員。

○6番（松本昭一君） 6番松本です。議案第35号、益城町重度心身障害者扶養手当条例を廃止する条例の制定についてお尋ねします。

議案の説明では、県の心身障害者扶養共済制度に加入する方にその掛金を補助する制度との説明であったかと思いますが、そもそも県が実施している心身障害者扶養共済制度とはどのような制度でしょうか。

次に、議案第36号、益城町身体障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてお尋ねします。

福祉年金として、障がいをお持ちの方に年額5,000円を支給する事業との説明でしたが、対象者は何人ぐらいおられるのか。停止後の受給者の反応はどうだったのかをお尋ねいたします。

また、議案第35号、扶養手当条例及び議案第36号、身体障害者福祉年金の支給条例の廃止については、関係団体から了解を取られているとのことですが、関係団体とはどこなのか、また、どのような説明が行われているのかをお尋ねします。以上で1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） 福祉課長の塘田でございます。6番松本議員の御質問にお答えをいたします。

議案第35号、益城町重度心身障害者扶養手当条例を廃止する条例の制定についてから、県が実施をしている障害者扶養共済制度とはどのような制度かについてお答えをいたします。

この共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に死亡、高度障がいなど万一のことがあったときに、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。具体的には、加入者である保護者が死亡または重度障がいになったとき、障がいのある方に毎月2万円、二口加入の場合は4万円の年金が生涯にわたって支給される制度となっております。

なお、共済制度加入者は令和2年度時点で6名おられ、うち5名は掛金免除期間に達しておられるため、本扶養手当該当者は1名となっております。

次に、議案第36号、益城町身体障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてから、対象者は何人かとの御質問ですが、平成28年度が最後の支給となっておりますが、平成28年度の受給者が406名となっております。また、受給停止後の反応については、平成29年度、最初の停止時にですね、数件の問合せがあったと聞いておりますが、その後については問合せ等はあっておりません。

議案第35号及び36号に共通する御質問として、関係団体への説明についてお答えをいたします。

関係団体とは、障がいをお持ちの方が加入をしておられる益城町身体障害者福祉協会でございます。同協会への説明の内容でございますが、平成28年熊本地震以降、同協会への説明については平成28年に、近隣及び県内の本制度における状況を御説明し、制度自体がない、もしくは既に制度を廃止されているということ、また、熊本地震に伴う町の財政負担の増加などについて御説明をさせていただきまして、事業の停止について御了解をいただいております。

また、今回の条例廃止についても同協会に対し御説明を行わせていただきまして、廃止についての御了解をいただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 議案第34号、益城町7×2つなぐ基金条例の制定についてお聞きします。

本日の熊日新聞にこの件が載ったと思うんですけど、これは震度7を2回経験した益城町が被災市街地にまた応援をしたりとかそういったときに基金からお金を出すという形だと思うんですけども、熊日新聞にはこれは何か、マイナポイントじゃなかった、ポイントで何か支給するような形で表現はされてたんですけども、その具体的な説明をお願いします。

それから、議案第39号、益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定についてということで、提案理由で、企業立地を行う者に対する補助及び税の減免制度全体の見直しに伴い、本条例を廃止するものであるというふうに書いてありますけども、この補助制度が多分、企業立地をする場合に税法上とかそういった部分で減免制度があるのを、今までは二つの課のほうに行ってなくちゃいけないのを1か所にとどめようということで、これも減免制度2億円から4億円に上げて減免するというをお聞きしましたが、これも具体的にどのようなものか、お知らせください。

○議長（稲田忠則君） 塘田福祉課長。

○福祉課長（塘田 仁君） 7番吉村議員の御質問にお答えをいたします。

議案第34号、益城町7×2つなぐ基金条例の制定の中からですね、今回の基金については、熊本地震で全国からの御支援をいただいております。また、ふるさと納税等でもですね、全国からの寄附金を頂戴しまして、今なお全国からの御支援、御協力をいただいているところでございます。

今回、熊本地震から5年を迎えるということで、今度はですね、益城町のほうから全国の被災地、御支援をいただいたところに対して、新たな被災、災害が発生したところですね、恩返しをします。その恩返しの方法については、町民のボランティア活動で恩返しをしておりますが、今回の基金についてはですね、町民の皆様が被災地への支援を行われたときに、その活動に対して1回、県内での活動であれば一つの災害地に対して1回のみ5,000円、県外の被災地であれば、県外の被災地、1か所の被災地に対して1回のみ1万円、すいません、5,000ポイントと1万ポイントを交付するというのですが、このポイントといいますのが、コロナ給付、コロナの関係で電子マネーをですね、益城町専用の電子マネーのましポの事業を行っておりますが、このましポで交付をするということでございます。

今現在がですね、町内の事業所で使えるところが三十数か所ということですが、被災地への活動を行われた方々に対して、その対価として5,000ポイント、1万ポイントを付与しますが、その用途は町内で行っていただくということで、町内の商工事業者の方ですね、振興も含めた意味で、今回電子マネーでのポイント付与ということで取組をさせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 福岡産業振興課長。

○産業振興課長（福岡廣徳君） 7番吉村議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第39号、益城町工場等設置奨励条例の廃止についてのこの補助金の見直しについて、減免

制度と補助制度の見直しについて具体的な説明をとということだったかと思えます。

それでは、全員協議会で説明がちょっと足りなかった部分もあったかなと覚えているところですが、すけれども、まずですね、目的としまして、この改正の目的ですけれども、良質な雇用の創出及び定住人口の増加、それから制度を導入して誘致企業の手続等の負担を軽減する。そのほか、周辺自治体の制度を踏まえた見直しを行うというのが目的でございます。

具体的に言いますとですね、雇用についての要件の緩和、補助額限度額分の拡充、施設整備について不均一課税相当額を奨励金、つまり補助金ですね、として交付。土地についてもですね、要件の見直し、減税の見直しなどを行いたいということでございます。まず、補助金の制度ですけれども、益城町用地取得等奨励金というものがございます。こちらのほうがですね、大体5,000平米以上の用地を取得した場合には取得分の10%を補助する。それから、これ簡単に言えばすけれども、もう1件、新規雇用についても補助をしまして、これは雇用時に町内に住所を有している者を雇用した場合に1人当たり30万、上限600万ですけれども、を補助するというところで、このトータルが約2億円ということ、2億600万円でございます。

これとは別にですね、不均一課税の税の減免というのが、これは3年間、25%減免するというのは、これは減免の制度という形になります。この減免の制度なんです、実はこれとは別ですね、県のほうで地域未来投資促進法に基づく課税の免除というのがございまして、こちらのほうで該当する企業は固定資産税100%減免しなさいというような制度でございます。4分の3につきましてはですね、交付税措置をされますが、こちらの制度を利用した場合は町のほうもこの減免の措置が受けられないということで、減免の措置のほうがですね、非常に使い勝手が悪いじゃないですけれども、あまり使われていないということでございます。そういったこともございまして、税の制度はもう廃止して、やめて、それを補助金として3年間交付する。だから、町としてはですね、その減免制度を利用された場合の負担は変わらないということになります。

あと、土地の取得につきましては、これは今までどおりなんです、段階的に補助金の上限額を定めてございまして、5ヘクタール未満だと5,000万、10ヘクタールだと1億ですので、例えば4.9ヘクタールと5ヘクタールで同じように10億とかかかった場合は、補助額がほぼ倍額違うというようなことがございまして、この段階的な限度はやめて、もう一律、所得額の10%とか、これを補助しようという形になります。

それと、雇用につきましてもですね、先ほど良質な雇用の創出ということで、他市、新規雇用ですので、この町内の居住者に限りというのを、条件が厳しいので、例えば熊本市から雇用の状態で益城町に引っ越してこられたと、こういった方々も対象にしよう。それで、定住人口の促進が図られるという。あと、上限のほうもですね、正規雇用の場合は50万、非正規の場合は25万、これは上限が一応5,000万ということで考えております。

この5,000万と税の減免分の最高額が1億5,000万です。それから、用地取得額が2億ということで、合計4億円に増額したいということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 御説明ありがとうございました。7×2つなぐ基金については、ましポ

で交付するというので、このましぽというのは町内で使える電子カードいうか、ということで、県内だと5,000ポイント、県外だと1件につき1万ポイントをあげるという仕組みなんですね。分かりました。

それから、工場等設置条例を廃止する分に関しては、こちらのほうが工場を立地しようという事業にとっては、今度の改正することによって、そちらのほうが利用しやすいということですね。町としては、町の負担はあまり変わらないということですので、ぜひこの条例を制定していただいて、町に企業が来やすいような形を取っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、議案第27号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から議案第39号「益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第40号「工事請負契約の締結について」から議案第46号「工事請負契約の変更について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。議案第40号「工事請負契約の締結について」から議案第46号「工事請負契約の変更について」までの質疑を終わります。

次に、議案第47号「町道の路線廃止について」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。議案第47号「町道の路線廃止について」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの質疑を終わります。なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの34議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの34議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後 3 時16分

3 月 10 日（水曜日）

令和3年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年3月8日午前10時00分招集
2. 令和3年3月10日午前10時00分開議
3. 令和3年3月10日午後3時51分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 5番 富田徳弘議員
- 7番 吉村建文議員
- 1番 木村正史議員
- 3番 上村幸輝議員
- 2番 西山洋一議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 柴正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 12番 宮崎金次君 | 13番 坂本貢君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 11番 野田祐士君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|------------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 河野秀明君 |
| 危機管理監 | 今石佳太君 | 土木審議監 | 持田浩君 |
| 総務課長 | 河内正明君 | 新庁舎等建設推進課長 | 田上勝志君 |
| 危機管理課長 | 岩本武継君 | 企画財政課長 | 山内裕文君 |

福祉課長	塘田仁君	健康づくり推進課長	松永昇君
産業振興課長	福岡廣徳君	都市建設課長	村上康幸君
復興整備課長	米満博海君	学校教育課長	金原雅紀君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、11番野田議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は8名です。1番目に富田徳弘議員、2番目に吉村建文議員、3番目に木村正史議員、4番目に上村幸輝議員、5番目に西山洋一議員。明日11日は、1番目に坂田みはる議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） 皆さん、おはようございます。5番富田でございます。今日は一般質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

質問に先立ちまして、明日3月11日は、東日本大震災の発生からちょうど10年となります。また、先月13日午後11時過ぎには、同じく東北地方で福島沖地震が発生し、福島、宮城両県で震度6強が観測され、テレビに地震発生の特ロップが流れたとき、5年前の熊本地震の際の嫌な記憶がよみがえったところです。東日本大震災と併せ、今回の地震により被災された方々に対して、改めて御冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、本日は、3月定例会の一般質問に際し、議会傍聴として、テレビ視聴の皆様には、早朝よりお忙しい中、傍聴においでいただきありがとうございます。あわせまして、日頃から町、議会に対し、関心を持っていただき、重ねて御礼申し上げます。

それでは、本日は、先に通告しておりました令和3年度予算編成について、企業誘致関連施策について、復興まちづくり支援施設について、農業用ため池の管理保全についての四つの項目につきまして、質問させていただきます。それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

一つ目の質問としまして、令和3年度予算編成について、3点お伺いいたします。

まず、1点目、令和3年度予算編成に当たっての重点施策についてお伺いいたします。

熊本地震から間もなく5年を迎えようとしております。震災からの復旧復興事業に当たっては、町職員はもとより、全国からの派遣職員の皆さん、各種事業に携わっていただいた関係者の方々

のこれまでの御尽力と御支援に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。5年の歳月を経て、復旧事業についてはその多くが完了し、復興事業におきましても、徐々にではありますが、着実に進んでいるように感じております。いよいよ震災復興から、町の将来の発展に向けてのまちづくりが本格化するところに来ており、町民の皆様も明るい希望、展望を描いておられるのではないかと思います。

そういった中での令和3年度の予算について、町長は、どのような施策に重点的に取り組んでいこうと予算編成に臨まれたのか。令和3年度の予算編成に当たっての町長の考えをお聞かせください。

次に、令和3年度の予算編成に当たり、コロナ禍にあっての予算編成であり、日本経済、地域経済も疲弊しきっている中で、国税、地方税とも大幅な減収が予想されることから、町の歳入においても、税収の減や国税を原資とする地方交付税がどうなるのか、町の復興事業への影響など、大変心配しているところです。

そこで、2点目として、新型コロナウイルス感染症について、今なおその終息が見えない状況の中、景気の縮小により、法人税、所得税、消費税等の税収が大幅に減ることにより、地方交付税にも大きく影響し、自治体が求める地方交付税の確保が難しくなるのではないかと思います。このような状況の中で、町はどのようにして財源の確保を図られるのか、お伺いします。

次に、3点目、町長マニフェストの実現に向けての予算措置についてお尋ねします。

西村町長は、2期目の町長就任時に当たりマニフェストを出され、町民に約束されております。2期目の就任時である平成30年は、熊本地震からの復旧復興のさなかであり、予算の多くを復旧復興事業に傾けなければならない状況にありました。しかし、震災からの復興後の町の姿、町の発展を見据えて、子どもたちへの投資、農業、商業、観光等の強化を図ってのにぎわいの創出、福祉や健康といったことについても、しっかりと取り組むということを約束されております。

町長は、この間、復旧復興事業にしっかりと取り組まれ、新たな町の姿も見えてきております。また、湖池屋の進出をはじめとする企業誘致等の実績も出されております。一方、マニフェストに挙げられている子どもたちへの投資や、農業、商業、観光面への施策については、どのように進められているのか、新年度予算への反映についてお答えください。

以上、一つ目の質問として、1点目、令和3年度予算編成に当たっての重点施策について、2点目、財源確保について、3点目、町長マニフェスト実現へ向けての予算措置について、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。

令和3年第1回益城町議会定例会も3日目を迎えております。先ほどお話がありましたように、3月11日、多くの貴い命を奪いました東日本大震災から10年目を迎えます。改めて、震災によりお亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表します。

さて、今回は一般質問ということで、8名の議員の皆様の質問をいただいております。本日は5名の議員の皆様に質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、5番富田議員の令和3年度予算編成についての御質問にお答えさせていただきます。

5番富田議員の一つ目の御質問の1点目、令和3年度予算編成に当たっての重点施策についてにお答えします。

令和3年度は、熊本地震から5年の節目の年になります。これまで、熊本地震からの復旧復興のため、様々な事業に取り組んできたところですが、その財源として借り入れました町債の公債費などにより、今後さらに厳しい財政運営になると見込んでいるところです。このように、大変厳しい財政状況ではありますが、こうした状況におきましても、熊本地震への対応は、何より優先すべき課題でもあり、加えて、新型コロナウイルス感染症への対応も重要な課題だと考えております。

また、木山地区土地区画整理事業や宅地復旧事業により、自宅再建に取りかかることができず、仮設住宅やみなし仮設にお住まいの方々がおられますので、早期の生活再建が図れるよう、しっかり対応してまいります。

これらを踏まえ、令和3年度予算編成に当たりましては、一つ目に、熊本地震から5年の節目における追悼行事など、二つ目に、熊本地震からの復旧復興に向けた施策、三つ目に、新型コロナウイルス感染症への対応、最後の四つ目に、町の発展を見据えたにぎわいづくりへの取組、これらの事項を重点施策と位置づけ、優先的に予算配分を行うこととし、予算編成に取り組んだところです。

具体的な施策としましては、熊本地震から5年目の取組としまして、熊本地震でお亡くなりになられた方々を追悼するための式典や、熊本地震を風化させず、後世に継承していくためのトップセミナーを開催いたします。また、熊本地震で得た経験と教訓を生かした、町民の方々の被災地支援活動を応援するための「益城町7×2つなぐ基金」を設置することとしております。

また、熊本地震からの復旧復興への取組では、熊本高森線の4車線化や、熊本木山地区の土地区画整理事業に、県と一緒に早期の完成を目指しますとともに、街路事業では街路課を設置し、事業のスピードを加速させてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、医療従事者を皮切りに、今月からワクチン接種がスタートしておりますので、医師会などと連携し、接種体制の強化を図り、スムーズなワクチン接種ができるよう取り組んでまいります。

さらに、将来を見据えたにぎわいづくりにおきましては、各種団体や、昨年設立しましたまちづくり会社などとの連携を図り、都市拠点や地域拠点を中心に、町全体の活性化に努めてまいります。令和3年度は、県道拡幅事業で移転を余儀なくされた店舗が入居できるテナントビルの整備、さらに、コワーキングスペースやシェアオフィスの整備も進めてまいります。

いずれにしましても、令和3年度は、熊本地震から5年の節目の年でありますとともに、新型コロナウイルス感染症にもしっかり対応しなければならない大変重要な年度になると考えておりますので、住民の方々が、安全安心で心豊かな生活が送れるよう全力で取り組んでまいります。

一つ目の御質問の2点目、財源確保についてお答えいたします。

今後の財政状況につきましては、これまで熊本地震からの復旧復興事業の財源としまして借り

入れた町債の残高が400億円程度で、令和3年度の公債費は17億円を超え、前年度より4億5,000万円増加することとなりますので、大変厳しい財政運営になると見込んでいるところです。しかしながら、復旧復興事業は、今、実施しなければならない事業ばかりであり、財政運営が厳しい状況にあったとしても、取り組んでいかなければならないと考えております。

このため、議員御指摘の財源確保につきましては、大変重要な課題であると認識しているところです。町の将来を見据えたにぎわいづくりや復興事業、通常の経常的な事業を実施する上で、当然、町税や地方交付税など一般財源が必要となります。新型コロナウイルスの感染拡大が、社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、地方交付税の財源となる所得税や消費税などの減収が見込まれております。

国の地方財政計画では、地方交付税や町税、臨時財政対策債などの一般財源につきましては、臨時財政対策債の増額などにより、令和2年度並みの一般財源総額を確保すると示されているところです。本町におきましても、これらの状況を踏まえ、予算編成を行っております。町税では、法人税や固定資産税におきまして、減免等により減収となりますが、個人住民税では、雑損控除の終了により増収となり、町税全体では、財政運営に影響を及ぼすような減収は見込んでおりません。また、地方交付税につきましては、財源となる国税の減収を臨時財政対策債などの増額により補填することで、前年度並みの額が確保されておりますので、財源不足により、地方交付税が大きく減収になることはないと考えているところです。

このように、町税や地方交付税などの一般財源につきましては、令和2年度と同程度の額が確保されることとなります。しかしながら、復旧復興事業で増加する公債費などにより、今後、厳しい財政運営を見込んでいるところであり、引き続き財源の確保を行い、持続可能な財政運営に努めなければならないと考えております。

このため、令和3年度の予算編成では、事務事業の峻別や物件費の1割カットを方針で示すとともに、行政改革により、行政組織のスリム化や使用料、手数料の見直しも引き続き取り組んでいくこととしております。

さらに、トップセールスによる企業誘致や、ふるさと納税による収入の増加にも努めてまいります。特にふるさと納税におきましては、本年度、大きく寄附額を伸ばしているところであり、今後も重要な財源確保策として、力を入れて取り組んでまいります。

御質問の3点目、マニフェスト実現に向けての予算措置についてお答えをします。

マニフェストに関しましては、2期目の選挙の際に、被災者の住まい再建、一刻も早い復興整備、住民主役のまちづくり、子育て支援、産業の強化、福祉の充実といった六つの公約事項を示し、現在、その公約の実現に向けて、総合計画をはじめとした各種計画との整合を図りながら、被災された住民の皆様の生活再建を最優先に、熊本地震からの復旧復興に取り組んでおります。

これまでの具体的な取組としましては、被災者の住まい再建の取組として、災害公営住宅の整備や宅地の地盤改良の支援などに取り組んできました。復興整備の取組としましては、復興事務所と連携し、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業や、県道熊本高森線4車線化事業に取り組みますとともに、横町線などの街路整備事業も進めているところです。

また、産業の強化に関しましては、地元の米を使用しました焼酎米益の開発や、ましきみやげ認定事業を展開するなど、地元の特産品の磨き上げを行うとともに、にぎわいの中心となる施設整備などに取り組むため、官民連携のまちづくり会社「株式会社未来創生ましき」を設立しました。

このほか、益城版コミュニティ・スクールの導入や、タブレット端末の活用による教育環境の整備、福祉課地域福祉係の設置による福祉の体制強化を図るなど、マニフェストの実現に向けて着実に取り組んでいるところです。これらの復興事業などを実施する上では、町民の皆様方の声を反映した施策の推進に努めており、町民主役のまちづくりにも取り組んでいるところです。

なお、マニフェストの進展状況につきましては、年度ごとに検証を行い、町広報紙やホームページにおきまして公表をしております。令和2年度の進展状況につきましても、年度終了後に検証を行い、速やかにその実績を公表をまいります。

議員お尋ねの町長マニフェスト実現に向けての予算措置につきましては、令和3年度当初予算におきまして、23事業、総額およそ20億円の予算措置をしております。主な取組としましては、新築住宅地盤改良工事補助事業や被災者転居費用助成事業といった被災者の住まい再建支援関係で、およそ8,000万円。木山土地区画整理事業や惣領にぎわい拠点整備事業をはじめとしました魅力あるまちに生まれ変わる復興事業関係で、およそ4億8,000万円。県道熊本高森線4車線化や益城東西線、横町線などの街路整備事業といったまちづくりに資する道路整備関係で、およそ4億5,000万円。避難路避難地整備や自主防災組織設立支援をはじめとしました地域の防災力強化関係で、およそ6億7,000万円の予算を計上しています。

また、街路整備事業や避難路避難地整備事業などにおきましては、国の補正予算を活用し、2月の臨時議会で、令和3年度分を前倒しする形で補正予算として提案させていただいたところです。このほか、令和3年度に竣工します復興まちづくり支援施設における熊本地震の記憶の継承を目的としました展示設備整備や、子育て世帯からのニーズが多い公園整備の一環として、潮井自然公園の整備などにも取り組むこととしております。これらの事業を着実に推進し、今後の町の復興とさらなる発展のため、引き続きマニフェスト実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 一つ目の質問、令和3年度予算編成について答弁いただき、ありがとうございました。

令和3年度の予算編成に当たっては、四つの項目、一つ目に、熊本地震から5年の節目における追悼行事、二つ目に、熊本地震からの復旧復興に向けた施策、三つ目に、新型コロナウイルス感染症への対応、四つ目に、町の発展を見据えたにぎわいづくりへの取組、これら四つの項目を重点施策と位置づけ、予算編成を行った。また、財源の確保に当たっては、町税や地方交付税等の一般財源については、令和2年度と同じ程度の額が見込まれ、あわせて歳入増の手立てとして、ふるさと納税や町長のトップセールスによる企業誘致をこれまで以上に推進するという一方で、しっかり取り組んでいただき、財源の確保に努めていただきますようお願いしたいと思います。

企業誘致に関しましては、二つ目の質問で、改めてお聞きすることにします。

3点目の町長マニフェスト実現に向けての予算措置については、23事業、約20億円の予算措置を行ったということで、また、マニフェストの進捗状況については、年度終了後に検証し、公表されるということですので、しっかりと確認させていただきます。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

次に、二つ目の質問として、企業誘致に関連しての推進策について質問します。

さきの議会でも、同僚議員から企業誘致に関しての質問がありましたが、私からは、奨励金制度、補助制度に限定して質問したいと思います。

昨年末、益城町に大手菓子メーカーの湖池屋が進出するというニュースが発表され、新規従業員も70人ほど雇用されるということであり、また、農業分野におきましても、原材料となるジャガイモの作付が必要になるのではといった前向きに捉えられている関係者もおられ、将来に希望が膨らんでくるものです。

さて、さきの議会での答弁にもありましたように、町では、企業誘致に関して税制面での措置や奨励金が用意されておりますが、他の自治体と比べてどうなのか。益城町が、企業誘致を推進するための施策は十分に整えられているのでしょうか。

益城町では、都市マスタープランの見直しを行い、土地利用の面から、産業ゾーンの位置づけなど、企業の進出を図るための環境づくりに取り組んでおられます。一方、奨励金制度、補助金制度についてはどうなのか。積極的に企業誘致を進めている自治体の奨励金制度、補助制度と比べるとどうなのか。

そこで、1点目として、奨励金推進策の現状と課題について、益城町の奨励金等の推進策の現状はどうなのかお伺いします。また、課題等あればお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目として、用地取得等奨励金制度の見直しについてお伺いしたいと思います。

企業を誘致するに当たっては、交通の利便性と併せ、インフラなどの環境面の充実が重要な要素であると思います。益城町は、空の玄関口となる阿蘇くまもと空港、陸の玄関口となる益城・熊本空港インターチェンジ、小池高山インターチェンジを有しております。また、従業員のための福利厚生面においては、スポーツ施設や文化施設など、教育環境面においても非常に充実しており、企業を誘致するための基盤環境は、非常に高いものを備えていると思います。さらに、今回の都市マスタープランの見直しによって、柔軟な土地利用が図られることになったことで、より有利な条件を抱えることにつながったものと考えます。

しかし、企業は、進出しようと考えるときには、今述べました優れたアクセスなどの基盤環境だけではなく、税制面での措置や補助制度等がどの程度充実しているかが、進出に当たっての次の要素になるのではないかと思います。企業誘致は、町の様々な分野に大きな影響、インパクトを与えるものです。町としても、思い切った施策を展開し、制度の見直し、拡充を図ることが必要だと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、生活様式や企業活動も見直され、新たな経済環境が生まれている中で、例えば、オフィス系の事業所の進出への対応、対策など、新たな施策も必

要と考えますが、いかがでしょうか。税制面からの見直しも含め、町の奨励金補助制度の見直しについて、町長の見解をお聞かせください。

以上、二つ目の質問として、1点目、奨励金等推進策の現状と課題について、2点目、用地取得等奨励金制度の見直しについて、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問の1点目、奨励金等推進策の現状と課題について、お答えします。

企業誘致につきましては、熊本地震からの創造的復興の大きな柱の一つに位置づけをしております。そのため、昨年度から本格的に、町長トップセールスや県の誘致部門と連携しました企業誘致活動に取り組み、昨年12月に、大手菓子メーカー湖池屋との立地協定締結に至るなど、本町のにぎわいづくりに向けて大きな弾みとなりました。

本町には、二つのインターチェンジや阿蘇くまもと空港が立地し、さらに、熊本市に隣接するなどの地理的優位性を有しておりますが、議員御指摘のとおり、企業が進出する上で、補助制度などが充実していくことも重要な要素になるものと考えております。そこで、本町のにぎわいづくりを推進するため、課の垣根を越えた組織として立ち上げました復興まちづくりプロジェクトチームにおきまして、本町の企業誘致に関する補助制度などの現状分析や、課題の抽出、そして、見直しの検討を行いました。その結果、課題が大きく二つありました。

一つ目に、県内で誘致に成功している熊本市周辺の市町村の補助制度などとの比較を行いましたところ、施設・設備への補助がない、取得する土地の面積要件が広いなど、周辺市町村に見劣りしている点がございました。本町が企業誘致を推進していくためには、少なくとも周辺市町村と同等の補助制度が必要であると考えております。

二つ目に、補助・減免制度が複数あり、それぞれに要件や手続を定めていますことから、進出する企業側にとりまして、手続が煩雑となり、負担が大きくなるといった点がございました。このため、制度を活用する企業側の視点に立って、手続の簡素化などを図る必要があると考えております。

次に、二つ目の御質問の2点目、用地取得等奨励金制度の見直しについてお答えします。

先ほどの答弁で申し上げた課題に加え、企業誘致の目的の一つである定住人口の増加を達成するという観点も踏まえ、大きく三つの見直しを行いました。

一つ目に、本町が企業誘致により、良質な雇用の創出や定住人口増を実現していくため、雇用への補助金につきましては、他市町村よりも手厚い内容に拡充いたします。これまで、1年以上町内に在住している方を新規雇用した場合のみ対象としていましたが、新規雇用のタイミングで、町内に転入される方も新たに補助の対象に加えます。その上で、1人当たりの補助額を30万円から、正規雇用者を50万円に増額し、非正規雇用者を25万円とします。加えて、限度額も600万円から5,000万円に引き上げます。これにより、町の雇用創出に貢献する企業に手厚い補助制度となり、より多くの雇用が期待できる企業の誘致につながるものと考えています。

二つ目に、補助制度を分かりやすくするとともに、手続も簡素化します。具体的には、益城町

工場等設置奨励条例及び益城町税特別措置条例に基づく不均一課税制度を廃止し、施設及び設備につきましては、同等の額を新たに補助金の交付対象とします。投下固定資産額が2億円以上を要件とし、固定資産税額の25%の3年分を交付します。上限は1億5,000万円とします。これにより、町の実質負担は増えず、補助制度などの訴求力はより高まるものと考えております。

三つ目が、周辺市町村の実態を踏まえた土地への補助に関する要件の見直しです。これまで、工場などにつきましては、5,000平米以上の土地取得を要件としておりましたが、熊本市を含む周辺市町村と同様の3,000平米に引き下げます。また、補助上限額を5ヘクタールまで5,000万円、10ヘクタールまで1億円、10ヘクタール以上は2億円としておりますが、それを面積に関わらず2億円を上限に見直したいと考えています。例えば、取得した土地が4.9ヘクタールであれば上限が5,000万円、5.0ヘクタールであれば上限が1億円と、取得する土地面積にほとんど差がない場合でも、補助額に大きな差が出てしまうケースがあるため見直すものです。

以上の見直しにより、トータルの補助上限額が約2億円から4億円に倍増し、補助の内容や金額などについて、熊本市周辺の市町村と遜色のない補助制度となる見込みです。

また、御提案のありましたオフィス系企業の誘致に向けて、新たに補助制度を創設したいと考えております。本町がオフィス系企業の誘致に力を入れます理由は次のとおりです。

一つ目が、中心市街地の活性化を目指す本町におきまして、中心市街地で活動する事業者の増加を図るため、中心市街地に拠点を構えやすいオフィス系企業の誘致を推進します。

二つ目が、オフィス系企業を誘致することで、システムエンジニアやデザイナー、設計士など、多様な業種の雇用を創出することで、これから働く若者にとって働きやすい環境を整備します。

三つ目が、例えば、インターネットを活用しましたサービスを提供する企業を誘致し、町内の飲食店や農業者のホームページの充実や、ECサイトの構築を手がけていただくことで、町内事業者の販路拡大を支援するなど、地域課題の解決につなげます。本町では、オフィス系企業への補助制度の創設に加え、コワーキングスペースやシェアオフィスなどを整備し、地域課題をともに解決する場も提供していくこととしております。

県では、オフィス系企業の誘致にも力を入れており、県と同等の補助制度を有する市町村を誘致推進市町村とし、県の補助率などを手厚くするなど、オフィス系企業の誘致に積極的な市町村を支援しております。そのため、県と同様の補助制度をベースに制度設計を行いました。

具体的な制度の内容としましては、設備投資に対し補助率3分の1、上限額を100万円。雇用につきましては、1名当たり正規雇用20万円、非正規雇用10万円の年間上限額200万円を3年分。オフィスの賃料やインターネット回線などの使用料に対して2分の1、年間上限額100万円を4年分とし、トータルの補助上限額を1,100万円としました。この新たな補助制度をフルに活用させていただきながら、一つでも多くの企業誘致を実現させ、町のさらなるにぎわいづくりにつなげてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 二つ目の企業誘致問題、企業誘致関連施策について、御答弁ありがとうございました。

質問の中でも述べましたが、新たな企業の進出は、税収増と併せ地元雇用などの町の様々な分野に大きな影響を与えるものです。企業誘致においては、どの自治体も必死になって取り組んでいるものと思います。町長の答弁で、復興まちづくりプロジェクトチームを立ち上げ、企業誘致に関する補助制度等の分析や課題の創出を行い、検討しているとありましたが、企業誘致に関する調査、分析等の取組につきましては、今回の補助制度等の見直し後も継続して取り組まれ、一社でも多くの企業進出に結びつけていただきたいと思います。

それでは、三つ目の質問に移りたいと思います。

復興まちづくり支援施設の役割についてお伺いいたします。

2月の臨時会に提案され、承認されました復興まちづくり支援施設について、この施設は、気軽に集える住民活動と交流の場、熊本地震記憶の継承の場、災害に備える場として整備することですが、具体的にはどのような施設があり、どのような利用となるのでしょうか。新庁舎と併せ役場敷地内に整備することとしたのは、木山地域のコミュニティーの再生や地域の活力の復興、木山地区のまちづくりの拠点として、役割を持った施設と位置づけられたのではないかと思います。

熊本地震での最も被害が大きかった木山地区では、土地区画整理事業をはじめ、町のにぎわいづくりのための様々な事業、施策が展開されようとしております。木山交差点の南側では、みんなの家を利用したチャレンジショップやコワーキングスペースの整備が進められております。

さらに横町沿線では、歩きたくなる街並みを創出するために、町と地元住民で美しく整備する横町線高質化事業が展開されようとしております。木山交差点の北側においても、新たなまちづくりを展開されようとなされており、そして、この復興まちづくり支援施設が、新庁舎の敷地内に整備され、隣接して交通広場の整備が計画されています。このような立地にあつて、この復興まちづくり支援施設は、町のにぎわいづくりにも大きく貢献するものと期待をしているところで

す。バスや乗り合いタクシーなどを待つ間、ゆっくりとした時間を過ごす施設、また、施設の北側に整備される公園と一体となった憩いの場所として、さらにはこの施設を、もっと町民が、あるいは町外から来た人が利用されるような何らかの仕掛けがあれば、もっと町のにぎわいにつながるのではないのでしょうか。町長は、この復興まちづくり支援施設を具体的にどのように生かしていけるのか、にぎわいをつくっていくための仕掛けも考えられておられるのであれば、お聞かせください。

以上、三つ目の質問として、復興まちづくり支援施設の役割について、施設の概要とその具体的な利活用策についてお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 三つ目の御質問、復興まちづくり支援施設の概要とその具体的な利活用策についてお答えをします。

本町の中心地である木山地区は、熊本地震により甚大な被害が発生したため、土地区画整理事業などの復興事業により、町の基盤を整備する必要があるとともに、大きな影響を受けた地域コ

コミュニティーの再生と地域活力の復興が急務となっております。木山地区の方々もまちづくり協議会の活動などにより、地域コミュニティーの再生に努力をされており、本町としましても、それらの活動の支援などのため、復興まちづくり支援施設を木山地区に建設することとしました。

復興まちづくり支援施設の基本理念は、「人をつなぎ、まちを育む施設」として、平成31年2月に策定しました基本計画に位置づけております。施設の概要としましては、主な施設としまして、約100平米の多目的室を二部屋整備しますので、地域コミュニティーの再生や、地域活力の復興のための会議やイベントなど、各種の催しに利活用いただければと思っております。また、熊本地震時に多くの町民の方が役場駐車場に避難されたことから、新庁舎の敷地内に建設する復興まちづくり支援施設には、災害時に一時避難所として利用できるように、備蓄品の保管倉庫も配置する計画としております。

さらに、復興まちづくり支援施設は、その建設場所が、新庁舎と交通広場や町の商店街、物産館などの建設を計画している木山交差点との間にあるため、これらの施設を利用する人々の誘導や回遊性の向上を図るという重要な役割もあり、施設の西側にスロープ状の回廊を整備することとしております。また、この回廊は、熊本地震の記憶の継承にも利活用することとしており、町内の震災遺構の紹介や、記憶の継承のための展示品スペースなどに利活用してまいりたいと考えております。

地域コミュニティーの再生と地域活力の復興のための利活用と併せて、災害に強いまちづくりの観点から、防災教育や自主防災組織の活動を行うための利活用などが考えられるとともに、何より町民の皆様にご愛着を持っていただき、気軽に集え、活動と交流の場となるような施設にしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 三つ目の質問、復興まちづくり支援施設の役割についての答弁、ありがとうございました。

施設の概要と利活用策については分かりました。この復興まちづくり支援施設は、熊本地震で被災して、益城町の中心地である木山地区のまちづくりの拠点としても役割を持つ施設として整備されるものです。工事に当たっては、早期完成に向け、全力で取り組まれるよう要望し、四つ目の質問に移ります。

次に、四つ目、益城町にある農業用ため池の管理保全について、お伺いいたします。

国は、全国的に、大雨等により農業用ため池が決壊し、甚大な被害を及ぼした事例が発生したことを受けて、平成31年4月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律を制定し、昨年6月には、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に係る特別措置法が制定され、9月に防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針が示されております。

この基本指針の中で、「農業用ため池については、その決壊により、浸水が想定される区域に住居等が存するものが多いことから、大規模な地震または豪雨により決壊した場合、国民の生命及び財産に甚大な被害を及ぼすおそれがある。このため、国、地方公共団体、農業用ため池の所有者、土地改良事業団連合会等の関係者は、防災重点農業用ため池の決壊による水害、その他の

災害から国民の生命及び財産を保護するために、連携して防災工事等の推進に努める必要がある。また、都道府県、市町村等の関係者は、多数の防災重点農業用ため池について、推進計画に基づき、劣化状況、評価及び地震・豪雨耐性評価並びに防災工事を連携して効率的に実施することが重要である」と示されました。

そこで、昨年の特別措置法や基本指針を受けて、町の対応についてお伺いいたします。

1点目の質問として、益城町にも相当数の農業用ため池がありますが、その状況はどうか。管理状況と実態についてお伺いいたします。

次に、二つ目、農業用ため池の保全対策について伺います。

農業用ため池につきましては、先ほど申し上げました基本指針の中でも「ため池の多くは、江戸時代以前に築造され、貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づかずに設置されたものが多いこと、劣化が進行しているものが多いこと、集落水利組合等によって管理はされているものの農業者の減少、または高齢化により、管理組織が弱体化する傾向にあることの課題を抱えている」とあります。農業用のため池につきましても、同じような状況ではないかと思えます。

通常は、ため池を利用している農家の方たちで、水の管理も含め、草刈り等の管理を行っていますが、農家の後継者不足や高齢化などにより、これまでのような管理ができなくなっているところもあるのではないかと考えられます。また、ため池内の堆積物の撤去の問題もあるのではないかと考えます。

いずれにしましても、昨年の県南地域に大災害をもたらした大雨が、益城町で降ったときのことを考えますと、ため池の決壊を想定しなければならないと思えます。農業用ため池の補修、補強といったハード面だけではなく、近隣住民の避難など、ソフト面からも防災について考えなければならないと思えますが、農業用ため池の保全対策について、どのように考えておられるのかお伺いします。

以上、四つ目の質問として、1点目、農業用ため池の管理状況等実態について、2点目、防災の観点からの保全対策についてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 四つ目の御質問の1点目、農業用ため池の管理状況と実態についてお答えをします。

近年は、台風などによる豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが発生しております。また、議員御指摘のとおり、農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑化しております。さらに、離農や高齢化により、利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われていない事例も発生しております。

このような状況を受け、国では、農業用ため池の所有者や管理者などを把握し、適切な維持管理により、決壊などによる被害を防止するため、平成31年4月に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が制定され、元号が変わった令和元年7月から施行をされております。同法の施行を受け、本町では、ため池の管理体制や管理状況を把握するため、対象21か所の農業用ため池の

管理者にアンケート調査を行い、管理届出書を提出いただいたところでございます。

管理状況としましては、21か所のため池のうち、18か所は地元の管理、残り3か所は県及び町土地改良区による管理でございました。また、管理実態としましては、受益戸数や連絡体制、維持管理がきちんとされているため池もあれば、管理がほとんどなされておらず、廃止やしゅんせつを希望されるため池もあるなど、様々な実態がございます。

次に、2点目の御質問、防災の観点からの保全対策についてお答えします。農業用ため池の中でも、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定し、被害を未然に防ぐため、ため池に係る防災工事などの集中的かつ計画的な推進を図るべきとして、令和2年6月に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が制定され、同年10月から施行されました。町内21か所の農業用ため池のうち、15か所が防災重点農業用ため池の指定を受けております。この特措法の施行を受け、県は、防災工事等推進計画を令和3年3月までに策定することとしております。

令和3年度以降は、この推進計画にのっとり、県が劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価を行う劣化状況評価、地震または豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価を行う地震・豪雨耐性評価の調査を行います。町としましては、その結果により、劣化状況に応じて改修などの検討を行ってまいります。なお、工事費につきましては、特措法第7条に、国は費用について、必要な財政上の措置を講ずるものとするとの規定があり、地方債につきましても、同法第8条に特別の配慮をするものとするとの規定がなされており、受益者や町の負担軽減が図られているところでございます。

ソフト面の対策としましては、15か所の防災重点農業用ため池について、ため池が決壊するおそれのある場合や、決壊した場合に、迅速かつ安全な避難に役立てていただくために、ため池が決壊した場合の浸水範囲や避難所などが表示された、ため池ハザードマップの作成を進めており、本年4月中には対象地区の皆様へ配布をする予定です。地区などで行う防災訓練などで活用いただきたいと思っております。

ため池の防災対策としましては、日頃からの目視による点検も非常に重要でございますし、梅雨期や大雨が予想される場合には、ため池の貯水量をあらかじめ減らしておくという対策も有効でございますので、ため池の管理者と協議しながら、保全対策に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 四つ目の質問、農業用ため池の管理保全についての御答弁ありがとうございました。

農業用ため池は、町内に21か所あり、うち15か所が防災重点農業用ため池の指定を受けているということ、令和3年度以降に、劣化状況評価と地震・豪雨耐性評価の調査を県が行い、劣化の状況に応じて改修を検討することとすることで、調査の結果につきましては、分かり次第、説明をお願いしたいと思っております。

質問の冒頭でも言いましたように、東北地方では、大震災から10年後に再び大きな地震が発生

しております。ため池の決壊により、甚大な被害が出ないよう、しっかりとした対応をよろしく
お願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

東日本大震災発生から明日で10年を迎えます。改めて、被害に遭われた皆様に哀悼の意を表し
たいと思います。また、2月13日には、震度7の地震が再び東北地方を襲い、いつ起こるか分か
らない地震の対策に万全を尽くすことの大切さを改めて確認いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が始まりました。これから町でも接種も始まり、
様々な準備、対応がなされることと思います。

早いもので、熊本地震から4年11か月の月日がたちます。まだまだ仮設団地での生活を余儀な
くされている町民の方々もおられますが、最後のお一人まで寄り添って、生活再建に取り組んで
まいりたいと思います。

本日は4点にわたって質問させていただきます。

1点目、コロナワクチン接種について。

2点目、小学校1教室35人体制について。

3点目、災害時の要支援者個別計画について。

4点目、町内の街路灯・防犯灯のLEDの転換について。

以上、4点にわたって質問させていただきます。それでは、質問席に移らせていただきます。

まず、質問に入る前に、昨日、第42回山口出版文化賞の表彰式がありまして、益城町の平成28
年熊本地震益城町震災記録誌が、その受賞の3作品の一作品に選ばれました。当時のことを自宅
でまた振り返って、本を見させていただきましたけれども、本当に当時の町職員の方々の懸命な
貢献によって、復興5年目に向かいますけれども、さらなる御努力をお願いしたいと思います。本
当に震災記録誌、受賞されまして、おめでとうございます。

初めに1点目、コロナワクチンの接種についてお伺いいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況として、益城町でも、2月上旬現在で50名を超える
方々が感染しておられます。大変残念なことに、40代の男性の方がお亡くなりになっておられま
す。

政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に、4兆3,581億円を計上しており、ワクチンについて、希望する人が、迅速に接種できるよう自治体の体制整備や実施費用に5,736億円を第3次補正予算に盛り込まれました。ワクチン接種は、医療従事者や救急隊員、65歳以上の高齢者、基礎疾患がある人から順次行われることになっています。コロナワクチンの接種は、スピードを競うより、安心安全の接種体制の整備が何より重要と考えます。

そこで、今後実施されるであろうワクチン接種について、6点にわたってお伺いいたします。

- 1、ワクチン接種の体制はどうなっているのか。所管課の体制は。
- 2、接種計画の策定状況は。
- 3、ワクチン接種の順番は決めているのか。
- 4、ワクチン接種は、個別の医療機関でやるのか、または総合体育館などの公共施設を利用して実施するのか。
- 5、町民に周知徹底はどのような形を取るのか。予診票、クーポン券の発送など、発送時期はいつ頃なのか。
- 6、地元医師会等との協力体制はどうなっているのか。

以上、6点にわたってお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、町のワクチン接種体制はどうなっているのか、所管課の体制はについてお答えします。

これまで、町内医療機関の医師の方々に対し、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、説明会を開催し、接種体制について協議を重ねてまいりました。その中で、各医療機関で個別接種を実施し、集団接種でも行うという体制を取ることとなりました。

所管課の体制につきましては、健康づくり推進課を中心に、関係各課と連携しながら、ワクチン接種に向けて準備を進めているところです。

次に、御質問の2点目、接種計画の策定状況はについてお答えします。

接種計画につきましては、国などの情報収集を行いながら、現在、策定を進めているところでございます。

次に、御質問の3点目、ワクチン接種の順番は決めているのかについてお答えします。

国は、16歳以上を対象に無料でワクチンを提供する計画としており、対象者には優先順位を設定しております。大量のワクチンの供給は徐々に行われますので、現時点では、医療従事者、65歳以上の高齢者、高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者福祉施設などで従事されている方、それ以外の方に順次接種を進める方針としております。

具体的な時期は示されておりませんが、できる限り早期にお知らせができるように、情報収集に努めております。なお、熊本県におきましては、高齢者福祉施設などの従事者は、施設の入所者と同時に、施設にて接種可能とすることが示されております。

次に、御質問の4点目、ワクチン接種は個別の医療機関でやるのか、または総合体育館などの公共施設を利用して実施するのかについてお答えをします。

ワクチン接種は、町内の医療機関で実施し、併せて休診日などを利用して、保健福祉センターで集団接種を実施するよう考えております。まず、町内医療機関を二つのグループに分け、拠点となる基本型接種施設をグループごとに1か所設置します。基本型接種施設には、超低温冷凍庫を配置し、ワクチンの保管と接種をお願いします。ワクチンは、基本型接種施設で小分けし、冷蔵でグループ内の医療機関へ移送し、個別接種を実施することになります。また、個別接種で不足が出た分につきまして、休診日などを利用して、集団接種で補ってまいります。

次に、御質問の5点目、町民に周知徹底はどのような形を取るのか、予診票、クーポン券の発送など、発送時期はいつ頃なのかについてお答えします。

町民の皆様への周知につきましては、接種開始時期が分かり次第、チラシの全戸配布、ホームページなどへの掲載により周知を図ってまいります。また、予診票の発送時期につきましては、3月下旬を予定しており、クーポン券の発送につきましては、ワクチンの入荷など、不確定要素が多く、はっきりとしたことは申し上げられませんが、3月下旬頃になると想定しております。

最後に御質問の6点目、地元医師会などとの協力体制はどのようになっているのかについてお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、医療機関の医師の方々の協力なしには成り立ちません。これまで何度もワクチン接種事業についての御相談や、診察後の説明会、アンケート調査などに御協力をいただきました。また、接種事業説明会におきましては、ワクチン接種体制などについて、積極的に意見を出し合い、協議をいただいております。私自身も、第1回目の説明会に出席し、接種を依頼したところです。

今後も町内医療機関と密に連携を図りながら、ワクチン接種事業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

今回、コロナ禍終息の切り札であるワクチン接種の体制について、本町では、各医療機関で個別接種を行い、不足する接種分が出た場合には、集団接種で補うという体制でいくとのことでした。また、集団接種は、保健福祉センターで行うことも確認しました。医療機関については、具体的に幾つの医療機関でしょうか、お尋ねします。

ワクチン接種が円滑に進むよう、公明党として、全力で応援体制を組んでいます。新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を立ち上げ、2月28日に、オンラインで結んで全国会議を開催いたしました。その中で、自治体意向調査の実施を決め、本町でも意向調査をさせていただきました。

その中で、国が導入するワクチン接種記録システムに対する考えについて質問して、本町も採用する意向を確認いたしました。ワクチン接種記録システムは、接種状況を迅速に把握することが目的ですが、自治体には、入力作業の負担や経費に対する懸念があると思います。

16歳以上の人は、2回接種しなければ効果がないと言われている今回のワクチン接種ですが、本町では対象となる人はどれくらいいるのでしょうか。

対象者は、原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする規定しております。それゆえ、ワクチン接種記録システムは、大事になってくるものだと思います。ともあれ、ワクチン接種を何としてでも成功させねばならないとの強い覚悟で、公明党は、国や自治体の取組を全力で後押しする決意です。

改めて、確認いたします。まず、医療機関については、幾つの病院で実施するのか、また、本町には対象となる16歳以上の人がどれくらいいるのか、お尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ目の御質問の2回目、個別接種を実施する医療機関数と、本町で対象となる16歳以上の人口についてお答えします。

ワクチン接種の実施医療機関につきましては、現時点で、受託意向調査により、町医師会の会員であります15医療機関から受託をいただいております。

また、対象となる16歳以上の推定人口につきましては、令和2年12月末現在で約2万7,000人となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の答弁、ありがとうございました。

今回のワクチン接種は、非常に関心が高まっています。ただ、ワクチン出荷がいつ頃届くのがまだはっきりしないため、担当課もその準備に大変だと思います。公明党もコロナワクチン接種対策本部を立ち上げ、情報収集に動いていますが、対策本部としては、4月26日の週には、全市町村に1箱ずつ、約1,000回分、配送する予定になっているそうです。

そうすると、それまでには、厚生労働省のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）と、内閣府のワクチン接種記録システムの二つを最大限に活用する必要があります。1月に稼働を始めた厚生労働省のワクチン接種円滑化システム（V-SYS）との連携も行えるよう、入力フォーマットもワクチン接種記録システムはそろえています。また、国は、タブレット端末を4万台支給することも決めています。医療機関や町の担当者に対する講習など、あと2か月で準備しなければなりません。

約2万7,000名の対象者に、個別接種の医療機関15と集団接種する保健福祉センターの準備が必要となります。そこで、集団接種をする保健福祉センターでの模擬訓練等、考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ目の御質問の3回目、集団接種をする保健福祉センターでの模擬訓練などの実施についてお答えします。

集団接種の模擬訓練などにつきましては、会場に入ってから、問診を受け、ワクチンを接種して15分から30分待機をし、会場を出るまでの一連の流れを通して、接種にかかる時間や、密状態にならないかなど様々な確認が必要になります。また、接種に必要なクーポン券などを忘れた方や、車椅子でこられた方、そして接種後に体調不良を訴えた方などへの対応も考える必要があります。

ます。このため、来月の模擬訓練実施に向けて現在準備を進めております。本訓練により課題を明らかにし、町民の皆様が安全で円滑にワクチンを接種いただきますよう、また、緊急時にも対応できるよう、万全を期してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁、ありがとうございました。

町としても、約2万7,000人の方々にワクチン接種を2回するという前代未聞の事業になります。担当する皆さんの連携なしには成し得ないことだと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

我が党の山口那津男代表も今月2日の会見で、2回接種のうち1回目の接種後に引っ越しし、2回目を転居先の自治体で接種するといったケースを想定し、誰が、いつ、何回目の接種を受けたのか、全国の自治体で共有できるベースをつくる必要があると、このシステムの必要性を強調しております。

次に、小学校における1教室35人体制についてお伺いいたします。

公立学校の1クラスの人数を、2025年度までに40人から35人に引き下げることが決定いたしました。小学校全体の上限人数の引下げは、約40年ぶりとなります。少人数学級の実現は、公明党の長年の主張でもあり、一歩前進と評価いたします。

これによって、教員が子どもたちと向き合う時間が増え、いじめや不登校に対応するきめ細かな指導の充実が可能となります。また、少人数によるICT、情報通信技術を活用した学習を推進することで、一人一人に応じた学びの実現につながると期待できます。また、県教育委員会は、2021年度、県内の市町村公立中学校の1年生を対象に、35人学級を導入することが決定いたしました。

そこで3点お伺いいたします。

一つ、町には七つの小中学校がありますが、1教室35人体制になった場合、各小中学校でいくつ教室が増えることになるのか、そして、その対応はできているのか。

二、5年間で体制づくりをするわけですが、その計画はもう進んでいるのか。

三つ、小学校五、六年生で専門の教師が教える専科担任制を、2022年度をめどに本格導入すると明記されていますが、本町での取組はどうかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の二つ目の御質問、小学校1教室35人体制についてに係る3点の御質問についてお答えいたします。

まず、第1点目の、35人体制になった場合、各小中学校でいくつの教室が増えることになるのか。その対応はできているのか。

そして2点目の、5年間で体制づくりをするわけですが、その計画はもう進んでいるのかにつきまして、あわせてお答えいたします。

初めに、益城町の七つの小中学校における現在の使用可能な普通教室の数を申し上げます。飯野小は10教室、広安小は23教室、津森小は6教室、益城中央小は18教室、広安西小学校は26教室、

木山中は12教室、益城中は24教室、小中学校合わせまして、全体で119教室が普通教室として、現在使用可能であります。

御質問のとおり、文部科学省は、令和3年度から令和7年度の5か年の計画で、既に35人学級となっている第1学年を除いて、小学校の全学年を35人学級へ第2学年から順次移行することを発表しました。また、熊本県の単独の措置として、令和3年度から、中学校1年生を35人学級とする方針を決定しております。

今後の町内小中学校児童生徒数の推移から、この35人学級の移行に伴い、令和7年度までに必要となる普通教室は、小中学校合わせまして114教室になる予定です。この中で、35人学級への移行に伴い、教室数が不足する学校は広安小学校のみとなります。広安小学校につきましては、使用可能教室23教室に対しまして、令和7年度に必要な普通教室は27教室となり、普通教室が4教室不足の見込みであります。広安小においては、現在でも特別支援学級の増加や住宅開発等に伴い、教室不足の状況になっていく状況にあります。

そこで、昨年9月議会で、広安小学校の用地拡張予定地鑑定・評価・測量業務委託料を御承認いただきまして、その調査を行い、今回、令和3年度の当初予算に、広安小の用地買収のための費用を計上させていただいているところです。

町内における35人学級の体制づくりに関しましては、今後、議会のほうへも進捗状況を適宜お知らせしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、3点目の、小学校五、六年生での専科担任制についてお答えします。

先日、文部科学省から、令和4年度から小学校五、六年生の教科担任制を実施するとの方針が示されました。現在、町内の小学校では、主に理科、音楽、そして英語の一部の授業は、専科の教師が行っておりますが、その他の教科については、担任が全ての授業を行っているところです。

今後、小学校五、六年生への専門の教師が教える教科担任制を本格的に導入するためには、教職員定数の見直しをはじめ、教育課程や授業時数の改定など、様々な作業が必要になってまいります。町教育委員会としましては、文部科学省や県教育委員会の動向を注視するとともに、本町での小学校の英語教育の充実や、1人1台のタブレット活用を併せて検討しながら、小学校五、六年生での教科担任制導入に向けまして、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁、ありがとうございました。

まず、35人体制になった場合の各小中学校の普通教室は、広安小学校のみが、現在の23教室から27教室になり、4教室不足するということであり、その他の小中学校は大丈夫ということですね。ただし、広安小学校については、広安小用地買収のための費用を今年度当初予算に計上しているとのこと、安心いたしました。

子どもたちの教育環境の整備は、大人たちの責務であると思いますので、よろしくお願いいたします。町内における35人学級の体制づくりについては、今後、その進捗状況を逐次知らせていただきたいと思います。

次に、小学校五、六年生での専科担任制であります。今後の教員の働き方改革にも影響する課題だと思いますので、県、国の動向を注視しながら、その対応に万全を尽くしていただきたいと思っております。教育長の小学校英語教育の充実や、1人1台のタブレット活用を併せて、特色のある益城町の教育行政をよろしくお願いたします。

今年度はALTの教員が7名、またいらっしゃって、小学校の英語教育等もまた充実することだと思いますし、また、チャレンジ英語の予算も今年度は追加しておりますので、ぜひ、英語教育を益城町の特徴、特色にさせていただきたいと思っております。

次に、災害時の要支援者個別計画についてお伺いたします。

災害時に、自力での避難が難しい高齢者や障がい者の方々は、避難行動要支援者と呼ばれています。個別計画は、この要支援者ごとの避難方法や避難先、手助けする人などを明記したものです。市区町村が、民生委員や自治会、福祉関係者らの協力を得ながら作成を進めていくことになっています。円滑な避難に有効なことから、内閣府は、2013年に個別計画を策定することが望まれると指針で示しました。

熊本県内では、人吉、宇土、玉東、南関、和水、小国、芦北、津奈木、水上、球磨の10市町村で、対象者全員分を作成しております。残り35市町村が一部作成していることになっております。これを全国的に見ると、高い割合で進んでいるということになります。熊本地震や、昨年7月の豪雨災害による危機意識の高まりが、その背景にあるとも言われております。

国としても取組を促すために、内閣府は、策定を市区町村の努力義務とする災害対策基本法改正案を今通常国会に提出する予定です。効果的な作成手法の構築に向け、21年度予算案では、3,600万円を計上して、福祉専門職らが参加するモデル事業を複数の自治体で実施いたします。また、課題を抱える自治体に専門家を派遣する事業も行います。そして、個別計画策定に対する自治体への財政支援も、地方交付税措置に盛り込む方向で調整しております。

そこで本町における要支援者個別支援計画の策定状況についてお伺いたします。また、国の施策を活用する方針はありますか。2点お伺いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 先日、広安西小のほうに、ちょっと授業を確認しに行ったんですが、小学校1年から6年生まで全てタブレット授業を拝見しました。逆に、小学1年、ばりばり使っていました。私たちより詳しいかもしれません。非常に安心したところで、教育長はじめ学校のほうに感謝したいなということで思っております。

それでは、三つ目の御質問の本町における要支援者個別支援計画の策定状況について、また、国の施策を活用する方針はあるのかについてお答えをします。

本町の避難行動要支援者として名簿に登録された方は、令和2年10月1日現在6,758名、そのうち個別支援計画が策定された方は184名となっております。熊本県の基準に基づき、手挙げ方式で、情報提供同意をいただいた184名の方の策定を行った場合は、令和3年度末までに行えると見込んでおります。

なお、名簿登録者全ての方の個別計画の策定につきましては、避難行動要支援者計画の見直し

をはじめ、名簿情報の提供条例の制定を行うことが必要ですので、令和3年度より作業に着手しても、数年はかかると見込んでおります。

また、計画の作成には、避難方法や避難先の確保、自主防災組織の設立、支援者の確保なども課題となっております。そのため、今後御支援いただく関係機関の皆様にも御協力をいただきながら、災害時における要支援者の皆様の安全が図れるよう、計画の更新に取り組んでまいります。

なお、国の施策の活用につきましては、計画更新の方法なども考慮しながら検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁ありがとうございました。

要支援者個別支援計画は、災害時において、ぜひともつくっておかなければならないものと考えます。先月、2月13日に発生した東北地方の地震を見ていますと、本当に地震がいつ起きても、それに対する対策を取っていなければ、熊本地震からの教訓が生かされないと思うからです。

計画の作成には様々な課題があると思いますが、真摯な姿勢で計画的に着実にやらなくてはならないと思います。ぜひとも、避難行動要支援者計画の見直しをはじめ、名簿情報の情報提供条例の制定など、よろしく願いいたします。

最後に、益城町においても、CO₂削減目標を立て、低炭素都市づくりに向け、町内の道路照明灯の一括LED化を進めてはどうかと思います。LEDは、これまでの照明機器と比べると、消費電力が少ないし、寿命も数十倍も長持ちするというので、一般家庭にも普及が進んでおります。価格も最近ではメーカーの競争もあつてか、かなり下がっているようです。

町でも、自治会が管理している防犯灯のLEDへの転換に対して、助成はされているのでしょうか。また、益城町として、商業拠点の整備、区画整理、県道の4車線化等、様々な事業を進めていますが、この機会を利用して、町の街路灯をLED化する計画は考えられておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 四つ目の御質問の1点目、行政区管理防犯等のLED化に対する町からの助成状況についてお答えをします。

本町では、各行政区が、町内の住宅地など、防犯及び交通、その他保安の目的を持って整備する防犯灯設置条例につきまして、益城町防犯灯施設整備費補助金交付要綱を昭和59年に制定し、補助金交付事業を実施しております。

補助金額につきましては、防犯灯の整備費用1灯につき4万円を上限としまして、その整備費用の3分の2を補助することとしております。この補助金交付事業の中で、従来の蛍光灯型防犯灯からLED型防犯灯への交換につきましても、平成28年度から補助金交付対象事業として適用されており、平成28年度以降、各行政区管理防犯灯のLED化が加速をしております。

補助金交付実績としましては、平成28年度211基分、231万円、平成29年度302基分、346万円、平成30年度93基分、152万円、令和元年度157基分、202万円、令和2年度228基分、319万円となっております。

令和3年度当初予算にも、この補助金につきまして、計上させていただいておりますので、今後も補助金交付事業を継続し、地域の防犯、安全安心に寄与できればと考えております。

次に、御質問の2点目、町管理防犯灯のLED化計画につきましてお答えします。

まず、町管理防犯灯の整備状況につきまして、御説明いたします。

現在、町では、幹線道路をはじめとしまして、通学路、集落と集落をつなぐ道路などに約2,000基の防犯灯を整備しております。この防犯灯は、従来の蛍光灯型防犯灯であり、低炭素化社会の実現、防犯灯の長寿命化など、地域を保護し、環境を守るというSDGsの観点から、LED型防犯灯への交換が必要と考えております。

したがって、交換に係る事業期間を10年間とし、平成30年度頃からLED交換事業に着手しておりますので、現在のところ令和2年度まででございますが、通学路を中心に、年間で200基前後、合計で580基をLED型防犯灯に交換しております。なお、財源としましては、地域活性化事業債を活用しており、事業費のうち起債充当率90%、交付税措置率30%となりますので、町の負担率は約70%となっております。

御質問の中に、一括でのLED化をとりましたが、未交換の約1,400基を一括交換となれば、総事業費が膨大となりますので、予算的に非常に厳しい状況にあります。したがって、LED照明の特徴の一つであります10年以上という耐用年数の長さを考慮いたしまして、また、令和3年度当初予算にも、この事業費500万円を計上させていただいていることでもありますので、当初の計画どおり、交換にかかる事業期間を10年間とし、令和9年度までに防犯灯のLED化に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁ありがとうございました。

平成28年度以降、各行政区管理防犯灯のLED化が加速しているとのこと、そして、町管理防犯灯の整備状況についても、10年間にわたって整備しているとのこと、分かりました。令和9年度までに、防犯灯のLED化に取り組んでいくとのこと、SDGsの観点からも大事だと思います。

何事も一遍に変えていくことは難しいと思いますので、計画的に、徐々に、確実に事業を進めていくことが大事だと思います。執行部の努力に感謝申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村健文議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、木村正史議員の質問を許します。

1 番木村正史議員。

○1 番（木村正史君） 1 番木村でございます。よろしく申し上げます。

本日、この場を借りて、一般質問させていただくことに大変ありがたみを感じております。

なお、私もですね、こちらのほうの新型コロナウイルスワクチン接種について質問するつもりでおりまして、こちらの通告開始日の一番に議会事務局にお伺いしたんですけども、先輩議員も同じように来ておられまして、くじ引きとなってしまい、さすが先輩議員、運まで持っておられるなと思っております。今後も私も頑張って、運まで味方につけられるよう、議員活動を行っていききたいと思っております。

それでは、質問内容ですけども、新型コロナウイルスの接種について。新型コロナウイルスの感染対応地方創生臨時交付金について。3 番目に新型コロナウイルス後のにぎわいづくりへの取組についてお伺いしたいと思います。

それでは、質問に移らせていただきます。

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種について、2 点ほどお伺いするつもりでございましたけども、2 点目の医療機関との協力体制については同僚議員さんの質問もありますので、こちらのほうは割愛させていただきます。

まず、ワクチン接種の準備状況についてお伺いします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、本年 1 月になって、首都圏、近畿圏、福岡での緊急事態宣言が出され、本県も感染者の急増を受け、県独自の緊急事態宣言が出されたところです。その中で、我が町のほうの対応として、益城町でワクチン接種についての全体数、全町民 2 万 7,000 人ですね、を対応することは可能なのかお伺いします。

続きまして、高齢者にとってはコロナウイルスに限らず、インフルエンザや普通の風邪でも致命傷になる場合が多くあります。感染対策は大丈夫でしょうか。

一般の病人の方が普通の病院に受診に来られるのではないかと思います。体調のよくない方が病院受診に来る可能性はないのか。そのとき、感染はしないのかということです。

3 番目に、町内には特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等ですね、介護施設がかなりあります。そこに入居されている方へのワクチン接種方法についてお伺いします。これは病院に行くのか、ドクターが来て、接種をするのかということです。

4 番目がですね、熊本県では蒲島知事が老人介護施設で働く職員のワクチン接種も同時に行うというふうに発言されておりますけども、その施設で働く職員というのはですね、町外からも来られている方が多数いらっしゃると思います。こういったことに対して、対応は大丈夫なのかということです。

では、よろしくお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番木村議員の一つ目の御質問、ワクチン接種の準備状況についてお答えをします。

まず、ワクチン接種に当たり、全町民を対応することは可能なのかについてですが、今回の接

種対象者は16歳以上となっておりますので、約2万7,000人が対象となります。接種回数は2回になりますので、約5万4,000回の接種が必要となります。

医療従事者、高齢者、それ以外の方などの接種率にもよりますが、各医療機関からは接種可能回数を提示いただいております。優先順位に従って、個別接種を実施し、集団接種でも補っていくこととしておりますので、対応できるものと考えております。

次に、感染対策は大丈夫なのかについてですが、個別接種を実施する町内の医療機関には事業説明会で感染対策について十分打合せを行い、集団接種につきましては、検温、マスクの着用、手指消毒、人と人との距離の確保、定期的な換気などの基本的な感染対策を徹底して実施し、感染対策に万全を期してまいります。

次に、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなどの老人介護施設入居者へのワクチン接種方法につきましては、医療機関受診可能な方は自身で接種医療機関へ行っていただき、接種に行けない方や嘱託医などが接種医でない場合は、接種実施医療機関からの巡回接種となります。

また、老人介護施設で働く職員、特に町外の職員についての対応につきましては、原則、住民票所在地の接種実施医療機関で接種することになっておりますが、熊本県では高齢者福祉施設などの従事者は施設の入所者と同時に、施設において接種可能とすることが示されております。

このため、町外自治体や施設としっかり連携して、円滑な接種に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。

今回のコロナワクチンについてはですね、私はこちらの質問書を提出した後もいろいろと情報が交錯しております。次々に新しい情報が出ておりますので、どんどん新しくなっているかと思っておりますので、大変難しい問題と思っております。こちらのほうを担当される職員の方々にはですね、御苦労と思っておりますけども、よろしく願いいたします。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、2点ほどお伺いします。

まず、それぞれの活用策の評価についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、これまでに第一次、第二次合わせて4億7,800万ほど交付され、38もの事業を進めてきたところです。

まず、困難な状況にある町民の皆様へ即効性のある支援、次に、ポストコロナとして新しい生活様式への対応、未来につながる施策の展開、さらに執行残分を活用して、さらなる感染防止や将来のまちの発展を見据えての事業展開など取り組まれたところです。

町ではただ単純に国の制度に上乘せするというところだけじゃない、きめ細やかに多くの独自施策を展開していただきました。しかし、逆に細かすぎて分かりにくいとの批判もあるかもしれません。

そこで、これらの事業を進めていく中で、町民の皆様からどのような評価が寄せられているの

でしょうか。具体的な反応は町長の耳に届いているのでしょうか。

場合によっては、町に寄せられた意見や感謝の言葉など、事業に関する批判と評価を広報紙などで町民の皆様にお伝えしてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。お伺いします。

次に、第3弾の臨時交付金の活用についてお伺いします。

知事会など全国の地方公共6団体から国に対し、さらなる臨時交付金の交付要望が出され、国において、令和2年度補正予算に1.5兆円の地方創生臨時交付金の予算が計上されました。

国の補正予算成立後、それぞれの自治体に交付額が示されることになろうかと思いますが、本年度の予算であることから、繰越しが認められたとしても、ワクチン接種が始まりましたし、早急な執行が求められることと思います。

そこで、町ではどのような施策を進めようとお考えでしょうか。

緊急事態宣言が出されるほどの感染が拡大したことから、本県でも飲食業の短縮要請が出されるなど、関係する事業者の皆様は本当に困っておられるのではないかと思います。町ではどのように把握されているのでしょうか。

これだけ感染拡大が続くとは誰も予想しなかったことであり、ワクチン接種が始まって、一刻も早く感染が抑えられるようになることを期待するもので、それまでの事業、営業をなされてる皆様が何とか継続していただくの余力をお持ちだろうか心配しております。廃業される店も出ないようにし、町としてもしっかりと支えていていただきたいと思います。

第三次臨時交付金を活用して、ぜひ困っている事業者の皆様やひとり親世帯の生活に困っておられる町民の皆様方などの支援を行っていただけないかと思います。町長のお考えをお伺いします。以上、2点、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問の1点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のこれまでの活用策への評価についてお答えをします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設をされております。

本町へは第1弾で1億4,000万円の交付限度額が示されたところであり、感染症の影響により困難な状況となっている方々に対し、スピード感を持って対応すること、学生やひとり親家庭、各種事業者の方々への給付事業など、できるだけ幅広く、きめ細やかな施策を検討し、11事業を実施しました。

また、第2弾では3億4,000万円の交付限度額が示され、新しい生活様式への対応や未来につながる施策を展開するため、検討を重ね、13事業を実施。

さらに、第1弾、第2弾の執行状況を踏まえ、ひとり親世帯を含む子育て世帯への追加支援、感染拡大防止と経済活動の両立に向けた施策の拡充のため、11事業を追加し、各種事業を実施してきたところです。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

続いて、コロナ禍後ですね、アフターコロナににぎわいづくりへの取組についてお伺いします。

まず最初に、感染防止と地域経済活性化の両立への取組についてお伺いします。

感染防止と地域経済活性化についてですが、世界中で感染拡大がとまらず、我が国でも大都市圏を中心に拡大し、本県でも本町でも新規感染者が発生しているところです。その対策として、国において特定の都道府県を対象に緊急事態宣言が出され、本県でも独自の緊急事態宣言が出されました。

これにより飲食店の営業時間が8時までと短縮要請が出されるなど、益城町においても地域経済に大きな影響が出ているところです。

これらの影響を受ける事業所、お店に対し、負担軽減を図るための支援策を打ち出されているところですが、それでも十分な対応がなされていたとは言えません。

このような状態が継続するようなことであれば、店を閉じられるといったことにならないか、とても心配しているところです。先の見えない状況にあって、感染防止を訴えながら、地域経済を疲弊させないように、店を閉じたり、町を離れる人が出ないようにしなければなりません。

そこで、このような状況にあって、感染防止と地域経済活性化の両立に向けて、どのように取り組んでこられたのか。また、これからどのように取り組んでいかれるのか、いかれようとしているのかお伺いします。

次に、新型コロナウイルスの終息後を見据えてのにぎわいづくりへの取組についてお伺いします。

このコロナ禍の状況もしばらくすれば終わりがやってくるのは間違いありません。そのための準備をしておかなければなりません。町では、熊本地震からの復旧・復興事業で生まれたまち並みを生かして、オール益城でにぎわいづくりを展開しています。様々な分野で魅力を高めて、人を呼び寄せる、住んでもらうといったことで、まちがにぎわい、大きく発展していくことを目指しています。

コロナ禍で様々な動きがとまっている状況ではありますが、終息後には県外から、また、町外から多くの方が益城町を目指してやってきてもらえる、いいところだと思ってもらい、住んでみようと思ってもらえるようにしていかななくてはなりません。誰もがわくわくするようなまちづくりを目指し、様々な仕掛けを用意しなければなりません。

今後どのような展開をお考えなのでしょうか。お答えください。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 三つ目の御質問の1点目、感染防止と地域経済活性化の両立への取組についてお答えします。

新型コロナウイルスの影響は世界中で感染拡大がとまらず、これまでも事業者への休業要請や営業時間の短縮要請、国民への外出自粛要請が出されるなど、経済活動を停滞させ、地域経済にも大きなダメージを与えているところです。

本町では新型コロナウイルスの感染防止のため、3つの密の回避や新しい生活様式の実践を強

力に推進するとともに、地域経済への悪影響をできるだけ最小化するために、町内事業者の方々に寄り添い、知恵を絞って支援を行いながら、これまでの1年間、感染症対策と地域経済活性化の両立に向けて、懸命に取り組んでまいりました。

まず、昨年春頃は新型コロナウイルスが国内で感染拡大し始め、一斉休校や外出自粛要請が出されるなどの影響で飲食店などで利用者が大幅に減少しました。このため、飲食店ではデリバリーやテイクアウトなど、新たな取組にチャレンジする動きがあり、本町ではその情報を一元化し、広く情報発信する「益城エール飯」プロジェクトを未来創成ましきと連携し、迅速に実施しました。

その後、昨年4月に全都道府県に緊急事態宣言が発令され、県内の事業者にも休業要請が出されました。そこで、これらの影響を受けた事業所に対して、即効性のある事業をスピード感を持って実施をしたところです。

社会生活を維持する上で必要な飲食店や小売店などにつきましては、休業要請がなされず、協力金もない中で事業の継続を求められた事業者の方々を対象に、感染症対策を徹底していただくため、対策を講じた事業者に5万円の協力金の支給を行いました。

加えて、卒業式や入学式などのイベントが相次いで中止となったことで深刻なダメージを受けた生花生産者を支援するため、町が生花を買い受け、町内の学校や医療、福祉の現場の最前線で活動する方々向けに提供しました。

さらに、地元飲食店で利用できる高校生や県内大学生向けのグルメ応援券を配布し、地元消費の拡大を図りました。

感染に落ち着きが見られ始めた夏頃からは、新しい生活様式への対応や未来につながる施策も展開しました。具体的には、町内事業者が取り組むテレワーク、店舗のレイアウト変更、ネットショッピングなどの販路開拓など、将来を見据えた新たな事業展開に係る費用につきまして、50万円を上限に助成を行いました。

このほか、キャッシュレス決済の推進を見据えた独自地域ポイント「ましポ」の導入、近隣の観光を楽しむ新たな動き「マイクロツーリズム」の推進に向けたSNS広告や観光パンフレットの製作、町の観光スポットである断層の観光客受入れ環境の整備などに取り組んでおります。

さらに、まちのにぎわいづくりを推進する復興まちづくりプロジェクトチームにおきまして、タウンプロモーション、スポーツ、企業誘致に関するPR動画の作成や年間100万人が来場するグランメッセと連携し、来場者を町内に誘導する仕組みづくりなどにも取り組んできたところです。

しかしながら、年末からの全国的な感染拡大に伴い、県内でも飲食店への時短要請が出されるなど、さらなる感染対策が求められました。

そこで、本町ではコロナ禍においても安心して飲食を楽しんでもらえる環境の整備を目指し、町内飲食店に対して、県が推進するチェックリストに基づく感染対策の徹底及び対策している旨を表明するくまモンステッカーの掲示を呼びかけました。

併せて、町民の皆様にチェックリストやステッカーの掲示のある飲食店の利用を呼びかけ、ほ

ば全ての町内飲食店がステッカーなどの掲示に協力をいただいているところです。

また、これからどのように取り組んでいくかにつきましては、町内事業者からの御意見や御要望をしっかりと伺いながら、ワクチンの接種による感染抑制の効果や経済状況などを見据え、さらには国や県の支援制度などの動向も踏まえながら、適時適切な支援をスピード感を持って実施していくことが重要であると考えております。

次に、三つ目の御質問の2点目。終息後を見据えたにぎわいづくりへの取組についてお答えします。

コロナ禍にありましても本町の復旧復興事業は着実に進展しており、これらを生かしたにぎわいづくりは待ったなしの状況であると認識しております。

たしかにコロナによる影響で外での活動や飲食は停滞しているものと思いますが、ウィズコロナと言われるように、コロナを前提とした新たな取組が既に全国で始まっております。こういった新たな考え方を取り入れながら、アフターコロナを見据えたにぎわいづくりをしっかりと進めていくことが必要です。

本町では来年度、みんなの家を移築し、区画整理地内で新たな働き方に挑戦する場所として、コワーキングスペースやシェアオフィスなどの整備に取り組めます。ここに先端技術や時代を先取りしている県内外の企業を誘致し、町内の若者、学生も新たな活動の場として、企業とともに若者が一緒に新たな取組にチャレンジする事業に着手します。

また、コロナ禍で大きな影響を受けている飲食店の皆様の新たな看板メニューとなるような新商品メニューの開発を支援する事業にも取り組む予定です。

加えて、県道熊本高森線の4車線化事業で移転を余儀なくされる事業者の新たなチャレンジの場であり、熊本市からの入り口にふさわしいランドマークとなる惣領にぎわい拠点の整備にも本格的に着手してまいります。

このほかにも今年度末の国認定を目指す中心市街地活性化基本計画に基づき、町内事業者などの活性化に資する各種事業にも積極的に取り組んでまいります。これに加え、第3弾のコロナ臨時交付金を有効に活用しながら、にぎわいにつながる新たな施策にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。

デリバリーの強化、5万円の支給、生花生産者への対応など、大変頑張っておられると思います。

こちらですね、また、中心市街地活性化やにぎわい拠点づくりなど頑張っておられると思うんですけども、コロナ禍が過ぎた後もですね、御答弁の中ありましたけども、新しい生活様式が当たり前になっていくと思って、私はいます。

しかし、その中でもですね、人込みを避けて、ゆっくりと過ごせるキャンプやアウトドア、こういったものに人気が集まっています。

先日、私も甲佐岳ですね、山に登りましたけれども、その途中、鮎のやな場がですね、あちら

の横を通り過ぎたときにキャンプ場があるんですけども、そこに日曜日の朝、まだ2月だったんで、夜中は氷点下ぐらいに下がったんですけども、キャンプがかなり五、六張、張ってありました。そのぐらいキャンプとかアウトドア、今、人気があつておりますので、こういったものに力をかけてはいかがでしょうか。

益城町にはですね、こういったキャンピングや車中泊ができる場所など、飯野校区、津森校区、福田校区にはたくさんございます。益城町というところにも目を向けて、にぎわいづくりをつくるのもあるかと思えます。

例えば、一例としまして、赤井にある憩いの家には温泉施設もあります。そのまま駐車場に電源施設を持ってくるだけで車中泊ができるようにもなります。また、温泉があることを知らない方も多いと思えますので、こういったものをSNSで発信していく、ユーチューブで発信していく。こういったことだけでも利用者の数が増やしていけるかと思えます。

以上のようなキャンピングや車中泊の施設などですね、整備のほうをいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 三つ目の御質問の2回目、キャンプ場の整備についてお答えします。

議員御提案のとおり、近年はタレントの皆さんによるキャンプの様子やアウトドアクッキングの様子がテレビで放映されており、3密を避けることができるレジャーとして、キャンプの人気が高まっているようです。また、1人でソロキャンプをする人もなんか多いようで、ひよっとしたらここにもいらっしゃるかもしれません。

普段感じられない非日常を味わうことができ、さらに自然を体験することが心の疲労回復とか、ストレス低減の効果があるようです。

私の周りでもコロナ禍以降、一人キャンプをする人が増えてきているようにお聞きしております。星を見ながら寝て、木漏れ日で目が覚める。そして、ご飯を作ったり、ランタンの光を眺めたり、自分のペースで好きなことをする。これがストレス解消につながり、人気が出ているのではないかなということも思っております。

ただ一方で、たき火やごみの持ち帰りとかですね、マナーが非常に大切かなということも思っております。

現在、基本計画の見直し中の潮井自然公園に係るワークショップでもキャンプ場、これなどの整備を含む様々な御意見、御提案をいただいております、何を取り入れていくのかはこれからの検討事項としております。

既に準備をしている市町村の状況などしっかり参考にすればということも考えております。

また、益城町には多くのすばらしい自然があります。キャンピング施設を含め、山登りやハイキング道路の整備、そして、子どものアスレチック広場整備など、自然を使った学びや遊び、そして、健康づくりの場をつくり、そして、それを自然を生かしたにぎわいづくりにつなげていきたいと、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） ご答弁ありがとうございます。

新型コロナウイルスにつきましては、まだまだ分からないことばかりです。終息も正直言ってみえません。しかし、この後のことまで考えて、やっぱり動かれるのがいいことだと思っております。なかなか大変なことで終わりが見えないものに対して、いつ終わるか分からないものをですね、準備するってのは大変ですけども、執行部の皆様、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 木村正史議員の質問が終わりました。

これで暫時休憩します。2時15分から再開します。

休憩 午後2時02分

再開 午後2時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは、3番の上村でございます。さて、今回も一般質問の機会を与您にいただきまして、誠にありがとうございます。

また、傍聴席、モニター前の方々におかれてもですね、日頃より町政のほうに関心を持っていただきまして、深く感謝申し上げます。時間的にですね、一番眠たくなってくる時間ではあるんですが、今しばらくですね、お付き合いをお願いします。

本日はですね、3人目の同じ質問になるんですが、コロナワクチン接種について。これについてはですね、ちょっと気になるところをかぶらない形でちょっと質問をさせていただきたい。そういうふうに思っております。

そして、まちづくり協議会から提案のあったハード面での事業について。そして、福田町民グラウンド北西側に位置する平田下側から福田グラウンドへの進入路として買収された土地について。そして、地区公民館の上下水道料金についての四つのことについてお尋ねをしたいと思えます。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速、一つ目の質問の新型コロナワクチン接種について質問させていただきます。

この項目については、現在、非常に関心の高い項目でありまして、私の前に2名の同僚議員の方からも同様の質問があったこともあり、多くの内容が分かってきたことで、気になるところのみ質問をさせていただきます。

一昨年12月発生し、昨年1月で国内感染を皮切りに世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナ感染症。昨年の全国を対象とした緊急事態宣言の発動。そして、今年に入って、県独自の緊急事態宣言の発動など、産業等の経済はおろか生活自体を脅かす、とても大きな脅威となっております。

新しい生活様式に見られる3密の防止、手指消毒除菌、それにマスク。これがしっかりと定着

することとなり、一刻も早いワクチン開発が待たれていました。

本年に入り、臨床、そして、承認を終えたワクチン接種が始まることとなり、ワクチン次第では超低温による保管が必要なため、国による超低温冷凍庫の各自治体に向けた配備も始まっているようです。

もちろん情報は錯綜しているようですが、各自治体では国からの具体的な通知がないまま、手探りで準備を進められているようであり、また、メディア等の報道により少しずつ内容が分かるたびに本町ではどのように連携と対応を考えているのか。接種会場はどうか。医師の確保はなど非常に気になっておりました。

先日の全員協議会で、2月10日時点での新型コロナウイルスワクチン接種事業について、これの概要説明を受けましたが、その中で気になったのがこの益城町では個別接種を基本とするという内容だったことです。

そこで、ちょっと1回目の質問ですね、考えていたことなんですが、ワクチン接種は3月中旬頃から医療従事者を皮切りに始まりますけど、本町の医療従事者数。そして、65歳以上の高齢者数、基礎疾患を有する方や高齢者福祉施設の従業者数、それ以外の方のそれぞれの数。

先ほどですね、16歳以上、総人数で大体約2万7,000人とそういうふうに伺ったんですが、それぞれの数は見込み数のほうはどれぐらいなのかというのをちょっと1点お願いします。

それと、これも当初ですね、個別接種というふうに聞いていたんであれなんですが、個別接種となった場合ですね、その医療機関は一般診療と並行してワクチン接種を行うことになるわけなんですよね。接種できる町内医療機関というものが幾つぐらいあるのか、対応できるのかというのを併せて伺おうと思ってたんですが、これについてはですね、先ほど15機関ということで分かりました。

また、対象者にクーポン券が送付され、事前に予約することにより予防接種を行うとのことですが、各医療機関では駐車場等、限りがあるため、混乱が起きるのではないかと考えております。

接種対象者が多い順位グループの場合、スムーズに行うために集団接種も必要だと思いますが、どうでしょうかというのが1回目の質問だったんですよね。集団接種については、医療機関の休日については集団接種を行うということで、休日は集団で行うということで分かりました。

ですので、ちょっと内訳だけ人数教えていただきたいと思います。1回目とします。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問。医療従事者数、65歳以上の高齢者数、基礎疾患を有する方や高齢者福祉施設の従業者数、それ以外の方のそれぞれの数はどのくらいの見込み数なのかについてお答えをします。

それぞれの接種対象者の見込み数につきましては、令和2年12月末の総人口から国が示した割合により算出しており、医療従事者約1,000人、基礎疾患を有する方約700人、高齢者福祉施設の従業者数約500人、65歳以上の高齢者につきましては、令和2年12月末の65歳以上の人口約

9,800人、それ以外の方を1万5,700人と見込んでおります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

65歳以上の高齢者の方9,800人。これについてはですね、事前説明のほうで伺っていましたが、先行接種となる医療従事者の方が1,000人、そして、基礎疾患を有する方700人、高齢者福祉施設従業者の方500人、それ以外の一般の方含めて1万5,700人ということで、2万7,700の方がいらっしゃるということですね。

実際の接種は希望者のみとなりますので、そうでもないのかもしれませんが、それでも各グループにおける接種人数は非常に多くの方が集まれるのではないかと、そういうふうに思います。

ワクチンですね、入荷割当て状況や接種順番による期日のずれ等もありますけれど、15医療機関、これのみではそれぞれですね、先ほど申し上げたように一般診療と併せて、接種と接種後の経過観察。また、その各医療機関で集中した場合の駐車場不足。こういったことですね、混乱が起きるのではないかと心配するわけです。

いかに多くの方々のワクチン接種を混乱なくスムーズに済ませることができるのか。超低温で保存が必要なワクチンを1回分でも無駄にしないということが重要だと思いますが、これについては、町としてはどのような工夫を持って進められるのでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ目の御質問の2回目。ワクチン接種を混乱なくスムーズに済ませることができるのか。ワクチンを無駄にしないよう、どのような工夫をもって進められるのかについてお答えします。

本町では各医療機関で個別接種を実施し、集団接種でも補うという体制を取るよう計画をしております。まず、各医療機関におきまして、1日の最大接種可能な回数を提示していただきます。その後、コールセンターで一括して予約を受け付け、各医療機関の最大接種回数まで申込みができるような体制の構築を図ってまいります。

また、各医療機関でも通常の診療とワクチン接種が同時に実施されることになるため、例えば、午前午後の診療時間を短縮し、ワクチン接種の時間を確保した上で予約された方に接種を実施し、その後も待機できるような体制を整えていただくようお願いしております。

次に、ワクチンを無駄にしないよう、どのような工夫をもって進めるのかということですが、ワクチンの廃棄が出ないようにという思いは医師の方々も常に持っておられまして、町の接種事業説明会の中でも毎回上がる議題ではありますが、現時点での町医師会との共通認識としまして、ファイザー社製ワクチンは特殊なシリンジ、これは注射器の針じゃなくて、筒の部分、銅の部分ですね。ここを除き、一般的なシリンジでは1バイアル瓶。これは1バイアル瓶というのは注射剤を入れる容器1瓶ですが、これを5回分となるため、1日の接種可能回数を5の倍数分とし、ワクチン接種に来院された方が当日、体調不良などにより接種ができなくなった場合、付き添いの方などが接種対象者であり、クーポン券を持参されれば接種可能とするよう、できるだけワク

チンが無駄にしないような対応をとれるよう取り組んでおります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。接種不足分については集団接種で補っていくということで分かりました。

また、各医療機関での一般診療を考慮したワクチンの接種体制の整備を整えていただくということ。そして、ワクチン1人分であっても無駄にしないよう、予約の急なキャンセル等によるワクチン廃棄が出ないような工夫、検討がなされているということで理解しました。

先ほどの答弁の中でですね、ちょっと気になることが。まず、各医療機関に1日の最大接種可能回数、これを掲示していただき、その後に設置されたコールセンターで一括して予約を取りまとめ、各機関の最大接種回数まで申込みができるような体制の構築というふうにありましたが、この中の各医療機関の最大接種回数の掲示。これの算出においてはですね、1人当たりの接種時間と経過観察時間。これだけの絡みではなくてですね、これだけで判断するのではなく、先ほどもちょっと気になっておりますそれぞれの医療機関の駐車場の回転状況、こういったこともですね、考慮していただきますよう。まちのほうからもそういったこともちょっと伝えていただきますようお願いしておきます。

益城町はですね、公共交通網の状況もあって、車での移動の方が非常に多いことから、何か集まりがあればですね、もうどこでも結構、駐車場に入れなくなる。そういった状況があります。ですので、駐車場に入れなかったために予約した接種時間に間に合わないとか、こんなですね、気づきにくい小さなことなど、初歩的な問題が起きないようにしておく必要があると思います。

とにかく貴重なワクチンでもあり、予約とは言え、多くの方が集中されることと思います。混乱が起きないようにですね、そして、スムーズな接種ができますようによろしく願いいたします。

それでは、続いて、二つ目のまちづくり協議会から提案のあったハード面での事業についてに移らせていただきます。

熊本地震から約4年11か月。災害復旧工事も橋梁や庁舎、学校等の施設や大規模盛土滑動崩落防止事業等の宅地復旧工事。そして、復興事業となる県道4車線化や木山地区の区画整理事業、また、各まちづくり協議会から提案のあった避難路や避難地を整備する都市防災総合推進事業など、ようやく復旧復興の進捗が見えるようになってきたところかと思えます。

この中で、各地区でまちづくり協議会を設立し、提案したハード面での事業は住民の方々の関心も高く、個々が参加提案した事業であることからその期待も非常に大きいものであります。

現在、各地区のまちづくり協議会の動きはソフト面での事業が主となっておりますが、先に提案したハード面での事業については、既に完了している地区もあれば、全く目に見えないところも、見えていないところもあります。

避難路と避難地を整備することがこのハード面での主な事業ではありますが、その進捗については現在どうなっておりますでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問のまちづくり協議会から提案のあった避難地や避難路などのハード面の事業は現在どのような進捗であるか伺うについてお答えをします。

まず、本町のまちづくり協議会は熊本地震の被害からの復興のため、地域の方々を構成員として、各地区の課題を解消するための取組を行い、災害に強い協働のまちづくりを推進していただくものです。

なお、本町ではまちづくり協議会の認定と支援を行っておりますが、現在、27のまちづくり協議会を認定しており、職員が運営などについて支援しますとともに、運営補助金やにぎわい補助金と併せて、コンサルタントの派遣などの支援を行っているところです。

令和3年度も引き続き、まちづくり協議会を支援していく計画であり、この定例会におきまして、各種支援策の予算を計上させていただいております。

このまちづくり協議会に行っていただく取組の一つに、熊本地震により課題として明らかになった避難地、避難路などの整備のための整備箇所の提案があります、まちづくり協議会から提案を受けました避難路、避難地などは益城町まちづくり専門委員会に諮り、町は復興まちづくり計画書を作成し、事業を実施することとしており、現在、47の避難路と22の避難地などを整備する計画になっております。

このうち、避難路は34路線で、避難地などは20か所において事業に着手しており、今年度3月までに避難路は20路線、避難地等は17か所が完了する予定であります。

着手済みで完了していない避難路や避難地などの事業は、先月2月の臨時議会で承認いただいた補正予算などを活用して、鋭意、事業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

現在、27地区のまちづくり協議会が認定されていて、令和3年度についてもコンサルタント派遣など、引き続き、支援を行っていくということで分かりました。

現在、このまちづくり協議会の活動はほぼソフト面での事業活動が主になっておりますが、きちんと定着させて、地区ごとのにぎわいとかそういったものもつくっていくためには今しばらくは支援が必要と思いますので、よろしくお願いいたします。

また、避難路、避難地のハード事業については、全体で避難路が47か所、そして、避難地が22か所を整備するという。このうちの避難路34路線、避難地が20か所で、これについてが着手済みで、今月末までに20路線、そして、17か所が完了するということですね。

ということは、着手率については避難路が72%、避難地が90%。そして、非常に高いですね。あと完了率については避難路42.5%で、避難地が77%といったところみたいですね。

残りが13の路線と2か所の避難地については、現在、未着手ですが、予算には計上してあるということなんです、本来、早急に着手すべきなんですよね。

今後、予算をみてあるのであれなんです、どのような考えで進めていく予定なんですか。また、これまで着手できなかったということはその個別案件に対して交渉事が難航していたものかなと、そういうふうにも思います。

それについてですね、見通しというものは立ちそうなのか。地権者に協力を求めるということはもちろんのことですが、地区の方々の協力を仰ぎながら、一人一人の地権者の方の気持ちに合わせ、寄り添う交渉が重要であると思いますが、どうでしょうか。

中にはですね、もう杓子定規に交渉をしてこられる。そういったところもちらほらと伺っておりますので、寄り添う交渉が一番重要かと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問の2回目、避難路と避難地の未着手の箇所については、今後どのように進めていくのかについてお答えします。

本町ではまちづくり協議会から提案を受けました避難路、避難地などの整備は各地区の課題を解消するために必要な施策として認識をしているところです。現在までに着手できていない箇所につきましては、各まちづくり協議会に相談し、必要に応じて、地権者の方に事業の目的や効果などを丁寧に説明し、御理解と御協力をいただくことで、一日も早い事業着手と完了を目指しているところです。

先ほど寄り添った用地買収ということでありましたが、私自身も経験があるんですが、やはり様々な地権者の方たちのやっぱり思いであったりとか、相続の問題であったりとか、いろいろな問題が出てくるかなと思います。私自身としては用地買収を担当している職員には非常に感謝したいな。そして、それを何より進めるのがやはりまちづくり協議会をはじめ、地域の方の後押しも非常に必要かなと。先ほど申しましたようにこの事業の目的や効果、これを皆さんでお話しして進めると一番効果があるのかなということもありますので、町としてもしっかりその辺を地権者の方に寄り添った用地買収。これは非常にいい言葉かなと思いますので、しっかり、また対応していきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。そうですね。今、答弁にありましたように、寄り添う。一番やっぱり大事なことかと思えます。

また、各まちづくり協議会と事業を相談しながら進めていくことは、地域住民の方々の理解と相互関係の協力も得やすく、これについてもですね、非常に重要なことと思えます。

いずれにせよですね、地域から望まれて提案されている事業でもあり、なおさらですね、住民の方にとっては自分たちの考えが形づくられるという期待も非常に大きいものですから、1日も早い事業の着手と工事の完了をお願いいたします。

それではですね、三つ目の質問に移らせていただきます。

三つ目の質問は福田町民グラウンド北西側の町による買収済み地について。

福田町民グラウンドの北西に位置し、平田下地区のほうより校区グラウンドへの進入路として、町により買収された土地があります。恐らくですね、20年ほど前に道路用地として計画買収されていると思われるものでありますが、工事ですね、中途半端なままのようで、現在に至っているようです。

買収された隣接地には買収された外堀等、そのままとなっております、また、この道路予定

されたところはこの地区からもですね、グラウンドへの避難通路としてできないかと、そういった要望の声もあるところです。

このままの状態での延長ではなく、地区の要望等も踏まえて、適切に対応するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、併せてですね、このような状況となっている町有地。中途半端な状態で放置されている町有地というのはほかにはないでしょうか。どうでしょう。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 三つ目の御質問の1点目。福田町民グラウンド北東側の町による買収済み土地についてお答えします。

当該箇所は議員御指摘のとおり、平成18年度に福田グラウンド進入路用地として買収が行われていますが、工事の実施を見合わせている状況であります。まず、この道路用地買収の理由として、当該道路は福田町民グラウンドへ通じる道路として、以前より住民に利用されていましたが、民有地であったため、所有者以外の住民が通行しても権利上問題がないよう、公道とする必要性がありました。

そこで、当時は将来の整備を見据えた用地購入を行ったものであります。車両の通行につきましては整備を行ったとしても、当該道路が直接、福田グラウンド駐車場に接続していないことや現在の周辺状況から主要道路や他の施設などへのアクセス向上につながるものではないなどの理由から早期に整備する必要性は低く、実施を見合わせている状況です。

なお、現状の利用形態からは地元住民が福田グラウンドに徒歩で行き来するには便利で、徒歩であれば避難路としての機能も果たしている状態と認識をしております。

よって、今後の周辺の道路事情などに応じて、将来的に整備を検討してまいりたいと考えております。

また、2点目のこのような状況となっている町有地はほかにはないのかとの御質問でございますが、他の町有地に関しましては同様の状況のものは確認をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 今、答弁にありましたような内容から早期に整備する必要性が低い、見合わせていると。そういったこの当該土地に対する認識というものは分かりました。

たしかにですね、徒歩であれば行き来できる状態にはありますので、通常であれば早急にという状態にはない。私もそう思います。

しかし、この買収済みの土地に関しては、買収した土地のみが空き地としてポツンとあるだけではなく、この中には買収にかかった隣地の外塀が存在し、整備後にその外塀の修復まで買収補償に含まれていたと、そういったふうにも伺っております。

何分ですね、以前のことでありまして、当時の担当職員もいらっしゃらないことから、再度、きちんと打合せ確認を行う必要はあるかと思えます。

先ほど答弁内容にありましたように、将来的に整備を検討していきたいということであるのなら、このまま放置の延長ではなく、一度きちんと対応を取ってはどうか。今一度、お伺

いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 三つ目の御質問の1点目の2回目の御質問にお答えをします。

当初、当該道路は所有者以外の住民が通行しても権利上問題がないような公道とする必要があり、各地権者の同意を得て買収させていただき、道路整備をする予定でした。しかしながら、一部の地権者の同意が得られず、用地取得に至らず、車両などが通行できる道路としての整備は保留し、歩行者のみの公道として現在に至っております。

ただ、町としましてもこのような状態が長く続くのは得策ではないと考えており、議員御指摘の点も含め、改めて、当時の状況などを地権者の方に確認をした上で、どういった整備が適切かを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） そうですね。答弁いただきましたように、このような状態が続くことは得策ではありません。改めて、地権者の方々との意見交換、併せて、打合せ等を行っていただき、地権者の方やこの地区にとって、よりよい形での買収されたところが形づくられるようになりませう検討のほうよろしく願いいたします。

続いてですね、四つ目の各地区公民館の上下水道料金についてに移らせていただきます。

昨年からの新型コロナ感染拡大防止のために、様々な行事や集会等の延期や中止などの自粛が続いております。これは各嘱託区においても然りであります。地区によっては通常であるならば、必要な都度に会議や寄合いと言われるものをですね、それとか、地区行事である願立て、願ほどき、座祭り、こういった行事とか総会など頻繁に活用されていますが、昨年の初めからはコロナ感染拡大防止、これの面もありまして、現在となった今においても、ほとんど利用がなされないまま、維持費の支払いは続いております。

地区のですね、規模が大きければ、特にですね、1軒当たりの負担額も小さいので気になるものではないと思うんですが、小さな規模の地区ではですね、負担に感じておられるのも事実です。

これもですね、本来であれば当たり前のことではありますが、地区でですね、管理運営というのは当たり前のことではありますが、コロナ禍のこの状況の中でもありますので、公営企業である上下水道の使用料金については、地区負担ではなく、コロナ対策補助金等の交付金等を活用して、免除等を考慮してはどうでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ目の御質問、新型コロナ感染拡大防止のため、ほとんど利用されていない地区公民館の上下水道料金を地区負担でなく、コロナ対策交付金などを活用してはどうかについてお答えをします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用につきましては、第1弾として困難な状況に陥っている方々へ即効性のある事業をスピード感を持って取り組み、第2弾として新しい生活様式及び未来につながる施策の展開を進めてまいりました。

また、国におきましては、令和2年度第三次補正予算に交付金をさらに1兆5,000億円増額し

ており、本町にも1億7,000万近い金額が交付されます。現在、その使途について検討をしているところです。

さて、議員御提案の地区公民館の上下水道等料金の件ですが、地区公民館は地元の方々によって管理運営されることが基本であり、利用頻度が減少したということをもって、上下水道などの料金を減免対象とし、臨時交付金で補填することは適切ではないと考えております。

限られた交付金を有効に活用すべく、今後も地域の皆様の御意見に耳を傾けながら、知恵を絞ってまいりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。

地区公民館はですね、それぞれで管理運営をするということはもちろん基本的なことでありまして。ですが、先ほど申しましたように、昨年から続く新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業に、多くの地区でですね、様々な会合や行事の自粛といった動きというものが右へ倣え的に出ておりまして、それを受けての質問であります。

これも先ほど申したことですが、世帯数の大きな地区ではそうでもないんですが、やっぱり世帯数の少ない地区では負担になっていると、そういうふう聞いております。

交付金からのですね、補填があくまで交付金から補填ができない。そぐわない。そういうことであれば、それ以外の方法ではどうでしょうか。

今年度末から来年度はコロナワクチンの接種も始まりますし、その後は変わってくるものと思います。あくまでそれまでの臨時措置として、何とか手を差し伸べることはできないでしょうか。

2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 四つ目の御質問の2回目、上下水道料金を臨時交付金以外での補填の方法はどうかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、世帯数の少ない地区におきましては、それなりの負担となっていることは十分理解しております。しかしながら、臨時交付金以外での補填となりますと、考えられるのは一般財源だけであります。

1回目でも答弁しましたとおり、地区公民館は地元の方々によって管理運営されることが基本であるということから、料金を補填することは適切ではないと考えます。御理解のほど重ねてお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

中山間地ですね、世帯数の少ない地区では、例えば、公民館維持費に対する1軒当たりの負担、大体、水道、電気合わせてですね、1軒当たりがやっぱり3,000円から3,500円ぐらいなっているようなこともあって、コロナ自粛で利用も減っているので、何とか負担免除ができないかとの、こういった声が多くてですね、質問させていただいたわけですが、変わらず、あくまで地元によって管理運営することが基本のため、補填は適切ではないということで分かりました。

以上ですね、私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。3時10分から再開します。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

2番西山洋一議員。

○2番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。大変長い時間ですね、一般質問あっております。今日最後の質問となります。また、コロナ禍の中で、モニター前で傍聴されている町民の皆様方には、いつも町政に興味を持っていただきありがとうございます。

そしてまた、東日本大震災から明日で10年、そして熊本地震発生から来月で5年。今現在、コロナウイルスが、感染対策がスタートして約1年を経過して、様々な状況の中で行政に携わっていただいて、滞りなく進行をされている執行部の皆さん、職員の皆さんには敬意を表します。ありがとうございます。

それでは、益城町、地震からですね、約5年を迎え、今から復旧から復興へ向かう節目とも言えるような、5年の節目とも言えるような年においてですね、関連して、今回3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、街路事業の現在の進捗状況について。2点目は、防災行政無線の整備について。3点目は、健康ポイント事業について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、質問事項に移らせていただきます。

まず、1点目の街路事業の進捗状況についてでございます。

まず、街路事業の整備におきましては、熊本地震から5年が経過して、大きな復旧事業もほぼ終盤を迎えようとしております。これからは本格的な復興に向けた取組がスタートするわけでございますが、街路事業はその基礎とも言える大事な事業であると捉えております。

現在、土地区画整理事業等の進展により、居住地や商業地の整備は着々と進んでおります。これらの拠点形成と、これを連携する都市計画道路も、今現在計画されております4路線の整備がこれからの町の発展には不可欠であろうというふうに考えております。

そこで、一つ目の質問といたしまして、県道熊本高森線の整備と併せて、東西線、南北線、第二南北線、それと木山の横町線の用地の取得状況がどれぐらい、どの程度進んでいるのか。まず、1点目の質問としてお伺いします。

次に、2点目の質問ですが、各路線の具体的な整備についてお伺いします。

県道熊本高森線では、用地取得ができたところから、既に順次着工、そしてもう工事が進んで

いるところもあります。県道熊本高森線と横町線においては完成後のイメージも度々と紹介されておりますけども、その他の路線も整備後のイメージがまた見えてくると、地元地域の認識も深まり、それが関係者の理解を得て用地取得のスピードアップにもつながっていくのではないかと
いうふうに思います。そこで、二つ目の質問としまして、各路線の完成イメージ看板等を交差点
等に掲げて、町民の皆様にお伝えし、将来の姿をいち早く見ていただくことにより、理解を得な
がら、用地取得が進んできたところから工事に着工をしていったらいかがでしょうか。この2点
について、町長のお考えをお聞かせください。

まず、1点目、1番目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問の1点目、東西線、南北線、第二南北線、
横町線の用地取得状況はどの程度進んでいるのかについてお答えします。

益城町では、熊本地震により倒壊した家屋などがいたところで道路を塞ぎ、被災直後の避難
や救助活動、また物資の輸送などといった支援活動にも支障が生じ、同時に都市の構造が脆弱で
あるというまちづくりにおける弱点も露呈しました。さらに、この道路網の未整備は、平常時に
おきましても、朝夕における慢性的な渋滞が発生するとともに、自動車交通と歩行者が混在する
など、安全面でも課題があり、町の発展における大きな支障となっております。このため、本町
では、地震のあった平成28年12月に策定しました益城町復興計画におきまして、県道熊本高森線
を中心軸に据え、それとともに幹線道路を配置し、災害時にも適切な救助や支援活動が行えると
ともに、創造的復興という町の将来の発展に寄与する道路ネットワークの構築を位置づけたとこ
ろであります。

さて、議員御質問の街路事業につきましては、平成30年7月に都市計画決定をし、平成30年10
月に事業認可を受け、これまでに測量・設計や建物調査などを重点的に着手してきたところで
す。用地買収状況でございますが、益城東西線木山地区での用地契約状況は、2月末現在、契約者ベ
ースで約35%、第二南北線は約20%、横町線は約50%、南北線と益城東西線広安地区では、現在、
用地などの測量を行っているところです。さらに、県道熊本高森線は1月末現在、契約者ベース
で約85%となっております。

これらの街路整備は、災害に強いまちづくりとともに、町の創造的復興という将来の発展に欠
かせないものですので、今後も、地権者の方々に丁寧な説明を行い、用地買収を行うとともに、
工事を鋭意進めてまいります。

一つ目の御質問の2点目、道路網の整備はこれからの元気なまちづくりに大きく影響するもの
と思うことから、用地買収が済んだところから早く工事に着手して、町の発展につなげてほしい
と思っておりますが、町長の考えを聞かせていただきたいについてお答えします。

今回の街路事業にかかわらず、事業の目的やその効果、さらにはその完成後のイメージなどを
町民の方々にしっかりとお示しすることは大変重要なことと認識しております。

また、用地の御協力をいただいた区間から順次工事を進め、イメージを具体化するとともに、
その効果を少しでも早く発揮することも、議員のおっしゃるとおり、元気なまちづくりに大きく

影響すると思っております。

このため、熊本県において、県道熊本高森線は完成後のイメージ図を作成するとともに、多くの箇所において工事を発注し、歩道の一部は供用開始も行われており、その進捗も確認できる状況です。

一方、町では横町線などにおきまして用地交渉を進めますとともに、現在、横町線の木山橋撤去工事と東西線や第二南北線の一部区間で工事を発注したところです。今後も用地につきまして、御協力が得られた区間から順次工事を発注し、整備を進めますとともに、地権者をはじめとする町民の方々に、機会を捉えて事業の目的や効果などを丁寧に説明し、その後、その完成イメージにつきましても、議員の御質問にある完成イメージ看板も含めた様々な手法を町民にお示しするなどして、事業に対する御理解と御協力を得てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 1回目の答弁ありがとうございました。

今の答弁の中にもありましたように、非常に重要な事業であると、早く完成を目指すというような答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ただ、答弁の中にもありましたように、慢性的な渋滞、もしくは歩行者と自動車が混在するというような危険な箇所も相当ございます。その辺からしますと、今後の取組の考え方について伺いしたいと思います。町民アンケートにおきましても、今後の土地の利活用につきましては、道路の整備を期待すると回答された方が150%、正確には47%程度でございましたけれども、非常に多くなっております。この道路網の整備により、町内は道路やバス路線など充実した新たな公共交通ネットワークを形成するなど、町内外への交通利便性が向上することにより、益城町のにぎわいづくりや生活利便性の高い環境づくりとなって、住みやすい益城町として成長していくものではないかと思うのです。

そこで、この都市計画道路の整備による、これからの公共交通計画をどのように進めていかれようと考えておられるのか、町長のお考えをお聞かせください。

また、次に2点目の具体的な工事発注関係ですが、具体的な整備についてでございます。これは、今まで長く住み続けた土地を退かなければならないとか、非常に愛着のある土地から離れなければならぬというようなケースも出てきます。地権者の皆様や町民の皆様に、先ほど同僚議員からもありましたように、事業内容を丁寧に説明して協力を得られるよう、そしてまた得られた区分、区間から順次工事発注が進められるように、先ほど町長からの答弁にもありました完成後のイメージ等ですね、様々な手法で町民に示していくことでこれからの整備が順調に進むことを願っております。

ただ、話がちょっと変わりますが、今、東西線が計画されております広安地区の益城病院から、益城に向けての広安区間の東西線でございます、ここは安永の益城の方ですね、小学生が大体150人から200人、毎日毎朝通っております。ここは歩道のない道路を通っているという状況で、非常に、周りに保育園もできたり、通勤の道路としても利用されておまして、通行量が非常に多くなっております。たまたま私も農業をやっている、その道路脇にですね、農地があるもの

ですから、子どもたちが通学している様を見かけるんですけれども、中にはふざけてひょっこり飛び出したりする子どももおります。非常に危険性を感じております。そのようなところから、子どもたちが安心して、安全に通学できるように、先ほどできるところからと申しあげましたところですね、こういうところを早期に整備されることを希望しているものです。

この二点目の質問として、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ目の御質問の1点目の2回目にお答えします。

確かに用地につきましては、先ほど上村議員のときも答弁しましたように、やはり寄り添った用地買収というのが、やはりその土地というのは長い歴史があると思っております。そして思いがあります。地権者の方たちのそういった思いというのが、やはり一番大事な、そこにどうするかをお話をしながら、ただ、その中には未来の孫や子のためにということで、やっぱり了解をいただいていくというのが非常に大事なということで思っておりますので、しっかり丁寧に取り組んでいきたいということで思っております。

まず、街路整備を行う木山地区や広安校区では、土地区画整理事業や県道熊本高森線の4車線化などの都市計画事業も進めており、今後、町の状況が大きく変わっていくことが予想されます。また、災害公営住宅の整備や民間開発による宅地造成が行われるなど、新たな住宅エリアの形成が進んでいるところです。これらの状況に加え、にぎわいづくりにも力を入れているということであり、公共交通ネットワークの充実により、さらにはにぎわいのある利便性の高い町へ発展し、町民の誰もが安心して暮らせる環境を形成していかなければならないと考えております。このため、町内外の移動利便性を高め、復興まちづくり、町のにぎわいづくりを加速させる持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指すため、今年度、益城町地域公共交通計画の策定を進めているところです。議員御指摘の都市計画道路整備によるバス路線の充実につきましては、地域公共交通計画策定におきまして検討を重ねているところであり、町民の皆様の移動手段やにぎわいづくりなどにおいて、将来的には都市計画道路を路線とする市街地循環バスなどの公共交通が必要だと考えております。

いずれにしても、都市計画道路の整備が公共交通ネットワークの充実、さらには町の発展を見据えたにぎわいづくりにおきまして欠かせないものと認識しておりますので、整備を加速させるよう、しっかり取り組んでまいります。

一つ目の御質問の2点目の2回目、東西線が計画されている道路は交通量も多く、危険性を感じている、早期に整備されることを希望するについてお答えします。

御質問の街路事業である都市計画道路は、災害に強い幹線道路ネットワークを構築しますとともに、地域の円滑な交通と併せ、歩行者や自転車の安全な通行区間の確保をすることを目的としており、大変重要な事業であると認識をしております。議員御指摘の道路は、益城東西線の事業区域であり、その道路は歩道などが整備されていないため、本事業の中で通行空間の確保など、早期の整備の必要性を感じているところでもあります。令和3年度から新たに街路課を新設し、事業の効率化、加速化を図り、早期の都市計画道路の完成を目指してまいります。以上でございます。

す。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁、ありがとうございました。

早期の完成を目指すということで、期待しております。熊本県道高森線の進捗の関係もありますけども、ぜひ都市計画道路を早期に完成することによって、町の発展のベースとなることを願って、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2番目の質問です。防災行政無線の整備について、お伺いします。これは私、前回にも質問させていただいた項目でもございます。

今、現在の防災行政無線がデジタル化になるということで、膨大な予算を計上されております。防災行政無線につきましては、財源、手当等、幾つかの制約がある中で、命と財産を守るという観点で、町民の安全、安心のため、防災無線のデジタル化に取り組まれるということになっております。

そこで、防災無線の更新に取り組むにあたり、アナログ方式からデジタル方式への転換、整備の必要性について、どのようにお考えになられたのか、その背景をお聞かせください。

また、今回、デジタル化となることによって、具体的にどこがどのように変わるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目の質問です。

デジタル化の具体的な整備方針及び整備スケジュール等について、お伺いをいたします。

現在の防災行政無線は、防災面のみならず、日頃の行政連絡手段として様々な活用がなされております。最近では、新型コロナウイルス感染拡大防止への注意喚起が防災行政無線を通して幾度となく発せられている状況であります。この事業は、事業全体が6億円を超えるという大きな事業であり、長きにわたって利活用をしていかなければならないという事業でもあります。また、危惧された財源問題につきましては、国土強靱化ということで起債事業の見直しがされたことから、スケジュール的には余裕が出てきたものかなというふうに思っております。

そこで、これまでの課題解決と通常の行政関連の情報伝達手段としての役割強化を含め、どのような方針で整備されようとしているのかをお聞かせください。

あわせて、この事業を進めるに当たってどのような整備スケジュール策定をされているのか。また、業者選定方法や事務処理の進め方についても、併せてお答えをいただきたいと思います。以上、2番目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問の1点目、防災行政無線デジタル化の経緯と必要性及びデジタル化のメリットとデメリットについてお答えをします。

まず、防災行政無線デジタル化にかかる経緯につきましては、現在、町が運用している防災行政無線は、町民の皆様避難に関する情報など、災害情報をはじめとして様々な行政情報を届けるため、平成11年度にアナログ方式で整備を行い、平成12年度から供用を開始しております。このような中で、国の無線設備規則が平成17年12月1日に改正され、現在、現行のアナログ方式の

防災行政無線は令和4年11月30日をもって終了し、デジタル方式への移行が必要になりました。

したがって、令和4年12月1日以降も町民の皆様へ災害情報、行政情報を届けるため、防災行政無線のデジタル方式への移行を図るものです。

次に、デジタル化のメリットにつきましては、ホームページやましきメールなど、ほかの情報伝達ツールとの連動、連携が容易になることであり、一例を挙げますと、音声による放送内容が文字としてホームページ上に掲載できることや、メール配信も可能になります。また、画像やデータも伝送可能となるため、河川カメラの画像や雨量データも受信できるようになります。

なお、デメリットとして考えることとして、電波が直線的に届くため、高い建物などにより遮断されることもあり、中継局や再送信子局の設置が必要になる場合がございます。

二つ目の御質問の2点目、防災行政無線デジタル化にかかる整備方針及び整備スケジュール、並びに施工業者選定方法についてお答えします。

まず、防災行政無線デジタル化にかかる整備方針につきましては、屋外拡声子局と戸別受信機を組み合わせ、戸別受信機を福祉施設や行政区嘱託員宅などに設置し、加えてホームページなど、町の情報伝達ツールと連携させることで、より多くの町民の皆様へ情報を伝達しようと考えております。また、大雨時における災害対策をより効果的なものとするため、河川監視カメラや雨量計の設置も予定しております。

次に、整備スケジュールについてですが、まず、本事業にかかる施工期間を令和3年度から令和5年度までの3年間と見込んでおりますので、令和3年度当初予算の計上に合わせまして、令和4年度から令和5年度におきまして、債務負担行為を設定しております。

なお、防災行政無線の親局につきましては、暫定的に仮設庁舎において整備した後、新庁舎竣工後に移設することとしております。

次に、施工業者の選定方法につきましては、公募型プロポーザル方式を採用しております。

なお、施工業者選定委員会の委員につきましては、無線設備のデジタル化に関して高度な専門性が必要でありますことから、無線関係の見識に秀でた学識経験者3名を委員として委嘱しております。

一方、無線整備については、放送を聞く側、情報を得る側として、町民の皆様の御意見が非常に大切であるため、町民代表として2名の方を委嘱しており、町職員2名と合わせ、7名で選定委員会を構成しております。この選定委員会におきまして、受注候補者及び次席者を選定していただき、報告を受けた上で施工業者を決定します。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁、ありがとうございました。

防災行政無線のデジタル化への移行については、時代の変遷に伴い必要不可欠であることは理解できました。転換することによりまして伝達手段が多岐にわたり、様々な情報を届けられるということは、非常に喜ばしいことだと思います。

ただ、これらの伝達手段はインターネットを介した情報伝達手段がメインとなっていることから、パソコンやスマホを利用する人には非常に便利だと思います。そしてまた記録も残るとい

ことで、非常に有効であると思います。

ただ、スマホやパソコンを利用しない、そして耳の遠い高齢者等につきましては、どうしてもまだまだ拡声器に頼る部分というのが避けられないというふうに思います。

ただ、熊本地震の後、家屋が倒壊して、新たに家を建てられたりした場合には、今の家は非常に気密性が高うございまして、音がなかなか、外部の音が家の中に聞こえづらいというようなマイナスのメリットですね、デメリットもあると思います。そのようなことから、これから豪雨時やもしくは風向き、風が強いとき等については、拡声器の音声が聞き取りづらかったり緊急時に有効性が発揮できないというようなことも考えられます。そのようなことでは意味がありませんので、デジタル化が悪いということでございせんけども、今後、このデジタル化の行政防災無線を運用していく中で、適切な対応をお願いしたいというふうにお願ひします。これは、答弁は要りません。

次に、2点目の質問の具体的な整備方針と業者選定方法についてお伺いをいたしました。

施工業者の選定方法については、公募型プロポーザル方式を採用されるということで、これは私も大いに賛成するものです。防災行政無線は防災面のみならず、日頃の行政連絡手段として様々な活用がなされ、長期的な運用となることから、今後のメンテナンスや互換性を十分考慮される必要があると思います。

そこで、2回目の質問になりますが、専門家や有識者で構成される選定委員会の報告を受けて施工業者を決定されるということですが、先ほども言いましたように、高額な事業費を伴うものでもございますので、ぜひその後のランニングコストも含めた長期的な視野に立って、整備方針を考えておられると思いますけども、その点について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の2点目の2回目、防災行政無線デジタル化に係る施工業者選定方法についてお答えをします。

施工業者の選定方法につきましては、実施設計に基づく一般競争入札による価格の比較だけではなく、災害時を含めた安定的な運用や保守点検業務など、期待した結果が得られない場合も生じてしまうおそれも考慮しまして、公募型プロポーザル方式を採用しております。

この公募型プロポーザル方式により公募参加業者から御提案いただく企画内容を基に、本町の地域特性や運用方針に照らして最適と思われるデジタル方式での整備を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁、ありがとうございました。ぜひ、将来を見据えて柔軟性のあるシステムを導入していただいて、今後運用がうまくできるようにですね、していただきたいと思ひます。

それでは、最後の三つ目の質問に移らせていただきます。

健康づくり応援ポイント事業について、2点伺わせていただきます。

健康づくり応援ポイント事業は、本年度、昨年4月からスタートして約1年がたとうとしております。この健康づくり応援ポイント事業は、町民の皆さんの健康づくりの施策としてスタートしたわけですが、町民の皆さんが健康で生き生きと暮らすために、自ら健康増進のために日々努力をするということで、結果として健康寿命が延びるということが求められているものと思います。そこで、このポイント事業への現在の参加者及び事業実施団体の登録状況、さらにポイントをためて頂ける商品券の取扱事業者の登録状況をお聞かせください。

2点目の質問としまして、これから先、利用者、登録事業者拡大の今後の取組について伺います。

健康づくり応援ポイント事業は、単に町民の皆さんの健康増進のみにとどまらず、人が町にあふれてにぎわいを創造する手段とすることで、町の地域経済の活性化にもつながるもので、この事業を積極的に推進していくことで、これからの高齢化社会の対応にも大きく影響を与え、元気なまちづくりに必要な事業であるというふうに考えております。そこで、この健康づくり応援ポイント事業の利用者、登録事業者を今後増やしていくために、どのような取組をされているのか、お伺いをいたします。

一応、ポイント事業の現在の状況、それから今後の取組について、お答えをいただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 三つ目の御質問の1点目、健康ポイント事業の取組状況についてお答えをします。

この事業は、日々の運動、健診の受診、健康教室やイベントへの参加、また町が認定した実践団体への参加などをまじき健康づくり応援ポイントカードに記入し、健康ポイントをため、目標500ポイントの達成者には参加賞との交換、また、抽せんで100名に町内で使用できる商品券が当たるなど、町民の皆様楽しんでいただきながら健康づくりの習慣化を図っていく事業です。事業への参加者につきましては966名で、主に60代から70代の方に多く参加をいただきました。

また、実践団体への登録状況につきましては、現時点で40団体に登録いただき、老人会、地域サロン、住民主体で実施している健康づくり教室、ビーチボールバレー愛好会など、様々な団体が責任者の御協力の下、実践団体によるポイント事業を実施することができました。アンケートでは、体を動かすようになった、動機が生まれてよかった、励みになり楽しみが増えた、朝夕の散歩は以前より続けていたけどポイントが楽しみ、目標を持って楽しんで健康づくりができていますと、97%の方が来年も取り組みたいと回答をされております。

三つ目の御質問の2点目、利用者、事業者拡大への今後の取組についてお答えします。

今年度は、健康づくり応援ポイントカードのみでの実施だったため、若い世代の取組が少なかったことから、来年度より、若い世代の方が取り組みやすいよう、14市町村から成る熊本連携中枢都市圏として熊本市が使用しているスマートフォンを利用した健康アプリに参加することとしております。このアプリは、歩数、健診、健康イベントなどでポイントをためるといった、現在の紙媒体と同じように健康づくりを見える化できるアプリとなっております。今後は、現在の健

康づくり応援ポイントカードとアプリを併用し、利用者拡大に努め、また実践団体につきましても引き続き広く周知し、参加団体の拡大を図ってまいります。商品券の取扱事業者につきましても、20団体の事業所から登録いただいておりますが、今後もさらに多くの事業者に参加いただけるよう商工会と連携しながら広く周知し、地域商店街の活性化に寄与するよう努めてまいります。また、町で行っている電子地域ポイントの活用も検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 答弁、ありがとうございました。

非常に、まだスタートして1年もたっていないという事業の中で、現在の事業参加者は966名、ただ、60代、70代の高齢者がほとんどであるという回答でありました。町民の皆さんの健康づくりの施策として、参加者の輪を広げ継続して取り組んでいくために、いろんな施策を検討されて取り組もうとされているところは非常に、伺いました。

日々の運動やイベントへの参加で500ポイントをためると参加賞、そして別に抽せんで100人に町で使える商品券が当たるという制度になっております。ただ、この500ポイントというのは、大体1回の参加で20ポイントが付与されます。すると、毎日運動されている方は1か月もたないうちに500ポイントはたまってしまふ。1か月たったらやめるかと、そういう人はいないかと思えますけれども、やはり年間を通じて、この健康づくりに取り組まれる方々に夢と希望を与えるという意味合いも含めてですね、年間総合ポイントの目標を設定して、何らかの取組をすとか、もしくは健康診断の数値の改善、血圧をどれだけ下げる、体重を何キロ下げるとかですね、そういう目標値を設定することで、それに向けて自らが健康増進のために日々努力するという目標値を設定して、継続する楽しみと達成したときの喜びというところをですね、増進するような施策を考えてみてはいかがでしょうか。

その点について、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 三つ目の御質問の2回目、自らが健康増進のために日々努力する目標値を設定することによる、継続する楽しみと達成感を増進する施策についてお答えします。

目標値の設定につきましては、自分自身で健康づくりに取り組むきっかけとして、健康づくり応援ポイントカード内に食事や運動習慣などの健康目標を立て、3か月後に自己評価をいただいております。例えば、週に5日から6日で6,000歩のウォーキングを行うことを達成した方や、健診を受診して値が悪かったので運動と食事に気をつけることを設定し、半年後数値が下がって目標が達成できた方など、自分自身に合った目標を立て、ポイントを獲得をされております。目標を立てられた方の70%は達成でき、目標を持って楽しんで健康づくりができている、自分で計画を立ててすることは体によいと思うといった御意見をいただいております。

今後は、ポイント数に応じた商品の提供など、目標を達成された際により喜んでいただけるような施策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） ありがとうございます。

非常に前向きに取り組んでいただく答弁をいただきまして、お答えいただきまして、期待しております。

この制度は町民自身が健康になることで、そして健康を維持していくことで、一番、本人が喜ぶべきことであるというふうに思いますし、長期的に見れば、健康寿命が延び、病気が減少するというようなことで、町の手出しでもある社会保障費が減少しているなど、非常に、長期的に見れば有効な取組ではないかというふうに思っております。オールましきで元気なまちづくりに取り組んで、ちょっと飛躍しますけども、健康寿命日本一の町を目指すとかですね、町としてもオールましきで取り組んでいくようなことも、事業展開の目標として掲げてやってみたらどうかということをお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時51分

3 月 11 日（木曜日）

令和3年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年3月8日午前10時00分招集
2. 令和3年3月11日午前10時00分開議
3. 令和3年3月11日午後2時23分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 17番 坂田みはる議員
8番 甲斐康之議員
9番 榮 正敏議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮 正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 12番 宮崎金次君 | 13番 坂本 貢君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 11番 野田祐士君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 町 長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 河野秀明君 |
| 危機管理監 | 今石佳太君 | 土木審議監 | 持田 浩君 |
| 会計管理者 | 木下宗徳君 | 総務課長 | 河内正明君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 住民保険課長 | 富永清徳君 |
| 福祉課長 | 塘田 仁君 | 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 |
| 健康づくり推進課長 | 松永 昇君 | 学校教育課長 | 金原雅紀君 |

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、11番野田議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、昨日に引続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に坂田みはる議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、坂田みはる議員の質問を許します。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） 皆様おはようございます。17番坂田みはるでございます。3月定例会におきまして一般質問者8名ということで、昨日5名の同僚議員の皆様が質問を終えられました。残り3名の本日トップバッターとして質問の機会を与您にいただきまして、大変ありがとうございます。

さて、子育てをしながら仕事を持つ女性の代表としてこの議会へと送っていただきました私も、今では在宅介護と仕事の両立をしている日々。年月はまばたきをしている間に早く過ぎ去っているように感じております。10年、5年、本当に過ぎてしまいました。

皆様御承知のとおり、本日、14時46分に発生しました東日本大震災から10年です。大規模な地震災害、大津波や火災等により、震災関連死を含みますと2万2,000人余りの方々がお亡くなりになられ、行方不明者もおられます。

そして、4月14日、益城町においても町民の皆様のかげがえのない尊い命、財産を奪い取っていった熊本地震から5年を迎えようとしております。改めて震災でお亡くなりになられました皆様に対し、心から哀悼の意を捧げますとともに、御遺族並びに被災をされました全ての皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

今、町内を見渡しますと、あの瓦礫の山、そしてブルーシートの町並みから一転、新たな町並みへと姿を変え、復旧から復興への道のりを確実に進んでいるということは、その益城町だということは、どなたの目にもはっきりと見え、お感じになられていることだと思います。そこには町民の皆様のご安全・安心の暮らしを担保するために日々御努力をいただく西村町長をはじめ、町職員の皆様のごたゆまぬ御努力によるものと心から感謝をいたしております。

そこで今回は、熊本地震5年を迎えての町の取組についてから2点と、これからの益城町を託すことになる子どもたちの教育、ICTを活用した教育についてから3点お伺いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問席へと移らせていただきます。

それではまず、熊本地震から5年を迎えての取組について、2点お尋ねをいたします。

震災直後、町内全域で家屋に被害を受け、損壊家屋の解体、瓦礫処理、そして仮設住宅の整備と一步一步進んできた中、町民の皆様もその困難な状況から必死に立ち直り、再建に取り組んでこられました。7,700名ほどいらっしゃいました仮設住宅、また、みなし住宅に住んでおられました方々は、現在300名程度となられたと伺っております。この方々は、土地区画整理事業等の公共工事の完成を待っておられる方で、一日も早い完成を待ち望んでおられます。関係者の皆様方の御尽力を心からお願いするところでございます。

さて、5年という一区切りを迎えたこととなりますが、歴史上類を見ない震度7を2回も経験した自治体として、地震の悲惨さ、再建に向けた取組など、震災の詳細な記録を歴史につないでいかなければなりません。これまで町では、1年目、2年目には追悼式が行われましたが、それ以降は交流情報センターにて献花台が設置されただけでした。5年を迎えた今年、追悼式の開催、献花台の設置等はどのようにされるのか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

次に、追悼事業、継承事業等の取組について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

追悼式の開催や献花台の設置のほかにも、この区切りの年に熊本地震を風化させることのないよう、正しく歴史にとどめ、今後も発生するであろう風水害、地震災害等への備えとして追悼事業、継承事業に取り組み、益城町にとどまらず、全国の自治体の範となることを望むものでございます。

町では、これまで自治体、団体、民間企業と災害連携協定を締結してこられました。震災時、様々な面で困窮したことから、国や全国の自治体、民間団体、ボランティアなどのたくさんの皆様から応援をいただき、困難な状況を乗り越えてこられました。いざというときに様々な行政機関、団体等と連携協定を結ぶことでよりよい対応ができると思えます。この5年を迎えるという機会に、改めて連携についても考えてみてはいかがでしょうか。

また、熊本地震の記憶を継承する重要性は誰もが認めるものであり、子どもたちへの継承を含め、何らかの事業、取組を実施して見てはいかがでしょうか。益城町が受けた非情な出来事、それに立ち向かった町民の姿、復旧、復興を成し遂げつつある町の姿、町の発展を見つめた取組などをぜひこの機会に一連の関連事業として取り組まれてはいかがでしょうかと思えますが、町長のお考えをお聞かせください。

まず1点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和3年第1回益城町議会定例会も4日目を迎えております。東日本大震災から本日3月11日で10年を迎えますことから、本日午後2時46分に黙禱を行いますので、どうぞよろしく申し上げます。

本日は一般質問ということで、3名の議員の皆様のお質問をいただいております。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、17番坂田議員の熊本地震5年を迎えての町の取組についての質問にお答えさせていただきます。

御質問の1点目、追悼式、献花台などの開催、設置はどのように進められているかについてお答えをします。

熊本地震からはや5年の歳月が過ぎようとしております。これまで、地震から100日の際に慰霊祭、1、2年目に追悼式、3、4年目には献花台設置を実施してきました。5年という一つの大きな節目を迎え、今年は4月11日日曜日の10時30分から文化会館で追悼式の開催を予定しております。新型コロナウイルス感染予防のため、出席者は最小限とし、県知事、自衛隊、警察、消防、医師会、町議会など、各関係機関におきましては代表者のみ出席をお願いするところです。本来ならば熊本地震の際に御尽力いただきました議員の皆様には全員御出席いただかなければならないところですが、感染予防のため、御理解いただきたいと存じます。

次に、献花台につきましては、昨年同様、交流情報センター玄関付近に4月14日から4月16日まで設置します。新型コロナウイルス感染予防のため、入り口にアルコール消毒液を設置し、職員を配置した上で間隔を空けて並んでいただきます。今回は式典は執り行いませんので、議員の皆様におかれましては、時間の許すときに献花いただければと思います。

なお、追悼式につきましては、御遺族の方をはじめ出席者には案内状を発送し、献花台につきましては広報まじき4月号と町のホームページで周知を図ってまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、追悼事業、継承事業などの取組はどうされるのかについてお答えします。

熊本地震発災から5年を迎え、改めて思い返しますと、町民お一人お一人の生活再建支援のために全身全霊をかけた5年間でありました。その中で、犠牲者の方々への追悼や震災での経験、復興に向けての取組、そして、これまでの町内外からの多大な支援に対する感謝の気持ちを広く伝えていきたいという思いを強くいたしました。

それらの思いを「震度7×2からの復興～未来へつなぐ想い～」というテーマに託し、「追悼」「継承」「復興」の三つを柱として、平成28年熊本地震5年関連事業を行ってまいります。

初めに、「追悼」につきましては、熊本地震の犠牲者への哀悼の意を捧げる追悼式をはじめ、熊本地震を踏まえた防災への思いを町内外にメッセージとして発信してまいりたいと考えております。

次に、「継承」につきましては、熊本地震の経験及び教訓を風化させず、次の世代につなげていくことが重要であると考えております。これまでの全国からの支援に対する感謝の意として、町民の町外被災地への支援活動を応援するためのボランティア基金「益城7×2つなぐ基金」の創設を今議会に提案させていただいております。

最後に、「復興」につきましては、熊本地震からの復興状況を町内外に積極的に発信するとともに、復興に向けたまちづくり、にぎわいづくりを進めるため、様々な分野の先駆的企業・団体との連携をはじめとした取組を行ってまいりたいと考えております。

以上の3分野の取組を通して、熊本地震で犠牲となられた方々を追悼しますとともに、震災の

経験や教訓、創造的復興に向かう姿を町内外及び将来の世代に強く発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 町長、1回目の御答弁、誠にありがとうございました。来る4月11日、文化会館での追悼式開催予定とのことで、心から安心いたしました。2017年4月15日、1年目の追悼式での御遺族の御挨拶の言葉に、「決して離れずに暮らせると信じて疑いませんでした」と、お嬢さんを失ったお母様の深い悲しみの思いがこもった言葉で御挨拶されました。同じ母親として、今思い出しても深く胸が痛みます。その癒えることのない悲しみと共に歩み続けてこられた御遺族に少しでも寄り添えるとすれば、追悼式の開催には大きな意味があると思います。

その意味ある追悼式について、2回目の質問をいたします。

出席者は、新型コロナウイルス感染予防のため、県知事以下最小限とのことでしたが、出席者の各関係機関とはどこまで入れられる予定なのか。また、出席者全体の数としてはどれぐらいになれるのかも伺いたしたいと思います。

このほか、追悼事業、継承事業について、御答弁いただきました防災への思いを町内外へメッセージとして発信していかれる、その具体的な方法についても伺いたしたいと思います。

さらに、「7×2つなぐ基金」の原資はふるさと納税を充てるとお聞きをしておりましたが、それでよろしいでしょうか。

最後に、まちづくり、にぎわいづくりを進めるための様々な分野の先駆的企業・団体との連携をはじめとした取組とは、具体的にどのような取組になるのかをお伺いたしたいと思います。

以上、1問目、2回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ目の御質問の2回目、追悼式に出席予定の各関係機関と出席者全体の数はどれぐらいになるのかについてお答えします。

各関係機関などは、1回目で答弁で申しあげました以外に、県議会議員、熊本県町村会、日赤熊本県支部、県看護協会、区長会、民生・児童委員、仮設住宅自治会、婦人会、老人クラブ及び商工会で、代表者の出席をお願いする予定としております。

出席者全体の数につきましては、御遺族の参加人数で変動がありますが、100名程度を想定しております。

次に、追悼事業、継承事業などの具体的な取組についてお答えします。

初めに、追悼につきましては、防災への思いを町内外に発信するため、主な取組として、「安全・安心まちづくり宣言」を発信したいと考えております。この宣言は、本町が災害で得た多くの教訓を風化させることなく、永く後世に継承しますとともに、災害に強い町、安全・安心な町を目指すものとし、議会との共同で4月の追悼式にて宣言させていただければと考えております。

次に、継承につきましては、本議会で上程しております「益城町7×2つなぐ基金」創設の原資は、議員お尋ねのとおり、ふるさと納税から1,000万円を予定しております。本基金は、全国でも先駆的な取組となる町民の被災地への支援活動を支援する制度となります。これにより、これ

まで全国から支援を受けたことに対する恩返しと全国に支援の輪を広げる取組になると考えております。

また、熊本地震の経験及び教訓を風化させず、次の世代につなげていくため、被災自治体トップセミナーを実施したいと考えております。本セミナーは、減災・復興の権威である講師を兵庫県立大学から招くとともに、阪神・淡路大震災、東日本大震災、北海道胆振東部地震の被災自治体から首長をお招きし、被災地における震災の教訓と復興への歩みを全国に発信してまいります。

最後に、復興につきましては、熊本地震からの復旧復興状況と、にぎわいづくりを進める本町の姿を町内外に積極的に発信するため、まち歩き・復興マルシェを開催したいと考えております。本事業は、区画整理や県道熊本高森線の4車線化の状況を町歩きの中で歩いて見ていただくとともに、復興マルシェで本町の農産品や特産品、飲食物を食していただくことで、本町の復興状況を様々な角度から感じていただく取組として、横町線沿いのコワーキングスペースなどのオープンに併せて開催したいと考えております。

また、復興に向けたまちづくり、にぎわいづくりを加速させるため、今月下旬に、観光、物産振興などを主な目的とした企業との連携協定の締結を予定しております。

以上3分野の取組を通じて、熊本地震発災から5年を迎える本町の姿を町内外に広く発信してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 町長、2回目の御答弁、大変詳しくいただきありがとうございました。

特に、「7×2つなぐ基金」、これがふるさと納税、益城町を思って多くの皆様が寄せてくださった思いが今度は全国の皆様へと波及されていくもとなるということをお伺いしましたときに、やはり人は心でつながっていく、そうすると、必ずきちっとした思いが届けられて、その成果が出てくるということを感じる、すばらしいものになるのではないかなという思いをして聞いておりました。

そして、追悼式の件でございますけれども、防災への思いを町内外に発信されるということで、益城町の安全・安心まちづくり宣言に立ち会えないというのはちょっと残念な思いがいたしますけれども、この思いも一緒に、今回、献花をさせていただくことで哀悼の意を捧げることにしたいと思っております。

次に、通告しておりましたICTを活用した教育の進捗状況を3点ほどお伺いいたします。

小中学校の全ての児童、生徒たちへの1人1台のタブレットの整備については、財政的にも多額の予算が必要となったわけですが、町の将来を担う子どもたちへの投資として、町長は重い決断をなさってICT教育を進められることになりましたことに敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

さて、昨年のうちに全ての子どもたちにタブレットが行き渡ったとお聞きしたのですが、授業等でどのように活用がなされているのでしょうか。先行して導入していた一部の自治体では、昨年の新型コロナウイルスによる学校閉鎖期間中のタブレットの活用状況の情報を見ますと、生徒の生活、健康状態などの確認程度にしか利用されることがなかったという情報も漏れ聞こえてお

りました。せっかく多額の財源を投入したわけで、さらに今後も毎年運用のために、あるいはタブレットの更新時にも多額の財源を必要とすることになります。しっかりと教育に生かしていただき、子どもたちの学習意欲が高まるようになってほしいと願っています。

教育関係者からは、教科書の役割を持つものとしてデジタル教科書の普及を進めるべきだとか、ノートの代わり、また、ボールペン代わりとして文房具の役割を担うもので、これを使いこなすようにしなければならないといった様々な意見がある一方、デジタルのみでは学力低下を招くことから、紙の教科書は絶対に必要であるといった様々な意見も出されているそうでございます。タブレットがどのように授業に生かされ、子どもたちの学校や家庭での勉強にしっかりと生かされているのでしょうか。教育現場での取組状況、活用状況について伺います。

次に、ICT教育の推進に当たっての先生側の研修等の状況とフォロー体制について伺います。

さきの議会でも同僚議員から支援体制の質問があっておりましたが、ICT支援員の配置や各学校ごとの情報リーダーの設置、全教職員に向けての基本的な研修、応用研修の実施、校内での研修の実施、また、好事例の情報交換などを予定しているということでした。タブレットを活用した教育がスタートしたところであり、研修やフォロー体制はしっかりと実施、構築がなされているのでしょうか。また、国の新型コロナウイルス感染関連補正予算においても、文部科学省の補助金が研修に活用できること、さらに自己研さん用に必要な図書の購入などにも活用が認められていると伺っております。

さらに、この補助金は学校等での感染防止のため、消毒液や体温計の購入にも活用できるそうですが、これは新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金で用意することも可能ではないかと思うもので、文部科学省の補助金は教育面に特化したものに活用してはいかがでしょうか。

教える側は自信を持って教育に携わってもらい、これまでにない教育の充実が図られているといった姿を期待するもので、そのためにもしっかりとフォロー体制を整えられ、研修も充実していることを望むものです。研修やフォロー体制の面でどのように整えられておられるのか。そして、その結果、教育現場はどのように変化をしているのかを伺います。

最後に、児童、生徒や保護者の皆様からの意見など、どのように受け止められておられるのかも伺いたいと思います。

タブレットを活用した教育の実践は始まったばかりであり、保護者からの評価まではまだお聞きいただいていないかもしれませんが、現時点で児童、生徒の授業中の学習態度の変化や手応えはいかがでしょうか。先生方の活用次第かもしれませんが、中にはこのタブレットを活発に活用しての授業を行っておられる先生もおられると伺っております。このような先生の授業では、生徒たちもきっと目を輝かせ、活発な授業となっていることでしょう。全ての小学校、中学校でこのような授業が活発に行われることを期待しています。

また、保護者の皆様も新型コロナウイルスの感染症がなかなか収束に向かわない状況にあって、また、いつ以前のように休校となり、子どもたちが家庭での勉強をせざるを得ないような状況になるのではないかと不安と相まって、在宅での勉強となった場合、どのような教育内容での取組がなされるのかと期待と不安を持っておられるのではないのでしょうか。

現在の学習の様子について、保護者の皆様はお子さんから聞いたり、学校からの便りなどで状況を少しは把握をされていると思いますが、どのような声が届いているのか、児童、生徒、保護者の意見などがありましたら、ぜひともお聞かせをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 17番坂田議員の二つ目の御質問の1点目、タブレットを活用した教育への現在の取組状況についてお答えいたします。

本町では、昨年12月に小中学生にタブレットを1人1台、計3,600台を整備したところでありまして、教育面からの魅力あるまちづくりに寄与できるように、現在、取組を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、授業支援アプリを使った授業中の子どもたちの意見の集約や個々のそれぞれの考えをお互いに紹介し合う、あるいは、タブレットを使った授業や家庭へ持ち帰っての学習、また、学習支援アプリを活用したドリル学習、さらには遠隔テレビ会議アプリを使った授業の実施や学校行事への活用など、現在、町内の小中学校ではその活用の幅が大きく広がっておりつあるところであります。

次に、御質問の2点目、先生方の研修等の実施状況と推進フォロー体制についてお答えいたします。

先生方の研修につきましては、議員も申されたとおり、タブレットの導入に先駆けまして、昨年11月から基本研修、応用研修等実施してきておりまして、日々の授業での活用実践が確実に進んできておるところでございます。若い先生方は既に日々の授業にどんどん活用いただいております。また、初めは戸惑いの見られましたベテランの先生方も、教育委員会から派遣されますタブレット端末専門のICT支援員による授業支援を受けながら、次第に自信を持って授業での活用を進めていただいているところです。

今後ともしっかりとサポート体制の下、小中学校でのタブレット活用が定着していきますよう努めてまいります。

最後に、御質問の3点目、タブレット活用について児童・生徒、保護者からの意見等についてお答えいたします。

12月にタブレットの小中学生への配付が完了いたしましたところですが、現在、試行的な家庭への持ち帰り、そういう期間を経まして、徐々に日常的な家庭への持ち帰りが実施されているところであります。

2月時点での保護者からの意見を少々紹介いたしますと、次のような意見が寄せられております。「子どもは親よりはるかに速いスピードでタブレットを使いこなしている」「タブレットを当たり前のように使いこなす我が子の姿を見て、時代は変わっていることを実感する」。また、「家で課題を必死で作成して、ロイロノートでの夜の9時までに課題を提出する子どもの姿を見て、学習意欲にも効果があるんだと感じている」など、肯定的な意見がある一方で、「タブレットを持つことでインターネットにどこでもつながる環境になり、子どものことが心配だ」とい

う御意見もいただいております。

本町では、タブレット導入時におきまして、全家庭へ保護者向けの活用リーフレットを配付し、学習方法の変化や適切なタブレット利用についてのお知らせをしているところであります。あわせて文部科学省が作成したインターネット動画による各家庭でのルール作りの重要性の啓発、保護者も含めた情報モラル教育の充実にも取り組んでおります。また、有害サイトから子どもたちを守るために、iフィルターというものを全タブレットに導入しております。使用時間も学年に応じて午前6時から午後10時までと制限をかけているところでございます。

教育委員会としましては、今後とも各学校のタブレット活用状況の情報を収集しまして、指導改善を図りますとともに、子どもたち自身が与えられたICT環境の中で積極的に学習活動に取り組み、健全に成長していけるように支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 教育長、詳しい御答弁をいただきましてありがとうございました。ドリル学習など、活用の場がかなり広がり、子どもたちが意欲的に学んでいる姿が見える御答弁をいただき、本当にありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

このICTを活用した教育においては、学習支援などのアプリがあるとのことでしたけれども、そのアプリの種類と必要数についてどのようにお考えになられ、御利用されているかについてお伺いしたいと思います。

そしてまた、授業のやり方、課題の出し方などの変化については、小学校5校、中学校2校、それぞれ足並みがそろって行われていくのか、また、タブレットの持ち帰り状況というのは現在のどの程度なのかについてもお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 17番坂田議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、学習支援のアプリの種類、必要数等についてお答えいたします。

GIGAスクール構想の実現に向けまして、1人1台のタブレット端末の整備が全国的に進む中で、多様な教科のアプリが現在開発されているところであります。益城町では、その中でもアプリの種類を絞りまして、同じアプリを繰り返し利用することで児童・生徒がタブレットに早く慣れるように重点的に整備したところであります。

主に現在3種類のアプリを導入しております。一つ目はロイノートと申しまして、これは子どもたちの意見や課題提出、あるいは先生からの課題を全ての子どもに一斉に送る等々、そのような形で、これは家庭に帰ってから保護者の意見等々も担任に送ったりすることもできる、そのような課題を提出したり、あるいは課題を提示したりするアプリがまず一つ目であります。

二つ目にドリルパーク。これは、授業時間で一応学習が終わった後に、自分でできるようになったかどうかをやるものであります。もちろん帰ってからどんどん今日学んだことを自主的にやる、そういうドリルをどんどんできるようなアプリであります。これが二つ目です。これはかなり学習の復習、個々に応じた、自分自身がどこまでできたかというのを到達を測るためには非

常に有効なアプリであると考えます。

三つ目にズーム。これは、最近非常に多くなってきておりますけど、いわゆる遠隔授業、あるいは学校行事の遠隔中継、これは体育館に集まらなくても教室や、あるいはそれぞれのタブレットにお話がそこに出てくるようなものであります。会議等々、保護者懇談会等にも使ったりすることができる。遠隔授業や学校行事あるいは保護者会の懇談等々にも活用しておるところであります。

以上、三つを中心に、現在、タブレットの活用を行っているところでもありますけれども、その他、無料で使える教育アプリ等々もたくさんあるということは認識しておるところですので、これにつきましては各学校と相談しまして、また、ICT支援員もおりますので、そこで何が今後、無料の中でも使えるかということについては、令和3年度に向けましてさらに検討してまいりたいというふうに思います。

それから2点目の御質問ですけれども、授業のやり方、あるいはタブレット持ち帰りとかいうふうなところでどういう変化があったかということも含めて少々申し上げますと、授業においては、先ほど申しました学習支援アプリやインターネットの検索等を通して、自分やグループの考えを整理したり、工夫して発表したりする機会が増えまして、自分の考えをほかの人と比較することにより、より深い学びが実現されております。

また、ドリル学習では、先ほど申しましたドリルパーク、自動採点機能もありまして、そういうふうな自分の進捗状況、あるいは漢字等々の書き順とかを書き入れますと、もし書き順等が間違っていたらもう一度やり直してくださいと、どこが間違ってますというふうに自動採点機能等もありますので、その辺のところも最大限に活用しまして、子どもたちの力を身につけていくような形にしているところでもあります。

また、持ち帰りにつきましては、これにつきましては各学校の取組状況で違いますけれども、先ほど申しましたように、12月には全ての学校で持ち帰りの試行をしておりますと、その後につきましてはそれぞれの学校で子どもたちの慣れの状態、学年に応じてまた違いますので、それぞれ、先ほど申しましたように、ドリルパークとか、あるいは保護者と一緒に見てもらおうとか、そういうことも含めてですね、子どもたちだけではなくて、例えば1年間何をしてきたかとかいうものがその中にある、そういうふうなアプリといいますか、写真等々も現在取り入れている学年では1回持って帰って、保護者で見て、その感想を保護者からいただいて、その感想を今度は先ほど申しましたようなアプリで今度は担任の先生に送るとか、そういうふうに活用をしているところです。

何しろ使い方は、先ほど議員もおっしゃられたように、これからまだまだ広がっていくと思いますので、子どもたちや保護者のその付託に応えまして、精いっぱいまた取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員。

○17番（坂田みはる君） 2回目の御答弁ありがとうございました。3種類のロイロノートやドリルパーク、ズームといった、そういったアプリを何回も何回もチェックすることで子どもたち

がしっかりと身につけていくという御指導をいただいているということをお聞きしました。児童・生徒、そして保護者の皆さんにとってもタブレットが大変身近なものとなりまして、新たな教育環境がそれぞれの御家庭で共有できるようになったということは、これまで以上に学習意欲を向上させていくのではないかなとお聞きしておりました。本当に心から期待いたしております。

何と言いましても、益城町の未来を託すその子どもたちのためでございます。今できるよりよい学習環境をつくり出していくことが震災にも負けなかった頑張る益城っ子を育てることになると心から私も信じ、今回の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時55分から再開します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8番甲斐康之議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは。8番、日本共産党の甲斐康之でございます。また、本庁ロビーでテレビのモニターを傍聴されている皆さん、こんにちは。日頃から町政に関心を持っておられることに感謝申し上げます。私の自宅付近の秋津川の土手に菜の花が咲き誇り、春を感じるようになりました。今日もぼかぼか陽気で外で遊びたいような気分ではありますが、しっかり頑張ってまいります。

今日は東日本大震災から10年となる節目の日であります。震災で犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大で生活様式が変わり、困窮する方が多くなっています。コロナ解雇が半年ぶりに高水準になり、製造業では2万人を超えたと報じられています。さらにイギリス、ブラジル型などの感染力の強い新たな変異株感染が全国各地に広がりつつあります。国政では、菅政権の政官財癒着問題が連日マスコミをにぎわしております。農水省官僚への接待、菅首相の長男の総務官僚への接待問題であります。今年の国の2021年度予算案は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるためには検査の抜本的な拡充、医療機関への減収補填と十分な補償の三つの対策が不可欠であるんですが、予算案から抜け落ちています。菅政権のコロナ対策の遅れに批判も出ており、もっと感染拡大防止に努める必要があると考えます。

それでは、今回質問の1問目として、コロナ禍の中、生活に困窮する方たちが増加している。しかし、生活保護の申請に壁があります。そこで、生活保護申請時の扶養照会の廃止により申請がしやすいようにすることについて、2問目として、重い障がいがある人の暮らしに対して支給される特別障害者手当の周知徹底について、3問目として、熊本地震の震災遺構の保存と活用に

ついて、この3点について質問を行います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、1番目の質問に移ります。

生活保護申請時の扶養照会の廃止について、これを質問いたします。コロナ禍の影響で失業者、生活困窮者が増え続けています。最後のセーフティーネットである生活保護の役割が問われています。日本の生活保護で早急に解決を認められているのは、収入が最低生活費未満の人が生活保護を受けている割合が全国で2割と言われております。利用者があまりに低いという問題があります。

ここで、生活保護申請に当たり壁となっている諸問題について述べたいと思います。

生活保護を受けるための基準は、収入と資産があります。これらは支給を受ける際に審査の基準となってまいります。資産として障害になりやすいものが預貯金、自動車、持家などが挙げられ、預貯金については今も厳しい条件がついております。自動車、持家については例外的に保有していても認められています。

ヨーロッパでは、預貯金などの一定の保有を認めています。フランスでは、資産調査はないとも言われております。国連の社会権規約委員会は、日本は恥辱のために生活保護の申請が抑制されている現状に懸念を表明しており、生活保護の申請を簡素化すること、申請者が尊厳を持って扱われること、生活保護に付きまとう恥辱を解消することなどの手だてを取ることを日本政府に勧告しています。また、2018年国連人権理事会の特別報告者は、生活保護費引下げについて見直しを求める内容の声明を発表し、日本政府に送付しています。今年の2月には、大阪地裁で生活保護引下げは違憲との判決も出ております。

生活保護は、憲法25条が明記した健康で文化的な国民の生存権を守る最後のとりでであります。保護費の水準は国民生活の最低基準を具体化したものとされています。生活保護世帯よりさらに困窮している世帯があるなら、支援の拡充や貧困の打開に取り組む必要があります。日本の生活保護の捕捉率を高めること、そのために、申請を抑制している条件を改善していくことが重要と考えます。

生活保護を申請すると、福祉事務所が親、配偶者、子、きょうだいや孫など、3親等まで扶養義務者として申請者の生活の支援ができないか、扶養照会を行っています。これを行っているのは日本だけと言われております。近親者に生活困窮を知られたくないと思う人が申請をためらうことがあってはならないと考えます。特にコロナ禍の中、生活に困窮する人たちが増加し、保護の申請をしたいが、親族に知られるのが嫌だからと申請をためらっている人が多く、利用を拒む壁となっています。

1月の国会予算委員会で菅首相は、生活に困窮する人には生活保護は国民の権利と認め、最終的には生活保護があると述べています。我が党も小池書記長が生活保護の申請を断念している困窮者が扶養照会が大きな壁になっていることについて政府をただしました。田村厚生労働相は、扶養照会は義務ではない、こう答えました。緩和する方針の答弁を行いました。そこで、政府の答弁を踏まえ、3点ほど伺います。

1点目として、町のここ3年間の住民の生活保護の相談件数、申請件数の推移、及び現在の受給者世帯について伺います。

2点目として、生活保護の申請相談があった場合の対応について伺います。生活保護申請に至った理由として、同居家族を含む収入状況、別居親族の状況、本人の健康、働けない理由などの聞き取りを行っていると思います。さらに、県の福祉事務所で扶養照会があることを説明していると思いますが、どう取り組んでおられるのか。

3点目について、生活保護制度の抜本的改善、拡充をどう進めればよいかと考えているか。これについて、生活保護基準以下の水準で暮らす人のうち、生活保護を利用しているのは2割とされていますけれども、利用妨げの壁をなくさなければ、政府が言う「生活保護を受けることは国民の権利、迷わぬ申請を」、この呼びかけは無意味なものとなってまいります。改善の一つとして、厚労相の答弁にある申請時の扶養照会は義務ではないことをしっかり説明すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問、生活保護申請時の扶養照会の廃止についてお答えをします。

生活保護業務につきましては、住民からの相談対応や申請を受け付けて、熊本県へ申請書類の送付を行っております。住民の方の生活保護のここ3年間の動向につきましては、平成30年度の相談件数が31件、申請件数が35件、令和元年度の相談件数が31件、申請件数が36件、今年度は相談件数が52件、申請件数が2月末現在37件となっており、現在140世帯の方々が生活保護を受給されております。

町では、生活保護の業務につきましては法令に基づき実施しており、調査権限や保護の要否の決定を行う事はできませんし、扶養照会につきましても行っていないところです。なお、住民の方からの保護の相談の際に、福祉事務所より近親者の方への扶養照会がある旨の御説明をさせていただいております。

また、生活保護制度の抜本的改善の一つとして、申請時の扶養照会は義務ではないことを説明すべきとのことですが、本業務は国からの法定受託事務として業務を行っておりますので、これは町の判断ではなく、国からの指示により行うことになると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 生活保護の最近3年間の推移は、30年度の相談件数39件、うち申請件数35件、昨年度が相談件数31件、うち申請件数43件、今年度が相談件数52件、うち申請件数は2月末で37件とのことのようにです。現在、保護を受けている方が140世帯との答弁をいただきました。単純計算で、昨年に比べ今年度の相談件数は1.6倍に増え、申請した人は相談者の約7割となっています。町は、扶養照会は国からの法定委託事務として業務を行っており、町の判断ではなく、国からの指示により行うこととなると考えていると、改善は考えていない、このような答弁だったと思います。

コロナ禍でアルバイトを失い、収入が減少、あるいはなくなったなどの生活に困窮している大学生がたくさんいることで、熊本市内で学生自身が運営する無料食糧配布活動が行われました。これには個人や企業などから多くの寄附金、食料品、米などが寄せられ、昨年から3回実施されました。800名以上の学生や社会人が集まっております。

私はここにちょっと参加をさせていただいて、集まった学生や一般の人に苦しい生活ぶりを聞くことができました。学生は「飲食店のアルバイトがなくなった」「1日1食で我慢している」などの声を聞いています。また、タクシーの運転手さんがいらっしゃいました。そして、高齢の女性の方にも話を聞くことができました。タクシー運転手さんは「緊急事態宣言で夜の飲食利用者が極端に減り、収入が大幅に減って苦しい」。高齢の女性は「年金だけでは苦しいのでアルバイトをしていたが、辞めさせられた。ここ3日間満身に食べれていない」。こういう声を聞きました。本当に生活に困窮しているんだなというのが実態としてあります。また、この活動はテレビ、新聞などのマスコミが取り上げています。これらのことは誰でも困窮に直面し得ることがコロナ禍であらわになったと、こういう報道もあります。

生活保護の益城町対応についての質問に戻ります。

生活保護の決定を行うのは県の福祉事務所であることは十分承知をしております。コロナ禍の影響で国民の生活が困窮する中、政府も条件の緩和に踏み出そうとしています。厚労省は2月に、扶養照会は不要とする通知を出していますが、条件が厳しすぎるとの声が与党からも出ています。支援団体は、申請者の意に反する照会はしないよう求めています。こうした声に耳を傾け、前向きに検討すべきときであると考えます。福祉事務所で扶養照会が条件であると説明を受け、知られたくない理由で生活が苦しいのにやむなく申請を断念することがあってはなりません。ただ、近親者の勧めで保護の申請をする場合は扶養照会を承諾されると思いますが、相談の段階で扶養照会は義務でないことをしっかり説明することを求めまして、1問目の質問を終わります。

それでは、第2問目の質問に移ります。

特別障害者手当の周知徹底についてを質問いたします。

重い障がいがある人の暮らしに対して、負担の軽減の一助として設けられていながら、特に重い障がい、在宅で20歳以上、所得制限などの要件を満たす必要があります。あまり知られていない制度と言われています。特別障害者手当の対象に認定されると、月に2万7,350円が支給されます。

益城町の特別障害手当については、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の人で、政令で定める程度以上の極めて重度の障がいがある20歳以上の人に対する手当を規定されております。

その特別障害者手当の対象として、申請時現在満20歳以上であること、2点目、施設等に入所していないこと、3点目、病院等に3か月以上入院していないこと、4点目に、本人及び扶養義務者の所得制限があること、5点目として、障がい程度が政令で定める基準を満たしていること。

手当は月2万7,350円で、3か月ごとに支給をされます。介護者の支出負担の軽減になり、手当は非常に貴重であります。国の適用基準については細かな制限が求められています。所得の制

限度に始まり、政令で定める障がい程度の基準では、障がいを持ち、日常生活動作評価表の各動作能力に該当する点数を加算をして10点以上のものが対象になります。こういう制限がありますので、そこで益城町の周知状況と対象者の利用状況はどうなっているか伺います。

1点目、周知方法としてどのように取り組んでいるか。

2点目、対象者の利用状況はどうなっているか。

3点目、障害者手帳がなくても、要介護4から5の高齢者も適用基準に該当すれば申請できるのか。

以上、1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の御質問の特別障害者手当の周知徹底についてお答えします。

特別障害者手当は、国の制度としまして、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の人で、極めて重度の障がいがある、重複障がいを有する20歳以上の人に対する手当となっております。

本手当の周知につきましては、町ホームページに掲載を行い、制度の周知を行っております。また、新規の身体障害者手帳交付時には、本手当制度を含む公的手当などの制度説明が記載されました「障がい福祉のしおり」を配付しております。

今年度、特別障害者手当に関する問合せにつきましては、電話で数件程度あり、支給の対象になりそうな場合は上益城地域振興局に確認の上、申請書類の案内をしているところです。今後は、町ホームページへの掲載に加え、町広報紙でも周知を行うなど、本手当の周知に努めてまいります。

また、御質問の本手当対象者の利用状況につきましては、令和3年2月時点で28名の方が受給をされております。手当の申請には、障害者手帳の所持は求められていませんが、障がいの程度の要件として、おおむね身体障害者手帳1、2級程度、もしくは療育手帳A程度の障がいがあり、政令で定める基準を満たしている状態にあることとされております。

議員お尋ねの、障害者手帳の交付がない要介護4または5の高齢者の方でも、国が示す適用基準に該当している方であれば申請は可能でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 周知については町のホームページ掲載をしていること、新規の身障者については手帳交付時に「障がい福祉のしおり」を配付していること、利用は現在28名が受給しているというような答弁でした。また、障害者手帳は持っていないけれども、要介護4から5の高齢者の方でも国が示す適用基準に該当しているのであれば申請できる。このようです。

周知を図る方法として、私が知り得た、ほかの自治体で行っているものがあります。1番目は、新たに介護認定を受けた方へ結果通知書を送付する際、特別障害者手当の内容が分かるものを同封して周知をする。これは益城も行っておるようです。ほかに、介護支援専門員の研修会が開かれておりますけれども、この研修項目に追加をすること。3番目、障害者手帳のない要介護4から5の高齢者でも適用基準に該当すれば申請ができることなどを、ホームページだけではなくて、

広報紙での周知を徹底して、申請漏れが起こらないように取り組むことを求めまして、この質問を終わります。

それでは、3問目の質問に移らせていただきます。

熊本地震の震災遺構の保存と活用について質問いたします。

間もなく熊本地震から5年が経過します。しかし、国天然記念物に指定された震災遺構である3か所、谷川、堂園、杉堂、この保存と活用が遅れていると思われまます。この3か所についての保存と活用をどのように進めていくのか、伺います。

「熊本地震の記憶の継承」検討・推進委員会が開催されているようですが、部会の一つに地震遺構の保存・活用専門部会があります。具体的な保存の方法と活用のスケジュール化などが示されているようには思えません。4月で地震から5年です。谷川の遺構は、保護シートなどで仮保存が行われていますが、最近の異常気象による豪雨などで水没しているときもありました。風化が進んでいくのではないかと危惧しています。さらに、年数が経過することで記憶が薄れていくことになりはしないか。早急に保存を進め、公開のための整備を行うようにすべきと考えます。町として、これら震災遺構の価値を失うことなしにどのような保存を行っていくのか、具体的な活動やスケジュール化を進めていくのか、見学者が理解し、納得いくような震災遺構の公開は考えているのか、また、住民への周知をどのような方法で考えているのか、伺います。

1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の3番目の御質問にお答えします。

甲斐議員の御質問にあります「熊本地震記憶の継承」検討・推進委員会は、平成28年熊本地震の経験、反省及び教訓を風化させず、正しく後世に継承していくために設けられたものであります。同委員会は、震災記念公園専門部会、震災遺構の保存・活用専門部会、防災教育専門部会の三つの専門部会から成りまして、現在、それぞれの分野で震災の記憶を継承するための取組が行われております。

震災遺構の保存・活用専門部会では、布田川断層帯を含めまして、町内に存在する震災遺構28か所について整理をしまして、その資料の周知と活用を図りますと同時に、復旧等により遺構の現物の保存ができない場合は、震災アーカイブとして写真等の媒体を活用して記録の保存を行っているところであります。

布田川断層帯につきましては、平成30年2月13日に文部科学大臣から天然記念物として国の文化財指定を受けたところであります。そこで、町教育委員会が主体となりまして、平成30年に有識者や地元地区代表者等から成る布田川断層帯保存活用計画策定委員会を設置しまして、保存活用に係る協議を重ね、天然記念物布田川断層帯保存活用計画書を策定しました。当該計画書では、布田川断層帯が持つ本質的な価値を明らかにし、保存管理や整備・活用、事業推進のための体制整備や保存と活用のスケジュールの基本方針を提示しております。なお、本計画は、概要版も含めまして町のホームページで閲覧やダウンロードが可能となっております。また、教育委員会では、こうした計画策定と併せまして、地表地震断層等の保存事業も実施しておるところでござい

ます。

令和元年度には、杉堂地区や谷川地区の一部の地表地震断層について、特殊な薬剤等による保存処理と併せて保存活用計画書を作成しております。このほか、熊本地震復興基金を活用しまして、杉堂地区や谷川地区の水防対策等の事業を実施しております。また今年度は、整備基本計画の策定と併せまして、谷川地区の地表地震断層のうち、保存処理の未処理部分、母屋側になりまされども、未処理部分につきまして施工することにしております。

以上、徐々にではありますが、計画的に布田川断層帯保存活用事業に取り組んでいるところでございます。

このほか、令和元年度から交流情報センターにおきまして、発掘調査、被災文化財等の復旧事業の紹介、布田川断層帯を取り扱った企画展等を開催しまして、広報活動にも取り組んでおるところであります。

現在、布田川断層帯は議員御指摘のとおり、保護シート等により地震断層を保護しておりますために、断層面の常時公開までは至っておりません。このことにつきましては、見学者や教育旅行等の受入れを行う観点からも計画的な整備が必要だと考えております。本町としましては、今後とも地震断層面の常時公開を可能にするために必要な覆屋の保存施設や教育旅行受入れのためのガイダンス施設等の整備について、有識者や地元代表者等から成る保存活用委員会、また、関係各課や関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 平成30年に保存活用計画策定委員会を設置して計画書を策定したとの答弁でした。この計画書は、資料を含めると160ページ以上に及ぶ膨大な計画書となっています。内容は専門的な調査と見地に基づいた大変難しい資料となっています。作成されたのは昨年8月であります。概要版も同月に作成しておりますが、ホームページに掲載されたのは先月の、2月の下旬でした。私はまだ十分に読み切っていないので理解できていない部分もあります。今後理解を深めていきたいと、こういうふうを考えています。

それでは、2回目の質問に移ります。

私は、遺構を何度か見学して感じていること、住民の方から寄せられている3か所の遺構について、保存と活用について質問を行います。

一つ目の遺構であります谷川地区の屋敷内の断層について、敷地内の右横ずれ、左横ずれ断層から成る2本の断層がV字型をしております。これを共役断層というようであります。この共役断層の枝分かれは国内唯一の場所となっています。非常に珍しいようです。大きな変位があつていますが、同じ敷地内の母屋は瓦一つ落ちずに断層に耐えていたようですが、この母屋は、聞くところによると築160年ほど経過していると聞きました。耐震補強がされた家屋であったようです。敷地内の左右横ずれ断層にも耐えたモデルとなる遺構である母屋が残念ながら解体されております。

谷川地区の方数人にお聞きいたしました。母屋は残してほしかった。母屋にはトイレが3か所あり、休憩所や地震当時の写真や説明の展示施設として活用できたのではないかと。さらに、断層

は保護シートで覆われたままになっており、せっかく見学に来たけれど断層の状態がよく分からない。さらに、駐車場から現地までの、200メートルほどありますけども、矢印などの看板がなく、場所はどこですかとよく聞かれる。5年を経過するのにいまだに見せる状態、公開できる状態になっていないのではないかと。最近の豪雨で断層部分が水没するなど、保護シートで覆われているものの、風化を防ぐ屋根や囲いをつくる必要があるのではないかと。このような声です。

二つ目の遺構であります堂園の田んぼの横ずれ断層について伺います。

田んぼの横ずれについて、人工的な修復がなされています。また、西側にある用水路が横ずれではっきりとしたずれが分かり、見学者の驚きの声を聞くことができました。しかし、この用水路の保存が地震のときの形状を残していない状態で修復されています。この修復で震災遺構としての価値はあると考えていますか。この田んぼは横ずれ断層部分を、今、麦などの作物が植えられています。このような状態で今後の風雨に耐えて横ずれ形状は維持できるのでしょうか。この部分を町が購入をして、屋根をつけたりして保存する必要があるのではないのでしょうか。

三つ目の遺構である杉堂の潮井水源の神社境内の地表断層で神社前にあった御神木の太木が根元をすくわれ、倒壊し、放置されています。現地に行くたびに、当初の姿からだんだん朽ち果てていっているように思われます。天然記念物としての価値が失われていくのではないかと、お堂前の階段部分を震災当時の状態でとどめることも含めて、どのように保存されるつもりでしょうか。

2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の3番目の2回目の御質問にお答えします。

まず、谷川地区は、敷地内に表出しました、先ほどおっしゃいました共役断層が発災の状況をほとんどとどめた状況で保存されていたことから、先ほどおっしゃいましたように、国でも本当にない、珍しいものとして国の天然記念物に指定されたところです。

発災時には、まだ所有者がお住まいでありまして、宅地の復旧も併せまして元の位置での生活再建を考えておられましたけれども、当該地の保存が急務でありましたことから、国の天然記念物指定後に文化庁の補助を受けまして公有地化したところでございます。その際におきましても、母屋の保存を望む声はありましたけれども、残念ながら天然記念物として母屋は取り扱われないことから、公有地化にしまして、解体、そして、除却されたところです。

また、解体の際には母屋の床下に地表地震断層が残存している可能性も考えまして、地層を残しつつ解体されましたけれども、地表地震断層は確認されませんでした。母屋につきましては、解体の際に残されました基礎や玄関周辺の状況、それから民間業者や旧所有者の御協力により撮影しました全天球カメラの撮影記録等を活用しまして当時の状況を思い出すことが、想起することができるよう整備に努めたいと考えます。

また、議員御指摘のとおり、見学者が来られてがっかりされないように、現在、覆屋の保存施設やガイダンス施設等の整備の検討を始めているところであります。

駐車場やトイレ等の施設につきましても、今後、町の観光政策と関わることもありますので、関係各課と連携を取りながら対応してまいりたいと思います。

なお、駐車場から文化財指定地までの案内板につきましては、今年度末までに設置されることになっておりますので、申し添えます。

次に、堂園地区の田んぼの横ずれ断層についてお答えします。

堂園地区は、熊本地震で確認されました地表地震断層のうち、最大の横ずれ2.5メートルが観測された場所です。このことに加えまして、農業の生業と文化財保存の両立がなされているところが特徴であります。今後こうした特徴が見学者に理解されるよう整備してまいりたいと考えます。

また、断層の西側にあります、御指摘の横ずれした水路につきましては、確かに現在発災時の状況をとどめておりませんが、地震断層と併せて何らかの形で熊本地震の記憶と教訓を伝えるものができればというふうに考えております。

議員御指摘の人工的な修復がなされている箇所につきましても、今後、耕作者、土地所有者や関係機関と相談しながら、どのような整備ができるかということについては検討してまいりたいと思います。

最後に、杉堂地区の倒れた御神木につきましては、現在の御神木の状況等をいま一度確認しまして、その結果を踏まえまして、現在の景観を維持しながら適切な保存がなされるよう保存処理剤等の湿布等も併せて検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 1回目、2回目と布田川断層帯の天然記念物としての貴重な遺構の保存と活用について答弁をいただきました。しっかり保存、活用に取り組んでいただきたいと思えます。

次、3番目については、これは答弁は要りませんが、次に、南阿蘇村の震災遺構に行ってきた感じたことを話して質問を終わります。

旧東海大学の震災遺構は、昨年の8月から公開されています。ガイドマップが作成され、見学者に配布をしています。旧東海大学阿蘇キャンパス1号館震災ミュージアムとして公開され、見学コースになっております。

私が見学に行ったときは、ほかのグループも含めて5人ほどの見学者でありましたが、3名のボランティアのうち2名が丁寧に説明をしてくれました。大学のキャンパスは三つに分割され、それぞれの建物は鉄骨で補強されております。1階部分の事務室跡は椅子や机が地震当時そのままの状態を保存をされて、地表表層断層は屋根や囲いが設置され、保存がなされて見学することができます。

ガイドの方は見学マップなどの使用に基づき、大変分かりやすく、30分から40分かけて説明をされました。このように、南阿蘇村では見学者のために震災遺構の保存と活用がなされております。益城町は布田川断層帯を震源とする地震で貴重な地表地震断層が現れました。天然記念物に指定された断層をしっかり保存、活用を行うことで、今後、全国に起こり得る大規模災害に備えて、記憶の継承を後世に残していかなければならないと考えます。見学者は今後も増えてくると思えます。せっかく断層に案内をしても、分かりにくいという声がなくなり、地震の記憶の継承

がしっかりできるよう早急に手を打つことを求めて、私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時39分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） こんにちは。9番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。本日3月11日は東日本大震災から10年目となります。被災された方々に心より哀悼の意を申し上げます。

さて、今我々は新型コロナウイルス禍の中で新しい分野に突入しました。ワクチン接種という大きな節目に差しかかっている現実において、今後の動向が非常にいろんな分野に影響を与えることだろうと危惧いたすところでもあります。早く安全なワクチン接種が粛々と行われることを願っております。

そんな中で、今回の一般質問は、通告していた質問事項の一つ目、コロナワクチン接種について。二つ目、地域福祉における支援体制について。三つ目、深まる認知症の深層について。以上三つの項目について質問させていただきます。

さて、せっかくの議会傍聴が新型コロナウイルス対策において今回もモニター越しとなることを残念に思います。また日頃から町政に御理解いただき、本当に感謝いたしております。本日、3月定例会で一般質問した8人の中で最後となりますので、最後までよろしく願いいたします。

それから、2月付で退職されました前向井副町長に敬意をもって、お疲れさまでした、ありがとうございましたと心からお礼を申し上げます。あの4.16から一番つらいときに町長を助け、町の指針を助言していただき、益城町がこのように早い復興の軌跡に乗れたのは、ひとえに県との深いパイプがあり、長い県政における経験と向井氏の深い造詣の賜物だと思われま。また、途中病魔に襲われながらも職務遂行に取り組まれたことは私たちの記憶にしっかりととどめておきます。今後は向井ファーストで、奥様とゆっくりお過ごしくださることを願っております。

また、後任に副町長として就任されました濱田氏には、県道高森線の4車線化、木山中央区画整理事業や益城町の今後の都市計画等々、課題が山積いたしております。国や県との調整が速やかに行われるように、町長の補佐をしっかりと、十分に、存分に、よろしく願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

コロナ対策で挙げてましたけれども、4人目となりますとほとんど言うことがありません。そんな中で、同僚議員から質問があった以外で該当する部分だけ抜粋して言うようなことになって

まいります。私なりの質問に変えていきます。

コロナワクチン接種について5点ほど伺いたかったんですが、まず5点だけ読み上げときます。

1点目、ワクチン接種における電話対応の方法は。

2点目、接種会場は個別の医院に頼るのか、あるいは校區別に会場を設営するのか。

3点目、年齢制限はどうするのか。

4点目、ワクチン接種時期はいつ頃になるのか。

5点目、ワクチンの冷凍庫の手配は。

この5点であります。しかし、同僚議員の一般質問で相当重複している部分がありましたので割愛させていただき、その中で取り上げられなかったものについて質問をいたします。ちょっと歯の調子が悪いもんで、すいません、滑舌が悪いです。聞き取りにくいと思いますが、こらえてください。

まず1点目、今、熊本市や他の町村においては、いち早くコールセンター等の設置が行われておるところや状況に対応するためのシミュレーション体制が組まれていると聞いておりますが、本町におけるワクチン接種に対する受付方法や受診方法、あるいは電話による相談窓口等々のコールセンターの設置はどうなっているのか伺いたい。

2点目は割愛しまして、もう重複してますから。

3点目、年齢制限が16歳以下は対象外と言っているが、16歳以上となると、普通、高校1年生ですが、1年生にはまだ15歳の生徒もおるはずだと聞いております。同じクラスの中で接種した生徒と接種できない生徒が出てくると思うが、どういうふうに対応していくのか。学校においては学年では分けられなかったのか。中学生は対象外、高校生は接種するといったようにはできなかったのか。この点について伺いたい。

4点目につきましては、政府の見解がまだまだ様々な立場のいろいろな高官の意見がまとまっていない。ワクチン自体が供給国からどの程度、いつ頃入ってくるか、流動的でまだはっきりしないので、この件は流します。

5点目、ワクチン保存冷凍庫の手配はどうなっているのか。さきの臨時議会において、備品購入費として61万1,000円を1台分として計上してありましたが、起点病院として益城病院と、もう一つがあったかと思いますが、2か所になるのに1台の冷凍庫でいいのか。また、この冷凍庫にワクチンは何回分は保存できるのか。この点について担当課の見解を伺います。

1点目の答弁、3点目と5点目です。以上お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番衆議員の1つ目の御質問の1点目、ワクチン接種における電話対応の方法についてお答えします。

ワクチン接種における電話対応につきましては、外部にコールセンターを設置し、接種に係る具体的な手続きに関する町民の方からの相談などや全接種施設の予約を一括して受け付けることとしております。また、接種後の副反応など医学的知見が必要となる専門的な相談などにつきましては、かかりつけの医療機関や県の相談窓口を御案内することになります。

次に、御質問の3点目、年齢制限はどうするのかについてお答えします。

国はワクチン接種につきまして、予防接種法に基づき、感染症の蔓延を防ぐために緊急的に行う臨時接種と位置づけ、接種期間を来年2月末までの期間としました。これにより、接種対象の16歳以上の方は努力義務が課されますが、最終的には本人の判断となります。また、接種の時点で16歳以上の方を対象としておりますので、学年で分けることはできませんし、高校生は接種するという対応もできません。

最後に御質問の5点目、ワクチン冷凍庫の手配はについてお答えをします。

ワクチン冷凍庫である超低温冷凍庫につきましては、3月と4月に拠点となる基本型接種施設の2か所の病院に国から1台ずつ配置されることになっておりますが、3月の医療従事者への接種にもう1台必要となりますので、2月の臨時会に上程させていただきました。

また、超低温冷凍庫にワクチン何回分が保存できるのかということですが、国から配置されるものと町で準備するものは同じもので、1バイアル瓶当たりを仮に5回分とした場合、2万1,450回分、6回分とした場合、2万5,740回分の保存が可能となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 今の答弁の中に、1点目に対する答弁の中ですが、外部にコールセンターを設けるとありました。外部、町外。どこにどのように設置するのか。何人ぐらいの体制でこれは臨んでいくのか。その点をもう一回伺います。

○議長（稲田忠則君） 松永課長、お願いします。

○健康づくり推進課長（松永 昇君） 健康づくり推進課の松永です。外部のほうのコールセンターの会社のほうにですね、一応設置をいたしまして、町内に設置するわけではないんですよ。外部委託という形でコールセンターを設置いたしまして、大体5人体制で臨む予定ではあります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 要するに、コール、そういった業務を委託する、業務をやってる会社に委託するちゅうことですね。外部ちゅうことは、その会社の所在地ですね。分かりました。

続いて、二つ目の質問に入らせていただきます。

地域福祉における支援体制について、2点ほど伺います。

まず1点目、地域支え合いセンター事業の総括について。

熊本地震から5年を迎え、復旧復興が進むにつれて被災された方々も少しずつ生活再建が進んでこられました。しかしながら、いまだ仮設住宅で不自由な生活をされておられる方もいらっしゃり、町には最後までしっかりと一人一人を支えていただきたいと思います。お願いするものであります。

ところで、震災後の平成28年6月から仮設住宅の整備が始まったわけですが、町ではそこにお住まいの方々に対し、それぞれの生活再建に向け、寄り添い、必要な支援を続けるため、応急仮設住宅、みなし仮設住宅のみならず在宅被災者の皆さんに対して戸別訪問を行い、聞き取り調査や見守りを通じて健康で安心した自立生活を再建していただけるようにしっかりと取り組んでいただきました。

その活動の中心となってもらうため、地域支え合いセンターが設置されたわけです。様々な支援活動を行っていただきました。その活動や取組は非常に高く評価されるもので、入居者のみならず行政や政治家の皆さんからも評価されてきたと思うものであります。町にはどのようなセンターへの評価が聞こえてきたのでしょうか。町民の皆さんからの声は、元来、不満の声は届くのですが、感謝の声はなかなか聞こえない。そのような様々な声が届けられることで行政側も本当にやる気も起こる、よりよい施策も生まれてくるのではないかと思うところであります。まず執行部の見解を伺いたい。

次に、2点目。地域福祉に係る包括的、重層的な支援体制の構築について伺う。

熊本地震や新型コロナウイルス感染拡大によって、地域福祉の面で抱える様々な課題も浮き彫りになって、明らかになってきたように思われる。ひきこもりやごみ屋敷問題といった日頃隠れていた問題も明らかになるとともに、どのように解決していけばいいのか、どこが主体的に動いていかなければならないのか。行政か、民間か、地域で解決すべき問題かなど、潜在的な問題が表に出てきたように見受けられる。

これまで福祉問題は、行政や社会福祉協議会が中心となって、町民側では民生委員さんや自治会長さんなどが中心となって対応し、お世話をしていただき、行政につないでいただいていた状況であった。しかしながら、行政も含め、人的、財政的にも限りがあり、現状の制度だけでは発見できない、解決できないものも多くあると思う。

また、様々な問題を的確に発見し、専門の機関につなぐ。町民同士で認識を共有化し、それぞれの役割を深め、解決していくような何らかの調整というものが需要ではないかと思うところである。地域福祉の在り方として、既存の福祉施策だけでなく、行政、社協、福祉団体、そして町民の皆さんで協働して支え合うような地域福祉の在り方が今後必要になってくるのではないかと思うのであります。

地域福祉の充実に向け、これまでの制度だけではなく、言ってみれば包括的、重層的な支援体制が構築されることが必要不可欠とされているのではないかとと思われる。全ての町民の皆さんをターゲットに、熊本地震の被災者、支援に取り組んできた地域支え合いセンター的な役割を、取組を担う体制の構築に向け制度設計を考えてみたらどうかと思うが、いかがか。今後の団塊の世代を含めた福祉行政施策においてどのようなことが考えられるのであろうか。町長が目指そうとしている、考えている施策、仕組みについて、町長の忌憚のない見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の二つ目の御質問の地域福祉における支援体制についてお答えをします。

まず一つ目の質問にあります地域支え合いセンター事業の総括につきましては、平成28年10月に、熊本地震で被災された方々の安心した日常生活を支えるために、当初、仮設住宅に1,562戸、みなし仮設住宅に1,453戸、合計3,015戸に対し、町社会福祉協議会への委託と熊本YMCAほか七つの団体への再委託により、被災者の支援を行ってまいりました。

その後、自宅再建などにより、令和3年1月末現在、木山仮設に55世帯、福富仮設に5世帯、

みなし仮設住宅に51世帯、合計111世帯の入居となっておりますが、令和3年3月末には98世帯に減少する事が見込まれています。

現在、地域支え合いセンターには、町社会福祉協議会に20人、再委託先のYMC Aに4人が支援員として配置されており、ニーズに応じた支援を行いつつ、既存の福祉施策へのつなぎを行い、今後も安心して暮らせるように支援を行っているところでございます。

町民の皆様からの地域支え合いセンターへの評価につきましては、お礼の電話やお手紙などを頂いております。また、ましき便でも「地震で家は全壊し、再建の見通しもたたず、体調を崩し入退院を繰り返し、これから先のことも考えられず二重の苦しみでしたが、地域支え合いセンター職員の方には何でも包み隠さず話をする事ができ、本当に心が軽くなりました」との感謝のお手紙を頂いたこともございます。これもひとえに地域支え合いセンターの職員の皆様が被災者の一人一人に寄り添った支援を行っていただいた結果だと思えます。

次に、二つ目の包括的、重層的な支援体制の構築についてお答えします。

議員御指摘のとおり、地域福祉の充実に向け、これまでの制度だけではなく、包括的に、重層的な支援体制の構築に向け取り組むことが必要だと考えております。現在、厚生労働省の事業であります重層的支援体制整備事業の実施に向けて、各支援機関との調整を行っております。

また、これまで実施してきております生活支援体制整備事業との連携や民間事業者様とのネットワークづくり、多世代での交流や意見交換などを積極的に実施し、事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

今後の国の方向性としましては、これまでの障がい者、高齢者などの属性ごとによる事業展開を、属性ごとではなく、包括的に事業を行えるような仕組みづくりを行っていくこととなっております。具体的には、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮などの相談支援などの取組を生かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

本町におきましては、重層的支援体制整備事業に移行できる体制の整備を行うため、これまでの課題や仕組みづくりを見直し、まずは移行事業を実施し、全ての町民の方々に対する支援体制の整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 1点目、2点目の答弁ですね、つながってますので、まとめて質問します。

この地域支え合いセンター事業は、当初、熊本地震の被災された方々の支援事業として始まったわけでありましたが、一段落ついたところで消滅させるのはもったいない。被災された皆さんが非常に喜んで、心の支え、あるいは心のよりどころとして皆さんに本当に頼りにしていただいて、職員さん方も本当に職務冥利に尽きることでしょう。

しかし、せっかく根づいたこの事業をもう一つステップアップして、いろんな意味の生活困窮者やひとり親家庭、子どもの貧困、児童虐待等々、様々な分野と連携して、いわゆる縦割りの行政を圧縮して、広くオールラウンドの多層的統括支援センター構想ができないかと思うところで

あります。

まさしく私の考えていることは、2点目の重層的構造改革、これにつながってくるんです。この改革が実現すれば、今まで各課、各部署で集積した情報やデータを関係各署で共有することができれば子どものいじめ問題や虐待、認知症患者に対する情報など、様々な分野でスピード感を持って対処できるような重層的支援体制事業が望まれる中で、町長の統括的な指導力がここで求められるが、決意と真意を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 二つ目の1点目と2点目の、2回目の御質問にお答えします。

まず、地域支え合いセンターは、熊本地震で被災した方への支援を目的に設置をされています。熊本地震から5年が経過し、今後、事業の終了が見込まれております。ただ、議員が懸念される地域支え合いセンターの理念が消滅するわけではありません。被災後に培った地域支え合いセンターの理念やノウハウは、令和3年度から新たに配置予定のコミュニティーソーシャルワーカーが引き継ぎ、これまでの被災者のみに限った支援ではなく、町民全体への支援として継続していく予定です。

次に、課題を抱えた方への支援につきましては、よく縦割りの行政や体制の改善が必要だと言われておりますが、現状、高齢者や子どもなど、それぞれの属性に応じた法令や予算に基づき、各種支援制度を実施している状況であるため、例えば、高齢者の支援を担当する地域包括支援センターが子どもの支援を行う場合、その支援時間は国の補助対象にならないなどの弊害がございます。

重層的支援体制整備事業につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、これまでの縦割りの体制などの課題や仕組みづくりを見直し、本町に合った体制の構築を目指すものであり、多層的統括支援センターのような部署の設置を目的としたものではありません。

役場や社協、他の支援機関の全てが町民の相談を真摯に受け止め、関係支援機関と連携しながら課題の解決を行うことこそが包括的な支援体制の構築につながると考えております。まずは、令和3年度におきまして重層的支援体制整備移行事業を実施しながら、本町の地域性やこれまでの取組、課題などを含め再度見直し、しっかりとした基盤づくりを行い、次に、重層的支援体制整備事業実施に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 3回目の質問をします。

ストレートばかりやったら面白くないので、ここでちょっとカーブを投げていきたいと思っております。この福祉行政は非常に大変な部署だと心得ております。例えば、子ども虐待一つとっても、ひとり親所帯とか生活困窮者等々、いろいろな各部署ともつながっていくと思われる。一つ一つの係で扱っている様々な事案の情報を包括的に統括する部署が必要ではないかと思っております。今の答弁にあったような多層的統括支援センターこそ、この重層的支援体制整備事業の意にかなうものではないかと思っております。私はそう思っています。第5次行政改革をこの前発表されましたが、改革を構築していく上で、町長が後々、益城の洪沢栄一と例えられるような大々的な施策を

求めるが、いかがか伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 今日には榮議員3回目の御質問にお答えします。何かカーブどころか大リーグボール3号をいただいたような気がします。

まず分かる分だけちょっとお答えしたいと思います。

まずですね、重層的支援というのが実は2年ぐらい前から使い出したんですが、今度かなり使われ出したということでもちょっとびっくりしているところなんです、仮設住宅はどんなふうに支援したらいいだろうかと福祉サイドのほうでありました。それと3万3,000人、私たちはいつまで寄り添ったらいんですかということでも話があったんですが、その中で仮設についてはやはり行政の中でも福祉サイドだけではなくて、介護、医療、そしていろんな建設だったり道路であったり、それと区長さん、高齢者相談員、そして民生・児童委員さんでひとかたまり、そして学校、NPO、いろんなボランティア団体でひとかたまりということで、仮設住宅についても重層的にやってくれと、一つの課だけでは、係だけではやらないでくれということで話したのをちょっと思い出したところです。

ただ一方で、仮設に入られた方についても支えてくれと、逆にほかの皆さんを支えてくれというのをちょっと思っています。そしてそのときに言ったのが、私たちの目指すべき福祉の姿は何だろうかということで、福祉というのは非常に広いです。学校の福祉であったり、高齢者、障がい者、子ども、いろんな福祉という定義が広いんですが、合わせるとやっぱり町民の皆さんのやっぱり幸せが一番福祉というのになってくるかなと思っています。

先ほど榮議員が言われましたように、役場は非常にこの福祉サイド、特に一人の対応に時間がかかってきております。福祉予算も本当に億単位で上がっているような感じになっておりますので、ただその中で、一方で、役場の職員は255人というのが定数があります。財政にも限りがある。今300人ぐらいとか増やしてるんですが、これも減らしていかなければならないということで、その中で、やはり一つの担当では到底賄いきれないということでこの重層的というのが出てきたんですが、もう一つ、やはりいろんな問題が高齢者、子どもの問題とかですね、今までたくさん障がい者の方の問題とか出てきたんですが、そこの切れ目の問題が出てきたなというのがありまして、例えばひきこもりとか、ひきこもりはどうするのか、誰が対応していくのかとか、そこ辺り、ひきこもりの方の家庭環境はどうなのか、そこに高齢者はいないのか、そこ辺りもひっくるめて重層的に考えていこうということで、そこ辺りを役場のほうのコミュニティーソーシャルワーカーというのが来ますので、そこが取りまとめして、幾つもの民間を集めて、介護事業所であったり、ひきこもりだったら就労支援もありますので、そういった担当の方も来ていただいたりとかして、個別にそういった切れ目の方の対応をやっていきたいということで、この重層的支援ということで、あとは地域包括支援センターであったり、社協であったりとか、介護事業所であったり、病院であったりとか、たくさんの方の事業所とかですね、民間団体と一緒に取組んでいきたいというのがこの基本的な考えになってくると思いますので、また組織についてはですね、またそういったことがもしやっていく上で必要ということでしたら、ま

たいろいろ頂いた提案をですね、考えながらまた取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 今答弁いただきましたように、この重層的という言葉がありますように、各課を重ねて、垣根を越えて、つながって対応していくということですが、なかなか難しいと思います。私が言うのは、そこに一つまとめる部署があったらいいなど、福祉課じゃなくて別にそういう情報とか共有して扱ってそういうことをやっていく部署があったらいいなどと思って考えております。渋沢栄一になってください。頑張ってください。

それでは、三つ目の質問に入ります。

深まる認知症の深層について2点ほど伺います。

この問題は私がライフワークとしてずっとやっていくことですが、まず1点目、若年性認知症に対する支援体制の構築はできているのか。近年、若年性認知症の確認が増えております。高齢期の認知症は全国で602万人に上がり、65歳未満で発症する若年性は全国で3万7,800人、県内では722人と推計されております。現世代が発症するため、経済的、心理的な負担など、課題は多い。

ある患者は、55歳という年齢で熊大病院からアルツハイマー型認知症と診断が下されました。奥様は、こんなに若いのに認知症になるのかとあまりのショックに泣き明かしたといえます。会社ではばりばりの現場監督さんだった。測量器、トランシットとかレベルとかいろいろな機器があります。常に頭と三角関数で計算していかんといかん機器です。この計算をばりばりやってた人が、ある日突然できなくなる。現場の写真撮る黒板にいろんな項目の書き込みがあります。文字が書けなくなる。考え込んでいる様子を見て、先輩が「おまえ、ふざけとっとか」と怒ったと。あまりに物忘れがひどくなり、診察を勧めたと。それで発覚したと。夫婦2人、子ども4人、下2人が高校生と中学生。奥さんはどうやって生活していけばいいのかと。自分のパートの8万5,000円以下の給料ではとてもじゃない、生活できない。

今、目の前におられる執行部の皆さんがちょうどこの年代にあります。ある日突然、皆さんがアルツハイマーと診断され職を追われた。奥さんだけの収入で上の子は私立大学、下の子は高校生。目の前は真っ暗になります。どうしますか。現在の医療で根治療法はなく、治療の柱は病状の進行を遅らせる方法しか、薬物療法と生活の質を維持するための心理社会的療法しかないという状況です。

ただ、この前NHKの番組でやっておりました。このアルツハイマー型だけに対応するような新薬が今開発されたとか何とか、そういう情報もあってます。それから「NO」と書いてエヌオーという何か療法も開発されて、これが非常に効果があるという情報もNHKのほうでやりました。

しかし、まだまだそれが追いつかないのが現在の状況です。この前、大学病院では精神保健福祉士、臨床心理士など多職種が治療方針について話し合うカンファレンスを実施し、家族の会とも連携するなど、診断から治療、支援まで関わっている。認知症になっても少しでも希望を、自

分らしく幸せな人生を送ってほしい。そのサポートをするのが我々の役目です。

本町においては、益城病院だけに丸投げしているのではないかと。まあ、そうじゃないと思います。さきの地域支え合いセンターとの連携等でこれから増える認知症対策、行政の支えはあるのか伺います。

次、2点目でございます。

認知症とケアメンの葛藤について、行政としての役割は何か。

5年ごとに実施される国の就業構造基本調査によると、働きながら介護をしている男性は151万人、女性が194万人。これは17年の調査です。過去1年間に介護のために離職した人は9万9,000人。男性が2万4,000、女性が7万5,000人になると。

立命館大教授は、介護保険制度は同居家族がいれば、この同居家族。例えば私の奥さんが認知症患者と。私は主人ですから、言うならば同居家族です。もうこの二人の、一人じゃなくて二人だったらもう同居家族はいるちゅうことで、もう炊事などの生活援助サービスが受けられない。介護を理由に離職せざるを得ないケースが相当数に上ると指摘されます。介護者の大半は働いている人。介護に専念しているという旧態依然たる前提で介護政策が設計されており、実態との矛盾があると、その指摘を言っておられる。

ある会社員、この人58歳。認知症の妻、68歳の介護のため、会社では部長、みんなから部長で一生懸命まとめ役でやっておる。ところが、どうしても会社に平社員に下げてくれと、俺はもう部長から平社員に降格でいいから、降格してくれと会社をお願いされた。その理由は、管理職のままでは残業、残業で毎日帰りが遅くなり、奥さんが一人の時間が長くなるから心配だと。

また、ある男性は、施設入所を、奥さんを入れるのを見送っている。というのは妻だけ時間かけて特別な食事介助はしてもらえないと思う。毎回1時間ぐらいかけて奥さんの食事を介助して食べさせている。

また、ある男性は、毎日毎日奥さんの下の世話。そればっかし。「あのままだったら俺が手にかけていたかもしれない」と話した。認知症と分かっている、かわいそうと分かっている、「蹴ったくってやろうごとなつた」と、「妻の背中に包丁を向けたこともあった」と、そう言っておられる。

男性というのは、介護も仕事と同じ感覚で何事も完璧にやろうとする人は、男の性格というか、もう宿命という、そういう思いどおりにならずに行き詰まりが多い。介護殺人や虐待の加害者の多くが男性というデータがあります。

ある男性は、「何でこんなこつもでけんとか」とイライラが募り、奥さんを殴ったこともある。男性が大変な状況は変わりません。いつもニコニコ対応してくれ、優しく、怒るな、叱るな、優しくしろと、到底毎日朝から晩24時間おったら到底できない。断言しておられました。

2019年国民生活基礎調査。65歳以上同士の介護74.2%。高齢者の割合は上昇している。老老介護社会が到来している。そんな中で、さっきから男性介護の悲哀を拾い上げてきたが、このケアメンに対する本町の実態の把握はできているのか。また、ケアメン支援員制度等の施策は町長の胸中にはあるのか。しっかりと口頭で伺いたい。すぐに私がこの当事者になる可能性があります。

後ろにも候補者がいます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ちょっと話に聞きほれてました。

先ほどですね、ソーシャルケースワーカーをちょっと言いそこなっていましたので、少しだけ。ソーシャルケースワーカーですね、新年度から配置するというので、4名か5人ぐらい配置して、ここが制度の狭間を把握して、そして、これが高齢者問題、障がい者問題とか、一つの担当があったらそこにつないでそこを完結させていく。ただ、ここに先ほどの就労の問題とかひきこもりの問題とかあったときに、いろんな重層的に重なってくるあたりをみんなでちょっと取り組んでいこうということで、そこで私の中ではチーム益城という形でみんなで取り組んでいこう、役場の各いろんな部署もその案件ごとに対応していく。それから、いろんな民間組織も案件ごとに一緒になって考えていっていただくという形の仕組みづくりをとにかくやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

三つ目の御質問の1点目、若年性の認知症に対する支援体制につきましてお答えします。

町の体制としましては、地域包括支援センターや認知症地域支援員などによる相談対応を行いますとともに、認知症初期集中支援チームによる支援体制も構築しております。また、認知症疾患医療センターである益城病院とも連携しながら、認知症疾患、家族への支援につきましても対応を行っているところです。

なお、若年性認知症は、本人や家族への支援に関する情報が届きにくく、若年性認知症に対応した居場所が少ないなど、課題があると考えております。そのため、就労支援や経済的支援などの社会保障制度に関する情報につきましては、若年性認知症の周知・啓発を含め、情報誌の作成を行う予定としております。

また、若年性認知症の方やその家族の居場所づくりにつきましては、既存の家族介護者の集い「いきぬこ一会」や認知症カフェを活用し、当事者参加を目指しながら支援を推進してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の質問の2点目、認知症とケアメンの葛藤について、行政としての役割についてお答えします。

男性介護者いわゆる「ケアメン」に関する課題としまして、周りの人にSOSを出すことができず、悩む人が多いと言われております。独りで抱え込むことがないように、日頃から男性介護者の声に耳を傾け、男性介護者の思いや課題を共有する姿勢が必要だと思っております。

公益社団法人認知症の人と家族の会熊本県支部では、月1回、男性介護者の集いが実施されており、ここでは料理の仕方や仕事の兼ね合い、介護方法など、男性介護者ならではの家事や介護、介護サービス利用の情報交換などを行っている聞いております。

介護者家族の実態につきましては、令和元年度に実施しました在宅介護実態調査によりますと、男性介護者は2割程度となっており、そのうちの7割程度が60歳以上、また、介護者本人、介護者家族の離職・転職につながったケースも1割程度おられることが分かりました。また、在宅介護を継続していくために必要と感じる支援・サービスにつきましては、外出同行、通院、買物、

調理、掃除、洗濯などの家事支援を望む声が多いことも分かっております。

町としましては、在宅生活の継続や就労継続に必要なサービスの確保及び充実を図るとともに、県内の集いの場に関する情報を積極的に発信するなど、気軽に交流し、情報を共有できる場づくりを支援してまいります。最終的には、男女を問わず、介護する側と介護される側の誰もが安心して生活できる体制づくりを推進することが行政に求められる役割ではないかと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 今の答弁に対して3回目の質問をいたします。

認知症について気軽に相談できる場として、物忘れ相談室を毎月1回開催し、また介護者の集いの場として「いきぬこ一会」をはびねすで月1回開催しているとあったが、この月1回、役場とはびねすで開催ということではこれが妥当な回数と言えるのか。対策としては不十分ではないか。どうであろうか。

今後、重層的支援体制を構築していく上で、65歳以上で5人が患者となる。この問題を最重要課題として扱う案件ではないかと思う。今後、町の財政が逼迫していく中で、認知予防は一つの財政軽減につながっていくことはもう明白なことである。この事業を成し遂げて、しっかりと基盤をつくるのが西村町政第3期を誕生させる上で最も大事な課題ではないか。これを課題としてしっかりと臨んでほしい。町の今後の基盤をつくり上げるため、町長の本心を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 今日は榮議員2回目だったですね。2回目の質問にお答えします。

物忘れ相談室がですね、まず先ほどありましたように月1回役場のほうで開いております。ただこれについてもまだまだ始めたばかりで、月に一人か二人ということ。それと「いきぬこ一会」ですね、これが月に1回開催されております。これは私も介護保険係長時代にも入りましたが、かなり皆さん方、いろんな困っていることとかですね、お話しされて、大体10名から20名来られております。

それと花カフェですね、花カフェについても、月1回、木山仮設のみんなの家で、これについては家族、本人、そして地域の方も参加されているということで、その中で、「いきぬこ一会」あたりについては月1回をいろんな用事を調整されて来られてます。そういったことで、あとはいろんな榮議員の話がありましたように、参加者の要望ですね。そういったことをしっかりお聞きしながら、この回数が妥当なのか、少ないのか、またいろいろ参加者の皆さん方とお話をしながらまたやっていきたいなということで思っております。

それと、認知症予防が財政削減につながるということ、まさにそのとおりかなということで、これ以外にもやはり町のほうでは地域サロンであったりとか、いきいき百歳体操だとか、いろいろやっております。それと、昨日西山議員から出ましたように、健康アプリであったりとか、健康づくりも一方で進めていくような形が必要かなと。地域サロンもあってますが、私の中では月1回じゃなくて週1回がキーワードかなと、の運動がキーワードかなということで。それともう一つ、やはり歩くことが一番認知症予防になるのかなというのも、これは研究結果も出てるかな

と思いますので、これやはり血流の問題であったりとかそこ辺りで認知症を予防するというところに結果も出ているようですので、その一方で、足を曲げたりとかですね、体をさすったりとか、そこ辺りの血流を促すというのも認知症予防にはつながっていったるようですので、やはりしっかりと若い世代からの健康づくりも併せて取り組んで、認知症予防に努めていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） いろんな問題がありますが、しっかりと頑張ってください、益城は西村に任せてよかったと町民の皆さんから言われるように頑張ってくださいたい。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時23分

3月 16 日 (火 曜 日)

令和3年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和3年3月8日午前10時00分招集
2. 令和3年3月16日午前10時00分開議
3. 令和3年3月16日午後0時21分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 各常任委員会委員長報告
 - 日程第2 議案第50号 工事請負契約の締結について
 - 日程第3 議案第51号 工事請負契約の締結について
 - 日程第4 議案第52号 工事請負契約の変更について
 - 日程第5 議案第53号 工事請負契約の変更について
 - 日程第6 議案第54号 工事請負契約の変更について
 - 日程第7 議案第55号 工事請負契約の変更について
 - 日程第8 議案第56号 工事請負契約の変更について
 - 日程第9 議案第57号 工事請負契約の変更について
 - 日程第10 議案第58号 工事請負契約の変更について
 - 日程第11 議案第59号 工事請負契約の変更について
 - 日程第12 議案第60号 工事請負契約の変更について
 - 日程第13 議案第61号 工事請負契約の変更について
 - 日程第14 議案第62号 工事請負契約の変更について
 - 日程第15 議案第63号 工事請負契約の変更について
 - 日程第16 議案第64号 工事請負契約の変更について
 - 日程第17 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
 - 日程第18 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第19 議員派遣の件
 - 日程第20 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	15番 渡辺誠男君

16番 荒 牧 昭 博 君 17番 坂 田 みはる 君 18番 稲 田 忠 則 君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西 口 博 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	濱 田 義 之 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	河 野 秀 明 君
危 機 管 理 監	今 石 佳 太 君	土 木 審 議 監	持 田 浩 君
会 計 管 理 者	木 下 宗 徳 君	総 務 課 長	河 内 正 明 君
総 務 課 審 議 員	遠 山 伸 也 君	新 庁 舎 等 建 設 推 進 課 長	田 上 勝 志 君
危 機 管 理 課 長	岩 本 武 継 君	企 画 財 政 課 長	山 内 裕 文 君
企 画 財 政 課 審 議 員	吉 川 博 文 君	税 務 課 長	深 江 健 一 君
住 民 保 険 課 長	富 永 清 徳 君	福 祉 課 長	塘 田 仁 君
生 活 再 建 支 援 課 長	姫 野 幸 徳 君	こ ども 未 来 課 長	松 本 浩 治 君
健 康 づ くり 推 進 課 長	松 永 昇 君	産 業 振 興 課 長	福 岡 廣 徳 君
都 市 建 設 課 長	村 上 康 幸 君	復 旧 事 業 課 長	増 田 充 浩 君
復 興 整 備 課 長	米 満 博 海 君	公 営 住 宅 課 長	水 口 清 君
学 校 教 育 課 長	金 原 雅 紀 君	生 涯 学 習 課 長	水 上 眞 一 君
下 水 道 課 長	荒 木 栄 一 君	水 道 課 長	竹 林 浩 幸 君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、宮崎金次委員長。

○総務常任委員会委員長（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。総務常任委員長の宮崎でございます。総務常任委員会報告をさせていただきます。

令和3年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）中、歳入、歳出（総務常務委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為、第3表地方債。議案第27号、益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第28号、町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について。議案第29号、益城町防災基本条例の制定について。議案第30号、益城町税特別措置条例を廃止する条例の制定について。議案第31号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について。議案第40号、工事請負契約の締結について。議案第41号、工事請負契約の締結について。議案第42号、工事請負契約の締結について。議案第43号、工事請負契約の変更について。

2、審査の経過。①付託年月日。令和3年3月9日。②審査状況。令和3年3月12日午前10時から、役場仮庁舎総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月15日午前10時から、全委員出席の下、広安小学校（校舎配置状況、保健福祉センター）、防災行政無線屋外拡声子局及び新庁舎等建設予定地（造成工事）を視察をした。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第16号外10件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも議案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第16号については、歳入の22款繰越金1項繰越金1目繰越金についての質疑があり、担当課長から、繰り越した財源及び繰越金の補正時期について説明を受けた。

次に、歳出の2款総務費1項総務管理費6目防災費の災害拠点施設等備蓄、資機材等購入費について減額内容の質疑があり、担当課長から、減額理由及び令和3年度に改めて計上することについて説明を受けた。

議案第21号については、歳入の17款国庫支出金2項国庫支出金7目土木費国庫補助金の災害公営住宅家賃低廉化事業補助金について、事業期間と範囲に関する質疑があり、担当課長から、交付期間や補助率及び補助要件について説明を受けた。

次に、21款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金の財政調整用繰入金基金について、基金がなくなった場合についての質疑があり、担当課長から、特定名目基金の条例を改正して調整することになるとの説明を受けた。

次に、歳出について、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の広報紙アドバイザー業務委託料とデザイン業務委託料の財源についての質疑があり、担当課長から、広報紙アドバイザー業務委託料は一般財源から、デザイン業務委託料については復興基金を活用するとの説明を受けた。本件説明を受けて、この春、作成したPR動画を広く見てもらうためにも、ホームページへの誘導方法を検討することの必要性について意見が出された。

次に、2款総務費1項総務管理費6目防災費の防災行政無線デジタル化工事請負費について、難聴地域を解消するののかとの質疑があり、担当課長から、電波・音声到達エリアの調査実施及びICT技術を活用した解消方法について説明を受けた。また、請負業者については、投資額に見合ったよりよい業者を選定してほしいとの意見や、今の防災行政無線の拡声子局からの放送について、利用方法の周知やマニュアル作成の必要性について意見が出された。これについては、担

当課長から、デジタル化に合わせて整備する旨、説明を受けた。

次に、2款総務費1項総務管理費7目諸費の防犯カメラ保守点検業務について、点検内容及び落雷対策の質疑があり、担当課長から、定期点検内容及び障害発生時の対応について説明を受けた。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の「熊本地震記憶の継承」展示デザイン等業務委託料について、新庁舎にパネル等を設置するかとの質疑があり、担当課長から、復興まちづくり支援施設の展示スペースデザイン委託料でもあるとの説明を受けた。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の学校送迎用バスと運行業務委託料についての質疑があり、担当課長から、交差点の工事が遅れたための措置であり、通学路が安全に通行できるようになれば年度途中でも徒歩通学に変更するとの説明を受けた。

同じく10款教育費2項小学校費1目学校管理費の、広安小用地購入費及び7項保健体育費、飯野校区グラウンド用地購入費の財源についての質疑があり、担当課長から、起債借入れを予定しているが財政措置がないため最終的にはいずれも一般財源になるとの説明を受けた。

議案第27号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号については、特段の質疑はなかった。

議案第31号について、使用料が増加した場合、指定管理費を算出したりする際の算定基準にも反映するかとの質疑があり、担当課長から、指定管理費には当面反映し、その算定に関しては協議するとの説明を受けた。

議案第40号、議案第41号、議案第42号及び議案第43号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。広安小学校では、担当課長から、広安小学校施設の配置状況や放課後児童クラブの配置状況について説明を受けた。放課後児童クラブについて、特別教室等を活用していくことについて特段トラブルはないかとの意見があり、担当課長から、空き教室がないため工夫しながら運用をしているという説明があった。

保健福祉センターでは、防災行政無線屋外拡声子局について担当課長から説明を受け、個別放送の操作方法を確認した。屋外拡声子局の運用マニュアルについて、整備の必要性があるのではないかとの意見が出された。

役場新庁舎等建設予定地については、造成状況について担当課長から説明を受け、現状を確認した。委員からは、廃土を農地復旧に活用してはどうかとの意見があった。復興まちづくり支援施設の建設予定地だけが低く造成されていることについて確認があり、工事の進捗状況に合わせて、庁舎等の建設予定地も道路並の高さに低く造成する予定であるとの説明があった。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和3年3月16日、総務常任委員長、宮崎金次。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上です。終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員長の吉村です。

それでは、福祉常任委員会報告書、令和3年第1回益城町議会定例会において付託された下記

事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第17号、令和2年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。議案第18号、令和2年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。議案第20号、令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）。議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第22号、令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第23号、令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第24号、令和3年度益城町介護保険特別会計予算。議案第26号、令和3年度益城町水道事業会計予算。議案第32号、益城町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第33号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。議案第34号、益城町7×2つなぐ基金条例の制定について。議案第35号、益城町重度心身障害者扶養手当条例を廃止する条例の制定について。議案第36号、益城町身体障害者福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について。議案第37号、益城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。議案第38号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日、令和3年3月9日。②審査状況。令和3年3月12日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月15日午前10時から、全委員出席の下、総合団地内配水管布設替工事現場と馬水仮設団地解体撤去状況を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第16号外15件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第24号、議案第26号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号については、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第21号、議案第22号、議案第23号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第16号については、総務費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事務負担金について、マイナンバーカード交付に関する質疑があり、担当課長から、現在の交付状況について説明を受けた。また、衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン個別接種体制整備負担金について、接種受託医療機関15か所のうち、拠点となる医療機関に関する質疑があり、担当課長から、益城病院とさくら病院が拠点となる医療機関であるとの説明を受けた。

議案第21号については、民生費、社会福祉費、重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料について質疑があり、担当課長から、地域サロンコーディネーターの業務について説明を受けた。また、総務費、戸籍住民基本台帳費、住民窓口業務委託料について、業務委託見直しの検討に関する質疑があり、担当課長から、毎月定例会を開催し、問題点等の洗い出しを行い、併せて住民向けにアンケート調査を実施し、窓口サービスの向上に努めているとの説明を受けた。また、民生費、社会福祉費、敬老事業表彰用記念品・謝礼に関する質疑があり、担当課長から、80歳到達者201名、100歳到達者19名と、対象者が昨年より僅かだが増加しているとの説明を受けた。

議案第22号については、保健事業費、保健衛生普及費、国保人間ドック健診業務委託料について受診状況に関する質疑があり、担当課長から、受診が減少傾向にあると説明を受けた。

議案第26号については、益城町水道事業資本的支出、建設改良費、拡張事業費負担金及び工事請負費に関連して、西地区区画整理事業配水管布設工事に関する質疑があり、担当課長から、地区内の工事進捗状況により、既設本管から区画整理地までの工事を予定している旨の説明を受けた。

議案第32号については、マイナンバーカード交付後の以前の印鑑登録証の使用に関する質疑があり、担当課長から、印鑑登録証を持っていた人はそのまま窓口で使用でき、新たに交付されたマイナンバーカードでもコンビニで印鑑登録証明を取得できる旨の説明を受けた。

議案第33号については、新型コロナウイルス感染症ウイルス変異株に感染した場合の補償について質疑があり、担当課長から、今回の改正においては疾病の範囲に変更はなく、変異株によるものも従来より含まれていると説明を受けた。

議案第34号については、ボランティア活動の申告に関わる活動証明やポイント付与について質疑があり、担当課長から、証明できるものの提示で対応し、ポイントの付与は地域通貨であるましぽにより、一つの災害に対し、県内であれば5,000ポイント、県外であれば1万ポイントが1回のみ付与される旨の説明を受けた。

議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第23号、議案第24号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、総合団地内配水管布設替工事については、現地において、水道課担当職員から、総合団地内の老朽化した配水管の布設替工事の内容及び今後の敷設外計画について説明を受けた。

委員より、配水管の耐用年数や工事計画期間などについて質疑があり、布設替え後の耐震性、铸铁管の耐用年数は80年、工事計画としては5年間を予定していると説明があった。

馬水仮設団地解体撤去状況については、現地において、生活再建支援課担当職員から、馬水仮設団地の解体撤去状況、農地復旧工事の工法及び施工手順について説明を受けた。

委員より、農地の復旧に関する質疑があり、基盤整備の段階で今後想定される課題について対応していく予定であると説明を受けた。また、委員から、耕作者との事前の協議が重要であるとの意見があった。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

令和3年3月16日、福祉常任委員長、吉村健文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、榮正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮正敏君） おはようございます。建設経済常任委員長の榮です。

令和3年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第16号、令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第19号、令和2年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）。議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第25号、令和3年度益城町下水道事業会計予算。議案第39号、益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について。議案第44号、工事請負契約の変更について。議案第45号、工事請負契約の変更について。議案第46号、工事請負契約の変更について。議案第47号、町道の路線廃止について。議案第48号、町道の路線認定について。議案第49号、御船町町道の路線認定に伴う承諾について。

2、審査経過。①付託年月日。令和3年3月9日。②審査状況。令和3年3月12日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月15日午前10時から、全委員出席の下、農道潮井線災害復旧工事現場、町道城山田原線（三竹橋）災害復旧工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第16号外10件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決した。

②審査の主な内容。議案第16号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金の担い手づくり支援交付金事業交付金と担い手確保・経営強化支援事業補助金について質疑があり、採択要件について説明を受けた。また、新規就農者はこの制度は受けられないが、資金の貸付制度については利用できるとの説明を受けた。

次に、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費18節負担金補助及び交付金のまちづくり高付加価値空間創出事業助成金について質疑があり、横町線では住民により街並み協定が結ばれているが、横町線を含む協定を締結した住民が、住宅や店舗などにおいて緑化などを行った場合の補助金であるとの説明を受けた。

次に、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費6目宅地災害復旧費18節負担金補助及び交付金の被災宅地復旧支援事業補助金について質疑があり、宅地の擁壁、住宅のジャッキアップ等に対する補助金であるとの説明を受けた。

議案第19号では、21款下水道事業用1項営業費用3目処理場費18節委託料の脱水ケーキ処分費について質疑があり、荒尾市の処理場に運んでいるとの説明を受けた。

議案第21号では、6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費24節積立金の森林環境譲与税基金積立金について質疑があり、何年か積み立てた後、森林整備などに使用するとの説明を受けた。

次に、7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金の惣領にぎわい拠点造成等補助金について質疑があり、土地は、まちづくり会社が農協から借り、建物は公募により決定した民間業者が建設し、町は復興基金等を活用し資金援助を行う予定であるとの説明を受けた。

次に、8款土木費2項道路橋梁費6目社会資本整備総合交付金事業14節工事請負費の道路改良等工事費について質疑があり、町道公園線の改良工事や町内通学路等の安全施設設置工事を行う予定であるとの説明を受けた。

次に、8款土木費及び11款災害復旧費の工事等支援業務委託料について質疑があり、総勢6名

を予定しているとの回答があった。

議案第25号では、浄化センターの維持管理について質疑があり、建築後27年が経過しているが、マネジメント計画を立て、計画的に部品の交換などを行い、処理場の更新を図っているとの説明を受けた。

次に、41款資本的支出1項建設改良費1目管理建設費18節委託料の新住宅エリア内汚水測量設計業務について質疑があり、益城台地9地区の計画が進行し、令和3年度に測量等に着手しなければならない可能性があるので予算計上したものであるとの説明を受けた。

議案第39号では、企業が進出する際の面積要件及び固定資産税の減免について質疑があり、土地取得については、面積要件を5,000平方メートル以上から3,000平方メートル以上に引き下げたことや、限度額について、面積に応じて5,000万円、1億円、2億円と段階があったが、この段階をなくし、土地取得価格の10%、上限2億円にすること、固定資産税の減免については、減免を廃止し補助金の対象とするとの説明を受けた。

議案第49号では、御船町町道屋敷座女木大橋線について質疑があり、全長3,523メートルのうち、益城町の区間は約160メートルとの回答があった。

議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。農道潮井線災害復旧工事現場においては、担当課から工事概要についての説明を受け、現在の工事の進捗状況、工事の完了見込み時期について質問があり、2月末現在で45%の進捗、工事完了は本年5月末頃を予定しているとの説明を受けた。

町道城山田原線（三竹橋）災害復旧工事現場では、担当課から工事概要についての説明を受けた。委員からは早期の供用開始を望む意見があり、竣工検査終了後には通行できるとの説明があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を御報告します。

令和3年3月16日、建設経済常任委員長、榮正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これから各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） おはようございます。4番の下田です。

建設経済常任委員長にお伺いいたします。農業次世代人材投資事業での協議があったら教えてもらいたいと思います。

それと、福祉常任委員長にも1点お伺いいたします。議案32号中で、マイナンバーカードでコンビニの印鑑証明が取れるというような報告でございましたが、この前、私が役場に申請した際には、マイナンバーカードと印鑑証明カードをもらったんですが、その辺の協議が、マイナンバーカードで役場でも取れるのかという協議がなされたのかをお伺いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 聞き取れなかった。何の質問。

○4番（下田利久雄君） 農業次世代人材投資事業については、800いづらか、質問なかったらなかったでよか、協議が。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 800。

○4番（下田利久雄君） いや、金額はですね。6款の農業費、なかったらよかばってんかい、あったら教えてもらいたいと。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 建設経済委員長の榮です。下田議員の質問にお答えします。いきなりの質問で、質問内容を聞きそびれました。

新規営農者、これの次世代人材に対する質問ですね。この補助金の内容です。内容はですね、予算としては新規営農者4名に対して年間450万円、夫婦で就農した場合で1組225万円で、計5件分、100%の県の補助金。一応金額としての質疑は、次世代人材投資事業に対しては以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村福祉常任委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 福祉常任委員長の吉村です。4番下田議員の質問にお答えいたします。

議案第32号について、マイナンバーカードと印鑑登録証を持ってる人はどうなのかという御質問だと思いますけれども、現在、マイナンバーカード交付時において、水色の印鑑証明登録証を持っていらっしゃる方には2枚交付しております。ただし、マイナンバーカードで、コンビニで印鑑登録は証明できる、証明書を取ることができる。ただし、役場では水色の印鑑証明書を提示しないと、役場では印鑑証明書は取れないということでございます。以上です。

○4番（下田利久雄君） はい、分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） おはようございます。11番野田です。

総務常任委員長にお尋ねいたします。議案21号に際し、10款教育費小学校費学校管理費の中で、総務委員会の中でどのような説明、意見、議論がなされたのかを少し詳細に教えていただきたいと思ひます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（宮崎金次君） 11番野田議員の議案第21号、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の広安小学校用地購入及び飯野校区グラウンド用地購入の財源についての審議状況がどうだったかという質問にお答えをしたいと思います。

広安小学校用地購入及び飯野校区グラウンドの用地購入で、委員のほう、委員と申しますか、委員会のほうで財源はどうなってるのかっていう質疑がありました。これに対して執行部のほうから、一般財源で広安小学校のほうは予定していると、こういう答えがありました。その後、一般財源だけではないのではないかと。要は、文部科学省等からの補助金等があるのではないかと。再度の質問がございまして、執行部のほうから、それも一応、今のところですね、飯野小学校についてはそれを考えているんだけど、どうも財政的には難しくなるだろう。多分、一般財

源で行うような形になるのではないかと、こういうふうな答弁がございました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

小学校グラウンドを造るということは、地区にとっても、また、子どもたちにとってもすばらしいことだと思います。その中で、財源についてはやや心配のところがあるとは思いますが、この一般財源で行っていくというお答えでありましたけれども、そこで質問ですけれども、もし一般財源を使っていくということであればですね、国からの補助がないということになりますので、いろんな使用用途ができると思うんですが、その辺は何か質疑がありましたか。もしあればですね、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（宮崎金次君） 11番野田議員の2回目の質問であります。

この小学校の用地及び飯野校区グラウンドについて、その使用目的とか、こういう部分についての議論があったかどうかという御質問でございましたけれども、今回は委員会の中では、どういうふうに活用していくとか、そういうところまでの話合いはございませんでした。

なお、先ほど私、答弁したの中で、一つだけちょっと付け加えておきますと、一応、飯野校区グラウンドについては起債、借入れを予定をしているけれども、執行部から、財政措置がないため最終的には全額一般財源になります。学校の用地関係については、現在は国庫補助が非常に出るのが難しくなっていると、こういう答弁がございました。以上、付け加えておきます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第20号「令和2年度益城町水道事業会計補正予算（第3号）」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論がないようですので、これで議案第16号から議案第20号までに対する討論を終わります。

次に、議案第21号「令和3年度益城町一般会計予算」から議案第26号「令和3年度益城町水道事業会計予算」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 皆さんおはようございます。8番日本共産党の甲斐康之です。議案に対する反対討論を行います。

まず、令和3年度益城町一般会計特別会計予算のうち、議案第21号、益城町一般会計、議案第

22号、国民健康保険特別会計、議案第23号、後期高齢者医療特別会計につきましては、原案のままでの採択には反対であります。

それでは、それぞれの反対議案の討論を行います。

まず、議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算書については、老人福祉費の高齢者補聴器購入助成金が今年度も予算化されております。教育費の広安小学校用地購入で、少人数学級に対応する教室、サブグラウンド等の増設による教育環境の改善、飯野校区グラウンド用地購入については、校区住民の健康増進や多目的グラウンド等に要する目的であり、意義ある予算だと思えます。また、被災宅地復旧支援事業補助金などの被災者応援などの積極的で必要な予算措置は多数あり、これらは賛成であります。

しかし、予算書の中で不要で改正すべき予算が含まれていると考えます。それは、同和関係予算であります。地方改善費の支部助成金、集会所運営費などの同和予算は、部落差別解消の歴史に逆行するものと考えます。同和問題は基本的に既に解消しており、不公平な同和対策を継続すること自体が新たな偏見を生み出すものであり、速やかに改善すべきものと考えます。

児童福祉費の公立保育所等のあり方検討委員会委員の報酬について、国の行政改革に基づいて、公設保育所の民営化も含めた検討委員会を立ち上げるものと理解をします。公立保育所の民営化には反対であります。よって、議案第21号に反対するものであります。

次に、議案第22号、国民健康保険特別会計については国保の構造問題があります。国保税が高い、逆進的な負担の大きな要因に、世帯の人数に応じて課される均等割、各世帯が所得に関係なく平等に負担する平等割、このようなものがあるため、ほかの保険、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍になっていると言われております。私はこの不公平を解消するために、18歳以下の均等割の廃止、平等割を見直して減額することなどを求めておりますが、見直しがなされていません。よって、議案第22号については反対するものであります。

議案第23号、益城町後期高齢者医療特別会計予算については、75歳以上の高齢者を年齢で異なる保険制度に加入させるもので、年齢で区切ることの理由がありません。早急に廃止すべき制度であります。

以上から、議案第21号、議案第22号、議案第23号について反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

6番松本議員。

○6番（松本昭一君） 6番松本です。私は、議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算、議案第22号、令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算、議案第23号、令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算については、熊本地震からの復旧・復興に関する予算をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応やにぎわいづくりへの取組など、これからのまちの発展を見据えた適正な予算措置がなされていると思えます。

次に、議案第22号、令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算について、国民健康保険は高

齢者や低所得者の加入割合が高く、医療費水準も高いなど、小規模な市町村では財政運営が不安定な状況にあったことから、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、国民健康保険法が改正されております。平成30年度からは県と市町村が共同して国保の運営を行っており、市町村は資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等を担っております。保険税の賦課、税率につきましては、県から市町村ごとに標準的な税率が示されることになっております。また、保険税の応能割と応益割の標準割合、応益割の均等割と平等割の標準割合については国民健康保険法施行令及び地方税法において規定されているところです。

今回提案された令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算には、新たに今後の国民健康保険財政の安定化、事務の効率化を図るための市町村事務処理システム導入に関する経費も計上されており、適正な予算処置であると思うものです。

次に、議案第23号、令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算については、後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものです。県内全ての市町村が加入する医療制度であり、国の制度にのっとったもので、適正な予算の措置あると思います。

以上のことから、議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算、議案第22号、令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算、議案第23号、令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものです。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は、議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算に反対する立場から意見を述べます。

私は、本予算に上げられた各事業の必要性とその意義については十分に理解しております。しかしながら、熊本地震からの復旧・復興で増大した町の債務が令和2年度末で約450億円、これは、たとえ7割から8割を国からの交付税措置がなされたとしても、約120から130億円は町の負担となります。公債費も約20億円まで増大しつつあり、昨年9月の中期財政見通しが、……というのであれば話は別ですが、そうではないのであれば数年後には財政調整用等基金も枯渇し、歳入不足に陥るとの予測が示されているにもかかわらず、当予算は年度初めにして中期財政見通しに比べ、町債で1億円既にオーバー、財政用調整基金の取崩しも昨年より3億円増大し、このままでは来年度にも現在の27億円の財政用調整基金は枯渇し、町の財政は一段と困窮するものと心配します。このような心配な予算にもかかわらず、歳出事業は必要性とその意義が中心の議論で、最も大切な財源の裏づけや今後の財政への影響についての議論がやや少なかったように思われます。

私なりに歳出を抑える観点で本予算を見ると、例えば、民間への委託業務の中で町としてもっとやれるものがあるのではないかと。また、町が委託している6個の指定管理業務も、委託料約3億円だけが純増になっていないのか。さらに、広安小用地購入では教室棟増設のために、あれだけ広い土地が本当に必要なのか。また、飯野校区グラウンド用地購入も、現在使用しているグラウンドだけで、水田を買い足す必要があるのかなど、これからの町の財政を考えて、2から3億

円は私は削減できると思います。

以上のことから、今回提案された令和3年度益城町一般会計予算は、これから迎える本町の厳しい財政状況に配慮した予算と必ずしもなっていると思えず、私としては賛成することはできません。以上です。

○議長（稲田忠則君） ただいまですね、宮崎議員の発言の中で、「・・・・・・・・」についてはですね、議長において後刻、記録をですね、調査して措置することになります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 5番富田です。議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算について賛成討論を行います。

議案第21号、令和3年度益城町一般会計予算については、熊本地震からの復旧・復興に向けたもの、にぎわいづくり事業や新型コロナウイルス感染症対策に関わる予算など、今の益城町にとって必要な適正な予算であると思います。また、これからの町を担っていく子どもたちのための教育費においては、ICTタブレット導入後の運営業務委託料や支援員配置増と併せ、1教室35人学級への移行に向けた用地購入費など、今を逃してはならない、これからの益城町を見据えた予算措置がなされているものと思われま

す。また、飯野小仮運動場購入費、地区からの選出議員、PTA、区長会、体育協会、それぞれの団体からの要望も上がって、重要なグラウンドとなる購入費であると思われま

す。今を逃してはならない、これからの益城町を見据えた予算措置がなされているのだと思います。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第21号から議案第26号までに対する討論を終わります。

次に、議案第27号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第39号「益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番日本共産党の甲斐康之です。

議案第31号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例は、文化会館の使用料を値上げしようとするものであります。値上げの理由として、長年使用料を改定していなかったこと、消費税が上がっても値上げしなかったことなどで、値上げの答申を受けて、7%から10%の値上げとなると説明を受けました。

文化会館の業務目的は、芸術文化の向上のための自主事業、音楽文化の振興に関することとなっています。広く利用してもらうことから、値上げはすべきではありません。

値上げ額は消費税引上げに相当するものでもあります。私は、消費税はなくすべきだと考えています。使用料は、広く文化の向上振興に利用できるように努めるべきだと考えます。

以上から、議案第31号、文化会館使用料の値上げの改定条例には反対をいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番木村議員。

○1番（木村正史君） 1番木村です。議案第31号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論を行います。

議案第31号、益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定については、益城町文化会館の使用料の改定について益城町使用料等審議会の答申に基づき条例を改正するもので、私は次の理由により賛成します。

まず、文化会館の使用料金は、平成2年の開館時から現在まで30年間が経過しておりますが、その間一度も改正が行われておりません。30年前と比べて物価も大きく変動しており、また、当時3%であった消費税率も、現在は10%となっております。町の将来的な財政状況を鑑みた場合、やむを得ない措置であると考えます。

また、今回の使用料の改定は、原価の算定や近隣自治体の同様の使用料と大きな差異はなく、試算には有識者等による使用料等審議会で十分な審議をいただき、町へ答申されているところです。

以上のことから私は、議案第31号、益城町文化会館条例の一部を改定する条例の制定について賛成するものです。各議員の皆様のお賛同をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第27号から議案第39号までに対する討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時20分から再開します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉常任委員長報告の中で、訂正の申出がありましたので、吉村委員長の発言を許します。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 福祉常任委員長の吉村です。

先ほどの報告書の中で数字を間違っておりましたので、ここで訂正させていただきたいと思っております。

民生費、社会福祉費敬老事業表彰用記念品・謝礼に関する質疑があり、担当課長から、80歳到達者201名のところ、これは88歳の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 次に、議案第40号「工事請負契約の締結について」から議案第46号「工

事請負契約の変更について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許しません。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで議案第40号から議案第46号までに対する討論を終わります。

次に、議案第47号「町道の路線廃止について」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許しません。ありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) ないようですので、これで議案47号から議案第49号までに対する討論を終わります。

これより、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算(第11号)」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの34議案について採決します。

まず、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算(第11号)」から議案第20号「令和2年度益城町水道事業会計補正予算(第3号)」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第16号「令和2年度益城町一般会計補正予算(第11号)」から議案第20号「令和2年度益城町水道事業会計補正予算(第3号)」までについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「令和3年度益城町一般会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第21号「令和3年度益城町一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第22号「令和3年度益城町国民健康保険特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第23号「令和3年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和3年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第26号「令和3年度益

城町水道事業会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第24号「令和3年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第26号「令和3年度益城町水道事業会計予算」までについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から議案第30号「益城町税特別措置条例を廃止する条例の制定について」まで、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第27号「益城町課設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」から議案第30号「益城町税特別措置条例を廃止する条例の制定について」まで、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の制定」について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数です。よって、議案第31号「益城町文化会館条例の一部を改正する条例の設定について」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「益城町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第39号「益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について」まで、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第32号「益城町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第39号「益城町工場等設置奨励条例を廃止する条例の制定について」までは、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「工事請負契約の締結について」から議案第46号「工事請負契約の変更について」まで、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議案第40号「工事請負契約の締結について」から議案第46号「工事請負契約の変更について」までは、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号「町道の路線廃止について」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までの本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第47号「町道の路線廃止について」から議案第49号「御船町町道の路線認定に伴う承諾について」までは、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第50号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。議案第50号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

大規模滑動防止事業（宮園2地区）工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、宮園地区におきまして、熊本地震により被災した擁壁などの復旧工事を行うものです。工事の主な内容としましては、コンクリートブロック積擁壁工、プレキャストL型擁壁工などとなります。

契約金額は1億400万9,400円で、契約の相手方は、熊本県上益城郡益城町惣領1272番地3、有限会社福本建設でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第50号についてお尋ねいたします。

契約の方法が条件付一般競争入札となっておりますので、その条件について教えていただきたいと思っております。

2点目が、工期について、契約締結日の翌日から令和3年3月31日となっておりますけれども、これは適正工期と考えてよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

それと、この入札日も併せて教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 遠山総務課審議員。

○総務課審議員（遠山伸也君） お疲れさまです。総務課審議員の遠山です。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

条件付一般競争入札での条件というところでの、まず1点目の質問かと思っております。まずは、経営事項審査がですね、土木一式の総合評点値が1,000点以上、これは一般的な業者について1,000点と。益城町内におきましてはですね、少々緩和いたしまして850点以上というところにしております。地域要件としては、県内に主たる営業所または入札及び契約に関する権限を委任している営業所を有するものとしております。その他ですね、工事の施工実績等がですね、18年以降に契約金額は6,900万円以上の土木工事を施工した実績を有する者等々となっております。

それとですね、実施日ですかね。入札の実施日はですね、ちょっとお待ちください。お待たせしました。令和3年2月24日に実施しております。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第50号の工期についてでございますが、現在3月31日という形でやっておりますが、標準工期としましては、議会のですね、御承認が得られればですね、最終的には来年の2月5日を標準工期といたしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。確認いたします。

町外は経審が1,000点以上でよろしいですか。町外は経審が1,000点以上、町外、はい。で、町内が850点以上ということですね、はい。それと、実施日が令和3年の2月24日。はい、ありがとうございます。と、工期については、契約の翌日から令和4年ですかね、2月5日でよろしいですかね。はい、ありがとうございました。

2回目の質問ですけれども、これは条件付一般競争入札に参加した業者の入札金額がありますけれども、まず半分、12社ですね、12社のうちの6社、半分は失格となっております。残りの5社は約95%ほどの入札率、1社は、まあ落札した方はですね、ぎりぎり落札をされております。

このですね、失格と落札の差というのが、1億のうちの20万ほどありますけれども、これは一般的にどのような形での、まあ電子入札というんですかね、そのちょっと説明をですね、していただきたいと。で、まあ失格が多かった。あとはもうだいぶん入れ札が高かったというのはですね、役場としてはどのように考えているのかいないのかというのもですね、答えられればですね、答えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 遠山総務課審議員。

○総務課審議員（遠山伸也君） 総務課審議員の遠山です。11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

入札の結果でございますけれども、まず、落札とその失格の差のところですかね。こちらについてはですね、最低制限価格を設けておまして、こちらを基準にですね、失格、それと落札候補者というのは決定するところでございます。熊本県の入札情報公開サービスをもちましてですね、入札のほうは行っております。最低制限価格につきましてはですね、計算方法がありますけれども、最終的にはですね、その価格にランダム係数というのがですね、自動的に掛かるようになっておまして、これが100%から101%の範囲でですね、掛かるようになっております。そちらを上回ればですね、合格、下回った場合は失格ということになります。

それと、失格業者が多かったということにつきましてでございますけれども、そうですね、オリンピックとかですね、そういったのが以前は、需要でですね、かなり多うございましたけれども、最近建築関係、業界がですね、ある程度落ち着きを見せたところで、仕事を自然に取りにきた結果かなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第50号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第51号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第51号、工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

飯野小学校普通教室棟改修工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、経年劣化により損傷しました飯野小学校普通教室棟の改修工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、普通教室棟鉄筋コンクリート造2階建、延床面積1,546.37平米において、劣化改修工事、屋根、とい工事、防水改修工事、塗装改修工事を行うものです。

契約金額は5,755万9,700円で、契約の相手方は、熊本県菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第51号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第51号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第4、議案第52号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第52号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

平成31年度、都市防(繰)第13号、町道五楽安永線道路改良工事につきましては、当初設計金額が5,000万円未満の工事のため、議会の承認は得ておりませんでした。今回の変更で変更設計金額が5,000万円を超えるため、承認をお願いするものです。

変更の内容につきましては請負金額の変更であり、現在の請負金額4,796万円に対し、962万8,300円を増額するものです。

増額の理由としましては、拡幅に伴い沿線の敷地内に雨水排水管が築造されていることが判明したため、道路内に移設する必要が生じ、排水路の移設工が追加となっております。舗装工におきまして、拡幅分の路床が著しく軟弱な箇所が確認されたため、路床置き換え工が追加となっております。また、県道、熊本高森線等宅地進入路の取付け部のすりつけが追加となっております。

以上が主な変更内容となっております。御審議のほど、よろしく願います。

○議長(稲田忠則君) 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第52号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第53号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第53号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第4回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第114号、木山橋既存橋撤去工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額6,782万6,000円を7,153万7,586円に変更するもので、371万1,586円の増額となります。

本工事は、都市計画道路横町線整備における木山橋架け替えに伴い、既存橋の撤去を行うものであります。

変更の主な理由としまして、上部工撤去時に、当初クレーン1台により桁づりを予定しておりましたが、現場の状況から2台でのつり上げが必要となったため、クレーン2台を使用した撤去工法に変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第53号「工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第54号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第54号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第1号、大規模滑動防止事業（杉堂1地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額8億3,389万7,915円を8億5,027万1,739円に変更するもので、1,637万3,824円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました杉堂1地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、現地精査の結果、家屋が近接していたため、施工可能な工法として、コンクリートブロック積工から重力式擁壁工へ変更するものでございます。また、石積みの取壊しにおきまして空積みとして計上しておりましたが、練積の構造物となっている箇所がありましたことから、構造物取壊し工が増となるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第54号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第55号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第55号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第55号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第153号、大規模滑動防止事業（福原1地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億2,591万7,358円を2億8,324万299円に変更するもので、5,732万2,941円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました福原1地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、現地精査の結果、被災が確認されたため、コンクリートブロック積工及び鉄筋挿入工を増とするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第55号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第55号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第56号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第8、議案第56号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第56号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和元年第4回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第154号、大規模滑動防止事業(寺迫1地区)工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億8,607万2,859円を2億7,293万5,374円に変更するもので、1,313万7,485円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました寺迫1地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、現地精査の結果、コンクリートブロック積工が減となるものでございます。また、工事着工前の家屋の事前調査におきまして解体された建物がありましたため、調査件数を減とするものでございます。さらに、交通誘導員におきまして、1日当たり3名で計上しておりましたが、配置計画を見直しましたため、交通誘導員を減とするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第56号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第56号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第9、議案第57号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第57号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第51号、大規模滑動防止事業(砥川1地区)工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額4億2,265万4,959円を4億5,318万7,801円に変更するもので、3,053万2,842円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました砥川1地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、復旧の対象としている擁壁が家屋に近接している箇所におきまして、施工性の確保のため土留矢板工を追加するものでございます。また、土砂運搬におきまして、大型車両での現地からの搬出が困難な箇所がありましたため、各現場から仮置場への小運搬を追加するものでございます。さらに、熊本地震に伴う震災関連工事が継続しており、建設労働者の需要が高く、地域外からの労働者確保を行いましたため、地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用に基づいて設計変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第57号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第57号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第58号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第58号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第58号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第2回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第12号、大規模滑動防止事業（島田地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額1億7,118万5,123円を2億3,839万908円に変更するもので、6,720万5,785円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました島田地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、復旧の対象としている擁壁が家屋に近接している箇所におきまして、施工性の確保のため土留矢板工を追加するものでございます。また、土砂運搬におきまして、大型車輛での現地からの搬出が困難な箇所がありましたため、各現場から仮置場への小運搬を追加するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号「工事請負契約変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第58号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第59号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議案第59号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第59号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第2号、大規模滑動防止事業（下陳1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額4億2,209万4,807円を4億3,200万166円に変更するもので、990万5,359円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました下陳1地区外の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、鉄筋挿入工におきまして、現地精査の結果、石積前面勾配が急勾配などの理由により、前面保護の張りコンクリート工が施工困難でありますことから、樹脂モルタル注入工に変更するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第59号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第60号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第12、議案第60号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第60号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第2回益城町議会定例会におきまして議決をいただきました議案第81号、大規模滑動防止事業（福原2地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億1,767万9,281円を2億2,762万8,336円に変更するもので、994万9,055円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました福原2地区外の宅地擁壁の復旧を、大規模盛

土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、資材搬入時に大型車輛での現地への搬入が困難な箇所がありましたため、仮置場から各現場への小運搬を追加するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第60号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第60号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第60号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第13、議案第61号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第61号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第4号、大規模滑動防止事業（寺迫2地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額1億7,804万8,474円を1億7,563万8,935円に変更するもので、240万9,539円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました寺迫2地区の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、地権者と協議を行いました結果、ブロック積擁壁の高さを変更したことによる施工面積数量の減、また、現地精査により施工延長を減とするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第61号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第61号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第61号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第62号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第14、議案第62号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第62号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第2回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第13号、大規模滑動防止事業(安永・馬水1地区外)工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額5億8,804万2,737円を5億8,115万5,641円に変更するもので、688万7,096円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました安永、馬水1地区外の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、当初、鉄筋挿入工を予定していました箇所におきまして、現地精査の結果、減工とするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第62号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これから議案第62号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。したがって、議案第62号「工事請負契約の変更について」

は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第63号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第15、議案第63号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第63号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和2年第1回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第13号、大規模滑動防止事業（惣領1地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億2,747万7,820円を2億2,659万7,118円に変更するもので、88万702円の減額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました惣領1地区外の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、擁壁工事に必要な地耐力が確認されたため、安定処理工を減工するものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第63号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第63号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第64号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第16、議案第64号「工事請負契約の変更について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第64号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年第2回益城町議会臨時会におきまして議決をいただきました議案第14

号、大規模滑動防止事業（宮園2地区外）工事の請負金額の変更を行うものでございます。

今回、契約金額2億2,485万5,220円を2億2,890万6,278円に変更するもので、405万1,058円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました宮園2地区外の宅地擁壁の復旧を、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としまして、工事の施工箇所近辺が生活道路となっており、工事の施工中に足場などを道路上に設置することで通行できる幅が狭くなるなどの理由から、安全対策のために交通誘導員を配置したことによる増でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第64号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第64号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第65号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第17、議案第65号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○議長（稲田忠則君） 議案第65号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明を申し上げます。

令和3年5月13日に現行委員の任期が満了することに伴い新たに委員を選任するもので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要があるため、今回提案を行うものです。

なお、参考資料として、齋藤敦氏の履歴書を添付しております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。この採決は起立によって行います。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第65号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は同意することに決定しました。

日程第18 議員提出第1号 益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第18、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

17番坂田みはる議員。

○17番（坂田みはる君） 17番坂田みはるでございます。

今回提出いたしました益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、昨年12月定例会におきまして議決されました益城町課設置条例の一部を改正する条例により、行政組織が再編成され、課名等を変更し、4月1日から施行されることとなります。これに伴いまして、益城町議会委員会条例第2条第2項の所管事項を改正する必要がありますので、今回、宮崎議員、吉村議員に賛同いただき、賛成者議員になっていただき提出をいたします。

各議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第1号「益城町議会委員会条例の一部

を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第20、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

総務常任委員会は、議員控室にお集まりください。

12時25分から再開します。

休憩 午後0時16分

再開 午後0時21分

○議長（稲田忠則君） それでは時間前でございますけども、休憩前に引き続き、会議を再開します。

総務常任委員会の委員長及び副委員長につきまして御報告いたします。

委員長に中川公則議員、副委員長に宮崎金次議員が選出されましたので御報告いたします。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

3月8日から本日まで9日間にわたりまして御協力をいただきありがとうございました。

これで令和3年第1回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員